

平成 22 年（2010 年）

# 深川市議会会議録

第 4 回 定例会

第 4 回定例会 平成 22 年 12 月 3 日 開会

平成 22 年 12 月 14 日 閉会

深 川 市 議 会

## 平成 2 2 年第 4 回深川市議会定例会目次

会期日程.....	2 1
議決結果表.....	2 2
出席議員.....	2 5
説明のため出席した者.....	2 6
事務局職員出席者.....	2 7
意見書.....	2 8
一般質問通告表.....	3 2
 第 1 号 ( 1 2 月 3 日 )	
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	4 3
日程第 2 会期の決定について.....	4 3
日程第 3 諸般の報告.....	4 3
( 1 ) 議長諸般報告.....	4 3
( 2 ) 市長一般行政報告.....	4 3
( 3 ) 教育長教育行政報告.....	4 4
日程第 4 委員会報告第 1 9 号 行財政改革調査特別委員会の中間報告について.....	4 5
日程第 5 議案第 6 9 号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について.....	4 7
日程第 6 議案第 7 0 号 深川市職員給与条例の一部を改正する条例について.....	4 7
日程第 7 議案第 7 1 号 深川市住民基本台帳カード多目的利用条例の一部を改正する条例について.....	4 8
日程第 8 議案第 7 2 号 深川市債権管理条例について.....	4 8
日程第 9 議案第 7 3 号 深川市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について.....	4 8
議案第 7 4 号 深川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について.....	4 8
議案第 7 5 号 北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約について.....	4 8
日程第 1 0 議案第 7 6 号 深川市簡易水道条例及び深川市簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例について.....	4 9
議案第 7 7 号 深川市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について.....	4 9
日程第 1 1 議案第 7 8 号 妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託について.....	4 9
日程第 1 2 議案第 7 9 号 深川市児童館条例を廃止する条例について.....	5 0
日程第 1 3 議案第 8 0 号 財産の譲渡について ( 深川市リサイクルプラザ ) .....	5 0
〔 議事延期 〕	
日程第 1 4 議案第 8 1 号 損害賠償の額を定めることについて.....	5 0
日程第 1 5 議案第 8 2 号 字の廃止及び区域の変更について.....	5 0
質疑・東出治通君.....	5 1
答弁・坂本企画総務部長.....	5 1
日程第 1 6 議案第 8 3 号 深川市墓地条例の一部を改正する条例について.....	5 2
日程第 1 7 議案第 8 4 号 指定管理者の指定について ( 深川市総合福祉センター ) .....	5 2
議案第 8 5 号 指定管理者の指定について ( 深川市労働福祉会館 ) .....	5 2
議案第 8 6 号 指定管理者の指定について ( 深川市都市農村交流センター ) .....	5 2
議案第 8 7 号 指定管理者の指定について ( 深川市林業センター ) .....	5 2
議案第 8 8 号 指定管理者の指定について ( 深川市オートキャンプ場 ) .....	5 2
議案第 8 9 号 指定管理者の指定について ( 深川市いざないの里 ) .....	5 2
議案第 9 0 号 指定管理者の指定について ( 深川市アートホール東洲館 ) .....	5 2
議案第 9 1 号 指定管理者の指定について ( 深川市総合体育館及び深川市総合運動公園体育施設 ) .....	5 2
議案第 9 2 号 指定管理者の指定について ( 北育ち元気村ライスターミナル施設 ) .....	5 2
議案第 9 3 号 指定管理者の指定について ( 深川市経済センター ) .....	5 2
質疑・北名照美君.....	5 3

	関連質疑・田中昌幸君.....	5 3
	答弁・坂本企画総務部長.....	5 3
	再質疑・北名照美君.....	5 4
	再質疑・田中昌幸君.....	5 4
	答弁・坂本企画総務部長.....	5 5
	再々質疑・北名照美君.....	5 5
	答弁・坂本企画総務部長.....	5 6
	質疑・東出治通君.....	5 6
	答弁・坂本企画総務部長.....	5 6
	再質疑・東出治通君.....	5 6
	答弁・坂本企画総務部長.....	5 6
	再々質疑・東出治通君.....	5 7
	答弁・坂本企画総務部長.....	5 7
	質疑・北名照美君.....	5 7
	発言・渡辺英雄君.....	5 7
	関連質疑・田中昌幸君.....	5 7
	答弁・坂本企画総務部長.....	5 8
	再質疑・北名照美君.....	5 8
	再質疑・田中昌幸君.....	5 8
	答弁・坂本企画総務部長.....	5 9
	再々質疑・北名照美君.....	5 9
	再々質疑・田中昌幸君.....	5 9
	答弁・坂本企画総務部長.....	5 9
	議事進行・北名照美君.....	6 0
	答弁・坂本企画総務部長.....	6 0
	補足答弁・坂本企画総務部長.....	6 0
	質疑・田中昌幸君.....	6 0
	答弁・坂本企画総務部長.....	6 0
日程第 1 8	議案第 9 4 号 平成 2 2 年度深川市一般会計補正予算（第 5 号）.....	6 1
	議案第 9 5 号 平成 2 2 年度深川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）.....	6 1
	議案第 9 6 号 平成 2 2 年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）.....	6 1
	議案第 9 7 号 平成 2 2 年度深川市病院事業会計補正予算（第 2 号）.....	6 1
	〔議案第 9 4 号〕	
	質疑・田中昌幸君.....	6 4
	答弁・坂本企画総務部長.....	6 4
	質疑・田中昌幸君.....	6 5
	答弁・通市民福祉部長.....	6 5
	再質疑・田中昌幸君.....	6 5
	答弁・通市民福祉部長.....	6 6
	再々質疑・田中昌幸君.....	6 6
	答弁・通市民福祉部長.....	6 6
	質疑・田中昌幸君.....	6 6
	関連質疑・北名照美君.....	6 7
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	6 7
	再質疑・北名照美君.....	6 7
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	6 8
	質疑・松沢一昭君.....	6 8
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	6 8
	再質疑・松沢一昭君.....	6 8
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	6 8
	質疑・楠理智子君.....	6 9
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	6 9

		質疑・楠理智子君.....	6 9
		答弁・一原教育部長.....	6 9
	[ 議案第 9 5 号・議案第 9 6 号 ]	質疑・田中昌幸君.....	7 0
		答弁・通市民福祉部長.....	7 0
		答弁・坂本企画総務部長.....	7 0
		再質疑・田中昌幸君.....	7 0
		答弁・坂本企画総務部長.....	7 1
	[ 議案第 9 7 号 ]	質疑・東出治通君.....	7 1
		答弁・川端市立病院事務部長.....	7 1
		再質疑・東出治通君.....	7 1
		答弁・川端市立病院事務部長.....	7 1
日程第 1 9	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について.....	7 2
日程第 2 0	意見案第 1 5 号	T P P 交渉への参加を行わないよう求める意見書.....	7 2
日程第 2 1	請願第 2 号	最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願.....	7 2
	請願第 3 号	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願.....	7 2
日程第 2 2	陳情第 2 号	市議会の動画配信の陳情書.....	7 3
日程第 2 3	一般質問.....		7 3
	1 - 1 .	7 番・水上真由美君.....	7 3
		答弁・沢田経済・地域振興部長.....	7 4
		再質問・水上真由美君.....	7 5
		答弁・沢田経済・地域振興部長.....	7 5
	2 .	質問・水上真由美君.....	7 5
		答弁・沢田経済・地域振興部長.....	7 5
	3 .	質問・水上真由美君.....	7 6
		答弁・山下市長.....	7 6
		再質問・水上真由美君.....	7 7
		答弁・山下市長.....	7 7
	4 .	質問・水上真由美君.....	7 7
		答弁・沢田経済・地域振興部長.....	7 7
		再質問・水上真由美君.....	7 8
		答弁・沢田経済・地域振興部長.....	7 8
	5 .	質問・水上真由美君.....	7 9
		答弁・一原教育部長.....	7 9
		答弁・坂本企画総務部長.....	8 0
	2 - 1 .	5 番・田中昌幸君.....	8 1
		答弁・坂本企画総務部長.....	8 2
		再質問・田中昌幸君.....	8 3
		答弁・坂本企画総務部長.....	8 3
	2 .	質問・田中昌幸君.....	8 4
		答弁・坂本企画総務部長.....	8 4
		再質問・田中昌幸君.....	8 5
		答弁・坂本企画総務部長.....	8 5
	3 .	質問・田中昌幸君.....	8 5
		答弁・山下市長.....	8 6
	4 .	質問・田中昌幸君.....	8 6
		答弁・坂本企画総務部長.....	8 7
	5 .	質問・田中昌幸君.....	8 8
		答弁・坂本企画総務部長.....	8 9
		再質問・田中昌幸君.....	8 9
		答弁・坂本企画総務部長.....	8 9

第2号(12月6日)

日程第 1 一般質問.....	9 2
3 - 1 . 1 0 番・北畑 透君.....	9 2
答弁・坂本企画総務部長.....	9 3
2 . 質問・北畑 透君.....	9 4
答弁・鈴木教育長.....	9 5
3 . 質問・北畑 透君.....	9 6
答弁・通市民福祉部長.....	9 6
再質問・北畑 透君.....	9 8
答弁・通市民福祉部長.....	9 8
4 . 質問・北畑 透君.....	9 8
答弁・山下市長.....	9 9
5 . 質問・北畑 透君.....	1 0 0
答弁・一原教育部長.....	1 0 0
再質問・北畑 透君.....	1 0 0
答弁・一原教育部長.....	1 0 1
6 . 質問・北畑 透君.....	1 0 1
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 0 1
4 - 1 . 9 番・渡辺英雄君.....	1 0 2
答弁・山下市長.....	1 0 2
2 . 質問・渡辺英雄君.....	1 0 3
答弁・坂本企画総務部長.....	1 0 4
3 . 質問・渡辺英雄君.....	1 0 5
答弁・通市民福祉部長.....	1 0 5
4 . 質問・渡辺英雄君.....	1 0 6
答弁・坂本企画総務部長.....	1 0 6
5 . 質問・渡辺英雄君.....	1 0 7
答弁・坂本企画総務部長.....	1 0 8
6 . 質問・渡辺英雄君.....	1 0 8
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 0 9
答弁・山下市長.....	1 0 9
7 . 質問・渡辺英雄君.....	1 1 0
答弁・坂本企画総務部長.....	1 1 1
答弁・川端市立病院事務部長.....	1 1 1
5 - 1 . 6 番・楠理智子君.....	1 1 2
答弁・山下市長.....	1 1 3
2 . 質問・楠理智子君.....	1 1 4
答弁・通市民福祉部長.....	1 1 4
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 1 5
3 . 質問・楠理智子君.....	1 1 5
答弁・通市民福祉部長.....	1 1 6
4 . 質問・楠理智子君.....	1 1 6
答弁・一原教育部長.....	1 1 6
6 - 1 . 1 4 番・太田幸一君.....	1 1 7
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 1 8
答弁・一原教育部長.....	1 1 9
再質問・太田幸一君.....	1 1 9
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 1 9
2 . 質問・太田幸一君.....	1 1 9
答弁・山下市長.....	1 2 0
3 . 質問・太田幸一君.....	1 2 0

	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 2 1
4 .	質問・太田幸一君.....	1 2 1
	答弁・一原教育部長.....	1 2 2
	答弁・通市民福祉部長.....	1 2 2
5 .	質問・太田幸一君.....	1 2 3
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 2 3
	再質問・太田幸一君.....	1 2 4
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 2 4

第3号(12月7日)

日程第 1	一般質問.....	1 2 6
7 - 2 .	4番・長野 勉君.....	1 2 6
	答弁・山下市長.....	1 2 6
3 .	質問・長野 勉君.....	1 2 7
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 2 8
4 .	質問・長野 勉君.....	1 2 8
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 2 9
	再質問・長野 勉君.....	1 2 9
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 3 0
5 .	質問・長野 勉君.....	1 3 0
	答弁・河合農業委員会会長.....	1 3 0
6 .	質問・長野 勉君.....	1 3 1
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 3 1
8 - 1 .	13番・東出治通君.....	1 3 2
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 3 3
	再質問・東出治通君.....	1 3 4
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 3 4
2 .	質問・東出治通君.....	1 3 5
	答弁・山下市長.....	1 3 5
3 .	質問・東出治通君.....	1 3 6
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 3 7
4 .	質問・東出治通君.....	1 3 8
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 3 9
5 .	質問・東出治通君.....	1 3 9
	答弁・一原教育部長.....	1 4 0
6 .	質問・東出治通君.....	1 4 0
	答弁・川端市立病院事務部長.....	1 4 1
	再質問・東出治通君.....	1 4 2
	答弁・川端市立病院事務部長.....	1 4 2
9 - 1 .	16番・北名照美君.....	1 4 3
	答弁・山下市長.....	1 4 3
2 .	質問・北名照美君.....	1 4 4
	答弁・川端市立病院事務部長.....	1 4 4
	再質問・北名照美君.....	1 4 5
	答弁・川端市立病院事務部長.....	1 4 5
3 .	質問・北名照美君.....	1 4 5
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 4 6
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 4 6
	再質問・北名照美君.....	1 4 6
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 4 7
4 .	質問・北名照美君.....	1 4 7

	答弁・坂本企画総務部長.....	1 4 7
5 .	質問・北名照美君.....	1 4 8
	答弁・通市民福祉部長.....	1 4 8
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 4 9
	再質問・北名照美君.....	1 4 9
	答弁・通市民福祉部長.....	1 4 9
6 .	質問・北名照美君.....	1 4 9
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 4 9
	再質問・北名照美君.....	1 5 0
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 5 0
	再々質問・北名照美君.....	1 5 0
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 5 0
7 .	質問・北名照美君.....	1 5 0
	答弁・一原教育部長.....	1 5 1
	再質問・北名照美君.....	1 5 1
	答弁・一原教育部長.....	1 5 1
	再々質問・北名照美君.....	1 5 2
	答弁・鈴木教育長.....	1 5 2
1 0 - 2 .	8 番・松沢一昭君.....	1 5 3
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 5 3
3 .	質問・松沢一昭君.....	1 5 4
	答弁・山下市長.....	1 5 4
4 .	質問・松沢一昭君.....	1 5 5
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 5 7
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 5 7
	再質問・松沢一昭君.....	1 5 8
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 5 8
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 5 8
	再々質問・松沢一昭君.....	1 5 9
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 5 9
	議事進行・松沢一昭君.....	1 5 9
	補足答弁・寺下副市長.....	1 5 9
5 .	質問・松沢一昭君.....	1 6 0
	答弁・上垣教育委員長.....	1 6 0
6 .	質問・松沢一昭君.....	1 6 0
	答弁・川端市立病院事務部長.....	1 6 0
7 .	質問・松沢一昭君.....	1 6 1
	答弁・通市民福祉部長.....	1 6 1
	再質問・松沢一昭君.....	1 6 1
	答弁・通市民福祉部長.....	1 6 2

第4号(12月14日)

日程第 1	委員会報告第20号.....	1 6 4
	議案第70号 深川市職員給与と条例の一部を改正する条例について	
	議案第71号 深川市住民基本台帳カード多目的利用条例の一部を改正する条例について	
	議案第72号 深川市債権管理条例について	
	議案第78号 妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託について	
	議案第79号 深川市児童館条例を廃止する条例について	
日程第 2	委員会報告第21号.....	1 6 8
	議案第73号 深川市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について	

	議案第 7 4 号	深川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	
	議案第 7 5 号	北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約について	
	議案第 7 6 号	深川市簡易水道条例及び深川市簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例について	
	議案第 7 7 号	深川市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第 3	委員会報告第 2 2 号	.....	1 7 0
	請願第 2 号	最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願	
日程第 4	委員会報告第 2 3 号	.....	1 7 1
	陳情第 2 号	市議会の動画配信の陳情書	
日程第 5	議案第 8 0 号	財産の譲渡について（深川市リサイクルプラザ）.....	1 7 2
日程第 6	意見案第 1 6 号	米需給適正化に対する意見書.....	1 7 2
日程第 7		閉会中の継続審査の申し出について.....	1 7 2
日程第 8		閉会中の所管事務調査の申し出について.....	1 7 2



平成 22 年

## 深川市議会第 4 回定例会会議録

平成22年12月 3 日 開 会

平成22年12月14日 閉 会

平成 2 2 年第 4 回深川市議会定例会会期日程

会期 12月 3日 12日間  
12月14日

日目	月	日	曜日	種 別	審 議 事 項 等	開議時刻
1	12	3	金	本会議	会期の決定、諸般の報告、議案審議（条例、補正予算、意見書等）、諮問、請願審議、陳情審議、一般質問	10:00
2		4	土	休 会		
3		5	日	休 会		
4		6	月	本会議	一般質問	10:00
5		7	火	本会議	一般質問	10:00
6		8	水	休 会	常任委員会（総務文教、社会民生、経済建設）	
7		9	木	休 会	議会運営委員会	
8		10	金	休 会	事務整理	
9		11	土	休 会		
10		12	日	休 会		
11		13	月	休 会	事務整理	
12		14	火	本会議	委員会報告、議案審議（財産の譲渡、意見書）	10:00

平成22年第4回深川市議会定例会議決結果表

会期 自 平成22年12月 3日(金)  
至 平成22年12月14日(火)

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議決結果	付託委員会	
議案第69号	損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について	22.12.3		49
		承認		
議案第70号	深川市職員給与条例の一部を改正する条例について	22.12.14	22.12.3	164
		原案可決	総務文教	
議案第71号	深川市住民基本台帳カード多目的利用条例の一部を改正する条例について	"	"	164
		"	"	
議案第72号	深川市債権管理条例について	"	"	164
		"	"	
議案第73号	深川市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について	"	22.12.3	168
		"	経済建設	
議案第74号	深川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	"	"	168
		"	"	
議案第75号	北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約について	"	"	168
		"	"	
議案第76号	深川市簡易水道条例及び深川市簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例について	"	"	168
		"	"	
議案第77号	深川市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について	"	"	168
		"	"	
議案第78号	妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託について	"	22.12.3	164
		"	総務文教	
議案第79号	深川市児童館条例を廃止する条例について	"	"	164
		"	"	
議案第80号	財産の譲渡について(深川市リサイクルプラザ)	"	22.12.3	172
		"	議事延期	

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
議案第 8 1 号	損害賠償の額を定めることについて	22.12.3		5 0
		原案可決		
議案第 8 2 号	字の廃止及び区域の変更について	"		5 0
		"		
議案第 8 3 号	深川市墓地条例の一部を改正する条例について	"		5 2
		"		
議案第 8 4 号	指定管理者の指定について( 深川市総合福祉センター )	"		5 2
		"		
議案第 8 5 号	指定管理者の指定について ( 深川市労働福祉会館 )	"		5 2
		"		
議案第 8 6 号	指定管理者の指定について ( 深川市都市農村交流センター )	"		5 2
		"		
議案第 8 7 号	指定管理者の指定について ( 深川市林業センター )	"		5 2
		"		
議案第 8 8 号	指定管理者の指定について ( 深川市オートキャンプ場 )	"		5 2
		"		
議案第 8 9 号	指定管理者の指定について ( 深川市いざないの里 )	"		5 2
		"		
議案第 9 0 号	指定管理者の指定について ( 深川市アートホール東洲館 )	"		5 2
		"		
議案第 9 1 号	指定管理者の指定について ( 深川市総合体育館及び深川市総合運動公園体育施設 )	"		5 2
		"		
議案第 9 2 号	指定管理者の指定について ( 北育ち元気村ライスターミナル施設 )	"		5 2
		"		
議案第 9 3 号	指定管理者の指定について ( 深川市経済センター )	"		5 2
		"		

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
議案第 9 4 号	平成 2 2 年度深川市一般会計補正予算（第 5 号）	22.12.3		6 1
		原案可決		
議案第 9 5 号	平成 2 2 年度深川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	"		6 1
		"		
議案第 9 6 号	平成 2 2 年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	"		6 1
		"		
議案第 9 7 号	平成 2 2 年度深川市病院事業会計補正予算（第 2 号）	"		6 1
		"		
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	22.12.3		7 2
		適任と答申		
請願第 2 号	最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願	22.12.14	22.12.3	1 7 0
		趣旨採択	社会民生	
請願第 3 号	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願	22.12.14	"	1 7 2
		継続審査	"	
陳情第 2 号	市議会の動画配信の陳情書	22.12.14	22.12.3	1 7 1
		不採択	議会運営	
意見案第15号	T P P 交渉への参加を行わないよう求める意見書	22.12.3		7 2
		原案可決		
意見案第16号	米需給適正化に対する意見書	22.12.14		1 7 2
		原案可決		
	閉会中の継続審査の申し出について（総務文教、社会民生）	22.12.14		1 7 2
		決 定		
	閉会中の所管事務調査の申し出について（社会民生、経済建設）	"		1 7 2
		"		

出席議員

議席 番号	氏 名	出 席 月 日					
		12.3	12.6	12.7	12.14		
1	宮 田 剛 暁 君						
2	山 田 圭 二 君						
3	北 本 清 美 君						
4	長 野 勉 君						
5	田 中 昌 幸 君						
6	楠 理 智 子 君						
7	水 上 真 由 美 君						
8	松 沢 一 昭 君						
9	渡 辺 英 雄 君						
10	北 畑 透 君						
12	川 中 裕 君						
13	東 出 治 通 君						
14	太 田 幸 一 君						
15	田 中 裕 章 君						
16	北 名 照 美 君						

議席番号11は欠番

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	出 席 月 日					
		12.3	12.6	12.7	12.14		
市 長	山 下 貴 史 君						
教育委員会委員長	上 垣 由 紀 子 君						
農業委員会会長	河 合 義 則 君						
選挙管理委員会委員長	松 田 俊 雄 君						
監査委員	大 内 俊 君						
副市長	寺 下 良 一 君						
企画総務部長	坂 本 光 央 君						
市民福祉部長	通 義 美 君						
経済・地域振興部長	沢 田 敏 幸 君						
建設水道部長	松 浦 龍 行 君						
総務課長	高 田 智 之 君						
財政課長	平 山 泰 樹 君						
教育長	鈴 木 英 利 君						
教育部長	一 原 慶 逸 君						
市立病院事務部長	川 端 政 幸 君						
公平委員会事務局長	坂 本 光 央 君						

事務局職員出席者

職名	氏名	出席月日					
		12.3	12.6	12.7	12.14		
事務局長	山岸弘明君						
事務局次長	渡辺加代子君						
議会庶務係長	水野紀子君						
議事係長	古村浩一君						
議事係兼議会庶務係	梶原仁君						



平成 22 年深川市議会  
意見案 第 15 号

TPP 交渉への参加を行わないよう求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条第 1 項の規定に基づき提出する。

平成 22 年 12 月 3 日 提出

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭
	深川市議会議員	北 名 照 美

## ＴＰＰ交渉への参加を行わないよう求める意見書

国は、本年３月に閣議決定した「新たな食料・農業・農村基本計画」において、食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置付け、食料自給率の向上に向けた施策を重点的・効率的に実施することとし、また、国際交渉への対応については、ＥＰＡ（経済連携協定）・ＦＴＡ（自由貿易協定）について、食の安定・安全供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組むとしている。

こうした中で、菅内閣は、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）への参加検討を含む包括的経済連携協定に関する基本方針を１１月９日に閣議決定した。

しかし、ＴＰＰは、例外品目がなく１００％自由化を実現するＦＴＡであり、ＴＰＰへの参加は、食料自給率向上と多面的機能の発揮をめざす食料・農業・農村政策に大きな影響を及ぼすことになるとともに、金融、保険、医療など、幅広い分野の規制廃止を目指すものならば、「この国のかたち」を一変させる大問題である。

万が一にも、わが国農業の重要品目である米や小麦、砂糖、牛肉、乳製品などの農畜産物の関税が撤廃されると、農水省試算では国内の農業生産額は４兆１０００億円減るとされ、道庁試算でも、関連産業を含め２兆１２５４億円の損失が出るとの試算結果が示されるなど甚大な損害が予測される。

このため、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

１．関税撤廃を原則とするＴＰＰへの参加は、北海道農業をはじめ地域経済・社会に壊滅的な影響を与えることから、断じて行わないこと。

２．ＥＰＡ・ＦＴＡなど国際貿易交渉については、「食料・農業・農村基本計画」（平成２２年３月閣議決定）に基づき、食の安定・安全供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わないとの基本を貫くこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年１２月３日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣

平成 22 年深川市議会  
意見案 第 16 号

米需給適正化に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条第 1 項の規定に基づき提出する。

平成 22 年 12 月 14 日 提出

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭
	深川市議会議員	北 名 照 美

## 米需給適正化に対する意見書

米を巡る情勢は、これまでの持ち越し在庫が起因となり、さらに、本年の「戸別所得補償制度」による「米のモデル事業」が買い手の値下げ圧力につながるなど、過去にないほどの価格下落に陥っており、生産現場はもとよりJAや米流通業者など米関係者が悲鳴をあげているのが実態である。

特に北海道、中でも深川市においては、これまで売れる米づくりに努力してきたが、いまだぬぐい切れない過剰感から、23年度以降の生産数量目標は限りなく減少し続け、需要ニーズに応じた米づくりなどできなくなり、努力してきた産地が報われず、生産者の意欲が損なわれてしまう看過できない事態となることを危惧してきた。まさにその事態が現実となり、23年産米生産数量目標は、需要見通しの減少から本道においては、全国平均を大きく超える減少率が示される状況となり、これまで主食用米の生産面積確保と価格安定に向けて、需給調整に協力し取り組んできた農業者の努力が、全く反映されていない生産面積の削減に怒りを禁じ得ない。

つきましては、この危機的状況を早急に打開するため、米環境の改善及び努力が報われる米政策全般の仕組みの再構築が喫緊の課題であることから、下記の事項について強く要請する。

### 記

1. 米の需給適正化対策として、22年産計画生産における未達成分については、その全量を政府責任において処理すること。
2. 集荷円滑化対策生産者拠出金の活用による過剰米処理を早急に具現化すること。
3. 米価の暴落対策を講じること。
4. 生産調整にまじめに取り組んできた本道農業者に対する総合的なメリット措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月14日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣

平成22年第4回深川市議会定例会一般質問通告表

順位	議席番号	所属党派 氏名	件名	索引
1	7	新政クラブ 水上 真由美	<p>1．中心市街地の活性化について〔商工〕</p> <p>(1) 空き地空き店舗活用事業について</p> <p>(2) 商店街との連携について</p> <p>2．プレミアム商品券について〔商工〕</p> <p>(1) 検討の経緯について</p> <p>(2) 今後の考え方について</p> <p>3．地域資源の活用について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 特産品の開発について</p> <p>(2) 今後の戦略、支援について</p> <p>4．緊急雇用創出事業について〔労働〕</p> <p>(1) 採用の状況について</p> <p>(2) 雇用のあり方について</p> <p>5．ICTの活用について〔教育、一般〕</p> <p>(1) 電子黒板について</p> <p>(2) 深ナビについて</p>	73
2	5	民主クラブ 田中 昌幸	<p>1．公契約条例制定について〔一般〕</p> <p>(1) 入札制度改革の進行状況について</p> <p>(2) 過度な低落札、いわゆるダンピングのおそれの状況について</p> <p>(3) 最低制限価格のある工事請負に比べて、最低制限価格のない委託業務のこれまでの状況について</p> <p>(4) 指定管理者制度の一率3年という期間設定について</p> <p>(5) 官製ワーキングプアと呼ばれる状況の考えについて</p> <p>(6) 千葉県野田市で制定された公契約条例のような条例を深川市でも制定すべきではないか</p> <p>2．男女共同参画計画について〔一般〕</p> <p>(1) 深川市男女共同参画計画のこれまでの成果について</p> <p>(2) 次期計画策定に向けた対応について</p> <p>ア 総合計画と同時進行になるが、計画策定体制、行政スタッフ、予算について</p> <p>イ アンケート調査により、これまでの推移を検証することについて</p> <p>3．補正予算に対する取り組みについて〔財政〕</p> <p>(1) 国の補正予算成立に伴う当市への影響額と政策について</p> <p>(2) 早期の対応が必要だがそのスケジュールは</p> <p>(3) 疲弊する市内経済状況に対しての取り組みについて</p>	81

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			4．2011年度予算編成について〔財政〕 (1) 編成方針について (2) 広報の09年度決算に対する評価と対策について (3) 疲弊する市内経済状況への刺激策として現行各種制度の見直しについて 5．危機管理について〔一般〕 (1) 非公開情報の誤開示、水道管の破裂、犯罪、災害など不測の事態の対応について (2) 市としての対応マニュアルの整備と公表について (3) 学校単位での安心メールのような連絡網の整備について	
3	10	平成公明クラブ 北畑透	1．行財政改革について〔一般〕 (1) 行政運営プランでは、事務事業の見直しや定員管理の適正化による総人件費の抑制などに取り組んできた。この5年間の行政改革の総括について (2) 行財政改革の成否は、人・モノ・カネ・情報などの経営資源を最大限に有効活用できたかが成否となるが、そのための基本的情報の白書化（見える化）と評価・検証制度について (3) 社会基盤の老朽化における公有資産の有効活用やそれに必要な資金調達合理化、指定管理者制度、PFI手法などの検証も含めた公民連携に向けた今後の取り組みについて (4) 新たな時代の人材育成戦略について 2．いじめ自殺防止への取り組みについて〔教育〕 (1) 「いじめ」の実態について (2) 子どもの発するSOSに対する反応と「いじめ」の対応について (3) 学級崩壊の実態とその対策について 3．介護の課題について〔福祉〕 (1) 介護待機者の解消計画と特定施設について ア 待機者解消に向けての計画について イ 特定施設の施設整備状況、経済的負担の把握、負担軽減策について (2) 認知症予防と介護予防について ア 介護予防策の現状と課題及び取り組みについて イ 介護予防事業の啓発について ウ 閉じこもり、認知症予防対策について (3) 在宅介護の環境整備について ア 高齢者住宅改修事業の独自財源での支援について イ ショートステイ床数について	92

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			4．自治体クラウドについて〔市勢振興〕 (1) 情報システムの「所有」から「利用」の移行について 5．読書活動の推進について〔教育〕 (1) 深川web図書館の導入と推進について 6．収穫の秋を迎えたが、本市の厳しい農業情勢について〔農業〕 (1) 戸別所得補償制度について ア 制度の加入状況について イ 米価への影響について ウ 所得補償定額支払いと変動部分の補てんについて エ 平成23年産米の生産調整について	
4	9	平成公明クラブ 渡辺英雄	1．市長の行政姿勢について〔市勢振興〕 (1) 1期4年で取り組んだ主な大型事業等について (2) 2期目に向けた山下市長の抱負（マニフェスト）について 2．深川市の財政状況について〔財政〕 (1) 平成22年度歳入確保の状況について (2) 平成22年度各会計の決算の予想について (3) 基金の今後の方針について (4) 今後の起債償還予定について 3．児童福祉について〔福祉〕 (1) 公立保育園運営の今後の方針について (2) 法人保育園への補助交付について 4．機構改革と職員定数について〔一般〕 (1) 機構改革について (2) 職員定数について (3) 職員の適材適所の配置について (4) 職員提案制度の状況について (5) 職員の健康管理について 5．地上デジタル放送について〔一般〕 (1) 地上デジタル放送完全移行に備えた対応等について 6．深川市農業の状況等について〔農業〕 (1) 不耕作地及び転作の状況について (2) 高齢農業者と後継者の育成について (3) 農業ヘルパー制度について (4) 国がTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）を取り組んだ場合の深川市への影響について	102

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			7. 深川市立病院について〔医療〕 (1) 病院経営全般について (2) 救急医療体制について (3) 医師確保対策について (4) 7対1看護体制について	
5	6	民主クラブ 楠 理智子	1. 介護保険について〔福祉〕 (1) 介護認定、サービスを受けやすい体制について (2) 在宅介護における訪問看護ステーションの充実について 2. 工事業国保（全国建設工事業国民健康保険組合）について〔商工、医療〕 (1) 深川市における無資格者の状況について (2) 工事業国保から国保へ加入の対応について (3) 工事業国保から無資格通知を受けた事業主の状況について (4) 国、道への工事業国保への指導強化の要望について 3. フッ化物洗口について〔福祉、教育〕 (1) フッ化物洗口の安全性について 4. 教育の充実について〔教育〕 (1) 授業時間、放課後もじっくり向き合える時間の確保について (2) ゆとりある教育について	112
6	14	民主クラブ 太田 幸一	1. 「米粉」消費拡大と、「米焼酎」等開発の考えは〔市勢振興、教育、商工〕 (1) 他用途米の作付拡大へ指導の考えは (2) 米粉製粉機の設置により容易に市民利用がかなう体制と、米粉による商品開発、需要の拡大の考えは (3) 学校給食への小麦粉にかわる（アレルギー対策等）米粉の利活用の考えは (4) 他用途米を活用しての、『米焼酎』（ブランド化）開発の考えは (5) 米粉食品開発「販売店」を、観光マップに組み込むことは 2. 交通網（JR留萌線）改善と対策は〔市勢振興〕 (1) 現状、通学、通院、通勤など駅近郊住民の利用をどう認識し、どう利用者の声を反映させるか (2) 沿線自治体との共同歩調による取り組みが必要となるのではないか	117



順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>3. 「買い物弱者」に対する自治体の支援を行う考えは〔商工〕</p> <p>(1) 深川市として、いわゆる「買い物弱者」へどのような対策を持ち合わせているか</p> <p>(2) 「移動販売車」による地域巡回販売の方策を行うことへの所見は</p> <p>4. インフルエンザの流行に対する備えは〔医療、教育、福祉〕</p> <p>(1) 既に深川保健所管内では、一部小学校の学級閉鎖等対応を迫られているが、深川市内の小中学校の状況と対応は</p> <p>(2) 市民への注意啓発を早期に実施すべきと思うが、現在の進捗は</p> <p>(3) 予防ワクチンは、「A香港型」「B型」「新型」を含めた「3価ワクチン」が準備されていると聞くが、深川市においては、どのような在庫状況及び在庫予定になっているか</p> <p>(4) 予防ワクチン接種者に対する深川市の補助のあり方は</p> <p>5. 深川市街地の条番が碁盤の目にもかかわらず、道路整備が遅れている箇所がある。拡幅整備を行う考えは〔建設〕</p> <p>(1) 「2条と3条、13番と14番の間」の道路の拡幅改修は</p> <p>(2) 「7条、13番と14番の間」の道路の拡幅改修は</p> <p>(3) 「8条、14番と15番の間」の道路の取り付けの考えは</p>	
7	4	公政クラブ 長野 勉	<p>1. 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）について〔農業〕（割愛）</p> <p>(1) TPPへの政府方針について、市長の所見を求めたい</p> <p>(2) 本市の農業への影響額について</p> <p>2. 今年の農畜産物の販売額と農家経済について〔農業〕</p> <p>(1) 高温多雨による影響と減収の実態について</p> <p>(2) 品質、収量、価格の低下による農家経済の実態について</p> <p>3. 広域行政について〔一般〕</p> <p>(1) 現状と課題について</p> <p>(2) 基本的な考え方について</p> <p>(3) 広域行政の取り組みについて</p>	126

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			4．市民との協働について〔市勢振興〕 (1) 市民協働の取り組みについて (2) 行政の体制について 5．農地行政について〔農業〕 (1) 改正農地法の課題について (2) さらなる農地法の改正の動向について (3) 農業委員会のあり方について指摘もあるが、会長としての所見を求めたい 6．汚泥の有効活用と処理について〔下水道〕 (1) 下水汚泥の処理の現状について (2) 有効活用について (3) 今後の取り組み計画と効果について	
8	13	公政クラブ 東出治通	1．国際交流について〔市勢振興〕 (1) アボツフォード市・公式訪問団との、今後の交流のあり方に対する協議経過について (2) 今年度の新たな取り組みについて 2．市内新規高卒予定者の就職内定状況について〔労働〕 (1) 厳しい経済状況下での市内新規高卒予定者の就職内定状況について (2) 地元における就職先確保対策について (3) 市の職員採用の考え方と採用の状況について 3．ご当地グルメについて〔商工〕 (1) ご当地グルメ選手権に参加した結果と評価、課題について (2) 食によるまちおこしについて 4．ゲリラ豪雨対策について〔建設〕 (1) 近年、頻繁に発生するゲリラ豪雨とその対策について (2) 小規模河川の砂防対策と橋梁などの構造物老朽化対策について 5．市内小学校でのサケの放流について〔教育〕 (1) 放流したサケの遡上が確認されているが、各小学校（音江、一巳）における取り組みについて 6．市立病院について〔医療〕 (1) 7対1看護のスタートによる経営収支改善上の効果と評価について (2) オーダリングシステムの更新と電子カルテの導入の考えについて (3) 皮膚科勤務医の減員と患者、経営上の影響について	132

順位	議席番号	所属党派 氏名	件名	索引
9	16	日本共産党 議員団 北名照美	<p>1. 深川市官製談合事件について〔一般〕</p> <p>(1) 4年前、山下市長出現のきっかけとなった同事件について改めて所見を聞きたい。また住民訴訟裁判が大詰めを迎えている。このことへの対応も伺う</p> <p>2. 市立病院について〔医療〕</p> <p>(1) 信頼と親切の徹底を求める立場から何点が伺う</p> <p>ア 待ち時間の実態と患者の立場に立った対応はどのようになされているか</p> <p>イ 医師確保についての現状と対応</p> <p>ウ 奨学金制度の創設はどうか</p> <p>エ 医療機器の実態と充実に向けての対応</p> <p>3. 商工振興について〔商工〕</p> <p>(1) ボーナス時における市職員の「商品券」協力について。またボーナス支給前の官公庁訪問による買い物要請について</p> <p>4. 市臨時・非常勤職員について〔一般〕</p> <p>(1) 待遇の改善、権利の拡大保障に取り組むことは自治体の基本姿勢にかかわることである。真摯な対応を強く求めたいが、実態と対応について</p> <p>5. 建設国保（全国建設工事業国民健康保険組合）について〔商工、医療〕</p> <p>(1) 市内業者の加入状況と現状について。突如出された脱退通知はどうしてなのか。どこに原因や問題点があるのか。市としての対応について聞きたい</p> <p>6. ごみ収集について〔環境〕</p> <p>(1) お年寄り、障がい者などのごみ出しを門口まで行うふれあい収集を実施することを提言するが、その考えは</p> <p>7. 学校教育について〔教育〕</p> <p>(1) 電子黒板及び黒板について。現状と対応はどのようになっているか</p>	143
10	8	日本共産党 議員団 松沢一昭	<p>1. TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に対する対応について〔農業〕（割愛）</p> <p>(1) 山下市長の認識及び深川市として国に対してどのように運動や意見具申をしていくか</p> <p>2. 戸別所得補償政策について〔農業〕</p> <p>(1) 来年度の本政策の見通しと深川市農業に対する影響について</p>	153

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>3．農産物の生産状況について〔農業〕</p> <p>(1) 平成22年産の生産及び品質について。また、いもち病などの被害発生農家への税軽減について</p> <p>4．エゾシカ被害対策について〔農業〕</p> <p>(1) 害獣駆除に対して、現在は時間当たりの出勤手当の制度になっているが、一頭当たりの助成制度に切りかえる考えはないか</p> <p>(2) 残滓の一般廃棄物処分場での受け入れについて</p> <p>(3) 若手ハンターの育成について。また国有林での土日開放について全道的な取り組みが必要ではないか</p> <p>5．子供の自殺対策について〔教育〕</p> <p>(1) 不登校、いじめの現状及び子供の発信の受けとめについて。さらには市内の学校で絶対に自殺者を出さないための具体的手立てと教育委員長の決意について伺う</p> <p>6．院内感染対策について〔医療〕</p> <p>(1) 深川市立病院での院内感染の実態とその対策について。また新型の多剤耐性菌アシネトバクターの発生について</p> <p>7．介護保険について〔福祉〕</p> <p>(1) 現在の保険料の全道市との比較及び、3億円に上る介護保険準備基金の有効活用について。処遇改善基金の具体的活用と市内介護関係職員の処遇改善について</p>	





平成22年第4回定例会

平成22年12月3日（金曜日）

深川市議会定例会会議録 (第1号)

平成22年12月3日(金曜日)

午前10時00分 開会  
午後 5時17分 延会

○議事日程(第1号)

- |        |   |        |  |
|--------|---|--------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名  | 日程第 13 | 議案第80号 財産の譲渡について<br>(深川市リサイクルプラザ)            |
| 日程第 2  | 会期の決定について   | 日程第 14 | 議案第81号 損害賠償の額を定めることについて                      |
| 日程第 3  | 諸般の報告<br>(1) 議長諸般報告<br>(2) 市長一般行政報告<br>(3) 教育長教育行政報告  | 日程第 15 | 議案第82号 字の廃止及び区域の変更について                       |
| 日程第 4  | 委員会報告第19号<br>行財政改革調査特別委員会の中間報告について  | 日程第 16 | 議案第83号 深川市墓地条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第 5  | 議案第69号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について   | 日程第 17 | 議案第84号 指定管理者の指定について(深川市総合福祉センター)             |
| 日程第 6  | 議案第70号 深川市職員給与条例の一部を改正する条例について  |        | 議案第85号 指定管理者の指定について(深川市労働福祉会館)               |
| 日程第 7  | 議案第71号 深川市住民基本台帳カード多目的利用条例の一部を改正する条例について  |        | 議案第86号 指定管理者の指定について(深川市都市農村交流センター)           |
| 日程第 8  | 議案第72号 深川市債権管理条例について  |        | 議案第87号 指定管理者の指定について(深川市林業センター)               |
| 日程第 9  | 議案第73号 深川市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について<br>議案第74号 深川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について<br>議案第75号 北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約について |        | 議案第88号 指定管理者の指定について(深川市オートキャンプ場)             |
| 日程第 10 | 議案第76号 深川市簡易水道条例及び深川市簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例について<br>議案第77号 深川市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について                                 |        | 議案第89号 指定管理者の指定について(深川市いざないの里)               |
| 日程第 11 | 議案第78号 妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託について   |        | 議案第90号 指定管理者の指定について(深川市アートホール東洲館)            |
| 日程第 12 | 議案第79号 深川市児童館条例を  |        | 議案第91号 指定管理者の指定について(深川市総合体育館及び深川市総合運動公園体育施設) |
|        |   |        | 議案第92号 指定管理者の指定について(北育ち元気村ライスターミナル施設)        |
|        |   |        | 議案第93号 指定管理者の指定について(深川市経済センター)               |
|        |   | 日程第 18 | 議案第94号 平成22年度深川市一般会計補正予算(第5号)                |
|        |   |        | 議案第95号 平成22年度深川市国民健康保険特別会計補正予算(第             |

2号)

議案第96号 平成22年度深川市  
後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第97号 平成22年度深川市  
病院事業会計補正予算(第2号)

日程第19 諮問第4号 人権擁護委員候補者の  
推薦について

日程第20 意見案第15号 TPP交渉への参  
加を行わないよう求める意見書

日程第21 請願第2号 最低保障年金制度の  
制定を求める意見書の採択を求める  
請願

請願第3号 後期高齢者医療制度  
の廃止に関する意見書の提出を求め  
る請願

日程第22 陳情第2号 市議会の動画配信の  
陳情書

日程第23 一般質問



(午前10時00分 開会)

○議長(北本清美君) ただいまから平成22年第4回深川市議会定例会を開会します。

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第78条の規定によって、長野議員、田中裕章議員を指名します。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 初めに、本定例会に付議されます事件は、行財政改革調査特別委員長から調査結果の中間報告1件、川中議員外から提出のありました意見案1件、市長から提出のありました議案29件、諮問1件及び議長が受理しました請願2件及び陳情1件であります。

次に、監査委員から8月分ないし10月分に関する例月出納検査結果報告及び平成21年度定期監査報告書、教育委員会から深川市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しております。

次に、第4回定例会1日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの12日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって会期は本日から12月14日までの12日間に決定しました。

○議長(北本清美君) 日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長諸般報告を事務局長から申し上げます。

す。

○議会事務局長(山岸弘明君) 平成22年第3回市議会定例会後の9月17日以降昨日までの議会の動静概要は、お手元に配付のとおりであります。

これで議長諸般報告を終わります。

○議長(北本清美君) 次に、市長一般行政報告を行います。

山下市長。

○市長(山下貴史君)〔登壇〕 平成22年第4回市議会定例会の開会に当たり、一般行政の報告を申し上げます。

初めに、秋の味覚市&こめっち新米フェスタについて申し上げます。昨年度に市民公募によりまして、毎年11月1日を深川産米記念日「ふかがわ!マイ・米・デー」に制定したのを記念いたしまして、イベントを通して深川産米のより一層の消費拡大を図るため、第2回秋の味覚市&こめっち新米フェスタを、10月24日に深川市農業対策協議会との共催により開催をいたしました。当日は、卸売市場を会場に深川産米を初め、深川産農畜産物や、それらを活用した加工品などの販売を行いました。また、新米ふっくりんこを使用したおにぎりコンテストを開催し、市内の六飲食店の創意工夫を凝らした自慢のおにぎりが出展、披露されたところであります。さらに、農産物無料配布を初め、こめっちじゃんけん大会、ステージ演奏、大抽せん会など盛りだくさんのプログラムが行われ、当日は天候にも恵まれましたことから、多くの市民の皆様にご来場いただき、盛会のうちに終了することができたところでございます。

次に、農作物の収穫状況について申し上げます。空知農業改良普及センター北空知支所及びきたそらち農協からの情報によりますと、本年の主な農作物の収穫状況は、水稲については、全国及び北海道の作況指数98に対し、6月の高温、7月中旬以降の日照不足、多雨などの影響を受け、残念ながら北空知は94の不良となりまして、平年の収量を下回るとともに、低たんぱく米の割合についても、昨年を下回ることが見込まれております。大豆については、当初平年並みの収量が見込まれておりましたが、7月中旬以降の降雨などの影響を受け、収量は平年を下回るものと見込まれております。小麦については、6月の高温が影響し収量は平年を下回るものとなってしまいました。ソバについても、7月中旬から収穫期にかけ降雨が続いたことなどが影響し、収量、

品質ともに平年を下回るものとなっております。ナガイモについては、6月以降の高温などの影響により、品質に多少のばらつきが見られましたが、収量は平年並みが見込まれております。このように、ことは総じて夏場の天候不順などが影響し、農作物の作柄がナガイモを除き、平年を下回る残念な状況となりましたが、生産者の皆さんのことし1年の営農努力に心から敬意を表したいと思いますし、明年以降も営農活動がしっかり円滑に行われますよう、引き続き関係機関・団体等のご指導、ご支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、札幌深川会及び東京深川会の開催について申し上げます。会員相互の親睦と交流、郷土深川に関する情報交換の場として設けられております札幌及び東京の各深川会総会が例年どおり開催されました。創立10周年の節目になります札幌深川会は、総会が10月15日に開催されまして、約70人の会員が参加されたところであります。本市からは、北畑経済建設常任委員長とともに私も参加させてもらいまして、ことしの本市の夏まつりにおける花火大会への寄附のお礼などを申し上げさせてもらったところであります。なお、札幌深川会から創立10周年を記念して、20万円相当の記念品の目録が本市に贈られたところであります。その場で厚く御礼を申し上げておきましたが、これにつきましては、今後会員のご意向に沿って有効に活用してまいりたいと考えているところでございます。また、これまでご尽力いただきました札幌深川会の秋山会長さんが本総会で勇退されまして、後任の会長は今後の幹事会にてしかるべく選出される見込みであるとお聞きしておりますことを申し添えておきます。また、第26回東京深川会総会は、11月7日に約80人の会員の出席により開催されまして、本市から北本議長とともに私も参加をさせていただきました。総会では冒頭の杉村会長のごあいさつの中で、東京深川会相談役であります元N T T社長の児島仁さんが秋の叙勲において、旭日大綬章を受賞されたとの報告がありまして、当日ご本人も出席をしておられました。出席者全員から児島氏に対して祝意が表されたところであります。なお、杉村会長におかれましては、今回の東京深川会会長を勇退されることになりまして、新たに関肇さんが会長に選出されたところであります。長年会長を務めていただいた杉村会長のご尽力に対しまして改めて感謝申し上げますとともに、引き続き東

京深川会、そしてふるさと深川へのご支援を期待しているところでございます。なお、東京深川会の席では、私から深川産米のPRや企業誘致、あるいは移住・定住、ふるさと納税など本市の近況報告とあわせて会員の皆様へのご協力をお願いさせていただきました。また、会員の方々からは、ふるさと深川に対するいろいろなお提言をいただくなど、有意義な交流が図られたと思っております。本市といたしましては、両深川会の新しい会長さんや役員、会員の皆さんと、今後ともしっかり連携をして友好関係を保っていきたいと考えているところでございます。

以上、行政の一端を申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（北本清美君） 次に、教育長教育行政報告を行います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君）〔登壇〕 平成22年第4回市議会定例会の開会に当たり、教育行政の概要について報告を申し上げます。

ことしで4回目となる全国学力・学習状況調査が全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に、4月20日に実施されました。本年度から一部の小中学校を対象とした抽出調査になりましたが、本市では抽出の対象とされなかった学校も同じ調査を行う希望利用調査に参加し、市内すべての小中学校において調査を実施しました。調査結果は、抽出調査分が7月30日に文部科学省から、希望利用調査分を含めたものが11月2日に北海道教育委員会から公表されました。北海道教育委員会から市教育委員会に提供された本市の調査結果としましては、主として知識の問題であるA調査、主として活用の問題であるB調査において、小学校では国語Aの正答率は、全道平均を上回り、全国平均を下回るという結果でしたが、国語Bと算数A・Bでは、全国、全道の平均を下回る結果となり、全国の平均正答率との差も広がりました。中学校では、国語Bは全道平均を上回り、全国平均を下回ったという結果でしたが、国語Aと数学A・Bについては、全国、全道の平均を上回るという結果になりました。同時に行われました学習状況調査においては、小中学生とも朝食をしっかりとっており、学校が楽しいと感じているとの結果が出ました。しかし、これまで同様、小中学生とも全国、全道に比べ家庭での学習量が少なく、テレビゲ

ームやインターネットをする時間が長いという状況にあります。市教育委員会では、今回の結果を分析の上、確かな学力の向上に資するため作成している深川市学校改善プランの見直しを行い、新たな改善プランのもと、学力向上を図る教育の取り組みを進めます。

また、各学校においても、学力を高めるため学校改善プランを改訂し、具体的な取り組みを進めることとしています。また、規則正しい生活や家庭学習の習慣化などは学力と深い関連があるため、これまで以上に学校と家庭との連携を深めるよう取り組んでまいります。

次に、文化総合芸術祭について申し上げます。10月23日から10月31日までの期間、生きがい文化センターで開催し、舞台部門に40団体、384人が出演。また、展示部門には32団体で436点の作品の出展があり、5,000人以上の市民の方々が開催期間中に会場を訪れ、多彩な文化活動のすばらしさを鑑賞され、芸術の秋を堪能いただきました。

次に、文化賞について申し上げます。本年度の文化賞につきましては、文化奨励賞を江差追分全国大会に連続出場し、上位入賞の成績をおさめるなど、伝統文化、民謡に多くの研さんを積み、すぐれた指導力をもって市民の芸術文化の振興に貢献された瀧本豊壽さんに決定をいたして10月24日、生きがい文化センターにおける文化総合芸術祭の会場において奨励賞を授与したところであります。

次に、スポーツ賞について申し上げます。スポーツ功労者については、各競技団体において長年にわたり役員としての要職を歴任され、それぞれの競技の普及発展に貢献されました深川地区軟式野球連盟の丸山隆さん、サンリーグ深川クラブの北田健司さんの2人の方に。また、スポーツ奨励賞を本年6月開催の第62回北海道高等学校バドミントン選手権大会、これは第61回全国高等学校バドミントン選手権大会北海道予選会を兼ねている大会であります。そこにおいて女子団体戦で全道優勝という輝かしい成績をおさめられました深川西高等学校バドミントン部の皆さんに、それぞれ9月20日に開催されましたスポーツ・レクリエーションフェスタの席上で授与したところであります。

次に、スポーツ合宿について申し上げます。教育委員会では、これまで道外の実業団、大学陸上競技チーム及び競技団体を訪問するとともに、チーム関

係者が多数集まる競技会に出向いて招致活動を行い、本市での合宿を要請してまいりました。さらに、本年6月17日開催のホクレン・ディスタンスチャレンジ第2戦深川大会の参加チームに対しまして、合宿の要請を行ったところであります。これらの取り組みにより、6月から9月までの4カ月で実業団10チーム、大学など23チームの合わせて33チーム、延べ670人、宿泊数にして3,290泊の受け入れとなり、昨年度に対し本年度は延べ人数で約9%の増加、宿泊数で約6%の減少となったところであります。今後におきましても、スポーツ合宿を取り巻く経済的環境など厳しい現状にありますが、本市の有利な合宿環境がチーム関係者に十分評価されまして、深川での合宿が一層定着するよう努めてまいります。

以上、教育行政の一端を申し上げ、報告といたします。

○議長（北本清美君） これで諸般報告を終わります。

○議長（北本清美君） 日程第4 委員会報告第19号行財政改革調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。

行財政改革調査特別委員長から会議規則第44条第2項の規定により、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって行財政改革調査特別委員長から中間報告を受けることに決定しました。

委員長の発言を許可します。

長野行財政改革調査特別委員長。

○行財政改革調査特別委員長（長野 勉君）〔登壇〕ただいま議題となりました行財政改革調査特別委員会の中間報告について申し上げます。

当委員会は、財政収支改善の取り組みのうち継続検討となっていました文光児童館の閉館、体育施設の専用使用料及び病院電算システムに係る委託料について、11月15日に調査を行いましたので、その経過と概要について報告いたします。

11月15日の第20回委員会では、体育施設の専用使用料の関係について理事者側の考えとして当委員会委員の任期中には検討課題として提出する方向にな

いということから、この課題については当委員会では調査を行わないことを確認いたしました。

次に、文光児童館の閉館について生涯学習課長より現在に至る経過説明があり、老朽化して閉館する文光児童館にかえて、生きがい文化センター内での子供の居場所の確保事業を実施したい考えが示されました。

その後、質疑を行いましたので、主なものについて報告をいたします。

問い、文光児童館は歴史的にも、学校教育にもプラスアルファされた部分があったと認識している。廃止後、生きがい文化センター内に移動することになるのであれば今後の方針について伺う。また、文光児童館の利用人数、人的配置について伺う。

答え、児童館は基本的には子供の安全で安心な活動の場所という位置づけであり、今後もその趣旨を踏まえ、生きがい文化センターでもこれまで児童館の中で行っていたメニューを継続できる形で考えていきたいと思えます。また、文光児童館の利用人数は、月により変動するため正確に把握をしておりますが、1日当たり平均20人を下回るような状況にあります。なお、現在指導員としての嘱託職員と清掃を行う補助指導員の2人ですが、今後、生きがい文化センターでは基本的には安全管理と簡単な遊びを指導する臨時職員1人と、今の嘱託職員の少年相談員を考えております。

問い、文光児童館の廃止で400万円という効果額があるが、生きがい文化センターに移動した場合はどのような削減を見込んでいるか。

答え、今後、生きがい文化センターに移動した場合は、施設の維持管理経費と清掃に係る人件費が不要になりますので、その部分が減額になります。

問い、当事者である子供たちや保護者との話し合いの経過はどのようになっているのか。

答え、私どもから子供たちに直接内容を説明したことはありませんが、指導員から廃止の方向で議論がされていることを話しており、子供たちも知っていると聞いております。保護者に対しては、説明会を開催することとしており、利用している子供を通してチラシを渡し、PRして説明を行いたいと考えています。

問い、文光児童館については、スタートから財政的なところが中心に考えられ、現場の意見がないがしるにされたり、廃止後の子供たちをどうするのか、

後の施設をどうするのかの議論がない中で、財政収支改善により廃止の方向が出されたという感じがしている。財政収支改善の取り組みについて、現状における課題、反省する点はどこか。

答え、財政収支改善の取り組みにつきましては、4億円程度の効果額を生んで、今の財政運営に非常に大きなものがあったと考えています。それを進めるに当たり所管と連携を深めてきましたが、時間的な短さの中で少し急いだ感があり、若干反省しなければならないこともあると考えています。今後の取り組みに当たりましては、十分な意思疎通がなされるよう取り組んでまいりたいと考えています。

問い、今後は生きがい文化センターの多目的スペースを利用して、子供の居場所事業を行うということだが、他の利用者、来館者への影響について伺う。

答え、図書館については、ドアで遮断されていますが、クリスタルスクエアや多目的スペースにはドアがありませんので、大声を出さないよう指示、指導をしながら対応したいと思えますが、子供たちがその建物に来るということで建物の有効利用にもなりますし、ほかの利用者の方にも結果として、子供たちを見守っていただける行動につながると思っておりますので、利用される皆さんの理解を得ながら事業を実施していきたいと考えています。

問い、文西コミセンは設計段階から子供たちの入る形にはなっていなかったが、そのようになった経過について伺う。

答え、文西分館の改築には平成19年度後半において、地元期成会に文光児童館の老朽化に伴う建てかえとあわせて文西コミセンの中に設置をさせていただかないかという提案をさせていただきました。平成20年5月には、現在の文西分館敷地で文西コミュニティセンターを建設という方向性が出されましたが、敷地が狭隘ということ、建設費の問題もありコミュニティセンター単独館という結論に至ったところです。平成20年10月ごろ、行財政改革の論議がなされ、その中で文光児童館については廃止という方向が案として示され、その時点からコミュニティ活動の一環として、子供たちを地域で見守る機能を文西コミセンの中で担っていただけないかとの協議を行い、ことし4月の協議で閉館後の利用状況を踏まえた中では、やはりコミセンの中での子供たちの居場所についての事業展開は難しいという状況を確認するに至ったところです。続いて、財政課長より病

院電算システムに係る委託料について、道央10市の病院のシステム状況等の説明があり、その後、質疑を行いましたので、主なものについて報告をいたします。

問い、道央10市の中で電子カルテを導入しているところはあるのか。また、本市の次期システム更新予定が平成23年度になっているが更新にかかる経費はどのくらいになるか。

答え、最近の情報によりますと砂川市立病院が導入していると聞いていますし、滝川市も来年度から導入となっています。当市は、今のところ導入予定はありませんが、機能的には追加することは可能だと聞いています。導入には費用面あるいは医師の負担が増加することから、今のところ導入を見送っていますが、今後の運営の中で検討を進めることになっています。経費は約4億2,000万円を想定し、リースにより毎年6,000万円ほどかかると聞いています。

問い、オーダリングシステムを導入後に電子カルテの導入を考えているのか、将来的な考えを伺う。また、電子カルテ化に係る費用はどのくらいか。

答え、電子カルテ化することにより、カルテの保管スペースの解消あるいは投薬の重複防止など、いろいろな利点があると聞いています。砂川市、滝川市の状況を踏まえ、今後どうあるべきかを病院と考えていきたいと思っています。費用につきましては、まだ数字が出ていませんが、数千万円かかると聞いております。以上が委員会の概要であります。

なお、今後の委員会の開催等につきましては、特別な事由により調査すべき事項が生じた場合に開催することとし、その内容、開催日時については、正副委員長に一任していただくことで決定をいたしました。

以上で行財政改革調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

以上で行財政改革調査特別委員会の中間報告を終わります。

---

○議長（北本清美君） 日程第5 議案第69号損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第69号損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

平成22年9月16日、午前9時10分ごろ、車両が市道山1線を走行中、舗装が陥没していたため、同車両の左側前輪を損傷させる事故が発生いたしました。詳細につきましては、別紙専決処分書のとおりであります。国家賠償法第2条第1項の規定に基づき、道路の管理に瑕疵があったものと判断し、1万2,600円を市が賠償することで相手方と協議が調いましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年10月28日をもって専決処分したものであります。なお、賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額補てんされるものであります。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第69号を採決します。

本件は承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第69号は承認することに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 日程第6 議案第70号深川市職員給与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第70号深川市職員給与条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本改正案は、国家公務員の給与について人事院勧告に基づく給与改正法案が11月26日、第176回臨時

国会で成立し、11月30日公布されましたので、本市におきましても、平成22年度分にかかわる給与について同趣旨の改正を行おうとするものであります。改正の主な内容は、官民給与の較差0.19%を解消するため、医療職給料表の1表の適用となる者を除き、中高年層が受ける給料月額を、平成23年1月から引き下げるとともに、期末勤勉手当については、平成23年度から支給月数を0.2月分引き下げのため所要の改正を行おうとするものであります。なお、本条例の施行期日が国と異なっておりますのは、現在市立病院の経営健全化のため市職員等の給料を独自に減額しておりますことから、現状においても国の改正趣旨であります官民の格差を解消できていることなどの理由によるものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は、総務文教常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第7 議案第71号深川市住民基本台帳カード多目的利用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第71号深川市住民基本台帳カード多目的利用条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本市における住民基本台帳カードの多目的利用サービスであります温泉めぐりポイントサービスは、住民基本台帳カード多目的利用サービスの拡大を図るため、財団法人地方自治情報センターの実証実験事業として、本市において、平成16年度に導入し、以来6年を経過しておりますが、引き続きサービスを提供するためには老朽化した機器やシステムの更新が必要であります。しかし、更新には多額の財政負担を要する上、現在国において、住民基本台帳カードの役割や技術仕様について見直しを検討されておりますことなどから、同サービスを共同利用する秩父別町、北竜町とも対応を協議しました結果、更新は行わず、平成22年度末をもって同サービスを廃止することといたしたところであります。本改正は、これに伴い深川市住民基本台帳カード多目的利用条例の一部を改正しようとするものであります。よろ

しくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は、総務文教常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第8 議案第72号深川市債権管理条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第72号深川市債権管理条例について、提案理由を申し上げます。

地方税法等の関係法令により債権の管理が適切に行われている市税以外の債権の管理について、全職員が共通の認識を持ち、その手法を共有し、法令に基づいて確実な回収に努めるという基本姿勢を明確化するとともに、市民負担の公平性の確保、市の債権管理のさらなる適正化を図るため、この条例を制定しようとするものであります。制定する条例の主な内容は、市の徴収担当職員間における滞納者情報の相互利用に関する規定を定めること。市税以外の債権で、履行期限後相当の期間を経過してもなお履行が困難な債権についての徴収停止を定めること。さらに、必要な措置を講じても徴収が困難な債権の放棄を定めることなどであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は、総務文教常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第9 議案第73号深川市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例についてないし議案第75号北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約についての3件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第73号深川市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例についてないし議案第75号北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約についての3件について、一括して提案理由を申し上げます。

北空知4町で組織しております北空知衛生施設組合の最終処分場が近い将来、埋め立て容量の限度量に達することから、同組合より本市の資源化処理施設であります深川市リサイクルプラザの共同利用について申し入れがあり、その経済効果などについて協議を重ねてまいりました。その結果、深川市リサイクルプラザを共同利用することで、施設の維持管理費など関係するそれぞれの市と町の財政負担の軽減が図られるとともに、国が提唱しております循環型社会形成の推進の取り組みとして、北空知圏域における最終処分されるごみの量の減少にも寄与するものと見込まれているところであります。また、深川市リサイクルプラザは、深川市及び北空知4町の可燃ごみや生ごみ等の処理を行っている北空知衛生センター組合と同一敷地内にあり同組合が一括管理することで、業務の効率化が図られますことから、これらの理由により、平成23年4月から深川市リサイクルプラザを北空知衛生センター組合に移管し、廃棄物に係る業務を共同処理することで関係団体との協議が調ったところであります。このことに伴い、関係する条例の整備が必要なことから、深川市廃棄物処理施設設置条例及び深川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正しようとするものであります。また、深川市リサイクルプラザの移管に伴い、北空知衛生センター組合が共同で処理する事務の一部を変更する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により、同センター組合の規約の変更について、あわせて議会の議決を求めようとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は、経済建設常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第10 議案第76号深川市簡易水道条例及び深川市簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例について及び議案第77号深川市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についての2件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第76号深川市

簡易水道条例及び深川市簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例及び議案第77号深川市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第76号及び議案第77号は、音江町字更進及び吉住の一部で実施している簡易水道事業が、今後単独経営が困難と見込まれますことから、経営の安定を図るため深川市水道事業と統合することとし、関係する簡易水道条例及び簡易水道事業特別会計条例を廃止し、あわせて水道事業の設置に関する条例の給水区域に当該地区を追加しようとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は、経済建設常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第11 議案第78号妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第78号妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託について、提案理由を申し上げます。

妹背牛町から依頼を受けておりました学校給食事務の受託につきまして検討をいたしましたところ、本市給食センターにおいて、その対応は可能であることから同町と協議を進めてまいったところであります。このたび、本市が妹背牛町の学校給食事務を受託することで協議が調いましたので、当該事務の受託に関し必要な規約を定めることとし、地方自治法第252条の14第1項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。なお、妹背牛町への給食開始は平成23年4月1日から予定し、また妹背牛町の経費の負担については、本市と妹背牛町の児童生徒数及び教職員数の割合によることとしたところであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。  
本件は、総務文教常任委員会に付託します。

○議長（北本清美君） 日程第12 議案第79号深川市児童館条例を廃止する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第79号深川市児童館条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

現在の文光児童館は昭和62年に開館し、地域の子供たちの放課後などにおける居場所などとして活用されておりますが、昭和32年に建設された建物がベースでありますことから築50年を超え老朽化しており、また耐震化工事も行っていないため、子供たちの安心、安全な居場所としての利用を継続することは困難であると考えられますことから、かわりに生きがい文化センターにおいて、平成23年4月1日から安心、安全な子供の居場所確保事業を実施することとし、深川市児童館条例を平成23年3月31日をもって廃止しようとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。  
本件は、総務文教常任委員会に付託します。

○議長（北本清美君） 日程第13 議案第80号財産の譲渡についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第80号財産の譲渡について、提案理由を申し上げます。

深川市が建設しました資源化处理施設であります深川市リサイクルプラザを北空知4町と共同利用することにより、業務の効率化を図るため、北空知衛生センター組合に当該施設を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） 以上ご説明をいただきまし

たが、議案第80号は議事の都合上、一時議事延期とします。

○議長（北本清美君） 日程第14 議案第81号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第81号損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

平成20年3月6日、午前9時45分ごろ、深川市健康福祉センターの床面が水で濡れていたために、深川市地域家庭教育推進協議会が主催する2歳児クラブの講師が、滑って転倒し左大腿骨を骨折する事故が発生いたしました。詳細につきましては、議案に記載のとおりであります。国家賠償法第2条第1項の規定に基づき、施設の管理に瑕疵があったものと判断し、182万3,762円を市が賠償することで相手方との協議が調いましたことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めようとするものであります。なお、賠償金につきましては、全国市長会市民総合賠償補償保険から全額補てんされるものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第81号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第15 議案第82号字の廃止及び区域の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。



山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第82号字の廃止及び区域の変更について、提案理由を申し上げます。

本件は、市内一已町字中の沢及び一已町字中山の地域に居住されている方々の住所、あるいは本籍地が現在の字名と異なっているなど、一部不都合が生じておりますことから、その解消を図るよう地元町内会から要請を受けたため、戸籍事務上の表記を統一する観点から、一已町字中の沢及び一已町字中山の字を廃止して、当該区域の全部を一已町字一已に編入しようとするものであり、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、その旨、議会の議決を得ようとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

東出議員。

○13番（東出治通君） ただいま議題となりました字名称の廃止、あるいは区域の改正について、質疑をさせていただきたいと思っております。

今回の変更の背景に、婚姻届けの中で不整合が生じてというようなことでお聞きをいたしましたけれども、この辺の経過について、お聞きをしたいと思っております。

また、村以来の状況でこれまで来ているということもお聞きしていますので、この間に今回の発生したような事例が、何件か起きているのだらうと思っておりますけれども、それらの段階で、こういう変更がされていないということがございますので、この辺の経過についてお聞かせをいただきたい。

加えて、もう1点ですけれども、今回の変更で一已地区の農村部がすべて一已町字一已という区域表示でくくり込まれる。感覚で言うと、字一已というくくりには非常に区域が広いという感じがします。例えば音江町では、東の字菊丘から始めて、西の字稲田までの表示が9カ所になっているわけです。そういうことも含めて、聞くところによるとメム地区は本来の字メムだけの区域表示のくくりですから、今後のきちとした整理と検討を加えていく必要があるのではないかと考えますので、そここの考え方についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 字名の変更につきましてお答えを申し上げます。

1点目の経過ということでございますけれども、その前に本籍地につきましては、日本国内の地番のある場所ならば、どこでも構わないとされているところでございます。今質疑がございましたように世帯から既に転出されました子供さんが、婚姻されるということで新たな本籍を取得するに当たりまして、地番のある場所であればつけられるということでございますので、ご両親の居住している一已のところで本籍を取得するという状況でございました。ところが、一已町字一已という名称ではなくて、今回廃止しようとする一已町字中の沢というのが正式な名称でございますので、ご両親については一已町字一已ということで、これは質疑の中にもございましたように、古くから旧一已村の当時からのごときでございますけれども、紆余曲折を経て、誤りという形で推移していた部分もあったように思われます。現状使われている部分については、そのままかまわなわけですが、新たに取得をする場合については、地番のある場所ということでございますので、一已町字一已ではなく、一已町字中の沢という表現をとらなければならないということでご説明を申し上げた経過がございます。そこで、これらの流れを受けまして、一已町字中の沢及び一已町字中山にお住まいの皆さんがさまざま協議をされて、私どもと十分に連携する中でその住まわれている方々については、一已町字中の沢あるいは一已町字中山ではなくて、一已町字一已ということで親の代からそういう認識をしていた。ついては、そのような形の変更をお願いしたいということで合意がなされたので、今回このような提案をさせていただいたということでございます。

次に、このような事例がこれまでなかったかという質疑でございますけれども、現状さまざまお住まいの方々と協議をさせていただいておりますが、そのような問題が生じたという事例はなかったとお聞きしているところでございます。

次に、一已町字一已が非常に広域的なくくりになってしまうということです。実際の利用に当たりましては、町内会名を使って郵便物についての対応をすることが非常に多いように見受けられます。そういった意味では、一已町字一已が広域的なので、果たしてどうなのだという点について、それぞれ音

江地区、MEM地区の話もございました。これについては、時間をいただいて今後の全市的な課題だろうというふうに思いますので、こういった実情などを十分把握する中でどういう形がいいのか、お住まいの方々とも十分に協議する中で対応を考えていきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第82号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第16 議案第83号深川市墓地条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第83号深川市墓地条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本改正案は、ただいま議決いただきました議案第82号字の廃止及び区域の変更について、関連をいたしまして深川市一已町中の沢墓地がございまして、その位置の表記を改めようとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第83号を採決します。

本件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第83号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時06分 休憩）

---

（午前11時14分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

---

○議長（北本清美君） 日程第17 議案第84号指定管理者の指定についてないし議案第93号指定管理者の指定についての10件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第84号ないし議案第93号指定管理者の指定についての10件について、一括して提案理由を申し上げます。

本10件の議案は、平成20年度から指定管理者を指定して管理を行っている市の施設について、平成23年3月31日をもって、現在の指定期間が終了となりますことから、これら公の施設に係る来年度以降の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。議案第84号ないし議案第91号の8件につきましては、深川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、指定管理者の公募を行い、その結果により深川市総合福祉センターについては、社会福祉法人深川市社会福祉協議会を、深川市労働福祉会館については、深川市高齢者事業団を、そして深川市都市農村交流センター、深川市オートキャンプ場及び深川市いざないの里については、株式会社深川振興公社を、そして深川市林業センターについては、北空知森林組合を、深川市アートホール東洲館については、深川市美術交流協会を、そして深川市総合体育館及び深川市総合運動公園体育施設については、特定非営利活動法人深川市体育協会のそれぞれを選定し、指定管理者に指定しようとするものであります。議案第92号及び議案第93号の2件につきましては、同条例

第2項ただし書きの規定に基づき、北育ち元気村ライスターミナル施設は、北空知広域農業協同組合連合会を、深川市経済センターは、深川商工会議所を任意に選定し、それぞれ指定管理者に指定しようとするものであります。また、指定期間につきましては、いずれも平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間であります。なお、本10件の指定管理者の候補者選定にあたりましては、学識経験者3人を含む5人で組織する深川市指定管理者候補者選定委員会におきまして、慎重に審査を行い、その結果を十分に尊重し、それぞれ指定管理者として提案しようとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

北名議員。

○16番（北名照美君） 指定管理者の選定に係る審査結果報告書を目にしているわけですが、全体にかかわって何点が聞きます。

1点目は、基準が設けられてコメントがついていますが、この基準はオリジナルなものなのかどうか、その辺を聞きたい。

2点目は、内容にかかわるわけですが、いろいろ基準が書いてあり、そのコメントがなされています。その中で業者からの苦情の処理及び利用者からの要望の把握並びにこれらに対する実現策は適当かというのがあります。これに対してコメントもいろいろ出ています。結果を公表していないことが多くのところでは感じられます。ですから、コメントの中に今後の苦情処理の結果公表について、検討することが望ましいというのが幾つも見受けられます。この辺はサービスを提供するという関係で言えば、大事な部分ではないかと思うのですが、これまでは公表してこなかったという、その中身は報告されていたというふうには感じられたのですが、その辺の把握はいかがなのか、今後に向かってはこのコメントを生きた形で実行に移されていくということで押さえていいのかがどうか聞きたい。

それから、もう一つ聞きたいのが働く人がどのような状況にあるのかに関しての基準項目がありまして、私の見る範囲では配置職員の勤務形態及び勤務条件は適切か、というあたりがそうなのかと思って見ております。勤務時間や休日について書いてもあります。このアウトソーシングというか、市がこの

ような形で指定管理者制度を設けるときに私も議論に参加していたのですが、働く人の条件、福利厚生、賃金も含めてですが、それについて十分に配慮をして市にかかわる施設で働いているけれども、働く人の条件が余りよくないとか、あるいは賃金の比較の問題について、そういうことではうまくないと言った記憶があるのです。その肝心なところが基準の中から抜けているという気がしているのですけれども、その辺は労働基準法や賃金制度に基づいては当然のことながらそれだけで済まないと思うのですけれども、それについてはいかがなのかお尋ねをしたい。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 北名議員の質疑がありましたけれども、関連で2点になります。北名議員から基準という点で述べられておりましたけれども、今回の指定管理者の選考基準の全体にかかわる部分で、お伺いしたいと思います。点数制の中で価格重視で低定価のほうを優先するのか、あるいはそれも含めて総合評価方式的な要素でやるのか。基準点があってそれに対して点数が何点ということで、合格点のような基準があるのかお示しをいただきたいと思えます。

それと、3点目の働く人というところに関連して質疑をさせていただきます。雇用の受け皿というところを大きくとらえなければならないと思えます。10カ所という施設の管理でございますから、市内の中でも、かなりの雇用が生まれていると認識しておりますので、この点についての法令遵守、あるいは賃金、労働条件の向上がしっかりと図られているのかどうか。これは募集要件にも当然ございますし、契約要綱にもあるはずですので、その点についてどのような状況になっているのか。これまで今回の指定管理者すべてが継続的に指定を受けるということでございますので、これまでの状況と、今回の選定の上でどのように図られるのか、そういう提案がどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 順次お答えを申し上げます。

初めに、北名議員から質疑のありました1点目の基準ということでございます。これにつきましては、指定管理者の公募に当たり選定基準を設けておりま

して、この中にいろいろな項目として、今回審査結果報告書の項目を列記しお示しする形をとっているところでございます。これについては、他市の状況を勘案しながら深川市で決めているものでございますので、オリジナルなものと言えらると思います。

関連で、田中昌幸議員から基準についての点数制という質疑をいただきました。そこで、項目ごとの点数について審査委員会の中で議論いたしましたけれども、点数で評価することの難しさがあるということで、この応募者を審査しまして指定管理者として適当かどうかというところを第1回目として審査を行う。それから、複数の応募があった場合について、それぞれの基準の中で、総合的にどちらがすぐれているかを検証する中で判断していこうという内容で取り進めることになりました。そこで、価格重視かという質疑をいただきましたけれども、経費節減ということが大事な要素の一つではありますけれども、あくまでも収支計画が適切であり、さらに市民サービスの低下を招かないということが大きな評価の項目でありますので、そういったことも十分に勘案する中で対応してきたところでございます。

次に、苦情処理の点でございますけれども、それぞれ今回の指定管理者に応募されました方々からヒアリングを行った中で、どのように取り扱っているかという話を聞きました。それで、今回はさまざまな問題意識を持って公表されているところもありますし、軽微だといったこともあって公にしていなかったところもあったように思いますけれども、そういった全体を含めて知らしめることが重要であるということで、今回それぞれ審査の項目の中に、今後は公表すべしというような形で記載をさせていただいたところでございます。生きた形ということで、ご指摘もございましたので、そういったことを項目に記入し記載することがその趣旨に沿ったものと言えらるのではないかと考えています。

次に、北名議員の3点目の働く人たちの状況でございますけれども、その労働条件云々につきまして、審査基準の中にも管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか、さらに配置職員の勤務形態及び勤務条件の適切かという項目がありまして、申請書並びに申請者から説明を受けたということで、職員の処遇等の確認をして審査を行ってまいりますので、そういった基準の中に含まれているということでお答えとしたいと思います。

関連で、田中昌幸議員から雇用の受け皿ということで質疑もいただきました。法令遵守、最低賃金は当然のことですけれども、このことについても申請書並びに説明の中で聞き取りをすることについては、遵守するように徹底を図ったところでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 答えをいただきましたが、施設によるけれども、今回で3回目の指定管理を受けたところ、2回目のところもあるという気がしません。この基準は点数制であったことは記憶にあるのですが、問題になったと。プールの指定管理のときに大きくコピーして、この議場でいかがわしいという指摘をしたことがありました。それで、点数制度が変わってきているということの適否もありますけれども、先ほどの質疑の続きで言えば基準の中身を変えてきているのかどうか、その辺を聞きたいと思えます。

それから、オリジナルの基準ということがわかりました。サービスの低下を招かないということが大事な点です。もう一方では、働く人の条件が低下していることがあるのではないかと気がしているのです。つまり、財政の関係で委託契約の金額を低くしている。そのところは、すべてではないけれども、働いている従業員の人たちの条件が悪くなるあるいは賃金が下げられ、搾取がそこで拡大していくことになるのかと思うのです。恐らく、労賃については、市の積算根拠の中に一定のものを持っていると思うのです。それとの関係で、サービスは、低下しないで維持されても、働く人の状況が低下しているということがあるのかどうか聞きたい。それがまずいと思うのです。その辺についての目配りが、この基準ではないのではないかと気がするのですけれども、いま一度お尋ねをいたします。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） お答えいただきましたけれども、1点目の基準のところ最終的に選考委員会の委員の方が適当かどうかを行う。次に、総合的にどうすぐれているのか判断をするということなのですけれども、前回までの点数制の時期があり総合的に行っているということになると、どこが重視されて客観性が担保されているのかという疑問を抱かざるを得ない。客観性について担保しながら、こういうふうを選定してくださいということが、ある程度その提案側から基準に基づいて出して、各選考委員

の方が判断をして、最終的に選考したという部分がなければ、その辺が非常にあいまいでは、選考そのものの客観性が維持できないのではないかと。極端な話をすると委員さんの恣意的な好みだけで、選べてしまうことは最終的に全体に議会でもご説明をいただきたい中身もあるのですけれども、そういうときに説明をする客観性が担保できるかどうかという疑問があるのですが、その後選考基準をつくる段階でどのようなことだったのかを改めてお伺いしたいと思います。

雇用の受け皿については、これまでもそれぞれ働く方々の雇用水準や、賃金をどれだけ払っているかを伝えてもらっていないのです。実際にこれまでの指定管理者を指定していたところの働く方々の賃金水準などを把握しているのかどうか。しているのであれば、そういう経過が明らかにその数字ということで見えるのですけれども、そういう部分はどうなのか。今回の指定管理者の応募のときにそのような状況が少し改善をするようなことで、長くずっとというわけですから、昇給があるのかどうかわかりませんが、そういう待遇改善が図られているのかどうか改めてお伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質疑にお答えをいたします。

まず、北名議員から質疑いただきました1点目の基準の内容を変更してきたのかということですが、今ほどの結果報告書もありますけれども、そういった形については変更を加えたという事はございません。

それと、田中昌幸議員の関連の質疑ですけれども、客観性ということでございます。今回の審査委員会の中でも安定的に管理運営をいただくことが一番に重視したところですが、それぞれ前段申しましたように、申請者からの説明を受けまして新たな熱意を持った取り組みなどもご提示いただいたということで、それも判定しながら、公の施設ですので、市民にとってよりよい管理運営になるということでの提言については重視をしながら評価につなげたということでございます。複数の申請があつたいざないの里ですけれども、それぞれの項目で客観性を重んじるという意味で、そういったことも加味してきたということでございますので、安定的なことと、それに

新たな取り組みに対する提言といったことも十分に加味しながら、その客観性を確保してきたと考えております。

次に、労働者に対する賃金ということでございますが、先ほども申し上げましたように、労働関係法令で最低賃金の確保は当たり前のことですけれども、田中昌幸議員からその企業の水準を把握しているかという質疑がございました。つぶさにそこまでは確認はいたしておりませんが、私どもとして労働関係法令の維持については、当然のことということで、過去に何度も申し上げていることでございます。それぞれ企業の体系につきましては、経験だとか持っている資格のさまざまなことで決められるものであり、その前段には労働関係法令に合致したものであるということは当然のことと考えておりますので、北名議員のお話にもございましたけれども、そういうことは確保されているということで、今後についても不適切な対応がないように重ねて指導していきたいと考えています。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 基準は変えていないという答えがありましたけれども、私は変えるべきだと。全部を変えろと言わないけれども、そういうことをしないとだめだということ一言。この答弁は要りません。

そこで、従業員の賃金などについて、関係法令を遵守することは当たり前ですということではだめなのです。先ほど私が言ったように前よりも待遇が悪くなっていくという状況があるのではないのか。そこはわかりませんということでしょう。ワーキングプアを知っていますか。最低賃金を守っていてもワーキングプアがあるわけです。やはり、肝心のところで無責任だと思う。仕事を委託して指定管理で業者に任せるのです。そこで働いている人がどういう状況になっているのか。市民サービスが低下しないように見ることは大事なことです。働いている人が前の指定管理を受けたときに同じ会社で今度受けたときはもっと時間が短くなったり、収入が少なくなっていくと。これでは生活できないということを耳にしたりするのです。こちら側で財政が苦しいので下げるからでしょう。下げる方がいいとか悪いとかではないけれども、この肝心なところを見ないと。あなた方も労働者の1人でしょう。そういうところで働いている人がワーキングプアで、生活保護基準

以下の年収にしかないという状況であるとすればそれはうまくないのではないのかと。実態の把握をしなくてはだめでないかということなのです。答えていただきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再々質疑にお答えをいたします。

待遇が悪くなっていないかということでございます。先ほど申し上げましたように実態について、詳細に調査をしているということではございませんけれども、最低賃金の引き上げが順次行われているということがございます。そういった意味では、その水準は上がっていることが実態と考えておりますし、ただ質疑にございました時間が短くなってということになると、これはまた別な問題と考えております。そういった意味では、全体として社会の中でもワーキングプアの問題がクローズアップされていることもございますので、国の施策としてさまざまな対応がなされているわけで、この流れに沿って適切に対応していく考えでございます。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） まず、深川市指定管理者候補者選定委員会の委員について質疑をさせていただきたいと思います。今回、10施設が更新時期ということで応募されたと。10施設のうちの3施設に応募している応募者の会社役員が選考委員会の委員になっている。いざないの里については複数の応募があって、そういう関係から本来5人の委員で比較審査する委員会を2人が外れた形で3人で審査をされたということですが、なぜ委員を5人という形にしているのかという点から考えて極めて不整合な状況ではないかと思っておりますので、この辺の考え方と今後の検討等について、お聞かせをいただきたいと思っております。

それと、いざないの里は複数の応募があったと、まあぶ、オートキャンプ場の2施設については適否の審査はされているわけですが、ここでも本来は外れるべきだと思うのですが、そういう対応がされてない。複数応募であるから2人がはずれたということですが、こういうところの状況がどうなっているのかお聞かせをいただきたい。

最後に、これは指摘をさせていただきますけれども、先ほど来から北名議員あるいは田中昌幸議員が

ら点数制等の評価の質疑がありました。その審査の最終的な評価が適と否でいいのかという感じがするのですが、複数応募があったときに両方が適だけれども、比較してどちらかがすぐれているというような表現になっているわけですから、この辺の最終的な審査評価の段階で、例えばすぐれているのであれば優、まあまあであるならば良、我慢できるかというならば可、だめであれば不可みたいな形の段階的なものがあつたほうが、よりわかりやすいと思えますので、この答弁は要りませんので検討してください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 選定委員会の委員の関係についてお答えを申し上げます。

複数で応募がございました施設について、委員のうち2人が、この会社の役員だったということがございまして、厳正を期する意味で最終的な判断のところについては、除外をして残り3人で対応したということでございます。ご指摘をいただきましたように、問題がないかということでございますが、道内の実態なども十分に確認をする中で、そのあり方など、今後検討してみたいと思っております。

2点目の応募が一者だった場合についても除外すべきではないかというご指摘についても道内の調査の中で、こういった事例についてどんな対応をしているのか確認し、一部ではございますけれども、選定委員会について市職員以外でということ、また市職員だけのところも相当数あるように思っていますので、細かい内容について照会をかけ、今ご指摘いただきました内容について情報を得て、今後に向けてどのようなことが適当なのか判断をしてみたいと思えます。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） 2点目ですけれども、今回の選考段階で複数の応募でなかった施設については、5人で審査をされたのか、そのところをお聞かせいただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） お答えをします。

複数でない2施設につきまして、適否でございますので、それぞれ申請者から説明を受けて質疑などのやりとりをしながら、適否かどうかについて5人

で対応したということでございます。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） そういう方法が適正であったと判断したのか。

○議長（北本清美君） 坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） お答え申し上げます。

今回の対応につきまして、これについて適当という判断をした関係で5人ということでございますが、問題点についてご指摘がありましたので、今後についての課題とさせていただきますと思います。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 続きに入る前にワーキングプアについて一言言っておきます。三回で終わったけれども、やはり働いている従業員の方たちをしっかりと見ないとだめです。労働基準法令に遵守していることを何回も言っているけれども、当たり前のことです。聞いていることはそんなことではないのです。いろいろ働いている方がいます。年金暮らしになっている人、いろいろな人がいる。いらっしゃるけれども、働き盛りの人もいます。その辺のことも見ないといけないと思いますし、今後のことです。

それで、今ほど話になっている複数の応募のあったいざないの里の道の駅について、話の中でどういう形で審査されたということが出てきました。それで、結果として5人いたけれども、3人で審査したと。そして答えを出したということです。適否のところ適となっているのだけれども、どちらがすぐれているのかを見ると現在されている振興公社が6点であると。新しく応募した会社が3点と見たのですが、6対3ということですぐれているという点での振り分けになっていると思います。それで、審査結果を見れば、振興公社が指定管理者として適当であると認めたと。これは6対3ということが適当ではないけれども、これで答えが出たということなのですか。これを踏まえてさらに残った3人で検討して、こうなったということで、場合によっては、4対4になるのかもしれないし、1点差であることはあっても、逆転することもあるとか、そのように見ているのか。その辺を教えていただきたい。

これは聞いてわかったのだけれども、恣意的なことが出ていましたけれども、介護認定であれば名前を伏せて、そして認定の医者やいろいろな人

たちが介護の判定をするのです。名前がわかったら恣意的なことが入っていることでやっているのですけれども、これは少し不可能かなという気がします。この間少し聞きまして膨大な資料もありますし、無理かなという気もするのです。恣意的なものが入らないような工夫が何かできないものなのか、その辺はどうですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 議事進行ではないけれども、質疑は一括して承っているわけですがけれども、これを二つに分けて質疑するということはどうなのか。最初からやるべきでないかという気がします。したがって、その整理をしていただきたいので、休憩を求めておきたいと思います。

（「議長の判断で整理している」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 暫時休憩します。

（午前11時52分 休憩）

（午後0時59分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

質疑を続けます。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 北名議員の質疑に対して関連がありますので、質疑をさせていただきます。

先ほど午前中の質疑の中で、指定管理者の選考基準の答弁をいただいております。最終的には点数の基準をつくっているのではなくて、総合的に判断しましたという極めてあいまいなお答えですが、今回提案するまでは2者という競合したケースがなかったと認識しています。前回については、決定する前に1者が申請を取り下げて最後まで審査をしなかったという流れがあります。今回、一般公募による競合というところが、初めて適用されるケースと思いますので、改めてお伺いしたいと思います。最終的に聞きたいのは評定の内容開示です。どういう基準で、どのような選考結果になったので選びましたということが客観的にわかるような内容で開示をされるのかどうかお伺いしたいと思います。特に価格重視なのか、いろいろ総合的な運営の方法を重視しているのか、これまでの価格競争の委託の入札とは明らかに違う形ですから、そういったところがどの

ように反映されるのか。今回選考したところが価格も安かったし、それから雇用労働者に対する労働条件の向上も図られており、いろいろな提案もいいですということで圧倒的な総合評価が高ければ点数をつけたとしても同じことになるかもしれないけれども、そうでない場合にはどこに重点が置かれているか非常に重要な問題ではないか。そういうものを選ぶのであれば事前にこういう基準で選びますということで、事前にわかっていたら、どういうところに力点をおけばその選考の可能性が出てくるというのもある程度公表する必要があるのではないかと思いますので、そのことについてもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） お答えをいたします。

まず、北名議員の質疑でございますけれども、項目については、どちらがよいかということについては6対3という状況でございました。恣意的にならないような工夫という質疑でございますので、これについては選定委員会の中でも、このことが一番の大きな課題として、各委員が受けとめて十分に議論をいたしました。そういった中で、安定的なこと、価格も大事な要素ですけれども、適切な管理、市民サービスの低下を招かないという総合的な部分も非常に重要視して、今回の対応となったところでございます。そこで、6対3という状況でございましたので、そういった意味では、仮に4対4の状況になったときにはどのように判定するのかということが課題として残ったと思いますけれども、今回の場合にはそういった形での差が出ているということがございまして、対応が可能であったと思っています。

次に、田中昌幸議員からあいまいではないかというご指摘もございました。これについては、課題として受けとめながら、道内各自治体の運用の方法など、十分に調査する中で、より高めていくことについての努力を重ねていく必要があるものと思います。それと、内容の開示という点でございますけれども、今回作成しました審査結果報告書につきましては、市の情報公開コーナーで公開をしていることもございますし、あわせて今後ホームページにおいても公表する予定をしているところでございます。そういった意味で、選定の内容について可能な限り、公表

していけるような努力を重ねていきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 私の言い方が悪かったようです。答えは、的が当たっていないと。つまり6対3は言っているのです。5対4の場合でも4が採用になる場合があるのですかと聞いています。その場合、4が検討した結果でオッケーになる場合もあるのですかと聞いたのです。そこに、答えていないのです。教えてください。

それと、最終的には3人で審査した。そうした場合に、3人が丸をつけたのか。例えば、A社が3対0なのか、2対1で丸になったのか。そういうことが見えないのです。これが二つ目の質疑です。

それから、最終的に公平を期する上で比較の審査を行うことが適当であると認めたと。この6対3は見えているから3人は3対0なのか。少数意見ということがあるのだけれども、その辺のことも公明なのかということ期すために、この場でどうなのかということで聞いております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 答弁をいただいたのですが、今後の反省というふうには言わないでほしいのです。今回公募をかけている時点で数者の申請があったときにどのような判定基準で行うのか、公募をかける段階で既になくはないいけない中身であると思うのです。それが、ないのかあるのか。結果として、今の部分の丸の数という話もこれの軽重はどののですか。同じ丸が一つでもほかの四つよりも重く見る丸もあるのではないかという、そういうところの基準が何もなくてあいまいで客観的に我々が見てもそのとおりだというのが、その辺が納得できないのです。たまたま2者だからどちらかの選択ができたかもしれませんが、これが4者、5者の接戦という状態になることだって、公募ということではあり得る話です。公募をかけるのであればそれなりの基準を事前につくっておくこと、それが選考基準になるのではないかと思いますし、選考委員会に丸投げするということは少し違うのではないかと思います。その一定の選考基準に基づいて選考委員会が判断するという使命はあるけれども、基準までを全部選考委員会がつくるものではないと思います。求めているのはあくまでも行政の側がこういう管理をしていただきたいということで、指定管理者制度を導入してその業務をすべて委任するわけです。そういうとこ



ろの考え方が少しあいまいではないかと思ひますし、最終的に報告書がすべてなのですか。今回の評定は、この内容だけで行ったのかお聞かせいただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） まず、北名議員からのお尋ねですが、この評定に当たって委員3人がどのような形なのかということです。項目ごとに3人で合議制をとりまして、どちらが有利かということの議論を重ねて、3人の意見が一致したところに優位性をつけたということでございます。それと、ポイントについては6対3ですが、もっと拮抗した場合はどうなのだということでございますけれども、ポイントについては、その項目の安定的な管理運営、市民サービスの低下を招かないところが非常に大きな比重を占めているということですので、今回の場合はそうではないですが、仮に拮抗した場合について、やはり今申し上げたようなところが最終的な判断、仮にそういう状況が生まれた場合にはそこにウエートを置いた選定になるかと思ひます。

それと、田中昌幸議員からの質疑で項目に差があるのかということですが、安定的な運営に資するような項目については、ウエートが高いものだと思ひております。それと、公募に際して選定基準については、応募要領の中に、こういう項目で選考をしますということ、今回の結果報告と同様の内容についての項目を示して応募いただくことにしております。そういった意味では、どのような内容をもって選定をするということを示しているものですが、まだまだ工夫は必要かと思ひますけれども、前段にその内容についても示して対応しているということでございます。それと、内容の開示については、今回の結果報告書をもってすべてと考えているところであります。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 今度は私の言い方が悪いのではなくて、答弁者側の聞き方が悪いです。やはり答えてないでしょう。聞いている方がみんなそう感じたと思ひます。田中議員の質疑とも連動するけれども、ウエートをどこに置くことによって、4対5でも4が採用になる場合があるのかと聞いたのです。そういうことで、6対3で決まったということなのか。最初から聞いているのですが、6対3で決まりましたということですか。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 最終的にわかりづらかったのですが、この結果で示されている部分をもって、評価の採点をすべて終わらせたのかを聞いたかったのです。ほかに何かがあって、全体として要約したものがこれなのだというふうにお答えをいただきたいと思ひます。表現が悪いのかもしれませんが、同じ丸の数も例えば小学校の漢字の書き取りの丸と文書問題の丸の一つ一つの丸の重さは違うわけです。そういうこともこの中で本当に同等の項目の数とその内容の業務全体を施設管理するというあるいはその施設を管理するだけではなくて、利用者の増を求めめるわけです。特に、道の駅は商業施設ですから、その中で深川市のまちの顔として、いろいろなことを企画提案してもらおうということ、またその安定的な運営も非常に大事なことですけれども、そういう部分の観点、事前がないということが、公募をかける段階でいいのだろうか。質疑を何度も繰り返すことになりましてけれども、そういうことで指定管理者制度の公募をかける段階で本当にいいのかという疑問がありますので、前段のところは答弁いただきたい。後段は、そういう基準を持たなかったということですので、今回はそうだろうと思ひますが、内容についてお伺ひします。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） まず、北名議員の質疑にお答えをいたします。

この選定委員会においても、複数の選定をすることは初めての対応ということで、どのように決めていくのかいろいろな議論を重ねて物事を進めてきたということでございます。そういった意味では、初めからそういう方向にならなかったということが正直な話でございます。説明を聞き、そして安定的な運営、市民サービスの低下を来さないという項目についてウエートを置いた判定をしようという一致を見たものですから、このような形になったということです。点数が4対5の場合、4を選定する場合があるのかということでございますが、そういった過程をくぐっておりません、それも含めてどうあるべきかについて今回対応したということでございますので、説明として難しいかもしれませんが、そういった選考委員会の内容であったということでございます。

それから、田中昌幸議員の質疑でございますが、審査結果については、現状が今回のお示しできるもの、これがすべてと考えています。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 北名議員。

○16番(北名照美君) 議事進行になります。

今後に向けてではなくて今回の出来事で6対3であったからこれで決まったのかと。例えば6対5でも、5がなる場合もそのポイントの軽重の中で、いろいろな状況があるのかを何回も聞いているのです。3回聞いたわけです。教えてください。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長(坂本光央君) 的確な答弁ができなくておわび申し上げたいと思いますが、仮に選定委員会の中で拮抗したような採点になった場合については、各委員さんのそれぞれの合議の中で決めますということですので、場合によっては4対5でも4を選定する場合もあり得ると思います。今回の場合はそのようになっていないのでお答えするのは難しいのですが、そういうところもあり得るものだと考えております。

(発言する者あり)

○議長(北本清美君) 暫時休憩します。

(午後 1時16分 休憩)

(午後 1時28分 再開)

○議長(北本清美君) 休憩前に引き続き開議します。

ただいま坂本企画総務部長から先ほどの田中昌幸議員の質疑に対して補足答弁したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長(坂本光央君) 貴重な時間をいただきまして恐縮でございます。補足答弁をさせていただきます。

提案のありました委託料の3年分でございますけれども、有限会社食創さんだかんは3,896万7,000円、株式会社深川振興公社は4,290万円の提案でございました。

○議長(北本清美君) 田中昌幸議員。

○5番(田中昌幸君) 今の答弁に対してはこれ以上の質疑ができないこととなりますが、価格は高くても最終的に総合的に選んだということで、必ずし

も価格ではないということが明らかになっています。しかし、この場合はかなり明確な基準というものがないと逆に何でというところ、これまでの行革とかいろいろなものの流れからすると、この説明はきちんとする必要があるのではないかと思いますので、この点は指摘しておきたいと思います。

あと2点ほど質疑がありますので、させていただきます。今回10件の指定管理者については、二、三回目の指定ということでございます。この間の指定管理者制度の導入の効果。事業者の主体的な創意工夫を求めて提案をしていただきながら、この間の施設の維持をしっかりとやっていただくということの見地から、これまでの状況と今回の選定に当たっての提案内容等でどのような成果があるのか、お示しいただきたい。

もう1点、今言った内容で費用対効果、費用の部分でどのような推移をしているのか。委託料がどのように推移しているのか、あわせてこれまでの状況と今回の選定結果はどのような状況になるのかお伺いします。

1点指摘しておきたいのですが、指定管理者制度は導入時には全国的に非常に人気があり、応募者多数のような状況があったのですけれども、非常に受託費用が安いということで、各地で撤退とか、今回についても公募しても、結果として1者のところばかりであり、2者が1箇所という状況になっている。これは過度な競争を強いているという点もありますので、そういう点を指摘させていただきながら、これまでの経過と今回の部分の内容についてお示しをいただきたいと思います。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長(坂本光央君) 指定管理者導入の効果でございます。これまで2回目、3回目ということになりますけれども、以前は管理委託制度ということで、地方自治体が2分の1以上出資した法人であったり、公共的団体もしくは公共的団体でなければその管理をできないという状況でございました。平成15年に地方自治法が改正されて官から民へと、住民サービスの向上と経費の節減、さらには自治体が出資している法人の経営健全化という理由があって、このような法律改正になったということでございます。そこで、これまでということでございますが、当然指定管理者が持っていたノウハウ、これま

でも指定管理を行ってきた経験等を踏まえて施設の設置目的にあった自主事業について、さまざまな施設で提案がされており、また今回の選定に当たっても、聞き取りをする中でさまざま提示されたところでございます。特徴的なことを申し上げますと、まあぶオートキャンプ場について、選定委員会の委員さんの評価として今後に向けたさまざまな提案がされているということによって理解が深まったというお話もいただいているところでございます。そういったことで、利用者の増や利便性の改善に資するような形になっているものと考えております。

次に、費用対効果でございます。平成20年度から3年間の施設の委託料の要求額と今回の申請書に記載されている要求額を比較いたしますと、21年度に財政収支改善等で委託料の見直しなどを行ったこともございますので、一概に比較することはできない部分もありますけれども、市が示した委託料を下回る努力をされているような施設もございますので、さまざま経費節減に努力をされて、なおかつ市民サービスの低下を来さないようなことで随所に提案がされていると考えています。

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第84号ないし議案第93号の10件を一括して採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第84号ないし議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第18 議案第94号平成22年度深川市一般会計補正予算ないし議案第97号平成22年度深川市病院事業会計補正予算の4件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

初めに、議案第94号。

平山財政課長。

○財政課長（平山泰樹君）〔登壇〕 議案第94号平成22年度深川市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出にそれぞれ1億6,088万5,000円を追加し、予算の総額を155億2,566万4,000円とするものであり、第2条で債務負担行為の追加及び変更を定め、第3条で地方債の追加を行うものであります。

初めに、歳出予算についてご説明を申し上げます。12ページをお開きください。2款総務費、1項6目市勢振興費1,221万1,000円の増額は、空知中央バスに対して赤字となりました市単独補助路線であります更深線、多度志線、あけぼの団地經由市内線及び西北星經由市内線について補助するとともに、新たに生活交道路線である芦別と旭川を結ぶ芦旭線について北海道中央バスに対して旭川市及び芦別市とともに補助を行うものであります。

19目地域振興費は、拓殖大学北海道短期大学振興にかかる財源の振りかえであります。本年10月以降に北海道から地域づくり総合交付金の通知があり、申請していた事業ごとに財源の振りかえを行うものであり、本事業のほか、いくつかの事業についても振りかえを行っておりますが、該当箇所においてご説明を申し上げます。

次に、14ページをごらんください。4項6目道知事道議会議員選挙515万円の増額補正は、4月10日執行の道知事道議会議員選挙に要する経費であります。

16ページをお開きください。3款民生費、1項2目障がい者福祉費の増額補正につきましては、本年4月から利用者負担額の見直しが実施され、それに伴い給付等が全体的に見込みを上回っている状況となっております。説明欄1、補装具費286万5,000円は、補聴器等の補装具の交付修理件数が当初の見込みを上回ったことによるものであり、説明欄2、自立支援介護給付費等3,817万3,000円は、新規利用者の増などによるものであります。説明欄3、地域生活支援事業等428万4,000円は、施設送迎に係る移動支援事業の利用者の増及び日常生活用具の給付件数の増などにより市負担の増によるものであります。説明欄4、障害者支援施設運営支援事業3,892万5,000円は、あかとき学園の運営経費の一部を助成するものであります。財源につきましては、過疎債

を活用するものであります。1項5目国民年金事務費48万1,000円の増額は、国民年金被保険者情報照会用端末等を更新するものであります。

次に、18ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費1,572万2,000円の増額は、法人立保育所の入所見込みが当初に比べ延べで約50人増加したことによる委託料の増であります。2項2目母子福祉費49万4,000円の増額は、母子家庭の就業促進のための技能訓練への申請人数がふえたことによるものであります。

20ページをお開きください。3項1目生活保護総務費175万2,000円の増額は、平成23年4月からレセプトオンライン請求が義務化となり、それに必要となるレセプト管理システムの導入経費であります。

次に、22ページをお開きください。6項1目国民健康保険費88万4,000円の増額は、国保担当職員の時間外手当の増が見込まれることから、国保会計繰出金の増額を図るものであります。

24ページをお開きください。4款衛生費、1項2目予防費258万1,000円の増額補正は、新型及び季節性に分かれていたインフルエンザワクチン接種を一本化し実施するものであり、公費負担の対象の範囲を、65歳以上の高齢者については従前どおり半額、そして新たに13歳未満の子供についても半額を公費負担するものであります。なお、低所得者に対しては従前どおりの公費助成を継続するものであります。3目環境衛生費35万5,000円の増額は、公衆浴場の設備整備に対し、市の補助を行うもので、北海道と同額を助成するものであります。4目保健事業費の増額補正は、説明欄1、健康福祉センター施設維持管理182万4,000円は、健康福祉センター内の転倒事故に係る損害賠償額確定に伴う賠償金であります。8目後期高齢者医療の増額補正は、説明欄1、人件費等の増による繰出金の増額、説明欄2、療養給付費負担金1,151万9,000円の増額は、平成21年度療養給付費負担額の精算により追加支払いとなったことによるものであり、3、長寿健康増進事業は、北海道後期高齢者医療広域連合の交付金を受けて、健康教育を実施するものであります。

次に、26ページをごらんください。5款労働費、1項1目労働諸費の説明欄、雇用機会創出事業は、道の緊急雇用創出事業基金を活用して特定健康診査、各種がん検診受診者普及拡大事業及び深ナビ利用促進事業を実施するものであります。

28ページをお開きください。6款農林水産業費、1項3目農業総務費は、道支出金から地域づくり総合交付金への財源振りかえを行うものであります。4目農業振興費の補正は、説明欄1、中山間地域等直接支払い事業216万4,000円、交付対象面積の確定見込みに伴うものであり、説明欄2、農業経営基盤強化資金利子助成は、利子助成額の確定見込みによる減、説明欄3、地域づくり総合交付金は、鳥獣害防止対策事業に対して交付するものであります。

次に、30ページをお開きください。2項1目林業振興費の増額補正は、森林整備地域活動支援交付金事業として実施される2事業に対するものであります。

32ページをごらんください。7款商工費、1項2目商工振興費は、中小企業保証融資代位弁済の執行によるもの及び空き地空き店舗活用事業における家賃補助を増額するものであります。

次に、34ページをごらんください。10款教育費、6項1目就学援助費210万円の増額補正は、就学困難と認められる児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するものであり、対象者の増加により学校給食、学用品、修学旅行等の助成額の増が見込まれるためのものであります。

次に、36ページをごらんください。7項7目体育振興費は、スポーツ合宿招致及びディスタンスチャレンジ深川大会に係る財源を地域づくり総合交付金に財源振りかえするものであります。

次に、38ページをお開きください。14款職員費、1項1目職員給与費は、道知事道議会議員選挙に係る道支出金の財源振かえであります。

戻りまして、4ページをごらんください。第2表債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。新たに追加いたします広報ふかがわ印刷ほか4件については、平成23年度当初からの業務遂行のため、本年度中に契約をする必要があることによるものであり、農業経営基盤強化資金利子補給及び畜産経営維持緊急支援事業については限度額の変更を図るものであります。

次に、第3表地方債の補正は、障害者支援施設運営支援事業債の追加を図り、地方債限度額の合計額を12億2,390万円とするものであります。

次に、8ページをごらんください。歳入予算につきましては、国庫支出金及び道支出金等の特定財源を充当するとともに、次の10ページになります。

ども、19款繰越金5,039万8,000円により対応するものであります。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げましたが、原案に賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第95号及び議案第96号。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君）〔登壇〕 私から議案第95号平成22年度深川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第96号深川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第95号平成22年度深川市国民健康保険特別会計補正予算であります。第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,355万2,000円を追加し、予算の総額を34億8,310万円にしようとするものであります。

第2条で債務負担行為をすることができる事項として、健康づくりカレンダーの作成、期間を平成23年度及び限度額71万9,000円を追加するものであります。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きください。3、歳出、1款1項1目一般管理費88万4,000円の増額は、当初予算に不足を生じたことによる職員手当の増によるものであります。

次に、12ページをお開きください。2款1項4目退職被保険者等療養費23万3,000円の増額は、退職被保険者に係る療養費の増によるものであります。

1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者等療養給付費について、補正額の計上はありませんが、財源振りかえによるものであります。

次に、14ページをお開きください。2款2項2目退職被保険者等高額療養費217万8,000円の増額は、退職被保険者等に係る高額療養費の増によるものであります。

次に、16ページをお開きください。10款1項3目償還金2,025万7,000円の増額は、平成21年度療養給付費等負担金の確定及び会計検査の指摘事項に伴う超過交付額の返還によるものであります。

戻りまして、8ページをお開きください。2、歳入、1款1項国民健康保険税は、国保税の調定見込み増による3,900万円の増額、3款1項1目療養給付費交付金は、療養給付費交付金過年度追加交付に

よる738万円の増額、8款1項1目一般会計繰入金は、職員給与費の増による88万4,000円の増額、8款2項1目基金繰入金は、国保税歳入の増による2,692万7,000円の減額、9款1項1目繰越金は、歳入歳出調整のため297万7,000円の増額、10款3項2目雑入は、退職被保険者第三者行為納付金の見込み増による23万8,000円の増額を行うものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第96号平成22年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万6,000円を追加し、予算の総額を3億4,048万4,000円にしようとするものであります。

歳出からご説明申し上げますので10ページをお開きください。3、歳出、1款1項1目一般管理費118万3,000円の増額は、当初予算に不足を生じたことによる職員手当等の増によるものであります。

次に、12ページをお開きください。1款2項2目徴収費3万2,000円の増額は、当初予算に不足を生じたことによる徴収員に係る共済費の増によるものであります。

次に、14ページをお開きください。2款1項2目後期高齢者医療広域連合納付金30万9,000円の減額は、平成21年度市町村事務費負担金確定により減額を行うものであります。

戻りまして、8ページをお開きください。4款1項4目一般会計繰入金89万円の増額は、繰り入れ対象の職員給与費の増額及び市町村事務費負担金の減額によるものであります。

6款4項2目保険料納付金1万6,000円の増額は、徴収員共済費本人負担分として計上するものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきますが、2特別会計に係る補正予算について、よろしくご審議の上、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第97号。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君）〔登壇〕 議案第97号平成22年度深川市病院事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

初めに、予算本文について申し上げます。第2条では、平成22年度深川市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ220万5,000円を増額し、収入の総額を44億4,590万2,000円に、支出の総額を50億90万2,000円に改めるものであります。

第3条では、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費のうち、職員給与費を25億1,984万8,000円に改めるものであります。

5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の予算内容について申し上げます。

初めに、収入であります。1款2項5目その他医業外収益220万5,000円を増額は、本年1月に市立病院正面玄関前のひさし部分が破損した修繕に係る全国市有物件共済会からの災害共済金の増によるものであります。

次に、支出であります。1款1項1目給与費1,300万円の減額は、医師の年度途中での退職に伴うものであります。

3目経費1,520万5,000円を増額のうち報償費1,300万円は、出張医師に対する経費の増によるものであり、修繕費220万5,000円は、市立病院正面玄関前のひさし部分の修繕によるものであります。

戻りまして、3ページをごらんください。債務負担行為について申し上げます。病院施設清掃業務委託ほか5件につきましては、施設管理上、また業務運営上、今年度中に入札を執行し契約を行う必要がありますことから、債務負担行為の設定を図るものであります。なお、各業務の限度額、期間につきましては記載のとおりであります。よろしくご審議の上、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

初めに、議案第94号、一般会計、歳出、2款総務費。

田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 12ページの市勢振興費、生活交通確保対策1,221万1,000円についてお伺いします。

これは毎年、バス路線の赤字分の補てんというような形で行われている部分でございますが、これまでの4路線ということで、それぞれ路線の中で推移をしているのですが、今回こういうことになっておりますが、それぞれ乗車率の推移、状況をお示しいただきたい。あわせて、補助額の推移についてもど

のような変遷を経て、今回の額になっているのかお伺いします。

それと、12月から空知中央バスのバス路線運賃値上げの報道がされております。この状況について、各路線の区間ごとのバス料金の変化をお示しいただき、そういった場合に、今回の値上げをして全くことと同じような状況になってその収益がふえた場合、この補助金がどのように変化をするのか、これは予測の範疇なのですけれども、その辺についてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 生活交通確保対策についてお答えをいたします。

地域住民にとって通学、通院などの日常生活を支える大事な交通手段であるということで、国の補助制度においては市の責務で維持することとされている市単独補助路線、前年まではこの4路線ですが、財政課長から説明させていただきましたように、広域幹線の路線である生活交通路線の芦旭線の赤字分も今回加えてこの金額になっているものでございます。お尋ねの市単独補助路線の乗車率でございますけれども、この場合、平均乗車密度に対し掛ける運行回数で積算される輸送量ということで答弁をさせていただきます。更深線につきまして、輸送量が平成19年度の4年前と比較いたしまして、7人が5.4人ということで1.6人の減、多度志線8.3人が4.4人、3.9人の減、市内線あけぼの経由21.8人が16.8人で5人の減、市内線の西北星経由で3.5人が2.4人ということで1.1人の減になっております。次に、補助の金額でございますけれども、更深線が535万2,000円、多度志線が418万6,000円、あけぼの団地経由の市内線が188万円、西北星経由の市内線が47万円の合計で1,188万8,000円、さらに芦旭線の32万3,000円が加わり1,221万1,000円となります。この補助額を4年前と比較して申し上げますと、更深線については20万6,000円の増、多度志線が71万円の増、市内線あけぼの経由が143万円の増、市内線西北星経由が25万5,000円の増になっているところでございます。なお、芦旭線の関係でございますけれども、これは芦別、旭川、深川ということになりまして、今回その全体で補てんをする部分が254万1,000円でございますけれども、それぞれの均等割、距離数などで割りまして深川市負担分が32万

3,000円になるものでございます。芦旭線の輸送量について、平成21年と22年を申し上げますが、21年が29.6人、22年が27.4人で、2.2人の減となっております。

次に、2点目の12月1日からの値上げされる状況でございます。最低運賃が160円から180円に、20円の12.5%上がるということになります。各路線の起点から終点までの運賃を申し上げますと更深線が510円から560円に50円の増額、多度志線が460円から500円に40円の増額、市内線のあけぼの経由が160円から180円に20円の増額、市内線の西北星経由が210円から230円に20円の増額ということで、それぞれ値上げされる状況でございます。それと、来年度以降の見通しでございますけれども、補助額の変化につきまして、質疑にもございましたように輸送量に大きな変化がないということであれば今回の値上げの部分について、収益がふえますので、補助額が減ることになると思いますけれども、そういった状況の前提であれば補助額が下がると見込んでいますところでございます。

○議長（北本清美君） 終わります。

3款民生費。

田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 16ページの障がい者福祉費についてお伺いします。

障害者支援施設運営支援事業、あかとき学園の運営ということでございますけれども、お聞きしますと、今回3,892万5,000円、今後10年間にわたって支援をしていくということです。ことし建てかえをしておりますから物入りの時期ということでございますので、大きな額を支援するような内容でございますが、3年間ぐらいがやはり物入りの時期であれば、比較的短期間で支援をするほうがよいのではないかと思いますし、もし仮に10年という内容が示されるのであれば、債務負担行為的なことで確定をするような方法を考えなかったのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） あかとき学園に対する支援内容についてお答えを申し上げます。

あかとき学園に対する支援につきましては、さきの第3回定例会で川中議員の一般質問で市長から支援の方針をお答えしましたが、このたびの過疎地域

自立促進特別措置法の改正により、過疎対策事業債のソフト事業分として障害者施設等への運営費助成についても、過疎債の活用ができる見込みとなりましたことから、深川市過疎地域自立促進市町村計画にあかとき学園の新施設の運営経費の一部について補助を行うために、支援額の全体の目安として移転改築事業に対する北海道の補助金相当額8,052万7,000円程度をめどに所要事業として掲載し、当該計画について議決いただいた後、平成22年度分の補助金の額等を精査の上、一般会計補正予算として、第4回市議会定例会に提案する旨、お答えをしているところであります。

その具体的な支援内容につきましては、道補助金相当額を10年程度に分けて助成していく考えに立ちまして、初年度である平成22年度は、全体支援額の5割相当額を助成し、残りの額については平成23年度以降は順次分割して支援することとしております。この支援内容については、事前にあかとき学園の意向もお伺いをして、既にご了解をいただいているところであります。

また、お尋ねの債務負担行為の設定をしなかったのはなぜかというようなことでございます。このことにつきましては、本件のケースが必ずしも債務負担行為を設定しなければならないものか、そのことも確認をいたしましたところでございます。この種の過去の助成の事例を参考に、今回の支援の内容によりさせていただきましても、過去の事例におきましては、深川第一病院の施設整備に対する建設費補助ということで、これは平成12年度から16年度の5年間に係る建設費補助については債務負担行為を設定しないで、文書決裁のみで補助対応している経過もございます。本件についても、この事例をもとに債務負担行為を設定しないで、予算補助ということで支援をしていく考えでございます。

○議長（北本清美君） 暫時休憩します。

（午後 2時08分 休憩）

（午後 2時21分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

質疑を続けます。

田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） ただいま答弁をいただいて、あかとき学園の支援については、北空知唯一の障害

者福祉施設であり積極的に支援をしていくべきでないかということも、議会の場でも数多くの方々から言われていることです。その支援について、ある程度、確定的なものにしたほうがいいではないかという考えがあるものですから、改めて聞くわけなのですが、相手もありまして相手と十分協議した上でのお話と言っても、皆さんも当然ご存知のとおり、単年度会計主義ですから先のお話をもし約束するのであれば債務負担行為が本来のやり方でないかと考えております。過去の例と言われましたけれども、かなり額の大きなものでも5年という期間で支援をすれば、今回のケースでは2年とか3年で分割であればある程度債務負担行為でなくていいのかという議論もありますけれども、10年という非常に長い期間にわたってその辺の約束をしてしまっているということが、それでいいのかという疑問があるものですから、改めてお伺いするものです。

また、逆に先の約束までしていますよということをお伺いして、今回の提案で言われてしまいますと、この議決に関しても非常に疑問が出てきますので、それについてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 債務負担行為の関係で再質疑をいただきましたけれども、このことにつきましては、支援のあり方が必ずしも債務負担行為を設定しなければならない法的なものがあるのかどうか、そういうことを確認いたしましたけれども、必ずしもということではないわけでございます。さきの第3回定例会で市長から支援の方針を明確に答弁しています。このことについては支援の考えをあかとき学園に対しまして、その意向も確認してご了解をいただいています。あかとき学園からは施設整備ということで、やはり初年度については多額の経費を要するため、できるだけ市の支援をいただきたいということを踏まえまして、道補助金の相当額の5割を平成22年度の補正予算で提案をさせていただいておりますので、市長からの方針に基づいて、今後運営費の一部補助という形で予算補助を毎年度行っていきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 論点が違うのですが、確約するのであれば債務負担行為などの財務規則上の手続をとることで確約をしたほうがより相手にとって

もしっかりと確定になるのではないかと。予算行為で10年も先までの決裁行為で続けて約束事をしましたということで、その約束事は次の議会で拘束がされるのかどうか、議決されなければ否決されるわけですね。これは債務負担行為を起こしてもその変更はあり得ますけれども、債務負担行為は一度議決をすればそれをもう1回やり直さない限り変わらないという確約があることですから、そのことについてどうしてその手法を取るのか、その判断はどうかを聞いていますので、約束したからという話ではないのです。我々の判断する議決というところの約束事というのは、議会に提案として出してくださいということです。それが無いのに約束ですというその説明を繰り返すことは私が聞いていることと違いますので、その辺を理解して答弁をいただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 支援の考え方ということで、今回は過疎法の改正によって運営費の補助がソフト事業分を対象になったということで、これまでも財源確保を見きわめて検討してまいりましたので、そのことで運営費の補助を毎年度していきたいと。その考えとしては、10年間をもって今後していきたいということで、そういう方針を立てたわけでございますから、市としては、粛々と毎年度の予算の補助ということで平成23年以降については、予算提案をしていきたいという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 終わります。

4 款衛生費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

5 款労働費。

田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 26ページの労働費で、雇用機会創出事業ということで追加の部分だと思いますが、496万8,000円でございます。

今回の事業の内容についてお伺いしたいと思いますし、これまでも雇用機会創出事業が当初予算で提案されておりますので、それと合わせた総額、どれぐらいの人員が雇用創出事業で行われているのかをお示しいただきたいと思っております。

それと、雇用機会創出事業は、実際に市役所でも臨時職員のような形で任用されているわけなのです



けれども、この方の任用期間が半年、3カ月と非常に短い期間であり、その先が一切ない。逆に半年任用したらもうそれ以上は同じ人が任用できませんというような仕組み、流れがずっと続いている。これでは雇用機会創出というよりは雇用機会の打ち切り事業ではないかと思える節もありますが、そういったことではなしに、もしそれはそうだとすると市がそういう雇用機会創出事業で半年間任用した後、別の部署なりでその方の労働訓練をしたということを見なして、市の臨時職員なりに任用をしていくというような流れをつくっていかないと、そこでとまってしまうような事業につながりかねないと思いますので、そういったことの工夫なり働きかけがないのかどうか、お伺いしたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 北名議員。

○16番(北名照美君) 私もこの件についてお尋ねをいたします。

道の基金を活用して雇用の創出を図るということのようですが、今の質疑と重なるのですけれども、事業の内容が1点目。

それから、何人の方を採用するのか、また採用の方法。

3点目に、この雇用の内容はどうだったのかお尋ねします。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長(沢田敏幸君) ただいま田中昌幸議員、北名議員から質疑がありましたので内容について関連しますので、あわせてお答え申し上げたいと思います。順不同になることをお許しいただきたいと思います。

初めに、事業の内容についてであります。今回の補正予算は2事業を追加しようとするものでありますが、一つ目は特定健康診査、各種がん検診受診普及拡大事業で、市民の健康、寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目的に、糖尿病などの生活習慣病やがんを早期に発見し、適切な保健指導や治療に向けて受診の必要性を説明する戸別訪問や電話を通じた受診勧奨、個別保健指導などに取り組み、受診率の向上を図ろうとするものでありまして、事業費は128万9,000円で、その内訳については担当保健師1人を新規に雇用する人件費と啓発パンフレットほかとなっております。

二つ目としまして、深ナビ利用促進事業であります。深川ナビがテレビ対応になったことに加えまして平成22年度中に市内全域がブロードバンドエリアとなることから、これらを活用した食や観光等の情報発信に向け周知活動、出張サービスなどを実施し、地域ニーズを高め、普及発展を図ろうとするものであり、事業は委託により実施し、事業費は367万9,000円で、その内訳は新規雇用3人分の人件費と委託先における業務管理担当員の人件費の一部、事務用品ほかとなっております。雇用期間はいずれの事業も平成23年1月から3月までを予定しており、雇用方法につきましては、ハローワーク深川分室を通じて求職の方を募集いたしまして、直営で行う事業は、市の担当所管で、また委託事業は委託事業者がそれぞれ書類選考と面接などを行い、採用を決定することとなるものであります。次に、平成22年度の事業費総額につきましては、緊急雇用創出事業が13事業で約3,833万円、ふるさと雇用再生事業が3事業で約5,986万円、合計16事業で約9,819万円、新規雇用数は39人となっております。

次に、今後の雇用の関係で質疑がありましたけれども、ふるさと雇用再生事業は3カ年の事業終了後も雇用の継続を目指しているのに対し、緊急雇用創出事業は失業者への対策として、企業の業績が安定して雇用が回復するまでの一時的なつなぎとして創設されたものでございます。この制度では、当初6カ月未満の雇用期間が通年1年未満へと延長、就業回数の制限緩和や1年以内の雇用も一部可能とするなどの見直しがされ、さらに今回の2事業では若年者対策として、40歳未満という条件はありますが、雇用した方を平成23年度に更新できることとなっております。市としましては、就業された方には十分な対応とは言えないまでも、この就業機会の経験が次の雇用への足がかりとなることを願うものであり、引き続き雇用の確保と雇用環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長(北本清美君) 北名議員。

○16番(北名照美君) よくわかりましたけれども、一つは1月から3月までの保健師は何月まで雇用になるのか、この予算は128万9,000円が3カ月分とわかるのですけれども、一時的に3カ月で終わるということではないと思うのですけれども、その辺はいつまでの雇用を想定するのかお尋ねしたいと思えます。

それから、深ナビの関係の委託先はどこになるのか。

また、深ナビの関係で3人の雇用は、これもハローワークを通じてということになるのか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 1点目の市の直営事業における保健師の関係でございますけれども、今回の事業につきましては、基本的にはこれまでも同様に単年度の予算措置ということで1月から3月までの事業というようなことで押さえております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、それ以降についても更新できるということでございますので、市としては今後の検討でございますけれども、この特定健康診査、各種がん検診受診普及拡大事業が今後とも必要かどうかについては、平成23年予算の中で検討してまいりたいと思っております。それと、深ナビの関係でございますけれども、これについても、同じような事業になってございますので、今後につきましては平成23年予算の中で検討してまいりたいと思っております。

それから、委託先でございますけれども、現在予定しているのは深川市のホームページ等を委託している業者でございますので、その業者を想定しているものでございます。

（「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

申しわけありません。ハローワークを通じての求人となります。

○議長（北本清美君） 終わります。

6款農林水産業費。

松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 30ページになります。この280万円の事業の内容、実施主体、これも雇用創出にかかわってくるのだらうと思いますが、受益者負担があると思っておりますので、その辺も含めて内容についてお知らせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 森林整備地域活動支援交付金についてお答え申し上げます。

事業内容及び実施主体についてのお尋ねでございますけれども、この事業の目的は、森林の有している多面的機能が十分発揮されるよう、適切な森林整備の促進を図る観点から、森林所有者等による森林

施業の実施に不可欠な施業実施区域の明確化や、歩道の整備等の地域活動を支援する事業で対象となる地域活動ごとに国が決めた額を交付金積算基礎森林面積に乗じて地域活動実施者に交付する事業でございます。今回の補正につきましては、一つとしまして除間伐材や搬出作業のために作業区域を明確にする隣接地の境界測量などの地域活動を40ヘクタール予定しております、1ヘクタール当たり2万円の交付額で合計80万円、さらに病虫害や風倒木の被害状況などを調査する地域活動に200ヘクタール予定しており、1ヘクタール当たり1万円の交付額で200万円、合計で280万円の補正となっているものであります。なお、この金額につきましては、国から100%の補助を受けて交付するものでございます。したがって受益者負担は生じないものと考えております。それから、実施主体についてでありますけれども、本市においては北空知森林組合がこれまでも地域活動を実施してきておりますことから、実施主体につきましては、北空知森林組合を予定しているところでございます。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 確認を含めてもう少し聞かせてほしいのですが、今まで山林などの場合は、地籍調査が入ってくいが入っているところもありますけれども、境界がはっきりしていないところもあるわけです。そういう山林については、森林組合を通じて境界確定をする事業も対象となるのか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） お答え申し上げます。

境界の明確化の事業につきましては、精度の高い測量をするためには多額の経費がかかるということから、この調査につきましてはGPSを使って行うこととなりますが、このGPSについては上空に木などの不詳物がない場合にはかなりの精度で境界がわかるということになっております。そして、実際に地籍が入っていて現行のくいがあるというような場合もございます。そのときに、差が生じるということも有り得ることになります。この場合につきましては、両方にみなしくいをつけまして、今後その場所で施業計画を実施する場合に隣地に影響を与えないような対応をするために、そのみなしくいをつけながら、その所有者の森林に対して間伐もしくは

植林等をするために行うものでございます。

○議長（北本清美君） 終わります。

7款商工費。

楠議員。

○6番（楠 理智子君） 32ページの2目商工振興費の説明欄1、中小企業支援事業の内容についてお伺いいたします。

中小企業保証融資を借りて支払い不能になった方の代位弁済の増加ということですが、中小企業保証融資の件数、それから代位弁済の件数、内容等を含めてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 中小企業支援事業について、順次お答えを申し上げます。

初めに、深川市中小企業保証融資制度の概要についてでありますけれども、この融資制度は中小企業の維持発展に要する資金の融資を促進することによりまして、中小企業の健全育成振興を図ることを目的とし、市が運用基金として一定の金額を取扱金融機関である北空知信用金庫に預託し、金融機関は預託金を基礎として自己資金をこれに加え、通常は3倍以上の融資枠を設定し融資を行うというものであります。深川市内に1年以上居住する中小企業者を対象とし、申し込みの手続は深川商工会議所で行いますが、その際に2人以上の連帯保証人を届け出いただくこととしており、深川市中小企業保証融資審議会での審議を経た後、市が融資のあっせんを行うものであります。また、融資条件には長期運転資金と短期運転資金がありまして、長期の場合は限度額が500万円以内で5年以内の月賦償還、短期の場合は限度額が300万円以内で1年以内の月賦または一括償還となっております。次に、貸し付け状況についてでありますけれども、本年10月末での貸し付け状況の内訳は、1年以内の短期運転資金が6件で融資額は約1,800万円。5年以内の長期運転資金が70件で、融資額は約1億4,200万円となり、総件数では76件、総融資額は約1億6,000万円で執行率は62.5%となっております。次に、融資制度における代位弁済の状況についてでありますけれども、過去5年間の状況では平成18年度、19年度はありませんでしたけれども、20年度及び21年度に各2件、22年度は今回の提案分を含めまして2件で、合計6件で弁済額総額は約1,620万円となっております。

○議長（北本清美君） 終わります。

10款教育費。

楠議員。

○6番（楠 理智子君） 34ページの説明1、要保護・準要保護児童生徒援助についてですが、この制度上の内容、どういう基準で認定するのか、上限があるのかその辺の内容、援助を受けている件数。また、増加傾向にあるということでは補正を組まれていると思うのですが、増加の要因と昨年と比べてふえている理由についてお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） お答えをいたします。

就学援助費につきましては、学校教育法第19条に経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないという規定に基づき、所得状況に応じまして、要保護につきましては生活保護、準要保護につきましては生活保護の1.3倍、これらの所得状況に応じまして受給者を決定いたしまして、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの就学援助費を支給基準により支給するものでございます。支給内容といたしましては、学用品費、学校給食費など、項目ごとに支給するものでありまして、1人当たりの年間支給額は小学生で約5万8,000円、中学生で約8万円となっております。平成21年度の決算状況と受給者状況につきましては、257人の2,230万円強でありましたことから、今年度当初予算につきましては、250人の2,260万円を計上してありましたが、認定者の増加により現在は293人を認定しており、今年度末の認定見込みは300人ございまして、2,470万円の支出見込みとなるものであります。このことから、不足分の210万円を増額補正するものでございます。増加要因につきましては、主なものといたしましては準要保護世帯の市外からの転入、それから家族構成の変化による新たな受給者の決定により増となったものでございます。

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、歳入、債務負担行為及び地方債。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

以上で一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第95号国民健康保険特別会計。

田中昌幸議員。

○5番(田中昌幸君) この後の後期高齢者医療特別会計でも同じようなことが言えるのですが、職員の時間外の補正の部分が示されております。いずれも当初予算と比べて国保で197万5,000円が88万4,000円の増額補正、後期高齢者について75万1,000円が90万円の増額補正という内容です。当初予算と比べても、後期高齢者については倍以上の補正になっているということでございます。異動という部分の内容もありますけれども、このことが今年度に限ってということなのか。あるいは毎年同じような時間外の状態があるということなのか。この辺のについてお伺いしたいと思います。

あわせて、これまでも時間外を減らしていこうという努力を職員の皆さんでやられているということでお伺いしていますけれども、課内の協力体制ということも言われておりますが、そういうことをやった上での結果なのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。今回は2件だけ出ていますけれども、他の所管でも同様の事例があるのかどうか、あわせてお伺いをしたいと思います。

それと、人件費についてですが、人件費は企業会計は別ですけれども、一般会計と特別会計はくくりで人件費として持っていて、各所管のところには人数だけ分けるような予算の計上方法が、平成17年度から各課単位の目ごとに人件費を振り分けて、その際に特別会計の人件費も振り分けてきた経過があるのです。昨年度の予算から、一般会計については人件費をまとめたのです。特別会計だけがまだ残っている状態というふうに思いますが、特別会計はもともとその人件費を計上するわけにいかない会計ですから保険料収入などで人件費を見るわけにいかないで、一般会計から全額繰り出したものが人件費として支払われるだけであります。例えば人事異動するだけ、人がふえたり減ったりするだけでこの2人とか7人という小さな単位での会計が、そのたびに補正予算を組まなくてはいけないという実態がございまして、人件費の見方というか、一つの事業としての見方として今のままのあり方がいいのかどうか。少なくとも一般会計で人件費を統合したのであれば特別会計の人件費も基本的には、普通会計事業としてくくりの中になってしまうことだと思いますので、その点についてもあわせて見解をいただきたいと思えます。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長(通 義美君) 国保特別会計と後期高齢者医療特別会計にかかわっての時間外の増額についての質疑がございましたのでお答えいたします。

今回の補正理由につきましては、担当職員の時間外勤務手当の増額であります。当初予算の積算方法が過去の実績に基づく計上の仕方ではなく、予算額に対しまして、一定の率を乗じて積算し計上しているものでございます。また、課内の協力体制のお尋ねもございましたが、このことにつきましては、市民課内での協力体制をとりながらも、ここ数年の医療保険制度を取り巻く制度改正等がございまして、大きな変化をしている中で国保運営等に係る業務量がふえていることから、このような状況になっているものと思っております。

○議長(北本清美君) 坂本企画総務部長。

○企画総務部長(坂本光央君) 特別会計における人件費の計上についてお答えをいたします。

申すまでもございせんけれども、特別会計ということになりますと特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して個別に処理することが必要であるということで設けている会計になりますので、そういった場合については費用としての人件費を計上し、料金などの費用の負担の水準が適正かどうか判断することも必要であるということで、各会計に職員給与を計上し、会計上のあり方を判断することになるものでございます。そのため、各会計ごとのいわゆる決算統計には会計に係る人件費を計上する欄がありまして、各会計が当然に人件費の計上をすることを前提としているものとなります。国保税や介護保険料を財源として、この人件費に充当できないということもございまして、そういった変動があった場合について、一般会計からの繰り出しが発生するわけでございますけれども、それらについても、会計運営における職員、人件費の大きさを図る上で大切な指標というふうになりますので、今後ともそのように各会計に人件費を計上していく考えでございます。

○議長(北本清美君) 田中昌幸議員。

○5番(田中昌幸君) そうであれば、当初予算のところできちんとある程度見えているものを計上すべきだと思います。ほかの一般会計と違う現状があるのであれば特別会計の時間外に見合った額を計上

して、その中でいろいろな努力をすることならわかるのですけれども、一般会計と全く同じ仕組みで予算計上して補正予算が起きればそれはそれというのでは違うのではないかと思いますし、その配属された人によって大きく額が変わってしまうようなことは人件費の計上という感覚からするとコスト意識から違うのではないかと。これは、一定の何人工を計上するものであって、後づけでその分の人件費がかかりますという仕組みのほうが正しいやり方であると思います。例えば、入ったばかりの職員と50歳の職員では明らかに賃金格差があるのですから、人件費の額が全く違うということが、同列に語られなくてはいけなくて、その人が異動するたびに、補正予算を組むための手順ということで、その人事担当のところでも手間暇かけてやらなくてはいけないということ、事業の効率化についてもやるべきではないかと思えます。この点は課題ですから今後の部分だと思うのですが、前段の人件費をもし特別会計で見なければいけないのであれば、時間外の見方もほかとは少し違う形でやるべきではないか、これについてお伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） ご指摘いただきました点につきまして、どのような形が適当なのか内部で少し検討させていただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第96号後期高齢者医療特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第97号病院事業会計。

東出議員。

○13番（東出治通君） 補正予算書の5ページのところでお伺いします。

常勤医が残念ながら1人減員になった。そのことにかかわる減額補正1,300万円、一方では同額の1,300万円が出張医の報償費ということで増額の補正になっているわけですけれども、たまたま相殺という形で同じ金額になっていますけれども、常勤医が1人やめられて、そこを出張医の方で補っていくとするとして、その金額の中身はわかりませんからお聞きしますけれども、同じ1,300万円とした場合には常勤医で対応していた勤務体制というか、その部分を同額の1,300万円が出張医がどういう形で、どんな

勤務体制でカバーできているのか、あるいは出張医の同額で予算づけをしても勤務体系がその半分ぐらいにとどまるのか、そういう部分について、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 市立病院におきます常勤医また出張医とのかかわりについてお答えを申し上げます。

市立病院における常勤医は、月曜から金曜の外来、入院の診療ですとか、夜間、休日の宿日直等を行っており、一方で出張医は各医科大学等との協議に基づき、外来診療や手術、検診、また夜間、休日の待機を行っていただいております。出張医の勤務状況につきましては、それぞれ退職等をされた常勤医と同等の勤務体制ではなくて、あくまでも各大学との協議に基づきまして、それぞれ曜日と時間帯を決めているところでございます。今回、補正で増額をさせていただいております診療科で申し上げますが、皮膚科につきましては、9月末まで常勤医2人であったものが、10月から常勤医1人となったことから、週1日、出張医に外来の診療に来ていただいております。また、整形外科では4月から常勤医が不在となったことから、週3日出張医に外来の診療に来ていただいております。脳神経外科は4月から常勤医が1人となったことから、月2回金曜の夜から日曜までの待機に出張医に来ていただいているところでございます。このように出張医は、決められた曜日の時間帯のみとなっており、入院外来を含めての通常勤務である常勤医と比べますと、おのずと診療体制に限界があるところでございますことから、常勤医の確保に向け最大限努めているところでございます。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） 中身的には今の説明で理解しましたけれども、確認をさせていただきたい。

整形のほうの常勤医が現況ゼロということになったのでしょうか。そのところだけ少し確認をさせていただきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 整形外科の常勤医につきましては、4月1日以降不在となっております。出張医での対応になっているところでございます。

○議長（北本清美君） 終わります。  
質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第94号ないし議案第97号の4件を一括して採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第94号ないし議案第97号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第19 諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明を申し上げます。

本市の人権擁護委員であります小田幸晴さんは、平成23年3月31日をもって任期満了となっております。その後任者の推薦について旭川地方法務局長から依頼がありましたので、その候補者として新たに佐藤克之さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

佐藤克之さんは、農業を営まれており、平成11年5月から保護司として罪を犯した人の更生のためにご尽力され、本年4月からは深川地区保護司会深川支部長をしておられまして、支部活動の活性化に取り組まれている方です。また、人格、識見も高く地域の信望も厚いことから人権擁護委員として適任であると考え推薦しようとするものであります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより諮問第4号を採決します。

本件は適任と答申することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって諮問第4号は適任と答申することに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 日程第20 意見案第15号 T P P 交渉への参加を行わないよう求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

水上議員。

○7番（水上真由美君）〔登壇〕 ただいま議題となりました意見案第15号 T P P 交渉への参加を行わないよう求める意見書について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するもので、内容の説明は省略いたしますが、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより意見案第15号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって意見案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第21 請願第2号最低

保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める  
請願及び請願第3号後期高齢者医療制度の廃止に関  
する意見書の提出を求める請願の2件を議題としま  
す。

お手元に配付しております請願は付託表のとおり  
所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第22 陳情第2号市議  
会の動画配信の陳情書を議題とします。

お手元に配付しております陳情は付託表のとおり  
議会運営委員会に付託します。

暫時休憩します。

（午後 3時08分 休 憩）

---

（午後 3時14分 再 開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議しま  
す。

ここでお諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ  
延長したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本  
日の会議時間は延長することに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 日程第23 一般質問を行  
います。

初めに、水上議員。

〔水上議員、質問席へ〕

○7番（水上真由美君） 今回の一般質問はトップ  
バッターとなりました。落ちついてしっかりとやり  
たいと思います。

日本を取り巻く情勢は日々緊迫しており、激変す  
る世界の動向に左右され、経済問題を初めとし、外  
交、安全保障問題等々に日本は大きく揺れ動いてお  
ります。さまざまな場面で現政権のぶれは国民に対  
し大きな不安を与えており、今後の政策においては、  
ぜひ国民生活にマッチしたものを打ち出し、安心し  
て暮らせる日本にしてほしいと願っております。  
このように不安定な国の影響も受けながらも、  
深川市民のために日々ご苦勞いただいている山下市  
長初め市職員の皆様に敬意を表しながら、通告に従  
って一般質問をさせていただきます。

1番目に、中心市街地の活性化についてお伺いし  
ます。これまでも頻繁に質問をさせていただいてお

りますが、空き地空き店舗活用事業についてお伺い  
したいと思います。シャッターの閉ざした店舗が再  
び活用され、事業が展開されることは、それまで暗  
かった町並みに活気が訪れ、非常に頼もしく感じて  
おります。新規事業者にとって、既存の店舗利用で  
はありますが、改装費や家賃の助成があるというこ  
とは、事業を開始するに当たり大変心強い支援の一  
つと考えますので、評価しております。しかしなが  
ら、毎回指摘させていただいておりますが、営業半  
ばにしてやめてしまうところがあると聞いておりま  
す。第3回定例会においては、同僚の田中議員も指  
摘しておりますが、その後、営業をやめた店舗もあ  
るよう聞いておりますので、状況をお知らせいた  
だきたいと思います。あわせて、本事業の制度  
上で条件に違反しているようなところはないのかど  
うかというもお伺いいたします。

次に、この事業は今後も継続するのかどうかを伺  
っておきたいと思います。継続されるのであれば、  
事業の内容についてもお聞きしておきたいと思いま  
す。特に地元での雇用の場を広げるという可能性を  
考えますと、新規事業者に事業を始めやすい条件を  
整えることが必要と考えます。前回、私が同様の質  
問をさせていただいた際に、チャレンジショップの  
ように商売のきっかけづくりができるような仕組み  
も考えてはいかがかと提案させていただいておりま  
す。また、改装費、家賃等のすべてを助成するの  
ではなく、一部を無利子で融資するというような内容  
でもこのご時世においては、大変優遇された条件で  
はないかと思いますが、お考えをお聞かせください。  
2点目に、商店街との連携についてお伺いいたしま  
す。現在、旧井出金物店がお井出屋という名称で活  
用されておりますが、イベント時のみでなく一定期  
間活用されることは、メインストリートにありなが  
らなおかつ、あれだけの大型店舗のシャッターが閉  
まっているのと開いているのでは商店街の印象も  
かなり違うと思います。開店中はいろいろなイベ  
ントもやっているようです。商店街振興組合連合会が  
この事業に取り組んでいると聞いておりますが、内  
容について教えていただきたいと思います。

加えまして、商店街振興組合連合会では、深川市  
の商店街お買い物めぐりという調査も行っており、  
お客様の視点から見たお店の発見をそれぞれのお店  
に生かそうという取り組みもしているようです。こ  
の調査の内容もわかりましたらあわせてお聞きした

いと思います。

また、地元商店街との協力の中、行われていると思いますが、中心市街地活性化市民会議、通称まち中フォーラムと呼ばれているようですけれども、こちらの活動もお聞きしておきたいと思います。このように、中心市街地、特に商店街では今までにないような取り組みをして何とか活気づけようと努力をしております。さらに、今までどちらかという影の力としてそれぞれの経営を支えてきた女性の方々も商店街振興組合女性部として活動を活発にしていきたいとも聞いております。今後、行政としてどのように連携し、支援していくのかお考えをお聞かせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 空き地空き店舗活用事業についてお答えいたします。

最初に、本事業の助成を受けた方のうち、その後、廃業等した件数についてであります。現在まで22件に助成をし、このうち残念ではありますが、開店後3年経過後に1件の小売店が、2年経過後に小売店と飲食店の2件が廃業し、また1年経過後に1件の飲食店が休業しております。次に、店舗の廃業等により空き地空き店舗活用事業助成要綱の要件に該当しなくなったかどうかについてであります。助成要綱の第3条では、当該店舗において1年以上継続して営業活動を行う者に対し、助成金を交付することができることとなっておりますことから、いずれも助成金の返還には当たらないものと考えております。

次に、本事業の今後の見通しについてであります。本助成制度は本年3月までの、いわゆる本年度限りの時限制度となっておりますが、平成22年度から27年度までの6年間で期間とする新しい過疎地域自立促進市町村計画の中に中心市街地の空き地空き店舗対策を盛り込み、引き続き空き地空き店舗の目立つ商店街の活性化のためにもぜひ継続していきたいと考えております。次に、制度内容につきまして、これまでも対象区域や対象者、助成率及び助成額の見直しを行っておりますが、今後も絶えず見直しをし、空き地空き店舗を活用した店舗の開設などを促進するために効果の上がる制度にしていきたいと考えております。

次に、商店街との連携について、2点目にありま

した、お井出屋さんを活用して深川市商店街振興組合連合会が取り組んでいる事業の内容ですが、この事業は北海道の補助事業でありまして、市商工会議所などの関係機関と連携し、地域のコミュニケーションを商店街からつくり出すことをテーマとし、高齢者の買い物サポート事業として、まち中の休憩場所の提供、お店案内コンシェルジュの配置、お試し宅配サービス、ご用聞きサービス実験、また飲食店や地元農家との連携による地産地消事業として、高齢者向けランチメニューサービス、地場農産物の販売、さらに地域ブランド開発による付加価値創出事業として、黒米商品の試食販売と地元高校生産品の商品化を事業内容としているもので、アンテナショップとしての役割と買い物が困難な人の新たなニーズを掘り起こすことを目指した事業であります。

次に、深川の商店街お買い物めぐりは、株式会社全国商店街支援センターの委託事業で、深川商店街振興組合連合会女性部が中心となり実施したもので、地元の消費者、参加者にお買い物費用として4,000円をお渡しし、商店街にある店で自由に買い物を楽しんでもらい、お客様の視点で、新たな発見や魅力について感想や意見を寄せていただき、そのアンケート結果を報告書として取りまとめの上、専門講師の講義及びワークショップを行うことにより、店主と商店街がお客様に喜ばれる商店街とは、お店とは何かを考える機会として、商店街、まち中の活性化と個店の経営力、魅力向上を図るために行った事業であります。

次に、中心市街地活性化市民会議の主な活動といたしましては、10月30日に街ぶら500と空き店舗フェスタを同時に開催したところであります。中心市街地で食べ歩きや買い物を楽しむイベントとして初めて取り組んだ街ぶら500では、当初の予定を超える52店舗が参加したほか、空き店舗フェスタの会場となったお井出屋さんでは、似顔絵や占いのコーナーなどを設置し、多くの市民でにぎわったところであります。次に、行政としての連携、支援についてであります。お互いの共通の知識、認識を持つことが必要でありますことから、これまでもさまざまな情報提供や情報の共有化、イベント開催に当たった連携協力や人的支援、商店街が実施する各種振興事業に対する助成などを行ってきておりますが、いずれにいたしましても、商店街と十分連携を図る中で中心市街地の活性化のためにできる限りの支援



に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） 空き地空き店舗活用事業のほうで再度質問をさせていただきます。

この事業の助成を受けた事業者が廃業、休業している点で、要綱の条件には違反していないということで、問題はないとはいつつも、やはり短期間でなくなってしまうというのは非常に残念なことであります。やはり、市街地において非常に目立つことだと思うのですが、これも新規事業者が事業を継続していくためにも、それぞれが所属する商店街や振興組合の活動になじんで、一緒に参加して頑張っていこうというように仕向けていくことも必要ではないかと思うのですが、そういった意味合いで行政としてのフォロー体制はどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） お答え申し上げます。新規事業者、それから既存事業者もあわせまして、いろいろな商店の組合との連携についての再質問と思います。

私どもといたしましては、空き店舗に新しく店を構えていただくのは大変喜ばしいことだと思っております。また、ご指摘ありましたとおり、1年及び3年で廃業することは大変残念なことと思っております。そこで、空き地空き店舗事業を活用されまして、新規に出店していただいた方の経営が安定されることは、既存事業者の皆さんにとっても相乗効果が得られるというようなことでありまして、商店街のにぎわいにもつながるものと考えております。新規事業者の方には商店街組織などに加入され、商店街活性化の一翼を担っていただけるよう、また商店街組織の皆様には、新規事業者の方に積極的に勧誘をしていただきまして、連携を図っていただけるよう働きかけを行いまして、新規事業者の方がいち早く地域に溶け込んでいただけるよう私どもとしても努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

プレミアム商品券についてお伺いしたいと思います。景気対策としての実効性、市民の購買意欲を高め、地元での消費に貢献するという意味合いで毎回

プレミアム商品券を提唱させていただいております。地元でお買い物しましょうとキャンペーンをしておりますが、全くそのような雰囲気にはなっておりません。今までの答弁では、見合う補助制度があればやりたいということで見合うものがないという、財源を理由に実施はされてきておりませんが、これまでどのように検討してきたのか、経緯についてお聞かせください。

2つ目に、今後の経済対策について、プレミアム商品券も含めてどのような考えをお持ちなのかお示し願いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） プレミアム商品券についてお答えいたします。この事業は深川商工会議所や各商店街振興組合、市内料飲店などで組織する実行委員会が主体となりまして、平成20年度からこれまで3回実施されてきたものであります。市からの補助財源は、国の頑張る地方応援プログラム事業や経済対策臨時交付金を活用して総額約1,200万円余りの助成となっております。市としましては、これまでの事業そのものは、市内経済の活性化に一定の成果を果たしたものと考えているところであります。

1点目の検討の経過についてであります。事業の実施後、商品券が最終的にどのような業種、店舗でどの程度回収されたのか、既存の多くの小売店にとって売り上げ増につながり、真に効果のある事業となっているかなどを検証するとともに、他市での実施状況や方法、その財源確保の方策などの調査、また市単独の補助事業としての実施は現在の財政状況下で見まして、なかなか難しい状況にありますことから、国の交付金、補助制度などで活用可能な財源がないかなど、全般的に研究、検討してきたところであります。

次に、商品券を含めた今後の経済対策の考え方についてであります。この種の事業は消費者が商品券を使用することにより、日常の消費である部分以外の財やサービスを購入する新たな消費を生み出し、市内商業の活性化に資することが期待されているわけですが、しかし、ややもすると日常の消費の一部に充当されてしまい、実施団体が思ったほどの商業の活性化を生み出しているかとの懸念の声もありますことから、長引く消費低迷の中で市内経済活性化の

ため、主として各種振興事業を支援していくこれまでの考え方に変わりはありませんが、さらによりよい方法や事業がないものか、同じ事業を回を重ねて実施することで魅力を失っていないか、もっとインバクトのある事業とするためには、どうすべきかなど、あらゆる見地から市内経済の活性化施策について見きわめをしてみたいと考えております。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） ただいまのプレミアム商品券につきましては、これからいろいろアイデアを出しながらぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。3番目、地域資源の活用について、何点かお聞きしたいと思います。本市には、安心・安全でなおかつ大変おいしい地場産品がたくさんあります。深川の農産物の持つ可能性はこれからまだまだ広がると信じております。その可能性を広げるために農産物を加工したり、付加価値をつけるということは、農業を支えることに結びつくと考えます。本市は、これまでも市内の業者や団体が地場の産品を活用した取り組みをしており、大手コンビニが商品化し、販売をしたものもあり、深川の知名度も大いに上がったことと思います。また、拓殖短大の石村教授が開発した、黒米芽生さくらむらさきも品種登録をするなど、価値ある産品があるということも強みだと思います。

1点目に、特産品の開発についてお伺いいたします。これまでさまざまな開発をしていることは承知しておりますが、地域資源活用会議での活動内容をお伺いしたいと思います。

2点目に、今後、地域資源を活用して、さらなる振興を図るべきだと考えますが、その戦略と行政としての支援をどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 地元農産物などの地域資源の活用について、水上議員から2点質問をいただきました。私からお答え申し上げたいと思います。

最初に、特産品の開発についてであります。本市ではふかがわ地域支援活用会議を組織しております。そこにおいて特産品開発、すなわち農畜産物の高付加価値化や、またそれらの地域活力の向上に寄与する取り組みといったものを進めております。具体的に地域支援活用会議は、この会議の前身組織

でありましたふかがわ元気会議・地域産業活性化部会、これは平成19年に設けた組織であります。その当時からメンバーとなっておられます農業者の方や、また事業者の方などと連携をいたしまして、地元の黒米やソバ、リンゴなどを素材とした各種商品化を進めてきたところでございます。最近におきましては、多度志の山そばを使った田舎風乾燥そばでありますとか、音江のリンゴを使いましたシードルの商品化に努めているところであります。特にシードルに関しましては、大変多くの皆様に支えられて、製造いたしました1,500本のシードルは間もなく完売できる見通しになっているところでもあります。また、現在進行中の取り組みといたしまして、黒米及び黒米商品のアンテナショップの役割も担ってもらっている、まあぶ'sキッチンや市内のその他の製麺会社の協力をいただいて、黒米乾燥ラーメンを試作中であります。今年度内の商品化を目指しているところであります。また、これらと並行いたしまして、寒冷地での栽培に適していると言われておりますハスカップやアロニアなどの小果実についての情報収集を行っているところであります。また議員ご指摘の拓殖大学北海道短期大学でことし10月に正式に品種登録されました、黒米の新品種であります芽生さくらむらさきにも着目をいたしながら、特産品開発にも努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、今後の戦略、それに対する支援についてであります。ことし5月に北海道経済連合会、北海道が中心となりまして、新たな組織として食クラスター連携協議体が発足しております。10月末現在で本市も含めまして、約700の企業・団体が協議体に参加しているところであります。この連携協議体では、食に関する情報交流を通じた参画者間のマッチング事業を初め、商品開発や販路拡大などを目指す取り組みに対するコーディネート事業などが進められておまして、豊富な農畜産物を誇る本市におきまして、このクラスターの取り組みはとても有効なものではないかと思われまので、できるだけその活用についても、意を用いてまいりたいと考えているところであります。引き続き、冒頭申し上げましたふかがわ地域支援活用会議や、また地元の事業者の皆さんと手を携えまして、新たな知恵も出し合いながら、地域の特性を生かした、さらなる特産品の開発に向けた情報収集やさまざまな施策などに

も積極的にチャレンジをしていきたいと考えております。また、さらなる振興を図るべきといったご提言がございました。道内産の食材を活用して、加工品でありますとか、そのメニューの研究開発並びに既製品の改良などに取り組む地元深川の食品製造業などの事業者の皆さんに対して支援する仕組みが、これまでなかったわけではありますが、こうしたことについても新年度に向けてしっかり検討を進めて、できれば新しい施策として打ち出していきたいと考えているところでありますので、ぜひ議員のご理解、ご協力もお願いしたいと思っております。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） 今までに多くの地場産品を使って特産品を開発し、成果を挙げているということは私も十分理解しているところであります。ただいまの答弁の中で、さらに力を入れていくということで受けとめておりますが、これからもですけれども、商品開発にとどまることなく、より一層普及させなければいけない。流通や経済に乗せるといいますが、そういった意味合いではPR等も含めて、そちらの分野にも力を入れるべきではないかと考えますが、お考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 再質問がございました。まさに、特産品を開発するというだけではもちろん不十分でございます。立派なものができる後のセールスプロモーションというところまでしっかり視野に入れて、応援をしていくことが大事だと思っております。

そこで、そういった特産品開発をしていただきまして、自分のものにした新たな特産品の売り出し、セールスプロモーションについてはまず事業者が当然考えていくわけでございますが、その事業者が取り組もうとするものに行政として可能な限り支援をしていきたいと思っております。幸い我が市はそういうアンテナショップ的な機能を、非常に大きな力を持っております。いわゆる道の駅、これは指定管理者が管理する施設ではありますが、そういう道の駅も持っておりますので、そういった場での販売促進といったことに、まずは手をつけて、そこでの評価などをしっかり見きわめた上で全国展開が可能だと見込まれる場合には、これは北海道が、東京の有楽町でありますとか、大阪にもできたと聞いてお

りますが、いわゆる道産子プラザというのがあります。そこでは、常設の商品ではなくてもテスト販売的な事業を起こしていると聞いておりますので、もし地元で一定の評価が得られて、今後は全国的なセールスプロモーションも行いたいという場合には、今、申し上げた道産子プラザの取り組みなども活用しながら、事業者と一緒に前向きに進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） 4番目の質問に入らせていただきます。

緊急雇用創出事業についてお伺いしますが、先ほどの補正予算の議案の質疑の中で、北名議員、田中議員からも過去の事業ということで質問が出ておりましたが、私はもう少し深くお伺いしたいと思いますので、質問させていただきます。

地域の雇用情勢が厳しい中で、解雇された失業者に対して雇用の機会を生み出すということは、生活の安定という意味では重要な事業であると思っております。1点目に、直近に実施された北海道の補助事業についてお伺いしたいと思います。この事業は三つの事業がありますが、採用の状況と実態についてお伺いしたいと思います。

2点目に、雇用のあり方についてお聞きいたします。本来雇用する職種というのは補強の必要な分野でプラスアルファを生み出すべきものと思うのですが、補助金が出るからといって、不適合な職にいたり、かえって職場の負担になったりするような雇用であってはいけないと考えております。また、短期の雇用ではありますが、将来の就職に役立つような職種の選択ではないとできないのではないのでしょうか。市としての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 緊急雇用創出事業についてお答え申し上げます。平成22年度の緊急雇用創出推進事業は、当初予算に8事業を追加事業として、6月の市議会定例会において3事業を、さらに2事業の補正予算を提案させていただき、議決いただいたところであります。

初めに、採用の状況、実態についてであります。質問のありました直近の事業につきましては、10月から雇用が始まった3事業でありまして、介護雇用

プログラム推進事業の2事業をそれぞれ市内の法人へ委託し、また市税滞納情報整理に関する1事業を市の直接事業として実施しているものであります。いずれも採用は、ハローワーク深川分室に求人申込書を提出し、紹介をいただいた失業者を対象に書面審査、面接試験を行い、採否の決定を行っておりますが、介護雇用プログラム推進事業では2法人のうち1法人が、現在、雇用4人枠に対して2人を採用し、また1法人は雇用3人枠に対し3人を採用し、さらに市の直接事業1人枠については、3人応募があり、書類審査、面接選考の上、1人を臨時職員として採用したところであります。なお、前段の介護雇用プログラム推進事業では、雇用枠に満たない状況もございますが、養成機関での研修時間も勤務時間に含め、働きながら給料は支給され、介護ヘルパー2級の資格が取れる事業で、受講費用も本人負担がないという大変有利な制度でありますので、現在、商工会議所における介護講習受講者などへの案内にも努めているところであります。

次に、雇用のあり方についてであります。緊急雇用創出推進事業は、失業中の方への短期のつなぎ雇用として、昨年度の事業は6カ月未満でありましたが、本年度の事業は要件緩和により1年以内まで雇用の更新が認められておりますが、必ずしもその後の雇用が確保されるという趣旨の事業ではございません。このことは、ハローワークに掲示中の市の事業一覧表に掲載し、また職業紹介時にもその趣旨を応募者に説明いただいております。このような条件での雇用であります。応募される方は生活のため、それらを踏まえた上で採用面接に臨んでおられると受けとめているところであります。次に、職場における不適合、職場の負担についてであります。市ではそのようなお話は伺っておりませんが、本事業では、さまざまな事情により失業された方が就業されており、就労間もない状況の中で新たな職場への順応に時間のかかる場合もありますし、また新しく雇用された方への業務指導には、職場の方々の多少のご負担も考えられるところでございます。次に、本事業での雇用を通して採用された方に次の就職につながるような事業選択をとることでありますが、緊急雇用創出事業の構築に当たりましては、市の各所管のほか、商工会議所や商店街振興組合、建設業協会などにも事業に結びつきそうな提言をお願いした経過もありますが、先ほど申し上げました介護へ

ルパーを養成する事業を除きまして、補助事業の要件として既に実施している事業の振りかえや、土木事業ができないことなど、事業分野の制約並びに事業費枠、人件費割合など細部にわたる取扱要綱が定められていることから、将来の就職に役立つような事業の組み立てには限界があるところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） ただいまの答弁の中で、雇用のあり方について、この制度自体が一時つなぎの雇用ということで最初からはっきりうたっているので、やむを得ない部分もあるとは理解するのですが、この中でも介護の雇用のプログラムに関しましては、現場では従事者が不足している。また、こういう資格を得られるということでは大変有利なプログラムであると評価しております。しかし、今の答弁では、雇用枠に満たないような状況にあるということで、この介護の現場も厳しいというのは多少理解するのですが、募集に当たりまして、周知不足でないのかと感じるのです。こういった有利な雇用であるのに応募が少ない、または雇用が決まった方も多少困難を要して決まったようにも聞いております。その辺の雇用枠に対して応募者がたくさんいるということは、ある意味いいことだとは思いますが、反面、応募者も少なく困っているような部署もあるところを、せっかくの緊急雇用の創出事業ですので、ぜひ働いていただきたいと思うのですが、その点どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） お答え申し上げます。募集に当たりまして、周知不足ではなかったかというようなご指摘でございますけれども、周知につきましては、ハローワーク深川分室に市からの雇用機会創出事業のお知らせとしまして、求人募集中の一覧表を掲示していただきまして、お持ち帰り用の印刷物も作成し置かせていただいております。このほかに市のホームページへの掲載、それから新聞への情報提供などもしておりますが、現在、募集に満たないということもございまして、この事業につきましては、本市の雇用創出に大変効果が上がる事業でございますので、今後につきましても周知に十分意を用いまして、この事

業を有効に活用してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） それでは最後の質問に入らせていただきたいと思ひます。

ICTの活用についてお伺ひしたいと思ひます。本市は、早くより情報化の推進に取り組んでおり、特に超高速ブロードバンド拡大整備事業により、ブロードバンド環境が拡大整備され、市民生活や地域の経済活動におけるインターネットの利活用に貢献しているという点は大変高く評価しております。また、さまざまな情報を発信し共有するため市民サービス、行政サービスにおいて一層の活用が期待されておりますが、今回はICTの活用について何点かお伺ひしたいと思ひます。

1点目に、電子黒板についてお伺ひいたします。先日行われた総務文教常任委員会の調査で、一已小学校にお邪魔をし、実際に電子黒板を使った授業を見学させていただきました。算数の授業でしたが、従来の黒板や模造紙による説明に比べますと、非常にわかりやすく、繰り返しも容易で、さすが文明の力と思わせるものでありました。今後、活用することで、幅広い学習に対応できると感じました。この電子黒板に関して、何点か質問させていただきます。

一つ目に、この電子黒板は、各小中学校に1台ずつ導入され、一已小学校の使い方は、実際に見せていただきましたが、ほかの学校ではどういった使い方がされているのか、具体的な例を教えてくださいたいと思ひます。

二つ目は、操作性についてお聞きしたいと思ひます。難易度はどうなのか。子供たちも操作ができるものかどうかお聞きしたいと思ひます。

三つ目に、この電子黒板の導入に当たり研修を行ったと聞いておりますが、どのような研修を行ったのかお伺ひします。

また、電子黒板の活用によって、効率のよい授業が進められることが前提と考えますが、電子黒板の使用がかえって教師の負担にはなっていないのか伺っておきたいと思ひます。

次に、この電子黒板の維持コストについても教えてくださいたいと思ひます。参考までにお伺ひしますが、近隣の町では電子黒板が導入されているのかどうかというのかわかれば教えてくださいたいと思ひます。

最後になりますが、今後、電子黒板の活用に関し

まして、どのような考えをお持ちかというのをお聞かせください。

2点目に、深ナビについてお伺ひしたいと思ひます。7月より深ナビがリニューアルされました。従来必要であった住基カードがなくても利用ができるようになり、装いも新たに展開されております。

最初に、リニューアル後の状況についてお伺ひいたします。利用の状況と住基カードを使用したときとの差異があれば教えてくださいたいと思ひます。

次に、今後に向けての考え方を伺ひますが、深ナビの会員をふやすなど、利用促進を図っていかねばならないと思ひますが、どのようなお考えをお持ちかお聞きしたいと思ひます。

最後になりますが、テレビ向け地域コミュニケーション環境構築事業についてお伺ひいたします。本年7月にこの事業は終わっており、深ナビTVが整備されたようですが、まずその状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

あわせて、皆さんご存じのように来年7月より、地デジの放送が開始されます。そのために各家庭のテレビがデジタルテレビになりますので、この深ナビTVも見ることができるようですが、この普及というのも大事だと思ひますので、その点につきましても伺っておきたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） ICTの活用についての1点目、電子黒板について私から答弁をさせていただきます。

市内の小中学校に配置いたしました電子黒板は、通常の地上デジタル放送も視聴できる52インチの液晶テレビに赤外線タッチパネルを装着したもので、キャスターつきで容易に移動できるようになっているものであります。

初めに、使い方の具体例についてお答えいたします。具体的に機能を活用した授業の例では、算数の授業での立方体の体積計算や分数の大小の比較の際に、画面に移した教材そのものを動かし、児童生徒に視覚的なヒントを与えたり、理科の授業では動画による実験の観察をしたり、体育の授業では、模範演技の動画を提示させることによりまして、授業、演技の目的、内容の再確認をするなどに利用されております。そのほか、幅広い教科に有効に活用できるものと考えております。

次に、操作性についてであります。電子黒板の操作では、画面に直接書き込みができるなど、また一部を消したり、やり直しが簡単にできますことから、児童生徒も失敗を恐れず、理解できるまで何度でも操作を繰り返すことができます。今後、授業での活用の機会がふえるにつれまして、教員だけでなく、児童生徒が直接操作する機会もふえることで、授業に対する興味、関心の高まりを期待できればと考えております。

次に、導入に当たり、どのような研修を行ったかについてであります。教員全員を対象とした操作方法についての研修を夏休み中の7月27日と8月3日の2日間に分け実施し、47人の教員が参加しております。

次に、電子黒板の使用が教員の負担になっていないのかについてであります。電子黒板は児童生徒に興味、関心を持たせることができる、あるいは理解力を深めることができるなど、教育効果などの判断によって活用していくことが必要であると考えております。その一方で、電子黒板はパソコン等と接続することにより、さまざまな資料が活用できるようになりますことから、授業の準備や公務の負担軽減にもつながるものと考えております。

次に、維持コストについてですが、現状、教材用ソフトを購入する場合を除いては、電気料金以外に維持コストはかかるものではありません。なお、導入しました電子黒板では文章や表などを作成するだけでなく、インターネットへの接続が可能な状況にありますので、インターネットから教材となります多様な資料や無料のソフトなどをダウンロードして使用することができます。現状市販のソフトは、種類も限られる状況であります。金額も1件数万円でありまして、導入時に購入した教材ソフトはありませんが、今後、利活用と研修を重ねる中で、より有効な教材ソフトの購入も必要になるものと考えております。また、近隣の導入状況であります。北空知の5町のうち秩父別町と北竜町の小中学校に各1台導入されていると聞いております。

最後に、今後における活用の考え方についてであります。教育委員会では教育の情報化の一つとして、電子黒板の活用は児童生徒の集中力が向上するとともに、児童生徒みずからが操作することにより、興味、関心が高まるなど、児童生徒の理解を深めるためには効果があるものとして、確かな学力やわか

る授業の実現に期待をしておりますので、今後においても電子黒板の特徴や機能を生かせる研修などの機会を設け、電子黒板の有効活用を進めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 2点目の深ナビについてお答えをいたします。

初めに、深ナビリニューアル後の利用状況、住基カード利用時との差異についてと今後の利用促進につきましてあわせてお答えをさせていただきます。まず、現在の利用状況でございますが、本年10月末現在の会員数が554人、トップページのアクセス数が累計104万アクセスとなっているところでございます。本年7月1日実施のリニューアルにおきまして、これまでの住基カードを用いた認証方式をIDパスワードによる方式に改めたところでありまして、これによりまして、従前はパソコンへのカードの読み取り装置や専用プログラム導入が面倒であるとか、市役所での会員登録手続きが煩雑だといったことがありましたけれども、インターネットに接続しているパソコンがあれば利用できる、会員登録時にもインターネットで登録手続きができるというように変わりまして、利用に際して会員に負担の少ない運用方法を実現しているところでございます。リニューアル後の新規会員加入状況につきまして、7月から10月の4カ月間で13人ということで、微増でございますが、今のところ住基カード利用時と比べて大幅な会員数の増加等の変化は見られないという状況でございます。今後、利用促進策が必要になるわけでございますが、今議会で議決いただきました補正予算によりまして、食や環境等の情報発信を充実させるための深ナビ利用促進事業に取り組むべく、現在、国の緊急雇用創出推進事業に申請中でございます。この事業は、飲食店や農業生産者、観光農園等の事業所からの情報発信を充実させるための深ナビPR活動や新規会員獲得活動、会員事業所への出張サポート業務などを行うものでありまして、これら事業所のモール情報等の掲載数の増加や内容の充実によりまして、深ナビの一層の活性化をねらいといたしております。平成23年1月からの業務開始を目指して準備をしているところでございます。

次に、3点目の深ナビTVの現状と今後の普及促進についてでございますが、深ナビTVは、ホームページ閲覧機能を持ったネット対応のデジタルテレ

ビなどに向けた新たな情報発信機能を深ナビに追加したものでございまして、本年7月から運用を開始しております。現在は、市役所からのお知らせや行事の告知、北空知新聞社提供のイベントニュース、サンプルとして作成しました事業所コマーシャル、これを15分程度の番組に編成して提供しております。1週間ごとに新しい番組に内容を更新しております。平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行に向けて、デジタルテレビの普及はさらに進むと考えますので、ブロードバンド拡大整備事業が本年度末までに完了し、これまで利用できなかった地域でブロードバンドが新たに利用可能になるということがございます。これらにより、ご家庭や公共施設等のテレビで、深ナビTVをごらんいただく環境がこれまで以上に整ってまいりますので、広報紙等による周知や市内電気店に協力いただくなどして、番組内容の充実とともに深ナビTVのPRに努めてまいります。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） 再質問ではないので答弁は要らないのですが、これだけブロードバンドの環境が整備された地域というのもよそにないと思いますので、これからの活用に対しまして大いに期待しておりますので、一言述べさせていただきます。一般質問を終わらせていただきます。

○議長（北本清美君） 水上議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 4時11分 休憩）

（午後 4時23分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

次に、田中昌幸議員。

〔田中昌幸議員、質問席へ〕

○5番（田中昌幸君） 国会では臨時国会がきょう閉幕ということになっております。テレビで見ますと、どうも議論がしっかりと進んでいない。そのような状態ですが、この深川市議会ではぜひかみ合った議論をしていきたいと考えております。通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番目、公契約条例制定についてお伺いします。限られた財源を有効に使って市民サービスを向上させる、そのための行財政改革は市町村にとって不断

の努力を求められている課題です。ところが、三位一体の改革以降、国が進める行政改革は無駄を削って新しい政策要求にこたえるためとしながらも、財政再建の側面ばかりが強力に出てしまい、行政運営が本来備えているべき人に対する思いやり、温かみ、優しさというものをおろそかにし過ぎている。無駄を省くことは必要だが、そのことを強く求める余り、無機質な人間味のないものになっている。このようなことでは行政運営はいけないと考えます。ある程度経費がかかっても市民の皆さんが必要とするサービスの質を落とさないように工夫することが行政運営に一番大切なことだと考えます。一方、深川市においては、山下市長は2年前、財政収支改善の名のもとに、まさに財政再建のためには行政サービスの低下もいとわない行政改革を断行し、今に至っています。市民の皆さんは、行財政改革には非常に協力的であると私も感じております。しかし、ただ削る一方、温かみや優しさをなくした行革に回復の兆しを見せない市内経済状況の中で、市民の皆さんは希望の持てない状況に陥っているのではないのでしょうか。厳しいときこそ温かい手を差し伸べてくれる行政に期待することは当然のことと思いますし、そのことこそが行政であると考えます。公のサービスは単に市役所の職員が進めるサービスはもとより、公共事業や業務の受託業者、施設の指定管理者が行うサービスも含め、広く展開されており、これら全体に働く人たちの雇用の安定、賃金労働条件の向上により、より高いサービスが得られる。市内の学校を卒業された若者たちが、ぜひこのような業務について、この深川のまちで働き続けたいと思うような環境づくりが必要なのであります。先日の北空知新聞にことしの高校卒業予定者の就職内定状況が報道されておりましたが、市内に雇用の場がない。働きたくても採用がない。こう報じられております。サービスの向上と経費の節減は行政にとっての大きな命題です。しかし、そこに働く人たちが安心して生活できる待遇を確保し、若者がぜひ働きたいという場所にしていくことがまちの活性化につながるのではないのでしょうか。山下市長はこの間、入札制度改革に積極的な姿勢を示してきました。ここでこの4年間の入札制度改革の進行状況についてお伺いします。

次に2点目、過度な低落札、いわゆるダンピングのおそれの状況について、市としての見解をお伺いします。

3点目、最低制限価格のある工事請負に比べ、最低制限価格のない委託業務のこれまでの状況について、委託料の変化、受託業者の変遷、それに伴う労働者の失業、再就職状況をお示ください。

4点目、指定管理者制度の一律3年という期間設定についてお伺いします。指定管理者の指定期間の設定は、行政である深川市が決定できるもので、1年でも、例えば10年でも構わないと考えております。企業、NPO、各種団体が指定管理者として受注し、事業展開を図るときに、現在の3年という契約期間は余りにも短過ぎるではないでしょうか。役所の側から見れば3年単位というのは一つの行政サービスの目安となっていることは否定しませんが、公の施設の運営は長期にわたり持続的に行われるものでありますから、企業、団体の運営からすれば、3年という期間は余りにも短過ぎると考えます。サービスの向上への意識もむしろ、小さくまとめようとする方向に向かってしまうおそれを感じているところがございます。指定期間の設定について検討すべきかと考えますが、いかがでしょうか。

5点目、自治体が直接雇用する臨時職員、非常勤職員、パート等の職員は1980年代には8万人程度だったものが現在では60万人を超え、そのほとんどが1年以内の有期雇用を重ねて雇用する状況で、更新回数を制限する雇いどめが目立ち、極めて不安定な状況にあります。このことは深川市においても同様のことが言えます。業務委託や指定管理者で働く人たちとあわせ、年収200万円に達しないワーキングプアと呼ばれる状況にいる方が非常に多いと言わざるを得ません。市民の皆さんが必要とする行政サービスを担う方たちが、雇用の安定を手にし、生活できる稼ぎを得られれば、疲弊する市内の雇用状況改善に大きな影響を与えることができますし、あすの深川市のまちづくりを担う若者の雇用拡大につながるのではないのでしょうか。現在の官製ワーキングプアと言われる状況についての考え方についてお伺いをします。

最後に、千葉県野田市で制定された公契約条例のような条例を、深川市でも制定すべきではないか。公共事業や業務委託に従事される方の賃金水準を条例で制限し、ワーキングプアをつくらない、つくらせないための条例を制定する考えについてお伺いし、1番目の質問とさせていただきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 公契約条例の制定についてお答えいたします。

1点目の入札制度改革の進行状況についてであります。平成19年3月から指名競争入札を廃止し、透明性と公平性を高めるための一般競争入札の適用範囲の拡大と地元企業支援のための地域を限定した一般競争入札の導入を柱とする新たな入札制度を導入しました。この4年間の工事と測量や調査などの工事に係る委託業務の状況について、平成18年度の旧制度と落札率で比較しますと、18年度旧制度の全体の落札率が95.5%、19年度は89.7%、20年度は93.4%、21年度は94.4%、22年度は9月末まででございますが、95.5%になっております。全体の傾向として、旧制度から新制度に変更した当初は、一たん落札率は下がりましたが、それ以降、年々落札率が上昇しております。

次に、2点目の過度な低落札、いわゆるダンピングのおそれについてであります。工事と工事に係る業務委託のうち、予定価格が250万円以上のものは最低制限価格を設定し、ダンピング防止に努めておりますが、250万円未満については設定しておりませんので、250万円未満の状況についてお答えいたします。平成21年度の工事等の入札は120件でしたが、そのうち102件については、最低制限価格を設定しており、残り18件に関しては平均落札率が、全体として94.4%のところ、18件に限りましての落札率は94.6%でございました。平成22年度につきましては、これも同じく9月末までの状況でございますけれども、71件の工事等の入札に対して、51件について最低制限価格を設定し、20件が未設定という状況でございます。全体として95.5%の落札率のところ、20件の未設定の部分については92.8%となり、設定と未設定の差は2.7ポイントとなります。これは1件が55.4%と低い落札率であったためでございます。他の19件についてはすべて90%を超えていると。その1件を除いた落札率を見ますと、94.6%となります。落札率の低いこの1件につきまして、工事内訳書の提出を受けておりまして、工事の品質の確保や労働者へのしわ寄せについての心配はないものと理解をいたしております。

3点目の工事請負に比べ、最低制限のない委託業務のこれまでの状況についてでございます。受託業者の変遷につきましては、一般廃棄物の収集運搬業



務につきましては、今年度の入札で受託者の変更があり、また駅前広場の維持管理業務におきましては、平成19年度から毎年受託者の変更がありましたが、他の清掃管理業務、指定管理者の変更はなく、同一業者により行われている状況でございます。次に、委託料につきましては、委託内容の変更により、一概に変化を述べることはできませんが、平成21年度からの行財政改革による経費の見直しによる減額、これはあるものということでございます。これらに伴っての労働者の失業、再就職状況についてのお尋ねをいただきましたが、これについては、市としては調査をいたしている経過はございません。

4点目の指定管理者制度の一律3年という期間設定についてでございますが、法律上は特に指定期間の基準等についての規定はないという状況で、これは自治体の考え方によることになり、本市の場合、3年の指定期間にしているところでございます。住民ニーズの変化とそれに対応する業務内容の見直し、物価変動を含めて委託料の見直しのサイクルを3年としているということがその根拠になっているものでございます。質問の指定期間の設定につきましては、道内各市の状況等を調査した上で、今後研究してまいりたいと考えております。

5点目と6点目は、関係がありますので一括してお答えをさせていただきます。まず、官製ワーキングプアと呼ばれる状況についての考え方ということでございますが、一般的には、公務職場における非正規職員、指定管理者のもとでの従業員、自治体の業務委託に従事する労働者がフルタイムで働いてもぎりぎりの生活さえ維持することが困難な状況というふうに言われておりますけれども、労働者に対する賃金の適正な支払い、労働条件の改善に努めることは、労働者の生活の安定を図ることからも重要なことだと認識しておりますし、今後とも労働関係法令の遵守に努めるとともに、受託者に対する指導にも努めてきておりますので、引き続き遵守されるよう対応する考えでございます。

議員の質問にございましたように、昨年、千葉県野田市で公契約条例が制定され、これは本年2月から施行されておりますけれども、道外の他の自治体におきましても制定の動きがあると聞いておりますので、道内各市はもとより、もう少し幅広く調査研究を行っていきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 再質問をさせていただきます。

まず、3点目の部分です。いわゆる最低制限価格なり、そういった状況で委託先のところが実際どうなっているか調査はしていないということですが、これはきょうの前段のところでもかなり明らかになっている部分なのですけれども、そういうわからない状況のまま適切にやっているだろうでは、やはり無責任だと思うのです。そこを改善していく部分については、その公契約条例的なもので、いろいろな契約の中に盛り込んでいくことを検討すべきだと思いますので、その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

あと指定管理者の3年というのも道内との比較ではなくて、それぞれの業務に性格があるわけですから、今回の10件でもかなりいろいろな要素があります。ほとんどが、ほかでやってくれるようなところもないだろうという部分で、それらについては、決して3年よりはもっと長い期間の中で、例えば管理をするための雇用期間を長く、安定した雇用を得られるようなところを、市として発注の中で、そこを工夫すべきだと思いますので、そのことについて再度お答えをいただきたいと思います。

最後の公契約条例については、研究したいということでございますが、広く言われている公契約条例、いろいろな温度差も多くあると思います。でも、何か一つずつでも、賃金水準を上げたり、例えば労働三法が確実に遵守されるようなことを確認する契約をしていくことも十分前向きな前進だと考えますので、そういう検討をしていくことについてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 3点について再質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、3点目の調査をしていないことについて考えるべきということでございます。あわせて6点目の公契約条例の件についても、さまざまな労働条件の水準などについてという言及もございました。先ほどの答弁でも触れておりますけれども、道内のみでなくて、もう少し幅広くいろいろな調査をする中で、どういったことが可能なのかということも含めて検討してみたいと思います。

それと、指定管理者の期間設定について、確かに

言われるとおり、今回の10件についても多様なものがございますので、工夫すべきということについては私どもも、そういった形で今後どうなのだという事で課題と受けとめております。特に道内が中心となると思いますが、十分な調査をする中で、どういう設定になっているか勘案をしながら今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） それでは2番目の質問に入ります。男女共同参画計画についてお伺いします。

現在、内閣府では第3次男女共同参画基本計画を策定中でございます。その策定に当たっての基本的な考え方、答申が、この7月に男女共同参画会議基本問題・計画専門調査会から提出がされております。その内容は、基本法前10年間の反省を踏まえて、実効性のあるアクションプランとする。このため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定した上で、その達成状況について定期的にフォローアップを行うなど、そういった答申がされております。深川市においては、2004年に深川市男女共同参画計画が策定され、その計画に基づき各種施策が実施されてきております。1点目の深川市男女共同参画計画のこれまでの成果について、特徴的な点をお示しください。

2点目、次期計画策定に向けた対応についてお伺いします。8年前の策定時には、担当課は教育委員会生涯学習課に専門の係を2人、職員配置をしながら行っておりました。この点、職員配置をするという部分については評価するものでございますが、計画を策定し、これから実施というときに係の廃止統合が行われ、男女共同参画係が廃止されてしまったという極めて疑問な対応だったということが記憶にございます。現在、男女共同参画推進は、この教育委員会から担当所管も市長部局の企画課内に移されておりまして、このことについては全体を見直す所管で行うべきということで評価をするものでございますが、来年度は次期総合計画の策定ということで、この時期と全く重なってしまう。所管の企画課としては、事業がバッティングをしてしまうようなことが予想されます。計画策定について、現スタッフのままでは極めて厳しい状況、困難な状況が予測されるのでございますが、この総合計画と同時進行になりますが、計画策定の体制、行政のスタッフ、予算の確保について、お伺いをしたいと思っております。

次に、アンケート調査についてお伺いします。前回の計画策定の際のアンケート実施内容をお示しいただき、この8年間で市民の皆さんの考え、生活にどのような変化が起きているのかを調査し、統計化することは今後の事業展開に非常に重要だと考えております。アンケート調査によりこれまでの推移を検証することについて、どのような考えかお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 男女共同参画計画についてお答えいたします。

初めに、男女共同参画計画の成果についてでございますが、本市におきましては、男女共同参画社会基本法の理念に沿いまして、平成16年12月に23年度までを計画期間とする深川市男女共同参画計画を策定いたしております。計画では、三つの基本目標を掲げ、その目標に沿った施策を展開しておりますが、それぞれの基本目標における成果といたしまして、一つ目の男女共同参画社会への意識づくりでは、6月の男女共同参画週間にあわせて実施している男女共同参画パネル展及び男女共同参画セミナーや1月に開催しております、男女共同参画フォーラムを初めとする各種啓発活動を通じて、一步一步着実に市民の男女共同参画に対する意識が醸成されてきているものと考えております。二つ目の、あらゆる分野への男女共同参画の促進では、特に市の審議会、委員会などにおける女性の登用率の目標を、国の男女共同参画基本計画が目標としている30%に対して、本市の計画では40%と定め、その達成に努めているところであり、平成21年度では、前年度に比べ1.7%の増、34.4%となっております。徐々にではありますが、着実に目標に近づいてきておりますので、今後ともこの目標に向け、努めてまいりたいと考えます。3点目の、生涯にわたる健康、福祉環境の整備では、母性の保護を中心として、少子化対策を含め、妊婦健康診査助成の拡充や女性特有のがん検診の受診の促進を初めとした、各種施策の展開に努めてきたところであります。それぞれ特筆すべき成果を申し上げたところでございますが、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加できる機会が確保されるよう、今後とも深川市男女平等参画推進協議会とも連携し、計画の推進に努めてまいり

たいと考えております。

次に、次期計画策定に向けた対応についてでございます。国は、第3次男女共同参画基本計画の策定中ですが、策定に当たっての基本的な考え方についての答申が本年7月23日に男女共同参画会議から内閣総理大臣に提出されまして、この答申をもとに進められているものでございます。そこで、本市といたしましては、国の新しい基本計画に基づくことを基本にしながら、現在推進中の本市の計画の内容も精査する中で、平成24年度からの次期の男女共同参画計画を策定してまいりたいと考えております。そこで、お尋ねの1点目の計画策定の体制、行政スタッフ、予算についてでございますが、体制につきましては、市長を本部長とする深川市男女共同参画推進本部での策定となります。また、市民の皆さんからのご意見等をいただくための委員会を明年度より設置する考えであります。行政スタッフにつきましては、取りまとめの所管は企画課企画係になりますが、次期総合計画の策定も同時に進行するというのもございますので、一次的な業務の増加などが想定される場合には、部課内での協力体制、あるいは臨時職員の配置により柔軟に対応できるように努めてまいりたいと考えております。予算につきましては、委員報酬、調査旅費、賃金、事務費などについて、必要額を適正に積算し、計上してまいりたいと存じております。

次に、2点目のアンケート調査の実施についてでございますが、市といたしましても男女共同参画に対する市民の意識がどのように変化しているかということを知ることは、次期計画を策定する上では必要なことと認識しております。前回のアンケートは、市民1,000人を対象に回収率は46.6%でございましたが、30項目にわたるアンケートを実施したというところでございますけれども、次期計画の策定にあわせて行うアンケートの内容につきましては、前回の内容を精査する中で、関係する団体とも十分に協議させていただき、項目及び対象人数等を決めていきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 2点ほど再質問させていただきます。スタッフの関係ですが、今はもう市役所の中はどこも皆さん忙しい状況でして、非常にご苦労されていると思います。ただ、そういう計画はいろいろな人の声を聞いて、より広く対応したほうがい

いものができると考えますので、ぜひそういった対応について、どのように拡充できるか改めてお伺いしたいと思います。

もう一点、アンケート調査ですが、前回のアンケート調査でかなり細かいいろいろなものをデータとして持っています。そのデータがこの間の中でどう推移したかというのは深川市のいろいろな状況を把握する上で非常に重要なものだと思いますので、安易に削ってしまったり、なくしてしまったりというのではなくて、前回とどのような変化があるかというものがしっかりと見えるような状況になるようなアンケートにしていきたいと思いますので、そういった点について、もう一回答弁いただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 2点の再質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、特にスタッフの件でございますけれども、来年の2月から3月にかけて、さまざまな新しい業務体制についての人的配置を検討してまいりますが、その中でどのようなことができるか、先ほど答弁で申し上げましたように、総合計画などの計画についての業務がふくそうすることもございますので、そういったことができるか、当然大きな柱であることは間違いございませんので、これについて十分その中で検討していきたいと思っております。

それから、アンケートの関係でございますが、前回データの推移を安易に削らないほうが継続した形ということでご提言いただきましたので、そういったことが可能か、こういったこともご意見として伺う中で、内部的に検討を進めてまいりたいと思えます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 3番目の質問に入ります。補正予算に対する取り組みについてお伺いします。

きょう国会が閉会ということでございますが、補正予算は何とか成立しております。昨年の補正予算情報の事前通知に対する厳しい批判を受けた影響なのか、現時点でも補正予算の情報が私どもの立場でも余り見えてこない現状にあって非常に残念な状況でございますが、一方、疲弊した市内経済は待たなしの状況で年末から春先にかけての対策が急がれるところでございます。国土交通省は総額で8,914

億円という補正予算、そのうち北海道は175億円という報道もあります。ほかにも地方交付税の増加や一括交付金なども計上されておりますが、今補正予算の国の補正予算成立に伴う当市への影響額と政策についてお伺いしたいと思います。

2点目、早期対応が必要と考えますが、本定例会には現状、この補正は間に合いそうもございませんし、3月の定例会では、早期対応の効果が得られないというデメリットがあると考えます。そのスケジュールについて、どのように考えているかお伺いしたいと思います。

3点目、疲弊する市内経済状況に対する取り組みについてお伺いします。昨年2次補正で、例えば住宅改修に対する交付金事業を展開し、その効果はこれまでも報告されており、投資に対する費用対効果はかなり大きく出たと認識しております。これは一つの例でございますが、市内経済に対する刺激策としての対応についてお伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 補正予算についてのお尋ねに関して答弁を申し上げます。

議員もおっしゃいましたが、去る11月26日に国の平成22年度第1次補正予算が成立したところであります。この補正予算は、円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策を実施するために約5兆円規模で編成されたものでありますが、現時点では議員も言われましたように、残念ながらまだ予算成立から間もないといったこともあり、具体的な補助要綱や施策の中身については明らかでない部分が多くて、本市では現在、各所管において今回補正で予算化されました事業の制度概要でありますとか、そうしたものについて本市で乗れるものは一体どういうものがあるのかといったことなどについて、鋭意情報収集に努めているところであります。今回の国の補正予算の概要であります、これはいろいろ報じられております雇用創造、人材育成などの拡充でありますとか、延長措置、妊婦健康診査の公費助成の継続、あるいはインフルエンザ等の疾病対策の充実などのほかに地方交付税の増額、地域活性化交付金の創設、また食料自給率向上、産地再生緊急対策などの地域活性化策、社会資本整備総合交付金の追加などの基盤整備にかかる予算等々の多岐にわたる内容となっております。

そこで、深川市における補正予算に対する考え方としては、予算化されました各事業については、いろいろ情報収集に努めているということをお知らせしましたが、それらの情報収集に基づきまして、活用できるということになりましたものは最大限活用することを基本的な考え方といたしまして、議員も言われましたが、厳しい状況下にある深川市の地域経済に新たな需要を喚起できるように、また雇用の場の確保や経済全般の活性化につながる取り組みを極力実施していけるように考えているところであります。そのため、今後は耳をそばだててまいりましょうか、アンテナを高く張りまして、各省庁から発出される補助要綱等の情報収集に万全を期しまして、具体的にこの補正予算に盛り込まれております事業を本市が抱えております懸案事業の解決のために活用できるように、それぞれの事業を適切に選別いたしまして、市の補正予算に盛り込むといった作業を着実に進めてまいりたいと考えておりますが、議員からお尋ねがありましたが、幾らぐらいかという影響額につきましては、現段階では取り組みの事業の全体がまだはっきりいたしておりませんので、幾らと見込むことはできないということでございます。いずれにいたしましても、繰り返しになりますが、市内経済への波及効果を最大限確保できるように努力をしてまいりたいと考えております。

それから、作業スケジュールについてでございますが、今ほど申し上げたように事業の選別、それから道やその他の役所への申請の作業といったものが必要な場合にはそれらの作業を極力加速化させまして、遺漏のないように本市としても補正予算を編成いたしまして、しかるべき時期に議会の議決をお願いする予定にいたしております。いずれにしても、適切に作業を進めていく所存であります、特に今回予算化されます地域活性化交付金は、本市にも当然一定の枠が与えられようかと思っております、その活用にあたりましては、議員が少し触れられたような施策も含めまして、再々申し上げます、市内の経済状況に十分配慮した事業内容となるように検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 情報がない状態ですので、私どもの立場でもぜひ情報収集し、いいものになっていくように努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

4番目の2011年度予算編成についてお伺いします。一昨年の財政収支見直しで、財政収支の大幅カットなど、結果として、09年度の決算での黒字化、10年度の予算執行でもさらなる黒字化が予想されます。今年度国勢調査による人口減少の影響で、来年度以降の交付税算定には不確定要素もありながら、現状予算編成ベースではプラスマイナスぎりぎりだとしても、決算ベースでは大幅黒字が予測されるものと考えますが、このようにこれまでとは環境が変わりつつありますが、それよりも何よりも、この間の職員の給与カットや財政支出の大幅カットによる市内経済の疲弊は目を覆う状況であると言わざるを得ません。このような環境での新年度の編成方針についてお伺いします。また、企画総務部長から各部課長にあてられた平成23年度予算編成方針についての通知を見せていただきましたが、歳入の確保、歳出の削減、新規事業は課内で、それでおさまらなければ部内協議の上、前年度予算の範囲内で計上しなさいとのことでございます。これでは削りに削っている現在の平成22年度の予算の中で、市内の景気浮揚に充てる予算を各所管から発想しなさいといっても、今ある必要な事業を削るくらいなら何もしないほうがいい。このような発想になるのではないのでしょうか。職員の英知を集め、理事者の指導性を発揮できるような機会はこのやり方では困難ではないかと思うところがございますが、この点も含めてお答えください。

2点目、先日の広報ふかがわ11月号で財政健全化法に基づく各数値の情報が出ていましたが、例えば連結実質赤字比率は全道最低順位であることが何のコメントもなしに示されております。この数字を市民の皆さんに示し、何を説明するのか、その改善策はどのようなかなどは何ら示さずにこの広報が発行されております。これに対する評価について、平成23年度予算編成でその解消をどのようにしていく考えなのかお伺いしたいと思います。

3点目、山下市長が企業誘致の推進を掲げておりますが、市内企業の倒産、撤退、廃業が相次いでいることは非常に残念であると、同時によそに目を向けていることによって、自分の足元、地場企業、事業者への対策がおろそかになっているのではと考えております。例えば、空き店舗活性化事業で新規参入者に対する支援はしておりますが、既存の事業者に対しての対応がここでは適用されない。地道に頑

張っている人たちへの政策に欠けているのではないかと考えているところがございます。疲弊する市内経済状況への刺激策として、現行各種制度の見直し、拡充についてお伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 平成23年度予算編成について一括してお答えを申し上げます。

平成23年度予算に関する編成方針を、去る11月4日に通知し、編成作業を開始したところでございます。答弁の順序といたしまして、平成21年度決算の状況について、先に述べさせていただきたいと思っております。平成21年度決算については、一般会計においては約2億円の实質収支の黒字を確保し、特別会計についても同様の状況でありました。病院事業会計については、経営健全化計画と比較して改善の傾向が見られたとはいえ、依然として厳しい状況が継続しているということでございます。財政健全化法の健全化判断比率においては、将来負担比率は若干持ち直しておりますが、連結実質赤字比率及び実質公債費比率については、前年度より悪化しております。全国の自治体との比較においても、連結赤字比率は1,750団体中、悪いほうから5番目、道内でも釧路町に続いて数値が高い団体になっているところがございます。実質公債費比率については、本市は、全国で悪いほうから121位、道内でも悪いほうから25番目に位置しているという状況でございますので、こうしたことから、本市が決算において一定の黒字を確保したということはございますが、全体としては、なお厳しい財政運営にあるものだと考えております。平成22年度については、現在、年度途中であります。一般会計の決算の見込みとしては、国の地方財政対策の強化によりまして、基金繰入金を執行しなくとも一定の黒字の確保が見込める状況ではないかと考えております。また、病院事業会計においては、今後の患者数の動向などにより不透明な部分はありますが、経営健全化計画の範囲内での決算見込みとのことでありまして、さらに注意深く推移を見据えていくといった考えでございます。

こうした財政の状況を踏まえまして、平成23年度の予算編成に向けた作業をしていくこととなりますが、大きく変動する要素としては、幾つかございます。まず、歳出の面からは、平成22年度に約27億円だった起債償還、これが23年度において2億4,000

万円ほど増加するという状況があります。また、医療、福祉等において、地方負担の増が見込まれる。一方、歳入の面では、本市の場合、公債費の増ということになりますと交付税算入等により補うことになる場合が多いわけですが、平成23年度においては、本年行っております国勢調査の人口が交付税の算定の基礎数値となるということがございまして、5年前よりも約2,000人の人口減が見込まれるということで、影響は直にということではなく、段階的に生ずるという制度がつくられているものですが、それでもなお公債費の増を十分補うに足りないものではないかと見込んでいるところでございます。このように平成23年度については、これまでも収支の見通しなどでお示ししておりますが、現時点では一定の収支の不足が見込まれるのではないかと考えられます。今後の予算編成の過程において、可能な限り歳出を抑え、歳入の確保に努めることにより、収支の均衡した予算編成を目指していくということは当然でございますが、基金を繰り入れせずに収支均衡を図ることができるかどうか難しい状況と受けとめております。そのため、平成23年度の予算編成方針の中では、20年度に実施した財政収支改善の取り組みが現在の財政運営の基本的な考え方を形成しているということでございますので、この考え方を反映した21年度予算における一般財源の総額、およそ107億円を上限として予算編成を行うこととしております。平成23年度予算編成に向けては、一般財源に一定の枠を設けて作業を進めるわけですが、策定に当たっては、それぞれの事業ごとに十分議論を尽くして行うものでありまして、ご指摘のように懸念が生じないように十分に配慮する中で取り進めていきたいと考えております。

また、行財政運営においては、健全財政の維持はもとより、ご指摘のような厳しい市内の経済情勢を改善する取り組みの強化、これも非常に重要なことだということでございますので、それらに意を用いていくように検討を重ねてまいりたいと思います。その場合には、先ほど市長のほうから申し上げましたけれども、国の平成22年度の補正予算、あるいは23年度の国の予算などを十分に活用する中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 不透明な部分もまだありますので、これは予算編成、あるいは補正予算の審議

のところでお伺いしたいと思います。

次に、5番目の危機管理についてお伺いします。周辺事態対応で民主党政権を批判する声や報道が連日聞かされております。確かに初期対応のおくれやその後の情報開示に問題がないとは言えませんが、このような状況は国政のように大きく報道で取り上げることとはなくても、私ども自治体にも対応のおくれや情報開示の方法、タイミングを誤れば、その状況に遭われた市民の皆さんはもちろん、影響を大きく与えるケースは少なくないと考えられます。先日も、市のホームページ更新作業中に本来開示されない情報が誤って開示されてしまったことへの対応が報告されています。また、水道本管の破裂などにより、長時間にわたり断水が起きる事象はこれまでも何度か起きていますし、これから冬になると往々にして凍結による漏水事故も起きているところはご存じのとおりでございます。さらに不審者情報が入ったときには、学校、保育園等には情報が伝えられる仕組みはありますが、必ずしも行政全体、あるいは議会等には伝えられているものではありません。これらの事象が起きたときには、まず担当所管での対応が現場対応を含めてとられていると思いますが、具体的にそのような事象が起きたときの対応はどうか、その対応マニュアル等が存在するのか、お伺いします。

1点目の非公開情報の誤開示、あるいは水道管の破裂、犯罪、災害などの不測の事態の対応について、お伺いします。

2点目、市として、そのような事態が起きたときに例えば市長や副市長への連絡体制、各行政委員会への対応は決め事として存在するのか、議会に対しては、例えば議会事務局を通じて議員にもタイムリーな連絡ができるようなことも考えられますが、その状態はどのようなことになっているのかお伺いします。

次に、市内小中学校では安心メールの整備が進められ、不審者情報、集団下校の通知などで登録された保護者等に一斉メール送信され、一定の効果が上がっていると思います。携帯メールが万能でないことは重々承知しておりますが、電話やファクスなどよりは有効に活用できるアイテムと考えますが、この学校単位での安心メールのような連絡網の整備について、市全体としての取り組み、考え方についてお伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 危機管理について、3点の質問をいただきましたが、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

まず、非公開情報の誤開示や水道管の破裂、また犯罪や災害などの例を引いてのお尋ねがありましたので、述べさせていただきたいと思えます。本市の場合、例えばさきのホームページ公開情報事故のような場合、まず第一に対応しなければならないことは、被害の拡大を防ぐことと現状の把握であるということで、その上で適正な情報の開示を含む事後処理ということが必要となると思っております。このことは適切な情報管理を行うためにあらかじめ構築している深川市情報セキュリティポリシーの理念に基づくものであり、個別にはセキュリティ対策の取り組み姿勢を示す基本方針と統一した人的、技術的、物理的対策の基準を示す対策基準において、システム管理の役割と責任を定め対応しているところでございます。

また、水道管の破裂等の場合は、まずは水道水の円滑な給水と施設の早期復旧が大事であるということで、あわせて関係住民等に対する情報開示が重要とされております。具体的対応としては、断水事故等における水道施設管理対応マニュアルに基づき、車に搭載した放送設備による断水のお知らせなどを行っているものであります。さらに地震や大雨などの自然災害等においては、その状況や規模、内容にもよるため一概になかなか申し上げられませんが、いずれにしても、深川市地域防災計画に基づき、適時適切な対応を心がけているところでございます。

また、一般的な情報の伝達などにつきましては、市役所開庁時においては、関係所管に直接情報が入るといった仕組みになっておりますけれども、夜間や休日などにおいては警備当直からあらかじめ決められたルートに従いまして、関係課長等へ連絡が入る仕組みをつくっております。それぞれの職責の範疇で対応するというようになっております。こうした状況でございますが、事態の緊急性や重要性、また被害状況の規模や市民の影響度合いなどに応じまして、市理事者や関係機関・団体等へ情報を伝えるところでありますが、その明確な基準等は持っていないという状況でございます。個別の判断にゆだねているというのが実態でございます。質問にござ

いました議会や行政委員会などへの連絡につきましては、今日的な各方面への協力依頼や市民の不安解消にも有効と考えられますので、今後見直しを行う際に十分検討してまいりたいと考えております。

次に、市としての対応マニュアルの整備と公表についてでございます。現代はさまざまな危険やリスクが潜んでいるということで、例えば災害においては防災計画がその対応マニュアルでありますけれども、これら基準の対応やあり方が直ちに他の事象にも適合するかということになりますと、必ずしも適当でない場合があります。また、現実的な面では本部セクションと現場セクションの連携だとか、人事異動に伴う職場ノウハウの喪失、そういったことを防ぐことが非常に大事、継続することが大事だということでございますので、そうした観点からも個別、具体のマニュアルは非常に重要なものだと考えております。一方、何らかの危険や事故が発生した場合、被災者や救護者を問わず、一番必要なものは正しい情報であるということで、このことが安心につながるということでもございますので、現場が混乱しないよう適切な情報管理が求められていると考えております。これら情報管理を含むマニュアルの整備と公表につきましては、他自治体の例などを参考に研究したいと思えますし、緊急時における連絡網の整備の一環として、携帯メールの活用について田中議員からご提言いただきましたので、これにつきましては、情報伝達の有効なツールの一つと認識いたしますので、今後、十分に研究してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 再質問をさせていただきます。いずれにしても、何かの事象が起きたときには現場に赴く方が非常に苦勞される。それに対して適切にバックアップをしていくような体制、そこにあるいは私ども市議会議員という立場においても、その連絡が来た時点でその現地に対応できるという可能性も十分あるのではないかと考えますので、そういった全体で情報の共有ができるような体制を構築していただければと考えますので、その点について、もう一点お伺いして質問とさせていただきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） いろいろな危機管理の解説書などに出ておりますが、その中で役割が

明確になっていないような組織につきましては、特定の人に非常に負担がかかり、他のものについては、自分の役割が明確ではない関係から、いろいろ行動を起こしたくても起こす方法を知らないということです。そういった意味では、常にこの検証を行って更新していく必要があるという記述がございました。今、議員が言われましたように、情報の共有ということで、こういった災害等の対応について情報が共有されていて、それぞれの役割がきちんと明確になっていれば非常にスムーズに動くということだと思いますので、この再質問について十分受けとめまして、マニュアルづくりについて努めていきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北本清美君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、12月6日は午前10時から開議します。

（午後 5時17分 延 会）





平成22年第4回定例会

平成22年12月6日（月曜日）

平成22年 第4回

深川市議会定例会会議録 (第2号)

平成22年12月6日(月曜日)

午前10時00分 開議

午後 3時02分 延会

---

○議事日程(第2号)

日程第 1 一般質問

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 第4回定例会2日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 一般質問を行います。

初めに、北畑議員。

〔北畑議員、質問席へ〕

○10番(北畑 透君) 平成公明クラブの北畑透でございます。通告に従って一般質問を行いたいと思います。

最初に、行財政改革について何点かお伺いします。ことしもまた予算編成の季節を迎えております。全国的に財政が厳しいという表現が、毎年の予算編成方針に使われ始めたのは1970年代、既に30年以上が経過しております。しかし、自治体におけるこれまでの行財政改革の取り組みは、基本的には、財源の伸び悩み傾向によって収支の均衡をとるための予算、人員、組織、事業の削減を目指したものであったことは間違いございません。しかし、2008年のリーマンショック以降の世界的経済危機は、自治体にもこれまでにない多大な影響を及ぼしております。地方分権、地域主権及び道州制論議と相まって、これまでの削減目標数値とした行財政改革だけではなく、限られた予算を有効活用し、住民満足度の最大化を目指して、自治体の経営を本格的に考え、実践するという劇的な変化の真ただ中に現在はあると言えると思います。折しも平成17年3月に総務省から、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が示されたことを受けて、本市においても行政運営プランが平成17年に策定され、19年のいわゆるゼロベースの見直しを経て、21年までの5年間で実施をされました。その総括から、次の新たな行財政改革プランも税収の落ち込み等々、来年度以降心配されますので、策定が急がれると考えております。財政改革プランの目的は、市長の言われる市民とともに創る住みよいまち深川、いわゆる市民満足度の向上を目指すものであります。高齢者の行方不

明事件から、前の東京都の副知事でもあった現在の明治大学大学院教授の青山侑さんは次のように指摘をしております。「地方分権や地域主権の名によって、自治体の仕事はふえてはいるが、それに伴って職員の数がふえているわけではない。むしろ行政改革によって現場の職員の数は減らされる傾向にある。住民が行政改革に期待するものは、いわゆる天下りの団体や非効率的な仕事の整理だが、このような整理は一向に進まない。一方で、小さな政府、市役所による行政サービスの縮小が進んでいるようにも見える」と指摘をしております。

そこで、本市も行政運営プランに基づき、事務事業の見直しや定員管理の適正化による総人件費の抑制などに取り組んでまいりました。この5年間の行政改革の総括について最初に伺います。

次に、夕張市の財政破綻を機に地方財政健全化法が平成19年6月に公布されました。しかし、この法律に従って財務などの諸表を作成すれば、自治体経営が改善に向かうとは考えてはならないと思います。いわゆるお金を投入しなければ当然借金もなく、自治体財政上の見かけは健全となります。しかしながら、自治体経営の現場、例えば箱物はぼろぼろで行政サービスが低下というような実態を財務諸表からは説明できません。そのためには、公共施設の経営に関する情報、なかんずくストック情報、いわゆる建物の状況、利用状況、運営状況、そして運営にかかる人件費などのコストと施設にかかる光熱水費や改修費、その両面の情報把握が重要となることは明らかであります。その場合、問題になるのが現在の自治体の公会計が、企業の複式簿記と違い、単式簿記方式で現金主義であること。この方式の問題点は、ストック情報の欠如にあると思います。ここでいうストック情報とは、資産、いわゆる箱物と負債、借入金のことです。現在の公会計制度では、その肝心のストックの増減や残高に関する情報が基本的には蓄積はされません。つまりは、自治体のストックはフローと無関係に管理されているので、施設の費用対効果を的確に測定はできません。このような会計制度は実態をあらわすことができないという致命的な欠陥を持っております。

そこで、行財政改革の成否は、人、物、金、情報という経営資源を最大限に有効活用できるかどうかにかかっております。そのために基本的情報の白書化、いわゆる見える化と評価、検証制度が必要と思

いますが、その所見についても伺います。

次に、今後の行財政運営を展望するとき、1番目に、深刻な税収減に追い込まれる。2番目に、高度経済成長期に整備された施設が次々と耐用年数を迎え、施設の高齢化は借金返済、運営管理費、将来の更新の負担増という打撃を自治体に与え続けます。3番目に、昨年度や今の国会で成立した補正予算に見られるように、自治体が公共事業に依存した体質からなかなか抜け出せないでいる現実もあります。経営危機に直面した民間企業はまず、やるべきことは資産リストラであります。自治体経営も資産をリストラし、バランスシートをスリム化することが必要です。そして残す施設の価値創造やバリューアップに努め、行政サービスを維持向上させていくこと、すなわちフルスペック型の行政から脱却し、行政需要に柔軟に対応できるような公有財産の有効活用の考え方が必要ではないかと考えます。

そこで、PFI手法や指定管理者制度は、まだ歴史も浅く検証も受けておりません。それだけに、PFIのねらいは、より少ない税金で質の高い公共サービスを提供することにあり、指定管理者制度においても制度の趣旨に照らして、履行の確認と評価が適切にモニタリングされるかどうかの問題提起は必要と思います。そこで、本市庁舎のような社会基盤の老朽化に伴う、公有資産の有効活用やそれに必要な資金調達合理化、または指定管理者制度、PFI手法の検証も含めた公民連携の今後の取り組みについても伺います。

最後に、地域振興策に精通した人材を地域で育成しない限り、地域力は上がりません。地域資源を活用した地域活性化を立案、そして実行できる人材の育成支援をどう考えるか。また、行政力といっても人材育成がすべてであります。例えば、電子自治体をめぐるビジネスは、大手メーカーの独壇場でもあります。

そこで、沖縄県浦添市では市職員の手でシステム運営を目指しております。昨年春に稼働した、いわゆる地方税や国民健康保険、年金などの基幹系と呼ばれるシステムの発注価格は約8億円であったようです。実質的には従来の半分で済んだということで、ITゼネコンに頼るのではなく、これからの自治体にはむだのない、真の改革が必要であり、そのために特にこのようなITに長けた人材の採用、育成は急務であると思います。地域の活力を高める

ためには、地域力の向上が重要な原動力であり、行政は効率的な行財政運営に努めながら、自立と責任に裏打ちされた行政力の強化と検証が必要であります。地域力、行政力といっても、詰まるところは人材育成にかかっております。新たな時代の人材育成戦略について、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 行財政改革についてお答えいたします。

1点目の行政運営プランに係る行政改革の総括についてであります。本市の行財政運営につきましては、市民の皆様を初め議員各位の多大なご理解とご協力をいただき、最も大きな課題であります健全財政運営の確保、堅持とともに、市債残高の着実な減少を図ってきたところでございます。行政運営プランに基づく取り組みにつきまして、その実績を幾つか申し上げますと、事務事業の見直しにおきまして、プラン策定後、初めての予算となる平成18年度当初予算において効果額約5億8,000万円、19年度当初予算においては約1億650万円の削減を行ってまいりました。さらに、山下市長就任直後の平成19年度には、ゼロベースからの事務事業の見直しを実施し、20年度予算に反映した項目は、削減、拡充を合わせまして227項目、効果額は約8,200万円となっております。平成20年度においては、引き続きゼロベースからの事務事業の見直しを行うとともに、行政運営プランの考え方を踏まえ、21年度以降における財政収支改善案を策定し、21年度において、一般財源ベースで約4億2,000万円、22年度においては約2,500万円の改善効果を図り、以降、当該効果が持続するよう現在まで取り組みを行っているところであります。また、定員管理の適正化については、平成22年4月1日現在の数値目標558人に比較して、実績では510人となりまして、計画初年度の17年4月1日の職員数604人との比較では、94人の減、削減目標7%以上ということに対しまして、約15.6%の削減となっております。さらに、職員給与の適正化については、国の給与構造改善に伴う地方公務員給与の見直しによりまして、平成20年1月から職員給与水準を4.8%引き下げるなど、人件費の削減に努めてきたところであります。また、まちづくりの観点からは、行政運営プランのこれからの深川づくりプランに基づき、雇用や少子化への対応、また人

口対策や保健福祉の充実などにつきまして、国や北海道などさまざまな経済対策事業を最大限に活用するなど、積極的に施策の展開に努めてきたところでありまして、行財政改革の取り組み成果は着実にあらわれていると認識しているところでございます。

2点目の基本的情報の白書化と評価、検証制度についてお答えいたします。公共施設の利用状況や運営実態、コスト面などの情報を把握し、効率的な施設運営に努めることは重要なことと認識しておりますし、各施設の担当所管におきましても、適正な管理に努めているところであります。そのほかの事務事業等につきましても、これまで財政収支改善案により相当数の見直し、検証を行ってきており、今後も財政健全化を図るため、行財政改革の推進に意を用いてまいりたいと考えているところでございます。また、行政情報の適切な開示とその周知に努めることは大変重要なことと認識しております。今後も広報ふかがわや市ホームページ、関係団体や町内会長の皆さんなど、あらゆる機会をとらえて、各種情報等をお知らせするとともに、市政にかかわるご意見やご要望などを伺い、いただいたご意見については庁内においても検討、協議するほか、単年度単年度の予算編成の査定時における事業の見直し、改善を行うなど現在ある体制や機能を十分に活用して、検証などを行うとともに、事務事業等の見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の公民連携に向けた今後の取り組みについてであります。本市におきましては、公共施設の適正な管理と有効活用を図るため、12施設において指定管理者制度による民間活力の導入を進め、効果的、効率的な行政サービスの提供に努めてきているところであります。公民連携の取り組みとしまして、指定管理者制度のほか、公共施設の整備や資金調達などを民間にゆだねるPFIや、ボランティアなどを行政サービスに取り込む行政サポート制度など、さまざまな手法がありますが、住民サービスの向上や事務事業等の効率化を図るため、今後も各担当所管において、それぞれの事業にあった公民連携の手法などについて研究してまいりたいと考えております。また、市民サービスに直結するような重要な施設など、社会基盤の有効活用等につきましては、本年第2回定例会の一般質問で、副市長から社会インフラの維持更新計画の策定に向け検討を進めてまいりたいと答弁させていただいているところで

ございます。また、あわせて関係所管におきましても、将来の老朽化に備えた公有資産の活用方法や、それに必要となる資金調達の合理化についても研究してまいりたいと考えております。

次に、4点目の新たな時代の人材育成戦略についてお答えいたします。昨年の政権交代など、これまでにない変革を迎えている中で、本市のみならず、地方公共団体は社会の変動や国の動向を注視しつつ、限られた職員数の中で、多様化、高度化する市民ニーズ、さまざまな行政課題に対しいかに確に対応できる職員の確保と育成が必要であると考えております。そのため、職員採用においては志が高く、市民とのコミュニケーションや協働ができる幅の広い人間性を持った有能な人材を確保することが重要だと思っております。その上で現有職員を含めた職員の意識改革、資質、能力の向上を目的とした計画的な職員研修を実施していくことが不可欠であると考えております。質問の新たな時代の人材育成戦略というものは持っておりませんが、幅広い視野を持つ職員育成のため、深川市職員研修規則を制定しております。毎年度、研修の年間実施計画を定め、さまざまな研修機会の提供や、また異なる視点での新たな感覚を導入するために国や北海道などとの人事交流を行うなど、職員のスキルアップに努めてきたところであります。今後とも市町村職員研修センターや市町村アカデミーなど、職場外への研修派遣に努めるとともに、他団体への出向や派遣、また自主研修や研究活動に対する助成等も引き続きいながら新たな時代におけるさまざまな行政課題に対しいかに確に対応できるよう、知識、技能の向上、さらには職務を計画的かつ能率的に遂行できる公務員意識の高揚を図り、全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北畑議員。

○10番（北畑 透君） 次の質問に移りたいと思います。

いじめ自殺防止への取り組みについて、3点伺います。各地で子供の自殺が続いております。先月22日に札幌市教育委員会は、札幌市中央区の市立伏見中学校2年の女子生徒が同じ日の朝、いじめをうかがわせる遺書を残し、飛び降り自殺したと発表しました。その前の14日には、千葉県市川市の中学2年男子生徒が自殺をしました。学校側は、原因がいじめとは特定できないが、要因の一つであるという認

識は持っているという苦渋の説明もありました。その前の6月には、川崎市の中学3年の男子生徒が、友人のいじめを救えなかったなどと記した遺書を残し自殺した事件も記憶に新しいものがあります。

そこで、9月に発表された文部科学省の問題行動調査では、全国の小中学校が2009年度に把握した児童生徒の暴力行為は、前年対比で2%増の6万913件、初めて6万件を超えていることが明らかになりました。自殺した児童生徒は前年度より29人ふえ、中学、高校生165人、また群馬県桐生市の小学校6年の女子の自殺の背景には、クラスが学級崩壊に陥った問題が浮き彫りとなり、毎日新聞が全国の都道府県教育委員会に学級崩壊について取材をしたところ、継続的な実態調査をしている自治体は4分の1しかない113府県。マニュアルで明確に指針を示していると回答したのは16道府県にとどまっていることもわかりました。未来ある子供たちが死をもって訴えようとしたのは何であったのか。耳を澄まして必死で探らなければならないのは、大人の責任でもあります。子供たちのかけがえのない未来を守るために3点伺います。

1点目、本市小中学校におけるいじめの実態について。

2点目、子供たちの発するSOSをどのように反応、キャッチし、いじめとどう向き合っていくのか。

3点目、市内小中学校における学級崩壊があるのか、その実態とその対応について伺います。  
○議長（北本清美君） 答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） いじめ自殺防止への取り組みについてお答え申し上げます。

議員が質問の中で触れられていたように、この間、いじめがあったと考えられる自殺が相次いで発生いたしました。若い命をみずから断つという悲惨な事故に胸が痛むとともに、亡くなった子供たちの冥福を心からお祈りするものです。以下、順次お答え申し上げます。

質問の1点目、本市の小中学校におけるいじめの実態についてであります。質問の中にありましたように、文部科学省は毎年、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査を行っておりまして、その中で全学校を対象にいじめの状況等について、調査をしております。平成21年度においては、市内の学校において6件のいじめを把握いたしました

たが、学校及び保護者の方々の適切な対応により、そのすべてが解決されたとの報告を確認しております。なお、本調査において、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとし、学校の内外を問わず、当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じている者、このように定義をしています。本年度分の調査は、来年度に行われることとなりますが、現在、把握しているところでは解決済みのものが1件と、深刻な状況には至っていないものの、早期解決に向けて観察、指導等の対応を継続していくことが必要であると認識している事案が数件あります。これらについては気を許すことなく、しっかりと取り組んでまいります。

2点目の、子供たちの発するSOSにどのように反応し、いじめとどのように向き合っているかについてであります。いじめについては、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであることを十分に認識しなければいけないものであり、いじめの件数を調べるだけでなく、いじめをいかに速やかに認知し、親身になって受けとめて対応し、その悪化を防止するとともに、解決に結びつけることが最も重要なことであると受けとめております。いじめの早期発見、早期対応の前提となる実態把握がこの問題の基本であることから、各学校においては日々の子供たちの行動や態度に十分注意を払い、子供たちが発する小さなサインを敏感に受けとめることができるよう、子供たちに対する日常の観察はもちろん、随時行う個別相談などから、いじめのサインを見逃さないようにするとともに、職員間での情報交換を行いながら、きめ細かく適切に判断し、対応しております。また、子供たちから直接いじめに対する情報を聞くアンケート調査を各学校の実情に応じて実施をいたし、その結果から教員による指導や対応を行ったり、教員間での情報共有、また保護者の方々との連携を図り、日常生活の把握を行うなど、子供たちの声はもちろん、子供たちが発するSOSを見逃すことのないよう、学校全体でさまざまな対応をしております。

3点目の学級崩壊の実態とその対策についてであります。学級崩壊をもたらす要因の一つに、いじめの問題が挙げられますが、先にも述べたとおり、本年度はこれまでのところ学級崩壊につながるような

いじめの報告はございません。市内の全校とも、落ちついた状況にあります。また、いじめ以外の要因による学級崩壊という状況もないものであります。今後とも各学校においては、すべての教職員が一致協力して、子供たちへの対応に意を用いていくことが重要なことと押さえて取り組んでまいります。

○議長（北本清美君） 北畑議員。

○10番（北畑 透君） 次の質問に移りたいと思います。

介護の課題について、何点か伺いたいと思います。6月の第2回定例会で数多いと指摘を受けましたけれども、質問をさせていただきます。今回はその続きでございますので、早速質問に入りたいと思います。

1点目に、指摘されておりますように特別養護老人ホームなどの介護施設の待機者はかなりおります。その実数はきちんと把握されているのか、その待機者解消に向けての実効性のある実施計画の策定について、どのように考えているのか、お聞きします。

次に、介護保険制度に関する既存施設は多々あります。その施設の整備状況と来年度以降計画されている施設の見通し、そしてこれら当該施設利用者の経済的負担等の実態把握とその負担軽減策を講ずるべきものと考えますが、その認識と対応について伺います。

次に、認知症予防と介護予防の取り組みについても伺います。認知症予防と介護予防の拡充を図る観点から、現在実施されている予防策の現状とさまざまな課題について今後の取り組みを伺います。

また、介護予防事業の啓発を積極的に行うべきと考えます。介護予防体操、健康体操の普及促進のため、いわゆる老人クラブなどを活用した充実、保健師の活用、閉じこもり、認知症予防対策に有効とされる回想法の取り組みなど、そのほか音楽療法、園芸療法、学習療法、さまざまな各種療法をもっと積極的に、機能的に導入すべきと考えますが、その現状と今後の取り組みについても伺います。

あわせて、地域にある既存の高齢者向け施設等をフル活用し、転ばぬ先の杖として、転倒予防体操など、健康で生活するためのケアセンターとして利用促進の観点から、デイサービスや介護予防事業を実施する施設の不足、また施設などの交通の便を考えると、住みなれた近隣でのいわゆる学校などの空き教室を活用してデイサービスや介護予防事業を推進

するのの一つの方法ではないかと思いますが、その対応について伺います。

次に、在宅介護の環境整備について伺います。快適な住環境の整備は、介護予防の観点からも自立支援の観点からも大切なものと考えます。そこで、家族の負担、これは身体的、精神的、経済的にはかなり大きく各種アンケート結果からも示されております。その解消のためには、在宅介護の環境整備が一番初めとなります。自治体においては、介護保険制度の中で住宅改修があります。これは、20万円を上限とするものであります。これらの介護保険制度の中のサービスとして行うのではなく、保険料への影響や市内経済波及効果の観点から、一般会計及びその他の会計から、広く高齢者の在宅生活の居住性、安全性の確保の観点から、高齢者住宅改修事業を行っている自治体もございます。いわゆる、手すりの設置からフロアの段差解消、浴室の改修、トイレの改修など、独自財源での取り組みについての認識と対応についても伺います。

最後に、これからの季節、増加をされると思われる身体的、精神的負担の軽減の意味では、ショートステイ、一時入所できる施設がございます。本市においては特養におけるショートステイ、ベッド数の確保の対応についても伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 介護の課題について、7点にわたり質問をいただきましたので順次お答えをいたします。

まず、特別養護老人ホームの入所待機者については、市内の特養2施設に問い合わせしましたところ、重複して他の施設に申し込みをしている方もおられますが、181人です。待機者解消に向けては、施設入所は申し込み順ではなく、平成15年4月に市と市内特養2施設で協議し、策定した深川市特別養護老人ホーム入居指針に基づき、常時施設サービスを必要とする方が優先的に必要なサービスを受けることができるよう努めているところであります。

次に、既存施設の設備整備状況としては、既存施設の面的拡充や定員増などの整備計画は現時点ではありませんが、今後の施設整備の計画では、市内の2法人が認知症対応型デイサービス併設の定員29人、小規模ケアハウスと定員9人の認知症高齢者グループホーム併設の小規模多機能型居宅介護施設を北海

道の基金事業であります。介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金の採択を受けることができれば、平成23年度に建設し、24年度に事業開始を予定しているところでございます。次に、施設利用者の経済的負担の実態把握とその負担軽減策であります。施設に入所されております方の経済的負担の実態把握はいたしておりませんが、介護施設利用者の多くは、単身高齢者、あるいは高齢者夫婦世帯の年金受給者でありますので、その年金からの施設利用料の負担は少なからず大きいものととらえております。このようなことから、所得の低い方には自己負担額の軽減措置を講じているところであります。介護保険制度での利用者負担軽減策としては、一定の所得制限のもとで、介護サービスの利用者負担額が高額となり、一定額を超えたとき、超えた部分について払い戻しを受けることができる高額介護サービス費の支給や市民税非課税世帯については、施設等利用時に負担する食費や居住費等の負担額が軽減され、特定入所者介護サービス費として支給されますが、ともに申請時には世帯内の所得を把握し、該当者を決定しております。そのほか、介護保険と医療保険の利用者負担を年間で合算すると高額となり、一定額を超えたとき、超えた部分が介護保険と医療保険とで支払った金額に応じて支払われる高額医療合算介護等サービスの支給で利用者の負担の軽減を図っているところであります。

次に、認知症予防と介護予防について、3点の質問をいただきましたので、関連がありますので一括してお答えいたします。市の介護予防は、介護保険制度の中に組み込まれている地域支援事業を主体としながら、認知症、脳血管疾患など、要介護状態の原因疾患対策として、若年期からの健康づくりの取り組みを進めております。介護予防の主体となっている地域支援事業は、元気な一般高齢者を含めた全高齢者を対象とする1次予防事業と生活機能が低下し、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とする2次予防事業があります。1次予防事業では高齢者が生活機能の維持向上を積極的に図り、活動的な生活を送るための普及啓発として、老人クラブや地域の健康教室、健康相談などを行っている介護予防普及啓発事業と介護予防に資する組織への活動支援を行う介護予防活動支援事業を実施しております。平成21年度の実績で申し上げますと、普及啓発事業は回数で1,122回、延べ人数5,198人で、活動支援事

業では2団体と小地域ネットワーク活動への支援を行っております。2次予防事業では、生活機能の低下している高齢者を発見する2次予防高齢者把握事業、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上プログラムを内容とする通所型介護予防事業、閉じこもり、うつ、認知症と通所が困難な高齢者へ対応する訪問型介護予防事業を実施しております。平成21年度の実績で申し上げますと、生活機能の低下を把握するための基本チェックリスト延べ実施件数が2,479件、生活機能評価健診63件でありました。通所型介護予防事業では、実人数で運動器の機能向上89人、栄養改善11人、口腔機能向上46人が参加し、機能向上や改善に取り組んでおります。訪問型では実人数で運動器の機能向上29人、栄養改善4人、口腔機能向上17人、閉じこもり13人、認知症14人、うつ予防14人に対し、保健師、栄養士、作業療法士、歯科衛生士、言語聴覚士が延べ528回にわたり支援し、要介護状態にならないよう介護予防に取り組んでいるところであります。介護予防事業の課題については、生活機能の低下を判断する基本チェックリストを全高齢者に普及し、日ごろからチェックすることで本人の心身の変化を自覚していただくことが必要ですが、平成18年度から普及を図っているものの、まだ浸透していないこと、2次予防対象者を発見しても、より効果の高い通所型介護予防事業の参加に至らない高齢者が多いこと、介護予防事業により、一たんは機能の改善が図られても、加齢等もあり、機能維持が図られづらいことが挙げられます。このようなことから、基本チェックリストの普及のため、平成23年度からは介護保険認定者を除く全高齢者に2年間をかけて郵送、訪問、電話など、基本チェックリストのチェックと活用方法の周知を予定しております。また、より効果的で魅力ある通所型介護予防事業とするため、国が示している効果的取り組み事例を参考にしつつ、通所後のフォローアップ体制も含めて改善を図ってまいりたいと考えております。また、回想法や音楽、園芸療法などについては、おのこの介護予防事業の中で脳の活性化と参加者の交流促進を図るため、参加者の希望や適性を見きわめ、類似するさまざまな療法を取り入れているところですが、今後も情報収集をし、工夫を重ねてまいりたいと考えております。

ご提言のありました、学校の空き教室などを活用しての介護予防の取り組みにつきましては、現在、



地域に保健師等が出向き、公共施設を活用して、健康教室や健康相談等を実施する中で、介護予防の啓発や情報提供を行っています。2次予防事業としての通所型介護予防事業は実施できていないのが実情であります。このため、各地域別の2次予防事業対象者の把握やニーズ状況を見きわめながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、在宅介護の環境整備についての高齢者住宅改修事業の独自財源での支援についてであります。介護保険では、要支援1から要介護5の認定を受けた方が、住みなれた自宅で引き続き生活できるように住宅改修を行った場合、申請に基づき、費用の20万円を上限に給付され、本人負担は費用の1割となっております。転倒予防のため、トイレや浴室に手すりの取り付けを行ったり、床の段差解消、スロープの設置、洋式便器への取りかえなどを対象しているもので、支給対象住宅は持ち家に限らず、家主の同意があれば、借家、公営住宅でも利用することが可能であります。住みなれた住宅環境の整備は介護予防や在宅介護の観点からも大変重要なことと受けとめております。そこで、高齢者住宅改修事業の独自財源での取り組みにつきましては、現在、介護保険の範囲で実施しております介護予防住宅改修費の支給で一定程度の効果があるものと考えておりますが、貴重なご提言と受けとめまして、まずは財源確保のことを念頭に今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

次に、ショートステイ、ベッド数の確保についてであります。介護保険におけるショートステイは、要支援1から要介護5と認定された方の心身の状況や病状、または家族の病気、冠婚葬祭などの諸事情で家庭で生活介護ができない場合、あるいはご家族の精神的、身体的な負担の軽減を図るために短期間入所して日常生活全般の介護を受けることができるサービスであります。質問の特養におけるショートステイ、ベッド数の確保の見解についてであります。特養のショートステイ利用状況は、本人や家族の希望のもとに、市内施設だけでなく、北空管内等も含めた施設を利用している状況であり、季節的には農繁期は利用率が高くなりますが、現状ほぼ希望に近い形で利用できているととらえておりますので、今後も引き続き施設の利用状況を見きわめてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 北畑議員。

○10番（北畑 透君） 1点だけ再質問をさせていただきます。

2点目にお聞きした部分でございますけれども、財政的負担という言葉に対してはかなり敏感に反応されると思いますので、あえて経済的負担の実態の掌握の調査をやられたらいかがかと思っております。大変厳しいという認識もございましたので、この辺のはざまと言われる年金生活者も含めた、そういった実態調査をされてはどうかと思っておりますので、その点を再質問させていただきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 再質問にお答えいたします。

施設利用者の経済的負担の実態把握についての調査ということでございますが、今後、他市とも情報交換をしながら、どのような形で取り組むことができるのか十分検討してまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 北畑議員。

○10番（北畑 透君） 次に4番目、自治体クラウドについて伺います。マイクロプロセッサの高性能化とネットの普及に代表される情報通信技術の進歩により、考えられるサービスのほとんどが技術的には可能な時代になりました。しかし、技術的にできては制度的にはできないことが多々あります。特に、センサーネットや電子タグなどを利用して現実の世界と関連する行政サービスを行おうとすると、標準化をどうするかという問題を避けては通れません。それであるがゆえにできる、できないという技術可能性よりも制度設計が大変重要になってきております。ここでいう自治体クラウドの最大のねらいは、自治体の情報システムの効率化にあります。もともと平成13年度から共同のアウトソーシングをして進めてきた経過があり、そして今日ではブロードバンドの普及と情報システムをネットワークの先に置いての使い方もかなり一般的になってきております。自治体クラウドではこれらを踏まえ、いわゆるクラウドコンピューティング、ネットワーク上のどこかにあるサーバ、データ、ソフトウェア等を利用して情報処理を行うことでありますが、この技術を取り入れて、その効率化をより一層進めるといふねらいで立ち上げられております。そのために平成21年度に20億円の補正予算を確保し、自治体クラウドの開発実証実験が始まっております。来年度の通常

国会には自治体クラウドに向けての法整備も検討されていると聞いております。先ほどの沖縄県浦添市の情報政策課では、具体的には約16億円のうち8億円の経費で基幹系の投資が済んだという、いわゆる多重投資を防いで大幅な経費削減とも聞いております。

そこで、自治体を取り巻く厳しい財政事情、行政改革への対応、そして煩雑な法改正の対応、多発するセキュリティの事故など、全国の自治体が統一可能な業務を洗い出し、そのシステムを統一したユニバーサルサービスを創出し、情報システムを所有することから利用する形へ移行し、全国1,800の自治体で個々に運用されている行政情報システムの統合、集約を実現しようという、かなり壮大な計画に向けての本市の認識と見解を伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの自治体クラウドに関する質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、自治体クラウドにつきましては、議員の今の質問の中にも十分ございましたが、これはコンピューターのサーバなどの機器、あるいはそのシステムを自分で保有して、それを使用するというのではなく、ネットワークを介してその機能のみを利用するという、いわゆるクラウドコンピューティングの概念を自治体の行政システム運営に取り入れまして、行政コストの大幅な圧縮でありますとか、行政サービスの質の向上、さらには実質的な自治体間の業務の標準化の進展を図ることをねらいとして考えられているものでございます。具体的に、それぞれ市町村が、独自に所有して管理しております情報管理運用のあり方を、複数の自治体で共同利用する方式に改めるとともに、専門的な技術者や管理をするデータセンターからサービス提供を受けて、それを利用することにより、割勘効果によるコストの圧縮、そしてより高いセキュリティーレベルを確保しようということをお願いとするものであります。また、その実際の利用形態につきましては、近隣の市町村と共同で構築し、その運用を民間に任せるといったケースや、また民間が提供する一つのサービスを不特定の市町村、複数の市町村で利用するというケースなど、地域や市町村の実情によって、幾つかの選択肢が想定されております。また、国は今、各自治体が運営しているシステム、これはいずれ更

新の時期を迎えますが、その更新の時期が来たそれぞれの行政システムについて、順次その自治体の判断でクラウドへの乗りかえが進むのではないかと想定しているということかと理解しております。

そこで、今、議員もおっしゃいましたが、沖縄県浦添市で行われている、いわゆる全国で統一したユニバーサルな標準サービスのようなものをつくり出して、それを一斉に広げていくといったやり方について、これも大変有効な一つの方式ではないかと考えられる面もありますが、現在、国が進めようとしている自治体クラウドの考え方におきまして、その国が考えるようなシナリオに沿ってクラウド化を進めるという方策によりましても、十分に業務手順の見直しや、また業務の統一化といったことは実質的に進んでいくのではないかと思いますし、現に全国一律ではなくて、いろいろな業者ごとに、民間の事業者ごとに市場競争の中でそれらを提供するサービス競争をやってもらうということを通じて、サービス自体がより効率的なものへ、あるいは安価なものへと淘汰、改善がされていくとも考えられると思います。実際のところ、現実を考えてみますと、規模や地域性が違う1,800の地方自治体があります。これらの自治体間の一体的なコンセンサスづくりは困難だろうと思えますし、また違いをどのように吸収して統一したシステムを構築していくのか、そのためには膨大な時間と労力が必要ではないかといったことも考えられます。これらを勘案いたしますと、本市としては国民負担が少なく、安全で便利な電子自治体を早期に実現に移していくためには、いわゆる浦添市の方式よりも、現在、国が想定するクラウド化の取り進め方のほうが現実的であると考えています。

いずれにいたしましても、議員がいみじくも言われましたように、来年1月の通常国会で、この自治体クラウド推進の法案が提出される準備が進められていると聞いておりますし、また同時に自治体クラウドの導入基準でありますとか、それに乗ろうとする市町村に対する支援策などについても検討が進められていると聞いておりますので、地方自治情報センターや北海道とも十分連携をいたしまして、今後は積極的に関連情報の収集に努めまして、この大きな変革の動きに本市として決して乗りおくれることがないように、十分に注意しながら対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北畑議員。

○10番（北畑 透君） 次の質問に移りたいと思います。

5番目、読書活動の推進について伺います。近年、国民の活字離れが指摘されている中、電子書籍の普及が注目をされており、電子書籍とは、既存の書籍をデジタル化し、パソコンや電子書籍リーダーなどで読めるようにしたものであります。今、話題のiPadなどの登場を受けて、今後国民のニーズが飛躍的に高まると予想されます。そうした中で、東京の真ん中にある東京都千代田区の区立図書館はいち早く電子書籍の存在に着目し、平成19年11月、ネットを使って電子図書を貸し出すweb図書館をスタートさせました。国内の公立図書館としては初めての試みでもあり、開始以来、広く注目をされており、これは利便性だけではなく、従来の図書館建設に比べて、準備予算が少額で済む。そしてweb図書館の大きな利点として、本来、図書を収納するはずの箱物やスペースを確保する必要がなく、従来の図書館よりも比較的小規模なキャパで設置が可能であることが挙げられております。web図書館では、政治経済、文学、語学などさまざまなジャンルに電子図書を提供しており、利用者はネットを介して24時間、365日いつでも貸し出し、返却ができるため、わざわざ図書館に出向く必要はありません。千代田区立図書館の利用登録と利用者ログインのパスワードを設定さえすれば、千代田区に住んでいる方、勤めている方、千代田区の学校に通われている方なら、だれでも利用が可能ということであり、既に公立図書館が存在する本市においても、web図書館を導入すれば、地域内に箱物、いわゆる図書館や図書室をふやさなくても利便性が向上します。しかも電子図書の導入により、図書の盗難、破損、返却されない等の損害額はゼロに抑えられる面を考慮すれば十分導入する価値はあると考えます。ことしは国民読書年でもあります。読書に対する意識を高めるため、さまざまな行事の取り組みがされており、公立図書館の利用改善、そして推進を図る観点からも、本市においても深川web図書館の導入推進を検討すべきと思いますが、所見と対応を伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 読書活動の推進につい

ての深川web図書館の導入と推進についてお答えいたします。

本市の図書館では、ホームページを開設し、図書館の利用やサービスに関する情報を初め、蔵書検索や新聞、郷土資料などの所蔵情報についてもインターネットを利用し調べることができる仕組みをとっております。質問の図書館業務としてのインターネットを活用した電子図書の貸し出しサービス、いわゆるweb図書館につきましては、公立図書館では質問で触れられておりました千代田区立図書館で実施されている以外には、私どもの情報として把握できておりません。近年、一般市民が利用する電子図書に関しましては、機材やコンテンツが充実されてきている状況でございますが、図書館の業務としての取り組みに当たっては、システムの整備やコンテンツの購入、保守管理に係る費用、あるいは図書館データの貸し出しや管理に関する著作権保護対応など、さまざまな課題があると考えているところでございます。インターネットを活用しての電子図書の提供につきましては、今後さらに拡大普及する可能性があり、貴重な提言として受けとめさせていただき、教育委員会といたしましても情報収集に努め、導入が可能か研究してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北畑議員。

○10番（北畑 透君） 再質問をさせていただきます。

先ほど少し説明が漏れましたけれども、来月1月に千代田区立図書館施設で行政視察を行ってまいりたいと思います。先ほど初期設定費用も安い、管理費も安いと言いましたけれども、調べましたところ初期設定費用で500万円くらいであり、今の図書購入費の予算で初期設定が可能である。そして、年間のランニングコストが約190万円で、200万円を切るということでございました。本市の場合、いわゆる合併市でございますし、大変面積も広うございます。季節的にも冬、そして交通の便等々を考えますと、せっかく今年度中には光ケーブルの敷設も全部終わるということでございますので、やはりそういった利便性を考えた上で、また障がいを持っている方、高齢者、なかなか仕事で図書館に来られない方というさまざまな導入すべき事情というものがあると思います。そういう意味では、東京の真ん中でやるよりは、深川の真ん中で、こういった地域でweb図

書館は、最大の効果がこのwebというツールを使った場合にはあると思いますので、再度、その辺も含めて答弁をお願いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） インターネットを活用しての電子図書の提供につきましては、その重要性と申しますが、今、市民ニーズ、国民ニーズが拡大している状況にあることは認識してございますが、これを図書館形式にして、広く、または地域格差がないように、また障がい者も利活用ができるような体制にするという状況につきましては、先ほども申し上げましたが、現在、千代田区の図書館の状況しか把握してございませんので、初期投資500万円、それから年間経費が190万円程度という情報も得てございますけれども、コンテンツ購入費には、1冊2,000円を超えるような金額と聞いてございますので、これらのことも勘案しながら、導入が可能か研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北畑議員。

○10番（北畑 透君） 最後に、収穫の秋を迎えましたが、本市の厳しい農業情勢について、何点が伺いたいと思います。

本来、この実り秋は稲作農家にとって安心して迎えられる収穫の季節でもあります。しかしながら、農産物の収穫状況、特に水稻に関しては、北海道の作況指数98のやや不良に対して、この本市を含む北空知では、6、7月の天候不順の影響を受け、94の不良となり、残念ながら減収となりました。それに追い打ちをかけるかのように、良食味米の目安となる低たんぱく米の割合も昨年を大きく下回ることが確実と報告されております。農水省が発表した2010年産米の9月の平均卸売価格は1俵60キロ当たり1万3,040円、前年同月比で平均14%のダウンとなり、主要銘柄は前年同月比で軒並み2けた台の落ち込みを記録しております。道産米においては、きらら397が21%、ななつぼしが19%と全国平均を大幅に上回る下落率を記録しており、その後も10月、11月と下落傾向は続いております。戸別所得補償は、来年1月までの新米平均価格が過去3年間の平均価格を下回った部分を補てんする仕組みから、下落幅の大きな産地の農家は減収になるおそれもあります。このまま米価の下落傾向が続くならば、過去の平均価格として算出された所得補償の水準も連動して下

がることとなります。迅速な米の需給調整対策、そして戸別所得補償制度の見直しが早急に求められると思います。

そこで、本市の戸別所得補償制度の加入状況について伺います。

2点目に、下落が続く米価に対しての本市農業の受けとめとその影響について。

3点目に、所得補償の定額部分の交付が始まっておりますが、その交付状況は変動部分に対する不安もあります。市としての受けとめとその影響についても伺います。

最後に、2011年産米の都道府県別の減反数値目標が前年度比2.2%減と発表がされました。しかしながら、道内においては3.4%減と全国平均を大幅に上回る減産となっております。今後、各地域における減反配分がされますが、そこで本市農業に及ぼす影響についても伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 収穫の秋を迎えた本市の厳しい農業情勢の戸別所得補償制度についての1点目、制度の加入状況についてお答えいたします。本市における本年の戸別所得補償モデル事業における加入状況につきましては、米戸別所得補償モデル事業につきましては613戸、水田利活用自給率向上事業については688戸で、それぞれ加入率はほぼ100%となっており、交付額については総額で17億円程度となっております。

次に、米価への影響についてであります。議員ご指摘のとおり、米価につきましては、前年産に比べ大きく下落している傾向にあり、農林水産省が公表した平成22年産米の相対取引価格を見ますと、10月についても全銘柄の平均価格で前年同月比15%減少、道産米のきらら397、ななつぼしについても、前月の9月と比較しますと若干持ち直しているものの、それぞれ前年同月比で16%減少しており、これらは国の需給見通しを上回る米消費量の減少や持ち越し在庫、平成22年産米の過剰作付、また農林水産省が実施した米の民間取引に関する緊急調査によりますと、米モデル事業の交付金が交付されることを理由とした取引業者からの値引き要請が一部にあったとの結果が出ており、国においては因果関係を不明としておりますが、このことも価格の下落に影響しているものと考えております。米価下落に対する

本市の影響については、農業団体においても販売努力を行っていることから、道産米だけ下落幅が大きくなることはないものと思われませんが、国においても平成22年産米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に交付される米戸別所得補償モデル事業の変動部分で、米価下落分を補てんすることになっているため、補てん後の米価によっては影響も考えられますが、一定程度の所得は確保されるものと考えております。

次に、所得補償定額支払いと変動部分の補てんについてお答えいたします。深川市における米戸別所得補償制度モデル事業の定額部分につきましては、11月30日に総額で約9億900万円が各生産者に交付されている状況にあり、変動部分につきましても、今後の米価の状況にもよりますが、現在の米価の推移を踏まえますと、交付されるものと思われまします。しかし、変動部分を算出するための本年産米の販売価格については、来年1月までの平均価格を使用するため、現在どの程度の交付額になるかは不明であります。議員の言われるとおり、この変動部分については、米価の下落幅によっては国の予算が不足するなど不安の声が聞かれ、仮に対応できなければ、本市にも大きな影響があると考えますが、国においては対応できるとしており、また集荷円滑化対策基金を活用し、国や農業団体において、米の需給を安定させるため、過剰米を主食用米以外に仕向ける緊急需給対策の実施に向けた検討がなされていることから、米価下落に一定程度の歯どめがかかるものと考えております。

次に、平成23年産米の生産調整についてお答えいたします。12月1日、農林水産省において、平成23年産米の都道府県別の生産数量目標が公表されたところでありますが、北海道においては前年産の60万4,510トンから3.4%減の58万4,180トンとなったところであります。今後、北海道段階で市町村配分がされることとなりますが、北海道への配分が減少しているため、生産調整に努力してきた本市としては残念なことでありますが、平成23年産米の生産数量目標に影響が出てくるものと考えております。

○議長（北本清美君） 北畑議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時18分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、渡辺議員。

〔渡辺議員、質問席へ〕

○9番（渡辺英雄君） 通告に基づき一般質問をいたします。

季節的には暖かい反面、自然が人類にあたえる何らかの警告かも知れません。国内外の社会情勢は油断のできない混沌とした情勢下にありまして、政権支持率は日を追うにつれて下がり、心配するところでもあります。このような状況の中で山下市長就任最終の定例会となりました。対立候補はいまだにあらわれず、緊張感がなく、気抜けした状況でないかと思うところでもございます。ここで1期4年間における激務に感謝とお礼を申し上げつつ、若干の質問を申し上げますので、適切な答弁を求めるものであります。

1番目、市長の行政姿勢について伺うものであります。1点目は、山下市長の1期4年間に取り組んできた大型事業等について伺うものであります。激動の真っ最中の4年間であり、本市は豊かな自然と利便性に恵まれた環境のもとであります。取り巻く社会経済は、急激に疲弊化しているものであります。このような状況の中で市民と行政は役割分担をしながら厳しい時代を乗り越えていかなければなりません。それには市民との信頼関係を何よりも大事にしなければなりません。歴代市長の中に、市長は中央から事業と予算を持ってくる人、市民はそれを使う人、そして議員はそれを監視する人だと言われた方がおりました。時代は変わっても言葉は変わらない現実があるわけですが、ご苦労された1期4年間における主な事業の実態を明らかにしていただきたいのであります。

2点目は、市町村合併が不調に終わり、自主自立性の行政経営をどう進めていくか、2期目に向けた山下市長の抱負、いわゆるマニフェストを市民に示していただきたいのであります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの渡辺議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

初めに、1期4年で取り組んだ主な事業について

であります、もう言うまでもなく、ご信任いただいて市長に就任をいたしまして間もなく4年を迎えることとなります。この間、私はまず信頼される市役所づくりに邁進するとともに、健全な財政基盤の確立など、いろいろ施策展開に努めてきたつもりでございます。質問にありました、これまでに取り組んだことの内容についてのお尋ねであります、これは本当にいろいろあるわけでございますが、強いて申し上げますなら、まず一つは逼迫化などしてありました本市の財政の健全化についての努力ということでございます。具体的に市債残高が500億円を超えた時期がございましたが、この着実な縮減に取り組むということで、毎年度20億円を超える残高縮減を行ってまいりました。また、議員や市民の皆様方のご理解、ご協力をいただいて、財政収支改善に取り組みまして、4億円を超える収支改善効果を上げており、おかげさまで本市は収支均衡予算の実現にかなり近づきつつあるところまで来たと考えております。二つ目に、こうした健全財政の取り組みの中にあつたわけでございますが、しかしながら市民の皆様方の強いご要望にこたえた政策を展開することで、例えば平成19年度では消防通信施設の新設整備として、1億1,000万円の事業費で行いましたし、また旧拓銀のプラザ深川の開設、また20年度になりますと和牛生産を拡大しようということの大幅な融資事業、そして21年度では文西コミセンの整備など、幾つかの重要施策にも鋭意取り組んできた所存でございます。もう一つ挙げれば、平成20年度、21年度、22年度に国が行った緊急経済対策のための補正予算が組まれたわけでございますが、その中でいろいろと創設されました各種の臨時交付金などを最大限活用いたしまして、例えば市内の小中学校7校の耐震化工事の完了、また進行中であります市内全域を網羅した光ブロードバンドの整備、あるいは市内の道路網の着実な整備、そして公営住宅の長寿命化など、この補正を活用した事業により総額25億円以上の事業に取り組むことができたことが、私の中では大きな成果であったと思っております。強いて挙げれば、主な事業ということで理解しておりますが、十分な答えになったかどうか分かりませんが、1点目のお答えにしたいと思っております。

それから、2点目でございますが、今後のマニフェストについてであります。私はこれまでも再々述べてきたと思っておりますが、いわゆる、今走っておりま

す第四次深川市総合計画に掲げられております、「市民とともに創る住みよいまち深川」の実現に向けて、全身全霊を傾注して仕事をさせてもらってきたつもりでありまして、こうした考え方はこれからも変わらないと思っております。そうした大きな考え方に即して、これからのまちづくりにおいて必要な各種施策をしっかりと展開していきたいと考えておりますが、その中でも強いて要点を挙げさせていただくならば、一つにはさまざまな施策の効率的な展開を図りまして、それを通じて活力あるまちづくりを実現し、そのことによって可能な限り人口減少に歯どめをかけるように努めていきたいということが一つ目でございます。また、市立病院の経営健全化計画が進行中でありまして、その着実な実行などによりまして、さらに揺るぎない健全な財政基盤をつくり上げたい。確立したいということが二つ目。そして三つ目には、引き続きさまざまな農商工業振興策を推進いたしますとともに、特に深川駅の西側部分、この余り利用されずに今日に至っております深川駅の西側地域の利活用についても、やはり具体的な検討を進めて、地域経済の振興に役立つようにしてまいりたいと考えております。そして四つ目に、少子高齢化社会対策として、本市が運営主体になっております国民健康保険、あるいは後期高齢者医療、これは連合でございますが、それらの医療制度の安定運営に努めますとともに、乳幼児医療や保育所保育料の軽減など、本市が独自に進めてまいりました子育て支援施策の継続と、さらなる充実といったことなどにも、ぜひ力を注いでいきたいと考えております。これらを念頭に置きまして、今後も積極的に施策の推進に当たっていききたいと考えておりますことを申し上げ、答弁にいたしますと思っております。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 2番目、深川市の財政状況について何点か伺っておきたいと存じます。

景気低迷に加え、人口減少、少子高齢化の進行や政権交代、社会経済情勢は大きな変化の時代であります。地方行政は自主財源の根幹をなす市民税の伸びが期待できず、加えて地方交付税は減少の状況にあり、財源確保は極めて重要な課題となっております。国においても財政改革やマニフェストもやせ細り、底が抜けるのではないかと心配をするものであります。さきの臨時国会で経済対策の補正予算が総額4兆8,500億円で可決したところでありますが、

特に地域活性化対策の地方交付税交付金として1兆3,000億円は厳しい地方行政を救うことになるものではないでしょうか。国民の雇用など、窮状打開に反映するものであってほしいものであります。さきに普通交付税や臨時財政対策債などを決定されたようですが、これらを含めて、1点目は、平成22年度歳入で当初計上した状況の変化、実態について伺うものであります。

2点目につきましては、各会計、特別会計、企業会計の決算見込の状況について伺っておきたいと思っております。

3点目は、基金の一元化であります。一般会計1億4,000万円の計上ですが、各基金の残高状況及び基金を多様に対応するように基金一元化をすすめる措置が必要と認識しており、今後の具現化に向けた方針について求めるものであります。

4点目は、起債償還の予定であります。山下市長が就任した時点では502億7,000万円の市債残高であったと思いますが、市長は毎年20億円ずつ減額していくことを表明していたのでありますが、その実態と今後の方針及び今年度の大型償還内容を伺っておきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 深川市の財政状況についてお答えをいたします。

1点目、歳入確保の状況でございますが、本年度の地方交付税は7月に普通交付税の算定がありまして、当初予算に比べまして2億円の増、臨時財政対策債が6,000万円の減、差し引き1億4,000万円の増となっております。質問にありました、今年度に増額された地方交付税3,000億円については、本年度に追加交付があり、残りについては来年度の交付税に加算されることになっております。本市にとっては、財政上、大きな意味を持つものと受けとめております。さらに、行政運営プランの考え方にに基づき、平成20年度からは歳入確保の取り組み強化として、庁内に市税等収納対策委員会を組織し、市税、市営住宅使用料等、上下水道料金、給食費等についての収納にかかわる連携を強化し、業務の円滑化を図る取り組みをしてまいりました。また、新たな公会計制度の整備準備の過程で、売却可能資産の洗い出しを進め、市有地の売却に向けた取り組みを強化しているところでもあります。このように、さまざまな

歳入確保の方策を実施しておりますが、今後も引き続き取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、今年度の各会計の決算見込みにつきまして、今後になお不透明な要素を含んでいることから、断定的なことは申し上げることはできないものですが、一般会計については普通交付税が予算よりも増額となったこと、国の補正予算に伴う普通交付税の追加交付、既存事業を過疎債ソフト事業として位置づけることなどから、基金からの繰り入れなしに一定程度の黒字を確保することができるのではないかと見込んでおります。ただし、今後、歳出における追加財政需要や特別交付税の減額などが見込まれますので、なお予断を許さない状況であるとと考えております。特別会計においては、おおむね予算のとおりであります。国保会計において医療費の伸びが予測されており、注意深く推移を見守る必要があると考えております。企業会計、特に病院事業会計については、外来患者の減などの気がかりな要素もありますけれども、経営健全化計画の範囲内での決算を期待しているというところでございます。

次に、基金の一元化については、さきの第2回定例会において質問をいただき、機動的な財政運営を可能とするため、基金設置の目的を損なわないよう配慮しながら検討する旨の答弁をいたしておりますが、基金を管理する所管の意見を聞くなど検討を進めていたところでございますが、その後の過疎計画策定の中で、その活用を図る上で、基金の設置も視野に入れていくことも想定されるということから、当面、基金の一元化について検討を凍結することとし、今後のさまざまな状況に対し、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、起債償還の状況についてでございますが、市長就任時の平成18年度においては、全会計で約500億円の起債残高があり、起債残高の総額を適正に管理する必要があるという認識から、その抑制に努め着実に減少を図るということを努めてまいりました。その結果、各年度20億円前後の減額を確保し、本年度末ではおおよそ420億円になる見込みでございます。主な償還額についてでございますが、起債の件数はおおよそ600件になり、中には財源対策を目的とする起債もありまして、また一つの事業が複数の起債で充当されるなど、償還額を一律に比較することは非常に難しい面もございまして、大きなもの

としては、文化交流ホールみ・らいの関係で1億9,000万円、温水プール・駅東整備、そして道路・臨時地方道でそれぞれ1億5,000万円、ライスターミナル等農業施設で1億2,000万円、一般廃棄物・リサイクルプラザ等で9,000万円、公営住宅で8,000万円、一己小など学校施設で5,000万円、道の駅、コミセンで各4,000万円、自治体ネットワークで2,000万円などとなっております。今後においては、単に起債を抑制するというのではなく、より有効な施策の実施に当たっては有利な財源として活用したいと考えておまして、まちづくりや市民福祉の推進などに役立て、それと同時に公債費を適正に管理し、各種財政指標、例えば実質公債費比率などを常に意識しながら、財政運営をしていくことが必要になると考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 3番目、児童福祉について伺うものであります。

1点目は公立保育園運営であります。本市は児童福祉の充実のため保育所の保育料について保護者の経済的負担を軽減するために国の徴収基準から減額する措置や、第2子及び第3子における軽減措置をいたしております。国においては幼保一体化、こども園や子ども・子育て新システムの基本制度の創設により、企業参入し、保育産業へと改革しようとしている状況にあります。責任と義務が形骸化しているような環境のもとで、本市の公立保育園運営をどう展開するのか改めて公設民営化への方針を伺うものであります。

2点目は、法人保育所の運営事業等の補助交付金であります。本市は補助交付金要綱に基づいて支援しているのでありますが、同じ市民の乳幼児施設で保育をしておりますが、交付の該当にならない施設があり、差別をしているのではないかとと思われるのでありますが、その根拠と内規と概要を伺い、見直しが必要と判断いたしますが、その取り組み方針を伺っておきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 児童福祉についてお答えいたします。

初めに1点目、公立保育園運営の今後の方針についてであります。本市における保育をめぐる現況は、女性の就労機会の増大等により、保育所利用に対す

るニーズは年々高まっており、保護者の雇用や勤務形態の多様化とともに保育に対するニーズも多様化しております。また、核家族化の進行や地域における子育て力の低下等により、子育てに対して不安や悩み、また負担感を持つ保護者が増加傾向にあり、子育てに関する専門性や機能を持つ保育所には、保育の実施に加えて、地域における子育て支援の役割を担うことが求められており、各保育所では地域の実情に応じた取り組みがなされているところでございます。このような中、各保育所が実施する子育て支援の拠点としての取り組みを支援しつつ、さらにその機能が地域に展開され、本市全体の子育て支援を推進していくためには、中核となるセンター的な保育所が必要であり、このような役割については、公立保育所が果たすことが必要であると考えているところであります。また、本市における今後の少子化の進行を踏まえたとき、これまでの適正配置の経緯から、市街地にある深川保育園と一己保育園の統合についても検討が必要でありますので、公立保育所運営の今後の方針につきましては、これらの事柄を踏まえつつ、より一層安心して子供を産み、育てることのできる環境の整備を図るため、今後どのようなビジョンによることがよいのか、関係する方々と十分に検討してまいります。

次に2点目、法人保育園への補助交付金についてありますが、質問の制度につきましては、児童の処遇向上を図るため、国の基準を上回る常勤保育士を配置する認可保育所に対し、保育士の人件費相当分について、予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。このことから、この制度の要件に該当するかどうかは当該保育所に入所する児童の年齢区分ごとの人数や基準を上回って常勤保育士を配置しているかどうかによって判断することとなります。基準に該当し、常勤保育士を配置しようとする保育所にあつては、必要となる人件費相当分について補助金を受けることとなりますので、最低基準以上の保育士の配置が可能となり、保育所を利用する児童の処遇向上を図ることができる有用な制度であると考えているところでございます。また、平成21年度からは、補助該当の有無の判断基準を年1回から2回に見直しを行い、可能な限り実態に即した助成を行えるよう、見直しを行ったところでもあり、現状本制度の見直しを行う予定はございませんが、本制度を実施する効果は児童の処遇向上だけでなく、結



果として、より質の高い保育所運営の支援にも寄与するものと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 4番目、機構改革と職員定数について何点か順を追って伺うものであります。

1点目は、機構改革であります。市町村の行政運営は人口減少、少子高齢化、企業倒産、企業撤退等により極めて厳しい環境にあります。行政においてもこれ以上のサービスは限界が来ているように思われますし、改革は、辛く厳しいものがありますが、耐えてこらえていかなければなりません。行政においてはまず意識改革が一番大事であり、機構のスリム化の決断と英断により、この難局を乗り切っていかなければなりません。社会情勢が大きく変動する中で、簡素で効率的な行政運営を目指し、機構組織について、この4年間で取り組んだ状況及び今後の方針を伺うものであります。

2点目は、職員定数であります。前段申し上げました状況の中で、議員数も減少の状況はご案内のとおりであります。さきに職員定数条例を可決したところではありますが、機構と職員定数は同時にしなければなりません。今後の職員の退職者等の状況と今後の方針を伺っておきたいと存じます。

3点目は、職員の適材適所の配置であります。職員の配置及び異動については、この4年間、常に大幅大胆な状況でありましたが、それに伴う中途退職者の状況や要因を検証したことはあるのか伺っておきたいと存じます。また、職員配置と異動の基本的な判断基準、さらにはその根拠を伺うものであります。適材適所でない場合、ストレスが起き、課内の人間関係で信号無視による正面衝突が起きているのではないのでしょうか。このような環境をどう認識しているのか伺い、さらには本人の意思、申し出による人事希望調書等の状況と今後の方針、加えて休職中の職員、それに伴う臨時職員の任用、さらには育児休業と再任用状況等についての今後の方針を伺うものであります。

4点目は、職員の提案制度についてであります。深川市職員提案規定は、本市の行政事務事業の運営に関して、職員から積極的に提案を求め、提案を迅速公平に処理し実施することにより、職員の士気高揚を図り、公共の利益増大と効率向上を図る目的であることはご案内のとおりであります。ついては、提案の案件及び種類、受理、不受理がありますが、

これらの状況及び今後の対応について伺うものであります。

5点目は、職員の健康管理についてであります。職員の福利厚生面から職員安全衛生管理規則が設置されていたと認識しておりましたが、調べてみますと、深川市職場リハビリテーション実施要綱は心の健康問題等により休職をされている職員の円滑な職場復帰を支援するための規定であります。無論健康については何よりも優先されなければなりません。職員は行政の大きな財産であり、市長は常に職員の健康管理に意を注がなければなりません。職員の健康について、その実態状況について伺うものであります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 機構改革と職員定数についてお答えをいたします。

1点目の機構改革についてであります。本市におきましては、これまでその時々々の社会情勢や市民ニーズ、また事業施策や事務効率などの観点から適宜、組織機構の見直しを行ってまいりました。山下市長就任後の状況につきましては、就任直後の平成19年4月に本市の産業振興や地域雇用の確保など、喫緊の課題に的確かつ迅速に対応できるよう、新たに地域振興課を設置するとともに、部の名称を経済部から経済・地域振興部とするなどの対応を図っております。さらに、平成20年4月には簡素でわかりやすく新たな行政課題にも的確に対応できる組織づくりを目指し、市長みずから先頭に立って庁内論議を十分行う中で、市民との協働の積極的推進、特定保健指導等の円滑な実施、また指定管理者制度の導入による教育委員会組織の統合や道路、河川、公園、建築、市営住宅等の分野別業務の整理を図ることとし、課の統合、室の新設など大規模な機構改編を実施したところであります。その後も見直しを行いながら、平成22年4月1日現在、6部29課63係としているところでございます。今後におきましても、情勢の変化や地域の実態等を踏まえる中で、良質な行政サービスの提供が持続できるよう体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の職員定数についてであります。職員定数につきましては、第3回市議会定例会において条例の一部改正をさせていただいたところでありますが、今後におきましても、組織としての適正水

準を図り、定員の適正管理に意を用いてまいりたいと考えております。質問の今後の退職者につきましては、市立病院の事務職員を含め、本年度は14人、来年度は5人、平成24年度は14人の見込みでございます。なお、平成25年度以降につきましては、本年度の人事院勧告で国家公務員の定年延長に向けた制度の見直しの骨格が示されておりますが、これが今後どのようなことになるのか不透明な部分もありますので、仮に人事院の案のとおり制度設計されとて、本市の場合を見ても、今後10年間で90人程度の退職が見込まれるという状況でございます。

次に、3点目の職員の適材適所の配置についてであります。この4年間で人事異動の対象となった職員は延べ400人程度であります。また、退職者の数は58人、そのうち定年以外の退職者については34人となっております。定年以外の退職について、その要因は調査しておりませんが、退職相談を受ける中では自身の体調不良、あるいは家族の介護、新たな将来の設計などのためということではあります。また、職員配置や異動に係る判断、根拠ということではあります。人事異動につきましては組織の活性化や組織力の向上など、組織全体に対する大きな効果や個人の意欲の向上などを期待するものでありまして、その判断等は職員個々の能力、経験等を把握する中で在籍年数なども考慮しつつ、適材適所の配置を心がけているところであります。一方、ご指摘のストレスや職場における人間関係の悩みなどにつきましては、基本的には職場内において上司や同僚が適切に把握し、対応することが非常に大事だと考えているところでございますが、いわゆる心の健康を害したような場合、これは個別具体的な部分というのでも相当でございますので、専門医等の相談を促しているところでもございます。そのほか、人事希望調査につきましては、毎年1月に実施しておりますが、本年度は11人の異動希望調書の提出者がございましたけれども、4人について4月に異動をしているところでございます。本制度につきましては、職員の意向や意欲などを見きわめる貴重な情報の一つとして今後も適切に活用してまいりたいと考えております。

次に、休職中の職員等の状況でございますが、現在、病気休職者が2人、組合在籍専従による休職者が2人となっておりますが、これらに伴う臨時的任用職員の配置は行っておりません。そのほか、育児

休業につきましては、市立病院看護師で5人という状況でございます。さらに、再任用職員につきましては、現在3人を任用しているところでございますが、次年度におきましては、継続及び新規で9人程度になる見込みでございます。

次に、4点目の職員提案制度の状況でございます。この制度につきましては、平成19年度に6件の提案があり、これを受理し、そのうち4件について採用、2件は不採用にしている経過がございます。しかし、それ以後につきましては実質的に提案がないという状況でございますので、今後この制度のPR等にも努めてまいりたいと考えております。

最後に、5点目の職員の健康管理についてでございますが、心の健康問題により休職し、長期療養を行っているという職員は市立病院において1人という状況でございますが、休職に至らないという場合であっても、体調がすぐれないという職員も複数いるというのが実態でございます。こうしたことで休職し、公務につけなくなることは本人はもちろんのこと、ご家族にとっても大変残念で、辛いことだと受けとめておりますし、市にとっても大きな損失であると考えております。心の病の重症化を防ぐためには、職員がストレスや不調を訴えた場合にいち早く対応することが一番大事なことで効果的であると考えております。そうした中で、平成20年4月からは、職員に対するメンタルケアの一環として、心と体の健康相談を毎月2回実施しており、さらに21年1月からは北海道地域自殺対策緊急強化基金を活用し、職員のみならず市民も対象として月2回の健康相談を実施しているところでもございます。そのほか職員安全衛生管理規則に基づく取り組みや質問にもございましたように、深川市職場リハビリテーション実施要綱の活用なども含めて、職員の健康管理には今後とも十分に意を用いてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 5番目、地上デジタル放送について何うものであります。

アナログテレビ放送は、明年の7月をめどに終了すると言われております。総務省と電気屋が組んだ談合のようにさえも思わざるを得ないのであります。地上デジタル放送を視聴するには、地デジ対応テレビの買い換えをしなければならぬ家庭には新たな負担がかかることとなります。国民がデジタル

化を求めているとするならば、その説明と理解をもっと深めていかなければなりません。

そこで、深川市では電波受信環境の悪い場所ほどのくらいあるのか。また、説明責任と難視解消対策を伺っておきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 地上デジタル放送についてお答えいたします。

地上デジタル放送の電波受信環境の悪いところ、いわゆる新難視地区と言われている地区になりますが、現在、市内では多度志の幌成地区、音江町菊丘地区、納内町5区の一部、一已町達府の一部の4地区が新難視地区に該当しております。この4地区につきましては、北海道総合通信局など関係する機関と協力し、難視解消策の説明会などを実施いたしまして、衛生放送を利用して、地上デジタル放送を受信する暫定対策を受けるためのホワイトリストへの登録を行ったところであります。当面は、この暫定対策によりまして、地上デジタル放送を視聴いただき、来年以降、暫定対策が終了する予定の2015年3月までの間にそれぞれの地区に合った難視解消対策を検討し、恒久的な難視解消を速やかに図っていくこととしています。この4地区のほかにも、デジタル放送の受信状況が悪いという相談を受けた地区がありまして、現在、総務省北海道北テレビ受信者相談センターに受信状況の調査を依頼しているところでございます。調査の結果、電波の強度が足りないということになりますと、新難視地区に該当することとなり、他の難視地区と同様に難視解消対策を受けることとなります。また、現在判明している地区のほかにも、受信状況の悪い地区や世帯がある可能性があることもございますので、12月2日の広報放送に合わせまして、各町内会長あてに地上デジタル放送の受信状況の悪い世帯があれば、企画課へ連絡いただくようお願いの文書もお送りさせていただきます。市内の受信状況の把握に努めているところでございます。今後とも地上デジタル放送移行が適正に行われるよう、適切な対応に努めてまいります。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 6番目、深川市農業状況等について伺うものであります。

本市は、良食味米生産地帯の純農村小都市であります。基幹産業である農業の振興のために深川産米

の生産、消費、販路拡大の推進を初め、畜産、花卉、施設園芸の充実、地場消費の推進、農業担い手の育成支援など、多方面にわたり意を注いでいる最中であり、結果が見えないこと、農業の復活のデザインができるのか心配をすることもあります。

1点目は、水稻耕作面積及び転作配分と収入状況、不耕作地、廃耕地状況について今後の対策を伺っておきたいと存じます。

2点目は、農業経営者戸数の状況と年齢別状況や後継者の育成対策方針を伺うものであります。

3点目は、農業ヘルパー制度であります。前段、申し上げました農業情勢は今後極めて深刻な時代に入ると思われますが、となりの富良野市はJAと近郊4町がJAふらので農作業ヘルパーを実施して15年、延べ1,100人以上の人が働きに来ている状況であります。同時に、JAふらの管内に定住した人は20人以上になっているところでもあります。昨年の状況は120人が農業に従事し、雇用期間は7カ月、週1回の休み、労働時間1日8時間、時給850円で1日6,800円であります。完全個室の寮で、その建設は富良野市ということで、効果を上げている状況がありますが、本市においても取り組むことを求めるものであります。

4点目は、国が環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPPに取り組んだ場合、深川市の農業への影響について伺うものであります。関税を原則撤廃する環太平洋戦略的経済連携協定が今後本格化する状況で、国は明年6月までに結論を出すと報道されており、農業関係者を中心に波紋が広がっているであります。安い農産物が入れば、農業が打撃を受けることは当然であり、日本農業は成り立たなくなり、地域経済が崩壊する危機的な状況になります。国は生産現場のことをどれだけわかっているのか、これは大きな問題ではないでしょうか。1次産業が打撃を受ければ2次産業にも波及し、失業者が増大、深刻な事態になります。一方、製造業者などからは金属部品等、外国からの原材料をとることで安くなる、競争力に優位であると、みずから競争力をつけてほしいという声もありますが、安易な判断は慎まなければならないと思うところであります。以前の木材輸入自由化で林業が破滅的な被害を受けた、間伐する人を失い、荒れ果てた経過があります。農業において同じことは許されないものであります。

そこで、このTPPを国が取り組んだ場合、本市

農業にどのような影響があるのか伺うものであります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 深川市農業の状況等についての1点目、2点目、3点目について私からお答えいたします。

1点目の、不耕作地及び転作の状況についての水稻耕作面積及び転作配分と収入の状況についてであります。平成21年度における水田本地面積は8,197ヘクタールで、うち主食水稻作付面積が6,068ヘクタール、転作等実施面積は26%の2,129ヘクタールとなっております。収入については、同年の生産額で申し上げますと、水稻で52億7,500万円、転作を含む畑作、野菜、花卉で23億600万円、果樹、畜産を加えた合計は89億2,500万円となっております。不耕作地、廃耕地については、農業委員会における農地パトロールにより土地条件を踏まえ、植林を促したり、地域を越えたあっせんを行うなど、的確な指導が行われていると伺っております。なお今後、中山間地域の土地条件が悪く、生産性の低い農地については、受け手があらわれないことも十分想定されますので、耕作放棄を防止する中山間地域等直接支払交付金事業の活用、農業委員会における広域での農地のあっせん事業、さらに高齢化、労働力不足に対応するため、農地保全を目的とした事業の創設について、検討を進めているところであります。

次に、高齢農業者と後継者の育成についてであります。平成22年3月末の農業委員会の農家基本台帳によりますと、農家戸数781戸、経営主の年齢が65歳以上の世帯は215戸で28%を占めており、50歳以上の世帯は593戸で76%、そのうち後継者のいない世帯が491戸で全体の63%となっております。また、ここ数年就農される後継者は年10人程度で推移していますが、一方で離農は30戸程度となっており、農家戸数の減少と高齢化が進む中、農業の持続的発展を図り、生産基盤である農地を守る上でも、後継者の育成が大変重要であり、そのためには農業自体が職業として選択できる十分な所得が得られ、魅力ある産業となることが基本であると考えております。対策方針としましては、農業者を初め関係機関などと連携の上、農業、農村が果たしている重要な役割を生産現場から情報発信するとともに、安全・安心な農産物の生産により、信頼され、競争力のある地

域農業を育成し、就農を促進するための環境づくりを進めていく考えであります。

次に、農業ヘルパー制度についてお答えいたします。この制度は全国的にも有名な北海道の観光地富良野というイメージを活用し、農業に興味を持ち、広大で美しい景観の中で生活してみたいという、主に都市部の若者のニーズと耕地面積の7割が畑で、生産額の7割が野菜、青果で占める地域性から、収穫、選果など比較的容易な作業の人手を確保したい農業者側のニーズをマッチングさせ、滞在施設を活用し、長期的な雇用を図ることにより一定の成果が得られている取り組みと認識しております。深川市におきましても同様の取り組みをとの提言であります。昨年から実施しております深川市アグリサポート事業がまさに地域の特性とニーズを反映させた取り組みであります。この事業は、水稻を中心とした複合経営が行われているこの地域において、農家戸数の減少や高齢化が進む中、構造的な課題解決や農業者のニーズに対応するため、農業に精通したコーディネーターが生産現場の声を吸い上げ、社員として雇用した就農希望者をサポート業務に従事させることにより、農家の労働力不足の解消と従業員の技術取得や地域の溶け込みを促し、将来の就農に向けた環境づくりに取り組んでいるものであります。本年度から従業員を1人増員し、4人体制でサポート業務とともに直営農場の運営、コントラクター組織と連携した防除作業、JAの米穀集荷施設の業務と事業の拡大も図っており、次年度におきましても1人を増員する方向で直営農場の拡大や農地保全業務を実施するための体制整備に向けた検討を行っているところであります。このように、地域農業の発展にアグリサポート事業が果たす役割はますます重要になると考えておりますので、振興公社、普及センター、JA、市による定期的な打ち合わせを実施しながら課題や中長期的な方向性等について検討を行い、今後も関係機関・団体の一体的な取り組みのもとで円滑に事業が推進されるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 山下市長。

○市長（山下貴史君） 最後にお尋ねがありましたTPP交渉に乗り出した場合の本市への影響について、私からお答えを申し上げたいと思います。

政府は11月9日に閣議決定を行いまして、包括的経済連携に関する基本方針というものを定め、その

中でいろいろ盛られておりますけれども、環太平洋パートナーシップ、すなわちＴＰＰ協定についてはその情報収集を進めながら対応していく必要があります、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することが述べられておりますが、このＴＰＰは、言われているところによりますと、原則10年以内に関税を撤廃するということが必要だとされております。このことに加えまして、現在、ＴＰＰ交渉に加わっている９カ国の中には、アメリカ、豪州など、我が国の農業と比較して、規模や生産コストにおいて、大きな格差のある国々が入っているわけでございます。こうした国々と交渉を進めなければならないということ、さらに交渉に当たってあらかじめ自由化の例外品目を提示して、参加交渉するということは認められないなどと言われておりまして、大変厳しい条件が交渉に加わるに当たって存在しているわけございまして、我が国がＷＴＯを初め、これまで農業交渉に臨むに当たって、言ってまいりました基本理念であります、すなわち日本のような農業も含めた多様な農業の共存といった理念とは全くかけ離れた交渉を強いられることになるだろうと認識をいたしております。そこで、仮に交渉の結果、米などの重要品目について、関税撤廃の例外が認められないことになった場合は、我が国の国内農業生産の現状から到底維持できない極めて深刻な状況に立ち至るだろうということは明らかでありまして、我が国の食料安全保障や、また農業がいろいろ果たしております、多面的な機能にも致命的な影響を及ぼすということが危惧されるばかりでなくて、さらに国内のいろいろな地域で農林水産業を主体として、地域社会を構成している地方圏の多くの地域社会そのものの存在を崩壊に導いてしまうという懸念すら考えられるということでもあります。したがって、ＴＰＰ交渉への参加をするのか否かということを決断するに当たりましては、やはり政府として十分時間をかけて慎重な上にも慎重な検討を行った上で、なおかつ国民全体の民意を推しはかって、その民意に即して結論を出していただくことが必要だと考えております。

次に、ＴＰＰへの参加による我々の地域への影響について申し上げますが、北海道及び空知総合振興局では重要品目であります、米、小麦、牛肉、乳製品等に対する関税が撤廃されて、それにかわる代替の対策が十分講じられないといった場合の地域への

影響を試算しておりますが、それによります農業産出額への影響額は、北海道全体で5,563億円、うち空知管内では616億円と試算されており、さらに関連産業等を加えた経済的な影響額は、北海道全体で2兆1,000億円を超え、そのうち空知管内では1,300億円を超える試算が出されているところであります。そこで、空知総合振興局と同じような方法で深川市の農業産出額への影響額を試算してみますと、約73億円が減少し、その影響を受けることとなります。ただし、北海道と深川市の計算は、平成18年の係数をもとに試算した額であります、平成18年度の深川市における全農業産出額は114億円、それに占める73億円の影響額の割合は64%となり、過半数以上の額の減少が見込まれるということでございます。それに加えて、農業が基盤産業であります深川市の場合、その影響は農業部門にとどまることなく、地域社会全体の経済や雇用にも多大な影響を及ぼすことになり、それらの影響総額ははかり知れないものになるだろうと考えられます。こうしたことから、北海道庁、農業団体、市長会、経済団体、消費者団体などで構成する北海道農業・農村確立連絡会議が設けられており、この会議と北海道市長会においては、「ＴＰＰを含め包括的経済連携においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること及び道民合意がないまま、関税撤廃を原則とするＴＰＰへの参加を決して行わないこと」を既に文書にいたしまして、国に強く要請を行っているところであります。本市といたしましても、本市議会の12月3日に意見書の採択がございましたが、その意見書の中身を重く受けとめまして、引き続き国の動きを十分注視しながら、きたそらち農協や深川市農業対策協議会など地域の関係団体と一体となりまして、いずれにしても、地域の農業者の皆さんが意欲と希望を持って安心して営農活動が続けられるように、国への要請等に万全の対応をしてみたいと考えております。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 7番目、最後に、深川市立病院について伺うものであります。

1点目は、病院経営全般について伺っておきたいと存じますが、第2次医療圏、北空知における中核病院として住民の医療に努力されているところであります。平成17年の市立病院の移転改築に伴い、設備投資の結果として企業債の元利償還の負担が重た

くなり、負担を補てんするだけの収益が得られない状況で、不良債務が累増し、加えて患者数の減少や診療単価の横ばいなどがあると認識をいたしているものであります。国の財政健全化法に伴い、7年計画がさきに議決されたものであります。企業会計は独立採算性が原則であり、地方公営企業法により企業の経済性を発揮することが求められているのであります。公立病院の地方交付税の算入状況と一般会計からの繰出金の4年間の状況、職員等の給与カットが平成23年6月までとなっておりますが、今後の方針等について、さらに過疎債の活用は可能なかどうか、この点についても伺っておきたいと存じます。

2点目は、救急医療体制であります。祝祭日等の当番医制事業であります。開業医の先生方のご努力により実施され、そのご苦勞にお礼を申し上げるわけではありますが、開設したその効果と結果を伺っておきたいと存じます。

3点目は、医師確保対策であります。病院の経営には医師の体制が極めて重要であり、現状がどのようになっているのか、また医師確保担当課まで置いて取り組みがなされておりますが、不足医師の対策について伺っておきたいと存じます。

4点目は、入院の7対1の看護体制の開始は経営健全化の一つであり、看護師確保状況及び診療報酬の状況等を伺うものであります。

特に、病院事業会計は、開設者いわゆる市長と病院長の相互の信頼関係の上でその効果を上げることを懇願するものであります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 1点目の病院経営全般についての質問にかかわりまして、公立病院の地方交付税及び一般会計からの繰出金の状況など、あわせて職員等の給与カットなどについてお答えいたします。

まず、地方交付税の病院経費算入額の状況と一般会計からの繰出金の状況につきましては、平成19年度交付税算入額4億6,000万円、繰り出し額6億4,500万円、20年度交付税算入額4億8,000万円、繰り出し額9億9,500万円、21年度交付税算入額6億1,000万円、繰り出し額10億6,600万円、22年度交付税算入額5億4,000万円、繰り出し額10億9,200万円となっており、交付税措置は普通交付税額及び特別

交付税にそれぞれ算入されている額の合計となっております。また、過疎債についてでございますが、赤字補てんというだけでの活用は困難であるということでございますが、地域医療あるいは医師確保対策など、具体的な事業によりましては充当も可能になるものでございます。

次に、職員等の給与カットが平成23年6月までとなっているということについてでございますが、このことにつきましては20年1月に策定いたしました、深川市立病院経営改善方策において市立病院の経営改善を図るための主要方策の一つとして掲げられたものでありまして、病院医師を除く職員給与及び報酬等を3年間削減し、病院事業会計に対し財政支援を行うということの内容とするものでございます。一方、平成22年3月には、財政健全化法に基づき、平成21年度から27年度を期間とする市立病院経営健全化計画が策定をされておりますけれども、前段申し上げました給与削減の考え方につきましては、今後の市立病院の資金不足比率の改善などを目的とした同計画の期間中にも適用するものとして、計画上、盛り込んでいるところでございまして、病院経営の改善を図るための大きな柱としているものでございます。したがって、市立病院経営健全化計画の達成に向けては、この方針に基づいた着実な執行管理が重要であると考えておりますので、職員や職員組合に対しまして本市の財政状況等について可能な限り詳しく説明を考えておりますけれども、こうした対応を始めているというところでございます。

○議長（北本清美君） 川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 私からは市立病院についての2点目から4点目について順次お答えいたします。

2点目の救急医療体制につきましては、深川医師会を初めとする関係各位のご支援、ご協力をいただき、10月1日から従来の日曜日に加え、祝日等も含めた新たな当番医体制がスタートしたところであります。その効果と結果であります。市立病院におきましては、この新体制への移行により、来年3月までのスケジュールでは、年末年始を除く日曜日及び祝日の日中の救急外来の診療のほとんどを深川医師会から派遣していただく医師により行っていただけることとなりましたので、市立病院医師の日直業務の負担が大きく軽減されたところであります。また、市立病院に来て診療をしていただいている先

生方の評判もよく、これまでのところ順調に推移しているものと受けとめており、関係各位に感謝いたしているところでございます。

次に、3点目の医師確保対策についてであります。現状の市立病院の医師の配置体制としましては、12月1日現在、常勤医師は内科4人、外科3人、小児科3人、泌尿器科3人、眼科1人、産婦人科1人、皮膚科1人、脳神経外科1人、麻酔科1人、放射線科1人の計19人と臨床研修医3人の、合わせて22人となっています。また、整形外科や健診センターなどの出張医師が常勤換算で4.5人となっており、総体では26.5人となっています。2年前の平成20年4月から比べますと、常勤医師数では6人、常勤医師数と非常勤医師数を合わせた人数では3人ほど減少しており、特に内科医師が減少していること、整形外科の常勤医師が不在となったことなどが病院経営に大きな影響を及ぼしているものと認識しているところであります。医師の不足の対策としましては、医師確保は市立病院の最重要課題でありますことから、本年度からその活動方針を強化し、院長を中心に取り組んでいるところであり、市長みずからも積極的に活動しているところであります。その具体的な内容としましては、道内3医育大学に対しまして、派遣いただいている医局のほか、直接大学、学長などと面会し、常勤医師の派遣を要請するとともに、一部の診療科にあっては現在までの派遣医局にとらわれず、新たな派遣についての依頼もさせていただくなど、従来にも増して幅広く医師確保に向けた取り組みをしているところであります。加えて、内科、整形外科医師を中心に道外の大学にも医師の派遣をいただけるよう、市長も訪問要請を行うなどの努力も積み重ねているところであります。さらには札幌にあります北海道地域医療振興財団などのほか、東京都内にあります全国自治体病院協議会の求人求職センターや北海道東京事務所の医師派遣窓口などにも定期的に訪問を繰り返し、情報の提供をいただくとともに、民間の有力な医師派遣会社数社に市立病院の求人情報を提供しているところであります。このほか、当院の医師の個人的なつながりなどによる情報提供なども通じながら、紹介いただきました数人の医師や関係者とも面談を行っているところであります。いずれにいたしましても、多くの関係者から全国的には東京都に、全道的には札幌市に医師が偏在しており、国における政策が抜本的に改革され

ない限り、地方の医師不足は当面続くことを聞かされているところではあります。今ほど申し上げました活動を強化しながら、そのことが成果としてつながるよう一層努力を続けてまいります。

次に、4点目の7対1看護体制についてですが、看護師確保の状況としましては、7対1の看護体制を整えた8月1日時点での病棟看護師127人が12月1日現在で130人と、3人増員となっており、入院基本料の算定基準は現状維持できている状況にはありますが、引き続き看護師の安定確保に努めてまいりたいと考えております。また、診療報酬は7対1入院基本料の算定を開始した9月以降、入院患者1人当たりの収入単価アップにより、入院収益は前年実績を上回っておりますが、経営健全化計画に定めた開始予定より2カ月おくれのスタートとなったことなどから、現状、累計の収入額は計画値を下回っておりますので、今後とも計画値に近づくよう努力してまいります。

○議長（北本清美君） 以上で渡辺議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 0時30分 休憩）

（午後 1時27分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、楠議員。

〔楠議員、質問席へ〕

○6番（楠 理智子君） 通告に従い一般質問を行います。

まず1番目は、介護保険についてです。介護保険制度が開始されてから10年がたち、2012年からの介護保険制度の大幅な見直しが進められ、厚生労働省は、介護保険制度改正の意見書の素案を社会保険審議会保護部会に提示しました。65歳以上の月額保険料の引き上げ、高額所得者にはケアプラン料を2割負担、ケアプランを有料にするなどの検討が盛り込まれているとありました。深川市では、第五次深川市高齢者福祉計画、第四次深川市介護保険事業計画が出されています。高齢化が進み、介護の必要な人もふえてくると考えられます。必要な人はだれでも介護が受けられる、早期に認定を受け、サービスを受けることは重度の要介護状態になることも防ぐこ

とにつながりますので、お伺いいたします。

まず1点目としまして、介護認定サービスの受けやすい体制についてです。介護認定サービスが受けられる要介護状態にあると見られるが、世話になりたくないと受けていない人、手続は本人か親族が原則なので、本人が認知症、親族がいないなどで手続ができずサービスが受けられない人もいるというテレビの報道がありました。深川市においての状況はどうなっているのでしょうか。そのための対応、対策はどうなっていますか。重度の要介護状態になる前に介護認定を受け、サービスを受けることは当事者と世話する人にとっても必要なことだと考えますので、市の取り組みをお伺いいたします。

二つ目としまして、在宅介護の医療における訪問看護ステーションの充実についてです。在宅介護を受けている人の中には訪問介護サービスを受けているほかに、治療も必要で、その対応を訪問看護ステーションが担っております。看護師不足と聞いておりましたが、高齢化が進み、介護を受ける人がふえてくると考えますので、訪問看護ステーションの充実強化が求められます。そのためにも看護師の充実も求められていますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 楠議員の介護保険についての2点の質問にお答えを申し上げます。

初めに、介護認定あるいはサービスを受けやすいような体制に関するお尋ねであります。議員も今の質問の中で指摘されましたけれども、介護保険のサービス利用を受ける場合には、まず介護認定の申請が必要になるわけですが、申請に当たりましては、介護サービスを利用されようとするご本人の意思が尊重されなければならないということでございます。このため、例えば家族や知人などの関係者が、その人について介護サービスを利用することが必要だと感じられた場合でありまして、そのご本人が介護サービスを求めない、あるいは受け入れないといった場合には、そのサービスの提供は行われないことになるわけでございます。また、例えば本人が認知症のようなことになっておられる場合には、介護申請そのものが難しいといったケースもあろうかと思えます。こうした方々に対しては、地域包括支援センターが中心となりまして、サービ

スの利用につながるようなきめ細やかな対応に努めているところでございます。いずれにいたしましても、介護サービスを必要とする状態にある方がサービスを利用せずに、そのまま生活を継続されるといった場合には、これまた議員が指摘されたように状態が一層悪化したり、重度化するといった懸念もありますので、本市におきましては高齢者の方々に対しまして、介護予防のための生活機能チェックの実施や、あるいは各種介護予防事業に参加していただくなどの取り組みをやっておりますが、それに加えて、本市独自の取り組みといたしまして、72歳時の干支に当たっておられる方々を訪問するという、72歳の干支訪問事業や、また75歳、77歳の方のご自宅を保健師が全戸訪問させていただきまして、その介護を必要とされる状態にある方を早期に把握するように努めているところでございます。今後におきましても、高齢化が進行する中で、まずは介護状態になることを予防していくということが大変重要と認識いたしておりますので、こうした介護予防事業の充実を図るとともに、介護を必要とするようになっておられる方につきましては、今後とも必要な介護サービスを利用しやすいような環境づくりに努めまして、こうした方々の生活の質の維持、向上にこの介護制度が貢献できるように、しっかり意を用いてまいりたいと考えております。

2点目に、在宅介護における訪問看護ステーションの充実についてお尋ねがございました。この在宅介護における訪問看護の役割は、かかりつけの医師の指示のもと、病気や症状の悪化を予防するために、専門的な看護やリハビリテーションを提供し、安心して在宅療養が続けられるように支援するというところでございます。具体的な仕事といたしまして、血圧などの健康状態の観察、あるいは床ずれの予防や看護、入浴介助や口腔ケアなどの生活保持の看護、さらには家族への支援や相談などとともに、在宅での終末期のケアなどもお仕事に含まれているということでございます。深川市では、介護保険の訪問看護サービスの提供事業所として、北海道総合在宅ケア財団により深川地域訪問看護ステーションが開設されておりまして、ここが市内全域をカバーしております。この深川地域訪問看護ステーションでは、訪問看護師の不足がここ数年常態化しておりまして、利用希望者に十分対応できない事態が続いていたと聞いておりましたが、現在は常勤看護師5人、非常



勤の保健師が1人、非常勤の看護師2人が当該ステーションに所属するに至っております。今は利用希望者全員にサービス提供が可能な状況になっていると伺っております。今後、市といたしましては、高齢者の増加やサービスの需要の拡大に伴いまして、質、量ともに訪問看護サービスの需要は高まってくるものと考えられますので、この開設元である北海道総合在宅ケア事業団と十分連携をとらせてもらいまして、より充実した訪問看護サービスの提供が可能となるように努力を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 深川市は、既に65歳以上の高齢化率が33%を超えているということで、ますますきめ細かな対応が求められていると思いますので、さらなる充実強化を求めてまいりたいと思いません。

続きまして、2番目、工事業国保についてお伺いいたします。全国建設工事業国民健康保険組合についてですが、本来資格のない加入者を資格がないのに加入をさせて、国庫補助金を不正に受け取ったことが明らかになったため、厚生労働大臣が実態解明や再発防止について文書で報告するよう行政処分を行い、無資格者が医療機関にかかった際の医療費に充てられた国庫補助金の返還命令が出されました。工事業国保は、加入資格のない事業主に対して、被保険者資格の喪失の通知を出したと聞いております。無資格通知を受け取った加入者にとっては突然で戸惑いと不安が広がっているという新聞報道もされていきました。また、11月29日の道新の朝刊では、「打ち切り判定ミス続出」の見出しで、「資格があるのに打ち切り通知が出された加入者が全国で300世帯、資格がないのは明らかなのに通知が出ていないなどのずさんな判定が目立っている」とありました。工事業国保の運営の問題点、政府の指導にも問題があると思います。加入者には責任がないのではないかと思います。きょうあすにも困る無資格者が出ているのではないかと思いますので、お伺いをいたします。

一つ目に、深川市における無資格者の状況についてです。厚生労働省が出している工事業国保組合の無資格加入者の資格喪失等の取り扱いについての中で、工事業国保組合に対して、行政処分により資格喪失になった人に対するの取り扱いについて、工事

業国保組合に対して、行政処分により、無資格者の生年月日、性別、住所等のリストを市町村国保に提供するように命じるとありますが、深川市の無資格となった人の人数、状況をお伺いいたします。

二つ目として、工事業国保から国民健康保険への加入の対応についてですが、工事業国保から国民健康保険の加入状況はどうなっていますか。無資格者がさかのぼって加入することになった場合は、市町村加入者は当該無資格者が納付すべき保険料について、2年を限度としてさかのぼって賦課し、徴収するとありますが、納付できなかった場合はどうなるのでしょうか。資格証明書とか短期被保険者証になるのでしょうか。無資格になった被保険者には、前段に申し上げましたように責任はないと思いますし、医療機関にかかっている人にはきょうあすにも困る問題ではないかと思えます。保険料を納め切れない人もいるのではないかと思えますが、資格証明書の発行とならないような配慮をすべきと考えますので、お伺いいたします。

3点目といたしまして、工事業国保から無資格となった事業主の状況、対応についてです。無資格者となった事業主は全国健康保険協会、協会けんぽに加入することになりますが、無資格加入者の内容によっては、最大、これも2年さかのぼって加入することになるとありますが、不況で厳しい状況下では納付できない事業主もいるのではないかと思います。そのような事業主からの相談はあるのでしょうか。対応はどうなっていますか。経営がそのことによって立ち行かなくなることは深川市にとっても影響のあることですので、市の考えをお伺いいたします。

最後に、国、道の監督指導の強化についてです。加入資格がないのに加入していたのは違法行為ではありますが、加入審査をする工事業国保のずさんな運営も正していくべきです。また、無資格者への救済等、国、道への働きかけをしていくべきと考えますので、市の考えをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 全国建設工事業国保について、私から1点目、2点目及び4点目についてお答えをさせていただきます。

最初に、1点目の深川市における無資格者の状況についてであります。空知総合振興局から送付さ

れた全国建設工事業国保組合の無資格加入者一覧表によりますと、本市では15事業所で従事する62人が無資格加入者となっております。

次に、2点目の工事業国保から市国保へ加入の状況についてであります。62人のうち市国保に加入すべき対象者は8人で、そのうち6人が既に入入手続を終え、手続を終えていない2人の方については、12月1日に勧奨の通知文書を発送したところであります。無資格者が市国保に加入することで、過年度分の保険税の差額負担が生じることになりまことから、もし保険税を納められない状況の場合には、税務課と連携を図りながら、その方の生活実態などを十分にお聞きする中で、分納などの納税相談に努めて対応してまいりたいと考えております。

4点目、国、北海道の工事業国保への指導強化についてであります。9月9日、厚生労働大臣は国民健康保険法に基づき、工事業国保に対し、行政処分、是正改善命令でございますが、これを行い、その中で都道府県と地方厚生局に対して、すべての国保組合に資格管理状況を一齐点検するよう要請するとともに、国保組合における法令遵守体制の整備を指導、あわせて厚生労働省の指導監督体制の強化を行うとしたところであります。私どもとしては、二度とこのような事案が起こらないよう、厚生労働省の今後の指導監督強化に期待するとともに、工事業国保組合における法令遵守体制の早急の整備を望むところでございます。なお、無資格者への救済等について、深川市国保が保険者の立場で国、北海道に対し要請する立場にはないと考えております。

○議長（北本清美君） 沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 私から3点目の工事業国保から無資格通知を受けた事業主の状況についてお答えいたします。

今回の工事業国保の資格喪失にかかわっての事業主からの相談は、商工労働観光課としては、現在まで受けていないところであります。北海道では11月29日に事業主及び従業員の方々の協会けんぽ及び厚生年金保険への入入手続が迅速かつ適切に行われるよう、本庁及び各総合振興局内に工事業国保資格喪失者対策特別相談室を設けて、工事業国保の資格喪失者が市町村国保、または協会けんぽへ加入するための各種情報提供、資格喪失者を雇用する事業所が協会けんぽ等に加入するに当たって、事業主負担の保険料納付のための資金手当に関する相談、資格

を喪失した従業員等が市町村国保または協会けんぽ等に加入するに当たり、保険金の個人負担が生じた場合の生活資金の手当に関する相談などの各種相談を受けることとしておりますことから、市としましては、庁内関係課や北海道の相談窓口と連携を図りながら、これら相談窓口の紹介、案内するとともに迅速、正確な情報提供によりまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 工事業国保については、無資格になるということは、きょうあすにも困ることです。事業主に対しても、無資格になったということで、払っていく資金対策とかにも困ることのないように、十分な対応をしていただきたいということをお願いして、3番目のフッ化物洗口について、質問をいたします。

北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例の中で、フッ化物洗口が虫歯予防に有効であると推進し、保育所、幼稚園、小学校、中学校への実施を進めてきています。道教育委員会は推進重点地区を指定し、空知管内では7市町村が指定を受け、北竜町の保育園では既に実施されていると新聞報道もされました。しかし、安全性にはさまざまな議論があり、導入に対しては慎重な対応の自治体が多く、実施自治体は一部のようなようです。フッ化物の濃度が1%を超す医薬品は薬事法で劇薬指定されております。うがい液としての濃度は0.09%ということですが、飲み込んでしまっただけでは危険性がないのか、誤って飲み込んだ場合は牛乳を飲ませ、吐かせるなどして、医師の診察を受けるなどの慎重な対応をしなければならぬとも聞いています。フッ素にさらされて、エナメル質が弱くなり、歯が危うくなるということも聞いております。WHOでは、6歳未満の子供にはフッ素の洗口は強く禁止するという見解を出しております。また、発がん性も疑われております。安全性や効果が明らかでない中のフッ化物洗口の実施は慎重であるべきと考えますので、お伺いいたします。

前段でも申し上げましたように、フッ化物洗口の安全性が十分に確認されてはおりませんので、深川市ではフッ化物洗口の実施について、どのように考えているのでしょうか。虫歯の予防には食生活や日ごろの手入れが重要だと思います。フッ化物洗口は、安全性が確認されるまで、実施すべきではないと考えておりますので、市の考えをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） フッ化物洗口の安全性とその実施についてお答えさせていただきます。

フッ化物を応用して、虫歯を予防することの有効性と安全性については、国内外の研究により示されており、日本においても、世界保健機構等の勧告にしたがって、フッ化物塗布法などを歯科診療施設や多くの自治体で実施しており、本市においても歯、口腔の保健事業として取り組んできた経過がございます。その後、虫歯予防におけるフッ化物の役割が改めて注目されてきたことから、厚生労働省は、日本歯科医師会がまとめたフッ化物応用についての総合的な見解を受けて、その有効性と安全性について研究を行い、健康日本21においても盛り込まれ、8020運動の目標達成のための具体的な方策として、フッ化物洗口ガイドラインを策定し、平成15年1月14日付で歯科保健医療等の関係団体及び都道府県に通知されたところであります。これを踏まえ、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例を昨年6月に制定し、これに基づき、フッ化物先口の推進を図るべく、北海道フッ化物洗口ガイドブックを作成いたしました。北海道においては、今後、推進計画に沿って、平成22年度から24年度までの3カ年で全市町村における実施を目指すとしており、いずれ北海道から本市に対しても、その実施が求められるものと思われまます。仮に本市で実施するとなれば、保育園や学校などでの集団実施となっていくと思いますが、一方でフッ化物洗口の実施については否定的な意見があることから、その有効性、安全性、簡便性などを明確にした上で、学校歯科医、施設責任者などの、関係機関・団体及び保護者の理解のもとで、北海道と合意確認ができた段階で進めていくものと考えております。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） フッ化物洗口については、万が一事故があった場合はもう取り返しのつかないことになりますので、実施については慎重に慎重を期した対応をすべきと申し上げまして、最後の質問に移らせていただきます。

最後の質問は、教育の充実についてです。日本における教育費は世界的に見ても、先進国の中では低いほうであると言われております。深川市においても、行財政改革の中で、教育予算も一律カットされ、

教材費等に充てる費用が少ない。事務補の削減によって、教師の事務作業がふえているなどのことも聞いております。また、国は詰め込み教育からゆとり教育のためにと授業時間数を減らしてきましたが、国際的に見て日本の学力が低下しているということから、ゆとり教育が見直され、学力向上の一環として、授業時間がふやされ、改定された学習指導要領によって、小学校では2011年度より完全実施され、中学校では2012年度より、高校では2013年度より完全実施されますが、教育のための予算の充実も必要ですし、時間数をふやすことが必ずしも学力の向上にはつながらないとも考えます。

そこで、お伺いをいたします。まず1点目として、授業時間数がふえると、放課後の生徒への生活指導、部活などで教師の接する時間が少なくなってくるのではないかと考えます。じっくり生徒に接する時間を保障するべきと考えます。その一つとして、行財政改革で平成21年度より、事務補の勤務時間が削減され、教師が事務作業にかかわる時間がふえたということも聞いております。事務補を増員することも、じっくり生徒に向き合える時間を保障することにつながるのではないかと考えますので、市の考えをお伺いいたします。

2番目として、ゆとりある教育についてですが、授業時間をふやして詰め込んでも学力の向上にはなかなかつながらないのではないかと思います。来年度からは小学1年生も毎日5時間授業と聞いています。学校に通うだけでも大変な1年生にとっては、5時間目まで授業に集中できないのではないのでしょうか。生徒一人一人に目の届くような授業のできる人数であることも学力の向上につながるのではないかと考えます。文部科学省は、8年間で小中学校を40人学級から35人学級に、小学校1、2年生は30人学級にと言っていますが、ゆとりある教育のためにも早急に実現することが学力の向上にもつながるのではないかと考えますので、市の考えをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 教育の充実についてお答えを申し上げます。

初めに、1点目の授業時間、放課後もじっくり向き合える時間の確保についてをお答えいたします。現在、学校事務補は市内の全11校に臨時職員を各1

人配置しておりますが、学校規模により、児童生徒や教職員数などから授業量が異なるものとして、平成21年度から事務事業の見直しにより、深川小中学校と一已小中学校の4校は1日勤務、各学年1クラス以外の規模の7校、納内小中学校、音江小中学校、多度志小中学校及び北新小学校につきましては、1日4時間の勤務となっております。学校事務につきましては、道費負担の事務職員と市費負担の臨時学校事務補が業務の処理をしておりますが、この事務事業の見直しの際には、各校長とも協議や検討を進めたところであり、児童生徒数の減少と印刷機などの機器類の性能向上等により、従来からの業務量が縮減されており、配置されております2人の職員で業務分担するなどの工夫によりまして、勤務時間の削減について理解をいただき実施したものでございます。本年度は、見直しから2年目でありまして、各校とも臨時事務補の勤務時間帯の工夫をしたり、計画的な事務作業などにより対応していると聞いており、教員の教育指導業務への大きな影響はないものと受けとめているものでございます。

次に、ゆとりある教育についてですが、深川市の小学校、中学校の平成22年度の児童生徒数を見ますと、ほとんどが1学級35人以下という状況となっておりますが、教育委員会といたしましては、これまでも少人数による学習指導は有効な指導方法の一つと考えておりまして、現行の各種事業制度を積極的に活用してきておりまして、文部科学省が今回策定いたしました、新・公立義務教育諸学校職員定数改善計画案、8月27日に公表された計画案が実現されるよう期待しているところでもあります。市が独自で少人数学級を実施していくには、新たに教職員定数の増加を図ることが必要となりますことから、市が独自で、単独で教員の配置を行うことは、教員の確保などの課題もあり、困難と考えているところであります。学級編制につきましては、国や北海道の基準に基づきまして行うものとしており、現状においては40人学級を基本としつつ、今後、国、道の基準が少人数化の推進により変更がなされた場合には、変更された基準に沿った学級編制を行っていく考えであります。

○議長（北本清美君） 以上で楠議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時02分 休憩）

（午後 2時08分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、太田議員。

〔太田議員、質問席へ〕

○14番（太田幸一君） 22年前の11月10日、東西を分断していたベルリンの壁撤去作業開始、東西冷戦が幕を下ろした象徴的歴史的出来事、世界にこの映像が発信されたわけでありまして。今、時計の針を逆回転させる出来事が日本の近海で起ころうとしています。戦争という名の人間の尊厳を全否定する愚かで無謀な殺りくは決して許されてはなりません。くしくも70年前、12月8日、明後日になりますけれども、日本が真珠湾奇襲攻撃をもって戦端を開いた日であります。それでは通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

最初に、市勢振興、教育、商工にもかかわりますが、米粉消費拡大と米しょうちゅう等開発の考えについて伺います。国連食糧農業機関FAOは2050年の世界人口が現在の68億人から91億人になるとし、一方、地球温暖化は砂漠化、洪水、冷害など、これらによって耕地面積、収穫量を減らし、ロシア小麦の干ばつ被害は緊急輸出規制措置を敷く状況となっております。我が国に目を転ずると、農業政策、食料戦略の誤りから、この四半世紀、自給率40%台、1965年との比較でも米の消費量が半減し、これと軌を一にして農業人口は激減し、農業従事者の平均年齢は65歳を超える状況となっております。国家100年の大計、農業食料戦略の強化は、戦後の農業食料戦略の反省に立ち、農家所得補償の直接支払い制度の強化によるEU型農村形成のもとで日本農業を守り、強化し、ひいては食料安全保障の観点からも自給率向上をしっかりと目指さなければなりません。さて、このような状況下で農水省は米粉の消費拡大を政策とし、毎年500万トンの輸入小麦を減らすためにも、現在1万トンの米粉の消費を50万トンまで引き上げようとしています。米のまち深川において、他市に先駆けて、他用途米を作付の段階から拡大し、消費拡大にまちを挙げて取り組み、プロジェクトを進めるべきだと強く申し上げたいところであります。先般、行政視察を行ってきました熊本県では、他用途米を作付から増産し、小麦粉アレルギーの対策上

からも米粉の学校給食への拡大や商品開発、さらには米しょうちゅうの新たな開発を初め、自治体の立場で政策を強力にリードしていることを熱く語られていました。これは東出議員、知己の阿蘇市議の紹介によって、知事公館に招かれての蒲島郁夫知事みずから私たち深川市議会に対して説明をいただいたものであります。5点にわたり深川市の考え方を伺います。

一つ、他用途米の作付拡大へ指導の考え。

二つ、米粉製粉機の設置により、容易に市民利用がかなう体制、米粉による商品開発、需要拡大の考え。

三つ、小麦粉アレルギー対策からも、学校給食への小麦粉にかわる米粉の利活用の考え。

四つ、他用途米を活用しての米しょうちゅうブランド化開発の考え。

五つ、米粉食品開発販売店を観光マップに取り組みこと。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 米粉消費拡大と米しょうちゅう等の開発の考えについての1点目、2点目と4点目、5点目について私からお答え申し上げます。

初めに、1点目の他用途米の作付拡大へ、指導の考えについてであります。米粉はお米の新しい食べ方としてここ数年急速に脚光を浴びてきており、パンやケーキ、麺類などに幅広く利用され、その可能性は広がり続けております。また、国内での主要主食用米の需要が年々減少し、耕作放棄地などが問題となっている中で、米粉の需要がふえれば水田が活用されるとともに、食料自給率向上にも期待されているところであります。現在の深川市におけるほかの用途への米の作付は、国から示される米の生産数量目標が大きく関与しておりますが、販売価格の動向や水田利活用自給率向上事業における交付金を踏まえ、生産者の手取り確保をすることが基本として取り進められている状況にあり、現在の価格動向では、飼料用米あるいは加工米の作付が中心になってくるものと思われまふ。米粉用米の作付については、飼料用米と同じく水田利活用自給力向上事業により10アール当たり8万円の交付金が交付されることとなりますが、売り先を確保することが必要であり、議員から貴重な提言をいただきました米粉用米

の作付拡大を図り、消費拡大を町を挙げて取り組むことは現状課題も多く、時間を要するものと考えておりますが、食料自給率向上の取り組みの一つとして、米粉用米の活用は重要なことと考えておりますので、今後の生産数量目標や販売価格の動向、売り先の確保などの状況を見きわめながら推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の米粉製粉機の設置により容易に市民利用がかなう体制と米粉による商品開発、需要の拡大の考えについてお答えいたします。米粉製粉機の設置による市民利用や米粉としての商品化は米の需要量が減少している中で米の消費拡大や地産地消を図る上でも非常に重要なことと考えているところであります。機械の設置場所や維持管理の問題、機械、施設整備に多額な経費を要すること、また本市では現状、米粉用米の取り組みがなされていないことなどから、現段階での普及推進は難しいものと考えているところであります。しかし、現在手ごろな価格で米からパンをつくる家電製品などが販売されており、一般家庭でも手軽に利用されてきておりますことから、今後の米粉用米の生産や消費動向などの推移を見守りながら、米の消費拡大につながるような取り組みを関係団体等と連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

次に、4点目の米しょうちゅうの開発についてであります。現在、地元の米を使ったお酒といたしましては、清酒ふかがわ、清酒元氣村一己などの日本酒がありますが、地元産の素材を使ったしょうちゅうの製造はされていないところであります。ご提案のありました米しょうちゅうであります。道内のしょうちゅう製造メーカーによりますと、米の場合、麦や芋などに比べ風味などの特徴が薄いため、消費者ニーズとしては低い状況にあると伺っており、また米粉でしょうちゅうを製造する醸造場では、清酒製造の精米時に発生する米の削りくずをしょうちゅうの原料として再利用していることから、低コストの原料用米粉を確保するための工夫がされているところであり、現時点において米しょうちゅうに限定した商品化に取り組むことは難しいものと受けとめております。本市の産業振興を進めるに当たって、米の活用を図ろうとするスタンスは太田議員と共通の認識にありますので、最近、品質登録されました拓殖大学北海道短期大学の黒米品種などの新しい動きなども踏まえながら、深川地域資源活用会議や市

内の事業所の皆さんと一緒に、幅広い視点で特産品開発に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の米粉食品開発販売店を観光マップに取り込むことにつきましては、特産品の宣伝周知は大変重要なことであると認識しておりますので、深川市観光協会、深川市商店街振興組合連合会等と連携し、市が発行している深川市観光ガイドを含め、各種団体が発行している、ふかがわグルメマップやショッピングガイドマップふかがわなどに順次掲載できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 質問の3点目、アレルギー対策も含め学校給食への小麦粉にかわる米粉の活用についての質問についてお答えいたします。

学校給食で小麦粉を原料とした食材といたしましては、うどんやパン、ラーメン、天ぷらの衣、シチューなど数多くございますが、聞き取り調査では市内小中学校の児童生徒に小麦粉をアレルギーとするアレルギーはないと聞いております。米粉を原料とした米粉パンにつきましては、以前、試験的に給食用として使用したことがございますが、そのときは余り好評ではなく、食味、食感に課題が残りました。また、ことしの5月に行いました米粉パン試作結果におきましても、思うような結果が出ませんでした。引き続き米粉パンの可能性について探ってまいりたいと考えております。現在、当給食センターで使用しております米粉食品といたしましては、J Aきたそらち多度志加工部会がつくっております米粉のシフォンケーキとクッキーがございます。今後、児童生徒に喜ばれる安全でおいしい米粉を原料とした食品、食材の提供を受けることができるようになりましたら、価格的なことも考え合わせて検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 再質問しないでおうかと思っただけですけども、引っかかる場所がありますから、一、二点指摘をさせていただきます。

例えば、これをずっと聞いていまして、あれだから、これだからできませんということが非常に多いわけです。やはり、国でかなりこういったことに力を入れているわけですから、それを先取りまですなくてもいいですから、しっかり米のまち深川として、ほかからおくれをとるようなみつももないことは決してしてほしくない。また、しょうちゅうについて

も異論があるということですけども、しょうちゅうの本場である九州が米でしょうちゅうをつくって商品化しているわけですから、そういう部分というのは大いにスピリッツと申しますか、開拓精神を見習っていかねば、北海道の深川としては非常に残念な状態ではないかと思えます。何か答えてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 米粉の活用に係りまして、再質問をいただきましたのでお答え申し上げます。

太田議員からいろいろご提言をいただきましたことにつきましては、先ほどお答えをいたしましたとおり、貴重なご提言と受けとめまして、今後、先ほど申し上げました拓大の黒米など、深川にはいろいろな資源がございます。それらを含めまして、いろいろな活用を考えてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） それでは次に、2番目の市勢振興、交通網J R留萌線の改善対策について伺います。

本来、地方における交通網においても、道民、市民への福祉、公共性の視点から、お年寄りや学生など、いわゆる交通弱者の存在があります。一方には、市電、地下鉄、バスなど、住民の側が選択できる都市に住み続け、文化的生活を享受している住民もいるわけでありまして、採算が合わないからとして、経済効果の物差しで限界集落などに住み続ける交通難民と言われる人々も、その差別的状況にさらされ続けることは、少なくとも行政の立場、政治の立場では予防し、対策し、格差を縮めていく努力が求められているわけでありまして。さて、ここで明治43年に開業し、100歳になりましたJ R留萌線の問題に絞って提起させていただきます。このJ R留萌線の関係については、既に北海道会社が高規格道路の深川留萌間の全線開通の時期に留萌線を廃止するという。沿線自治体は、住民の足の問題でありますから、非常に不安であるということで訴えているのだというふうに巷間耳にするわけでありまして。ご案内のように、この高規格道は現在、深川ジャンクションから幌糠間が部分開通して、以降、留萌までの間、順次竣工しているという格好であります。全線開通が平成24年の2年後ということで予定してい

ると聞いております。深川市において考えてみますと、深川駅、北一已駅というのが深川の自治体の中に存在しているわけでありますけれども、この北一已駅については、函館本線の深川駅の設備の近代化に伴って、昭和40年代に乗降場という形から、列車が行き違える駅に変わったという格好になるわけです。現在、この時点で前後して、この近辺に住宅が数戸新築されたりしたと。また、一方この農村のところにおきましては、ほかに比較しても、同じような形で高齢者のお宅が、車の運転もできなくなるような形の中で、1日7ないし9往復するJR留萌線を足として利用しているという実態にあると聞いております。

ここで何点か伺いますが、一つは現状の通学、通院、通勤など、駅近郊住宅の利用をどう認識して、どう利用者の声を反映させるかということでありませう。

二つ目としては、沿線自治体との共同歩調による取り組みが必要となってくるのではないかと考えますので、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 留萌本線に関する質問にお答え申し上げます。

JR留萌本線はご承知のように、ことし深川留萌間が開通をして100周年を迎えたわけでありまして、その記念イベントが去る11月23日、本市を含みます沿線の2市3町で構成する実行委員会が主催をいたしまして、文化交流ホールみ・らいで開催をされたところであります。そのイベントを通じまして、市民もまた私どもも改めて留萌本線が鉄道輸送機関として果たしている役割の大きさと重要さを再認識させられたところでもございます。100周年という大きな節目を迎えた留萌本線ではありますが、その利用実態、利用状況は沿線地域の過疎化の進行に加えまして、高規格道路深川留萌自動車道の幌糠インターまでの利用開始などによりまして、大きく変化をしてきております。JR北海道が行ったその調査によれば、JR北海道が発足をした昭和62年のときと平成20年の乗客数の比較を行ったところ、1列車当たりの平均乗車人数については、昭和62年が23人、平成20年は10人で6割の減少をしています。そして、駅間通過人数では、深川と沼田間の1日平均で、昭和62年当時は730人、平成20年に462人で、270人の

減。それから、沼田と留萌の間は、同じく300人が140人で、160人ほど減っております。そして、留萌と増毛の間は、同様に480人が、50人ということで430人の激減となっております。また、今現在の留萌本線全体の1日の利用者は、約550人でございますが、その6割に当たる340人は、深川と沼田間の利用者であり、特に通勤時間帯に利用者が集中すると聞いているところであります。ただ、このように利用者が大きく減少をしてきておりますけれども、特に沼田町からの通勤や通学で本市に通う方々や、また全線を通して利用されている方々もいらっしゃるという現状にあり、留萌本線は私どもの地域に欠かすことのできない大事な公共交通機関であると認識いたしております。そこで、こうした利用実態の声などをどういうふうに伝えているかということではありますが、JR北海道みずからも把握しておりますが、私どもも折に触れて意見交換などの機会には、こうした地域の声などを伝えていきたいと考えているところであります。

次に、この沿線自治体と共同歩調による取り組みについてでございます。留萌本線に関連いたしましては、観光的な利活用を図る観点から、平成11年度から18年度にかけて、北空知・南留萌広域観光連絡協議会が設置されていた経過がございますし、今般先ほど申し上げた留萌本線開通100周年記念事業を行うための実行委員会を組織して、その事業を担ったことから、この沿線自治体間の連携の下地は一定程度でき上がっていると認識いたしております。私どもは、留萌本線をどういうふうに扱うという話をJR北海道から聞いたことは一切ございませんけれども、仮にそういった話が浮上してきた場合には、必要に応じまして沿線の自治体間で連携を組んで、私どもの考えがしっかり伝わるように対応を図ってまいりたいと考えておりますので、議員のご理解とご協力を賜りたいと思っております。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） ただいまの問題については、この間の道の関係を含めた懇談会の中でも、沿線の自治体からJR北海道に対する心配なども出ておりましたし、自治体によって温度差はあるかと思っておりますけれども、何がしかのものがあるのだと私どもは受け取りますが、今後、鋭意努力していただきたいと思っております。

それでは次に、3番目の市勢振興、買い物弱者に

対する自治体の支援についてお伺いしてまいりたいと思います。国の一極集中、弱肉強食の政治による地方自治体の疲弊、限界集落の拡大、公共交通の衰退、追い討ちをかけるように、スーパーや小売店の不採算地区からの撤退、廃業等、地域に生活する市民、特に車の運転ができない高齢者の方や子供や主婦の皆さんには、目の前や近所から生活必需品、食料品を販売していたお店が消え、大変な不自由を強いられているわけです。さて、他市においては自治体の関連委託業者など数百種類の日用品、食料品を移動販売車によって、今、言いましたような不自由を強いられている地域に巡回販売するというので、この解消を図っているとお聞きしております。

ここで考え方をお聞きしますけれども、一つに、深川市として買い物弱者へどのような対策を持ち合わせているか。

二つは、移動販売車による地域巡回販売の方策についての所見を述べていただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 買い物弱者に対する支援についてお答え申し上げます。

初めに、1点目の深川市として買い物弱者への対策をどのように持ち合わせているかについてですが、人口の減少、郊外大型店の進出などによって地域の購買力の低下とともに、地元商店街が衰退し、歩ける範囲で生鮮食料品や日用品などの購入が困難になった、いわゆる買い物弱者が社会問題となっております。本市におきましても、音江地区及び多度志地区ではエコープが昨年3月末で撤退したことによって、数店の個人商店とコンビニエンスストアが営業しているのみという状況になりましたことから、本年1月に多度志地区の町内会長さんのご協力をいただき、生活必需品の購入状況調査を実施させていただいたところです。その結果、ホクレンショップによる宅配サービスや旭川の業者による移動販売サービスがそれぞれ週2回実施されているほか、地元商店の利用や親戚や知人、友人、またご近所同士の助け合いなどによって、調査時点ではほとんどの方が何らかの方法で買い物ができていることがわかったところでありますが、今後においても、地域内居住者の一層の高齢化が予測されますことから、買い物弱者の現状につきまして、引き続き注視していかなければならないものと考えております。

その対策としまして、ほかの自治体におきましては、地域内の空き店舗や駐車場などを活用した青空市、車両による移動販売のほか、買い物のための巡回バスの運行といったことや、最近ではインターネットでチラシを見て注文し、届けてもらうネットスーパーなどの新たなサービスもありますことから、これらの事例につきましても、十分参考にしたいと考えております。また、経済産業省におきましても買い物弱者の生活利便性を向上させる事業を支援する方向が示されてきておりますので、そうした事業の活用なども考慮しつつ、市内各地域の状況にも目配りをしながら今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、移動販売車による地域巡回販売を行うことについてであります。移動販売車による地域巡回販売は買い物弱者の救済手段の一つとして、また地域に憩いの場を提供する意味においても有効なものと考えますが、本市では大型スーパーの多くの店舗において、午後3時ごろまでに購入した商品は、夕方には自宅に届けてくれるといった配達サービスが円滑に機能しているようでありまして、高齢者の方を初め、多くの市民の方々が利用されており、ご自分の足でスーパーに出向き、豊富な商品の中から選択することができている方が多い現状では、移動販売車の需要は余り多くないものと推測されます。また、先日の新聞報道で岩見沢市で「出前スーパー好発進」との記事が掲載されておりましたが、このことは市内出身の社長さんが、ふるさとに対する地域貢献という観点で始められたもので、市の助成等はなく、採算面では非常に厳しいとお話を伺っております。このようなことから、深川市において移動販売車による地域巡回販売が継続的な取り組みとして定着するためには、一定の利用者が常に確保できる体制づくりが必要だと思いますので、大型スーパーを経営する小売業者の動向なども見きわめながら慎重に検討させていただきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 次に、4番目の医療、教育、福祉行政についてのインフルエンザの流行に対する備えについて伺います。

この冬も新型インフルエンザを含めて、もう既にその兆しを見せ、北海道においては浦河保健所管内の基準10.5人に続き、深川保健所が8.6人から9人台、これは11月第2週時点の数字でありますけれど



も、全道2位の状況でありました。小中学校においては、学級閉鎖等の対応をされているようですが、お子さんを育てる家庭、お年寄りの家庭は特に心配を払拭できない不安を抱える状況となっています。昨年のご承知のように、豚から発症した、いわゆる新型インフルエンザ、今現在、潜伏、沈黙化ということでもありますけれども、ことしは鳥からのものが顕著であるとされています。しかも、これらのウイルスは、感染力が非常に強いということで、罹患者の重症化が心配されているということだと思えます。厚生労働省は昨年の世界的パンデミックの経験から、既に7,000万人分のワクチンを備蓄していると伝えております。したがって、それぞれの自治体においては、ワクチン接種等を含めた予防の指導を行政の立場でしっかりと進めるということから、何点か確認をしたいと思えます。

一つは、既に深川保健所管内では一部小中学校の学級閉鎖等の対応を迫られているのだと聞きます。市内の小中学校の状況はどのようになっているか。

二つ、市民への注意啓発を早期に実施すべきと考えますが、もう既にやっていると思えますけれども、進捗を教えていただきたい。

三つ、予防ワクチンは、A香港型、新型、B型の3価ワクチンとして準備されていると聞きますけれども、深川市の在庫及びこれからの在庫予定はどうか聞きたいと思えます。

四つ目としては、予防ワクチン接種者に対する深川市の補助のあり方、今までも補助はあるのですけれども、変更等を含めてお知らせいただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） インフルエンザの流行に関する備えの1点目、学級閉鎖などの深川市内の小中学校の状況と対応について、お答えを申し上げます。

昨年の新型インフルエンザ等の大流行もありまして、市内の小中学校では、児童生徒に対してインフルエンザを含めて、本年度は早い時期から感染予防等の指導に努めてきております。現在までの学級等の閉鎖状況といたしましては、深川小学校の3学年で、10月28日から11月3日までの学年閉鎖を、また同じく同校でございますけれども、2学年と6学年でも11月3日から7日まで、それぞれ学年閉鎖を行

いましたが、それ以降につきましては学級閉鎖はございません。しかし、これから厳冬期を迎えまして、道内で検出されているA香港型の季節性のインフルエンザの流行や新型インフルエンザなどの新たな流行も考えられますことから、今後もインフルエンザの発生状況に留意するとともに、引き続き、うがい、手洗いの励行や十分な睡眠時間の確保と栄養の摂取など、各家庭と連携をとりながら、感染予防をしてみたいと考えております。

○議長（北本清美君） 通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 私から質問の2点目から4点目までお答えいたします。

まず、2点目のインフルエンザの市民への注意啓発の状況についてであります。本年のインフルエンザ接種について、国の新たな基本方針が出された7月以降、その方針に従い、市の実施要領を定め、本市における接種の取り組み内容を広く、広報ふかがわ10月号とホームページに掲載するとともに、市内公共施設及び市内指定医療機関にポスターを掲示し、同ワクチン接種の勧奨を行ったところであります。あわせて、北海道の感染状況を踏まえ、広報ふかがわ11月号及びホームページにうがい、手洗い、咳エチケットなど、インフルエンザの予防について掲載し、注意喚起を行ったところであります。

次に3点目、市内医療機関におけるワクチンの在庫状況についてであります。深川保健所管内で感染症の発生動向の調査指定機関となっている三つの医療機関に確認しましたところ、いずれも量的に確保され、接種も円滑に行われていることを確認したところであり、今後も医療機関の間でワクチンの偏在が生じないよう、深川保健所との連携の中で、在庫状況の情報収集を行いながら、インフルエンザ接種事業を取り進めたいと考えております。

次に4点目、本市におけるワクチン接種費用に対する助成についてであります。生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する市民に対しては、接種を行った方全員に対して全額助成を行うこととしており、また課税世帯に属する市民のうち65歳以上の高齢者に対しては半額の助成を、さらに本年度は13歳未満の子供に対しても2回接種することによる経済的負担の軽減のため、新たに半額の助成を行うこととしたところであります。なお、新たなインフルエンザワクチン接種事業に対する経費については、本議会で補正予算案を提出し、12月3日の本会議にて

可決をいただいたところであります。本年度のインフルエンザワクチンは、季節性インフルエンザワクチンと新型インフルエンザワクチンを混合した3種類のワクチンとなっており、11月に入ってから、季節性のA香港型が流行してきており、特に13歳未満の子供、65歳以上の高齢者及び基礎疾患のある方などが罹患すると重症化するおそれがあることから、今後におきましても、市内の感染状況に注視し、広報等による予防を適宜呼びかけてまいりたいと考えています。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） インフルエンザの関係につきましては、私たちとしても、大過なく、この冬を越えればいいと思うわけであります。

最後になりますけれども、建設行政について伺います。深川市街条番の道路、ご承知のように、碁盤の目になっているわけでありまして、そのような状態にもかかわらず、この市道整備がおくれている箇所がある。拡幅等の整備を行う考えについてお伺いしたいと思います。

一つには、2条と3条の13番と14番の間、7条の13番と14番の間、公園通線から石狩川の堤防のほうになりますけれども、8条の14番と15番の間。この道路及び道路用地について、既に条番が碁盤状でありながら、狭隘路線であるということです。その道路用地の中には、図面上といいますか、現地も土地の分割などにおいて、道路用地らしき幅をとっているが、しかし地主の違いでその用地境界に生け垣があるとところもあるわけです。私たちも条番を通るときに、非常に遠回りをしなければならないということで不便を感じるものでありますから、過去の経過としては、地籍等の問題も含めて、この所管の努力ということが当然としてあったのだらうと思いますけれども、地主との交渉も粘り強く、あきらめずにやっていただきたい。また、例えば建物の部分での地主などとの話し合いで、拡幅がどうしてもかなわないというのであれば、一定の条件などがあるでしょうけれども、暫定的に簡易舗装等の対応なども工夫はできないものか。先ほど言いましたように、2条と3条の間は、2条側のところについては、既に狭いですけれども、地元の人たちの要望で、市道に昇格させているということでもあります。簡易舗装という状態でありまして、そういったところもいまま少し改善、改修を望めないものかということ

であります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 道路整備について3点質問がございますので、順次お答え申し上げます。

1点目の2条と3条、13番と14番の間の道路の拡幅改修についてであります。まず2条の13番と14番の道路は市道東大町線でございます。市道東大町線は、延長76.36メートル、敷地幅5.45メートル、舗装幅4.5メートルでありまして、平成16年12月の市議会定例会におきまして、市道認定の議決を賜り、17年1月7日に供用を開始しており、舗装につきましては、私道の時に平成10年度の深川市道路整備事業助成により実施をしております。次に、3条の13番、14番の道路につきましては、私道でありますので、整備となりますと、市道認定事務取扱要領に基づく市道認定が必要となりますが、用地幅につきましては、5.45メートルございまして、拡幅困難な私道としての市道認定基準を満たしておりますが、道路敷地内に支障となる物件等があるほか、屋根雪が道路敷地内に落雪する危険性も見受けられますし、また土地所有者、沿線の住民の方の土地利用の考え方も調査しなければなりませんし、市道認定できる条件整備を整えるには時間を要しますことから、現状を踏まえますと、直ちに市道として拡幅整備は困難と判断しているところでございます。次に、2点目の7条、13番と14番の間の道路の拡幅改修についてであります。ここについても私道でございます。私道の整備につきましては、先ほど1点目で申し上げましたように、市道認定が必要となりますが、用地幅につきましては、市道寺前通線から約25メートルの区間が5.4メートルと基準を満たしておりますが、以降、市道公園通線までの約55メートルの区間が3.58メートルと基準を満たしておりませんので、少なくとも1.82メートルの用地提供が必要となり、市道として拡幅整備は困難と判断しているところでございます。しかし、1点目と2点目の私道が整備されますと、市道蓬萊通線から市道公園通線まで南北に連続的に市道となりますことから、今後、系統的な道路網の整備の研究課題といたしたいと考えております。次に、3点目の8条、14番と15番の間の道路の取り付けの考えについてであります。市道公園通線からの道路の取り付けにつきましては、用

地幅が10.91メートルとなっておりますが、現状、事業所及び沿線住民の駐車場として利用されており、また市道末広旭区線からの道路の取りつけにつきましても、用地幅が10.91メートルで隅切りも確保されておりますが、沿線住民の駐車場として利用されており、地権者の境には生け垣が配置されております。この区間の市道認定につきましては、生け垣が支障となりますが、土地所有者の考えや地域住民の要望状況及び道路網の整備状況を考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） ただいまの件ですけれども、今すぐに早急な対応ということには当然ならないと思います。いろいろな事例から見て、およそ想像がつくわけですけれども、少し中長期により時間をかけて、そういう方向に進んでいただきたい。一步下がってこういうお話もしておきますので、先ほど検討努力をしていくということでもありますけれども、その辺の意を十分にくんでいただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 再質問をいただきまして、もう少し中長期的に検討願いたいということでございますけれども、そのことを含めまして、今後、一生懸命努力してまいりたいと思います。

○議長（北本清美君） 太田議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北本清美君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、あすは午前10時から開議します。

（午後 3時02分 延会）



平成22年第4回定例会

平成22年12月7日（火曜日）

平成22年 第4回

深川市議会定例会会議録 (第3号)

平成22年12月7日(火曜日)

午前10時00分 開議

午後 4時10分 散会

---

○議事日程(第3号)

日程第 1 一般質問

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 第4回定例会3日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 一般質問を行います。

初めに、長野議員。

〔長野議員、質問席へ〕

○4番(長野 勉君) 一般質問も本日が最終日ということでございますけれども、前段2日間の一般質問の中で、それぞれの議員が多くの課題の質問をされました。私からも、7番目でございますけれども、若干触れる部分もあろうかと思いますが、一般質問をさせていただきたいと思っております。

地域主権を唱えて政権交代を果たした民主党政権は、先般、唐突にTPPへの交渉へと大きくかじを切り、先月のAPECの横浜会議で積極的に推進の姿勢を公言した菅総理の姿に、今、農家の皆さんは裏切られたという思いで、その批判でもちきりであります。今度は、1票の権利でその怒りを示すとの言葉が常に聞かれます。地方を崩壊させる協定が本当に実行されるとしたら、山下市長のブログにも書き込まれているように、愚策の最たるものであります。山下市長におかれましては、市長として折に触れての内外での主張を期待するものであります。通告に従い一般質問を行います。

1番目のパートナーシップ協定につきましては、昨日の渡辺議員への答弁がされておりますので理解をし、割愛をいたします。

次に、農業行政のことしの農畜産物の販売額と農家経済について質問をいたします。

昨日までの質問の中でも若干触れられておりましたけれども、定例会初日の市長の行政報告にもございましたように、ことしの農畜産物は春先の低温、一転して6月からの真夏並みの高温、7月には長雨によりすべての作物が生育不良となり、品質、収量ともに低下いたしました。また、畜産にありましては、乳牛は暑さによって乳量が低下、その後、秋以

降においても乳量が回復しない乳牛が廃牛として安く肉用として市場に流れ、肉質相場の下落の一因ともなっております。また、基幹作物の米におきましては、全道でも最低の作況が、北空知は平年を94トン下回り、さらに高温障害の特徴であります腹白、心白米が多発し、1等検品位の米を全量出荷するために色彩選別機を通すことにより、さらに1割近くの収量が減少し、実際に売れるお米の収量がさらに少なくなっている現状であります。また、価格は、かつてなかった低米価であり、米本体の買い渡し金は、近年にない安い価格で1俵60キロ当たり9,000円であります。この暴落の大きな原因は、需給バランスの崩れであり、これらを誘引した無策の結果ともいえます。私は第3回定例会の質問でも申し上げましたけれども、昨年の秋、戸別所得補償モデル事業の政策発表の折に当時の赤松農水大臣は、この制度により需給は締め、過剰作付も減ると公言されておりました。現在、需給は緩みっ放しで、出口対策を放置したツケは大きなものがあります。先日、10月の米の相対取引価格が農水省から発表されました。きさら397で前年比1俵2,200円マイナスの1万1,800円でありました。これらから流通経費2,000円程度を差し引いて、農家の手取り価格になります。また、先日、道農政事務所から2009年産の米の生産費が発表されましたが、全算入生産費は1俵1万4,152円で、労働費分を算入しなくても1万円以上の直接経費がかかっております。生活するための労働費も償えない米価水準であります。何が原因なのか、天災ばかりではなく、政策のツケが農家経済にも大きく影を落としている状況であります。また、米ばかりではなく、畑作、果樹なども同様に収量、品質、価格とまさに三重苦の状況にあります。これらの状況を行政としてどうとらえておられるのか、2点にわたりお尋ねいたします。

1点目には、高温多雨による影響と減収の実態について。

2点目には、品質、収量、価格の低下による農家経済の実態についてお伺いいたします。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

山下市長。

○市長(山下貴史君) ことしの農畜産物の販売額と農家経済について2点質問をいただきましたので、答弁を申し上げたいと思っております。

初めに、高温多雨による作柄への影響と減収の実

態についてということでございますが、今定例市議会の冒頭の行政報告でも申し上げましたが、ことしの農作物の作柄は、春先の低温、6月以降の記録的な高温、7月から8月にかけて雨が多かったといったことなど一連の気象状況の影響を受けまして、大変残念ながら総じて平年を下回る結果に終わったところでございます。その概況について、一部繰り返しのようになりますが申し上げますと、米につきましては、6月の高温と7月中旬以降の日照不足、また多雨などの影響により、10%強の収量減が見込まれておりますし、また良質米の目安といわれる低たんぱく米の割合も0.9%となりまして、昨年を下回る見込みとなっております。小麦につきましては、6月の高温などの影響で、これはもう結果が出ているようではありますが15%程度の収量減となっており、登熟期間の異常短縮などによりまして、子実の肥大が十分に進まなかったことから規格外が非常にふえているということでございます。大豆については、8月の高温、多雨などの影響により20%程度の収量減が見込まれておりまして、収穫期の曇天などによる、いわゆる汚粒や害虫による食害によりまして、3等の割合が多い状況が見込まれているということでございます。ソバも、7月中旬以降の高温多雨などの影響によりまして、20%程度の収量減となっていることに加えて品質も平年を下回るということのようでございます。また、野菜については、ナガイモなど一部の品目では品質にばらつきはあるものの、収量そのものはそれほど影響がなかったということでございますが、それ以外の品目につきましてはやはり高温などの影響によりまして、10%から30%程度の収量減、また品質の低下も見られるということでございます。花卉につきましても、やはり7月以降の高温などにより、生育や品質にも影響を受けまして、10%ほどの収量減が見込まれております。総じて本当に残念な結果ではありますが、以上がことしの農作物にかかる気象変動等の影響とその減収の状況についての報告でございます。

次に、2点目の農家経済の実態についてでございますが、これは、いろいろなデータを12月1日現在で本市が試算いたしました平年と比べた場合の減収額ということでございますが、この減収額が、農作物全体でおよそ9億9,000万円に上るということになっておりまして、主な作物別では水稻が6億5,000万円ほど、そして野菜が1億4,000万円ほどの

減収という結果になっております。これはあくまでも試算でございますけれども、そういう数字が出ております。ことしの被害は、作物や品種の違いによりまして、収量だけではなくて品質にも大きな差が生じておりますことから、個々の農家によりましては収益が大きく低下しているケースもあろうかと思われまして、最近における米価の低落の影響もありまして、総じて本年度の農家経済は厳しい状況にあると認識いたしております。なお、農業生産外の収入として、米の戸別所得補償モデル対策の定額部分の金額が約9億900万円でございます。それから、いわゆる転作への助成金である水田利活用自給力向上事業交付金は総額8億700万円でございますが、これらの金額につきましては、既に個々の農家への支払いが完了いたしております。また、今後は年末から来年3月にかけて、被害を受けた農家に対する農業共済金の支払いが行われることとなりますほか、米の戸別所得補償モデル対策のいわゆる変動部分と言われる部分についても、来年1月までの米価の状況に応じまして一定額の支払いが行われることになるものと思われまして、本市といたしましては、こうした厳しい農家経済の現状を踏まえまして、必要に応じてきたそらち農協などとよく連絡を取り合いながら、北海道などに対しまして、例えば実効性のある金融対策の実施といったものを求めていくことを含めて、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○4番（長野 勉君） それでは次に、市勢振興の広域行政についてお尋ねいたします。

平成の大合併の時期も過ぎまして、今は合併論議も余り声高に語られることはなくなりました。まだ期が熟していないと思っておられるのが現状なのだろうと思います。しかし、それぞれの自治体が財政的に逼迫している現状の中では、施策の広域的な処理はこれまで以上に必要な時代になってきたと感じるものであります。効率的で効果的な行政執行は、本市の場合、北空知の各町との連携強化が必須であります。それぞれの自治体が、すべての施設や制度を自前でそろえる時代ではなくなりました。それぞれが整備したものを利用し合い、協力し合い、これまでのような合併ありきの論議ではなく、従来の枠組みを超えてより連携のしやすさを求め、深川市、北空知から発信して連携のあり方を深めていくこと

が重要と考える次第であります。従来の法令制度に不都合があれば進んで主張し、障害を取り除き、ぜひ新たな発想で自立権の確立に努力をしてほしいと考える次第であります。

そこで何点かお伺いいたしますが、1点目に行政の現状と課題についてお伺いをいたします。

2点目には、基本的な考え方について。

3点目には、具体的に広域行政の取り組みについて。以上3点、お尋ねいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 広域行政について3点の質問をいただきましたが、関連がありますので、一括してお答えいたします。

広域行政については、国において昭和40年代前半の高度経済成長の中で、モータリゼーションや日常生活圏域の広域化を背景に、都市及び周辺地域を一体とした地域の振興整備を進めるため、広域行政圏施策が進められ、本市においても深川地区消防組合を初めとした一部事務組合、中・北空知廃棄物処理広域連合によります共同処理や北空知圏振興協議会による圏域での施策の推進等を行っているところであります。一方、広域行政は、市町村間の調整に時間を要すること、財源や人員の確保の問題など制度そのものに対する課題点もあるものと認識しているところでございます。

これらを踏まえまして、広域行政に対する基本的な考え方でございますが、国におきましては、広域行政圏施策を平成21年度に見直しを行っておりまして、圏域の広域行政圏計画の策定を廃止し、今後の広域連携については地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議による取り組みが行われることを適当としたところでございます。また、地方自治法上の共同処理の諸方式についても、自主的に選択して活用することとなりまして、さらに地域活性化の取り組みとして定住自立圏構想を推進しているところであります。本市においては、定住自立圏構想における中心市の人口要件を満たせていないということもございまして、中心市要件の緩和を求めているところでもございます。いずれいたしましても、広域行政につきましても、国の基本的な考え方に沿った中で対応してまいりたいと考えてございます。

現在、広域行政の取り組みに当たっては、今定例会でも提案させていただいております学校給食に関

する事務の受託のほか、北空知圏振興協議会において検討を行っている事業もありますが、さらに共同処理することにより高度なサービスが提供可能となることや事務の効率化が図れること、さらに財政面などそのメリットを生かせるものについては、広域連携について関係市町村と積極的に協議を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○4番（長野 勉君） 次に、市勢振興の市民との協働についてお伺いいたします。

本市を取り巻く環境は、どこのまちとも同じく地域産業の低迷、少子高齢化の進む社会構造、財政の厳しさ、人口減など、深刻な課題が山積しております。このような中でも、市民の皆さんは、毎日を生懸命に働き生活の向上に向かって努力をされております。そのような中で、行政は常に仕組みを検証しながら効率と効果を求め、不透明な時代におけるまちづくりに将来を見据えた取り組みが必要と考えます。特に、協働という言葉は、今、本市のあらゆる場面で使われ、市民との協働、地域との協働、それを使うことで何かが実現するかのごとく便利な言葉となっております。市民への負担増にも協働、会議を開けば協働の推進といったぐあい、それが何を意味し、どう具体化するかが大切であります。かつて地域福祉計画でも多く使われた本市の協働も、若干色あせてきました。本市の行政の押しつけではなく、目標への認識もしっかり共有することが、一番大切であります。隣のまちでは、人口減に対する目標を掲げ、官民挙げてのプロジェクトを立ち上げ、住民意識の向上に取り組み始めたところと聞かれます。今後、本市でも総合計画など多くの計画立案に向かって、論議は市民との認識の共有が一番の原点であり、真に協働の意味を再確認する機会として期待するものであります。また、行政の体制としても、現在は企画課を中心として町内会やコミュニティ活動などの市民活動の多くを担っていますが、平成20年から庁舎2階に来訪する町内会長さんからは、今でも不評であります。また、社会教育の面でも、コミュニティ活動も公民館活動も同様の活動をするにもかかわらず、所管が分かれています。今日まで深川市は、公民館のコミセン化を積極的に進めてきました。最近でも文西分館が文西コミセンとして生まれ変わり、教育委員会から企画課へと所管も変更になりました。役所機構が頻りに変わること



は、行政をわかりにくくすることとなり、高齢化の時代を迎える中、市民の皆さんに不便を強いることともなります。行政サービスは、常に行政側の都合ではなく市民目線に立った窓口対応でなければならぬと考えます。そこで、2点お伺いいたします。

1点目には、市民との協働について、市政に反映するための考え方、取り組みについてお伺いいたします。

2点目には、行政として協働を進めるために現行の体制はどうか。検証はされているのか。今後の課題を考えると、一所管で多くを抱え過ぎていないかお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 市民との協働についてお答えいたします。

本市が目指す協働とは、市民と行政が地域の課題に対し、ともに考え協力しながら取り組み、その取り組みをできる限り多くの施策に広げていくことだと考えております。それには、お互いをよきパートナーとして対等な立場に立ち、それぞれの持つ特性を生かしながら課題の改善や解決に当たることが大切だと考えているところでございます。これまでの具体的な取り組みにつきましては、市内5地区それぞれの町内会や市民活動団体と行政が連携し、防災教室や防災訓練の実施、小地域ネットワーク活動、高齢者世帯の安否確認など多くの活動が行われてきているところでございます。また、市におきましては、平成18年7月に設置いたしました協働のまちづくり推進市民協議会で協議を行いながら、20年度から市民との協働のまちづくり推進のため、協働のまちづくり活動支援事業を開始するとともに、21年度から深川市備品貸し出し事業及び深川市公用車貸し出し事業を実施したところでございます。また、本年9月に第2次の協働のまちづくり推進市民協議会から提出いただきました検討結果報告書において、協議会としても共同で取り組む具体的事業の拾い出しを行い、積極的に働きかける役割を担うとされたところであります。市といたしましても、市民との協働の取り組みを一層図るべく、間もなく発足いたします第3次の市民協議会とも十分連携を図りながら、共同で取り組む具体的な事業の抽出の検討を進め、これからの本市における協働のまちづくりが着実に進展するよう鋭意努めてまいりたいと考えてございま

す。

次に、2点目の行政の体制についてであります。平成20年4月の組織機構改革によりまして、企画課協働推進係において市民との協働に関する事務として、行政連絡員事務、交通安全、防犯、コミュニティなど、特に町内会組織の方々がかわる事業を集約いたしまして、市民の皆さんとの協働推進に向けての体制強化を図ったところであります。協働推進係は、現在の業務を担うようになってからようやく3年を経過しようとしているところでありますが、この3年の間においても、さまざまな業務について制度改正等を行ってまいりましたし、来年度に向けても、第3次の協働のまちづくり推進市民協議会発足による具体的な市民協働推進等を図ることとしております。議員からご指摘がありましたように、企画課は庁舎の2階に配置されているということから、関係する皆さんには2階にお越しいただくということになるわけでございますし、協働推進係は先ほど申し上げましたように非常に多くの分野の業務を集約して担っているということで、現実といたしましてご不便をおかけしている点もあるかと存じますが、今後とも関係部署とも十分に連携を図る中で、今回いただきましたご意見について参考とさせていただきますながら、よりよい形にできるように努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○4番（長野 勉君） 答弁いただきましたけれども、1点だけ再質問させていただきます。

企画の担当の皆さん方は、市民活動や社会教育まで幅広く担当されて、今後、総合計画等、大きな課題も抱える中で、多分それらも担当されるのだろうと推測をするところでありますけれども、やはり行政の体制につきましては、常に検討検証されるべきだと思います。大幅な機構改革でなくても、随時、その年その年の時代の流れを検証されるべきだとは考えますけれども、答弁いただいたように、所管との連携という言葉はよく答弁いただきます。現実には市民の皆さんからは、縦割りの対応しかしていただけないというのがほとんどの方のお話でございます。やはり一部署で、多くの課題を抱えることは、結果として市民の皆さんに迷惑をかけることとなるのではないかと非常に危惧をするところでございます。協働の推進も多くの会議を開いて、それぞれお取り組みいただいていると理解はしますけれども、

少し総花的になってないか。やはり具体的に市民の皆さんが「ああ、これをやっているな」と思われるようなテーマの一つでも大きく掲げて、市民の皆さんと一緒に取り組むようなことも検討していただきたいと思うわけでありますので、いま一度その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問にお答えいたします。

今、縦割りというご指摘もいただきました。そうならないように私もも努力をしてくれているつもりですが、現実としてなかなかスムーズに進んでいない部分はないと言い切れなと思います。ご指摘については十分に受けとめながら、例えば公民館とコミセンの関係は教育委員会と企画課ということになりますけれども、さらにぬくもりの里等については企画課と農政課という形で、常に連携をしながら物事を進めるということを第一に考えてきているつもりでございますが、なかなかそれについても仕組みとしてどうなのかということ、前段の質問にございましたように、その体制については常にどうあるべきかということを時代の流れを受けて見直しておくべきだというご指摘もいただきましたので、これらを含めて今後のさまざまな見直しの中で、どのような検証ができるか努めていきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○4番（長野 勉君） 答弁いただきましたので、ぜひいろいろな形で検討、模索をしていただきたいと思います。

次に、農地行政についてお尋ねいたします。

日ごろから、農業委員の皆さん方には、農業行政、特に農地行政には多くの時間と労力を費やす形の中でご努力いただいておりますことに敬意を申し上げます。昨年12月、農地法の改正法が施行され、一般の企業でも生産法人を設立せずに農地を借りて農業への参入が可能となりました。さらに農地を取得できる農業生産法人の出資制限も見直すなど、参入要件は大幅に緩和いたしました。道庁の発表によりますと、ことし道内で農業に参入した企業は9月末で154社となり、前年に比べ7%の増加とのことであります。また一方では、この改正農地法は新たな課題も発生していると仄聞するところ

であります。先日、14日のAPEC首脳会議後の記者会見や、16日の衆議院本会議におきまして、菅総理は農地法の改正と参入要件の緩和に言及いたしました。農業従事者の平均年齢が65.8歳に上がったということの原因は、若い人が農業に参入したくても新規参入できないとの指摘でありました。農業従事者の高齢化の大きな原因は、労働の割には所得が低いということにより、敬遠して担い手が不足していることであります。昨年末に国会で可決されたばかりの農地法が、原因として言及されたことは間違った認識であり、総理としての資質を疑うものであります。TPPに前のめりする余り、企業参入後に起こる問題点を直視せず、無秩序な規制緩和は結果として、虫食い状態の荒廃地を生み出すということになりかねません。また、農業委員会の委員構成やあり方についても言及されており、TPP参加を視野に入れた条件整備のように感じられます。そこで、3点お伺いいたします。

1点目に、昨年12月に改正された農地法の課題についてお尋ねいたします。

2点目には、さらなる農地法の改正の動向についてもお尋ねいたします。

3点目には、農業委員会のあり方についても指摘がされておりますけれども、農業委員会会長としてどのように受けとめ、反論されるおつもりか所見を求めたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

河合農業委員会会長。

○農業委員会会長（河合義則君） 農地行政について、3点にわたり質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

昨年12月に施行された改正農地法は、所有から利用へという根本的な目的の見直しを前提とし、適正かつ効率的な利用を明確化し、農地の権利移譲、権利移動規制を緩和することにより、農業生産法人以外の法人が農地を借りることができるようになり、また一方では農地転用規制については厳格化されました。さらに、耕作地の所有制限、標準小作料などの廃止、農業生産法人要件の見直し、遊休農地対策、農地の相続等の届出制度の創設などが新たに規定となりました。そこで、改正農地法の課題といたしましては、全国の一般的な農業を念頭に改正されていることから、北海道、ひいては深川市の実態に合わない部分もあることは事実であります。平成20年第

4 回定例会において、長野議員の農地改革プランに対する質問に対し、集団性要件である面積の引き下げは、植林転用ができなくなるのではと危惧している旨お答えをいたしております。まさにそのとおり結果となり、原則転用を不許可とする農地を判断する集団性面積基準が20ヘクタールから10ヘクタールへ引き下げられ、広大な北海道の農地は、そのほとんどがその対象となったところであります。これまで、中山間の礫が多く耕作に適さない農地は、農地の有効利用と温暖化防止の観点から植林転用に期待をしてきましたが、改正後の許可は非常に困難となっております。集団性については、地域性を加味した判断基準を採用すべきで、地域実態を考慮した法体系になればと考えております。

次に、さらなる改正動向についてであります。菅総理は、先月の衆議院本会議において、自由に障壁なく農業に参加できるよう法体系のあり方を見直す必要があると述べましたが、安易な規制緩和は投機的農地取得や企業の倒産、撤退後の農地の処分、外国資本による農地の買い占めなど、不安要素が非常に多いものと考えております。改正農地法は、昨年12月に施行されたばかりであり、当時、野党である民主党の意見を大幅に取り入れ、政府案を修正したものであります。昨年の農地法改正を受け、現場では新制度の運用に誤りのないように対応してきた矢先に、総理みずからこのような発言があることについて驚きを隠せないものであります。

3 点目の農業委員会のあり方についてですが、経済界を初め各団体等からそれぞれの提案等も出されていることも承知しております。一部では、農業委員みずから無断転用や不正転用などが報じられる中、全国すべての農業委員会が組織として完全に機能しているとは言えない状況があるのも事実であります。しかし、多くの農業委員会は農地法を遵守し、農地を守り、農業者を守るために積極的に活動しております。今後も農地の権利移動に関しては、耕作者の代表として農業委員会の必要性は極めて高いものと考えております。どんな分野の団体においても、時代に合わせた改革は必要であると思います。農業委員会もその例外ではありませんが、これまで果たしてきた役割をきちんと認識していただきたいと思っております。経済連携協定であるEPAあるいはTPP等を考慮したこれからの日本の農業のあるべき姿、ビジョンを見据えた上で、新たな方策を検討す

べきであります。全国的に高齢化、後継者不足、耕作放棄地、貿易問題など、課題は山積いたしておりますが、農業政策は食料自給率、食料安全保障を含めた全体の中で議論していく課題であり、全体のビジョンが示された中で農業委員会はどうかあるべきか検討されるべきものであると思っております。まず、国が日本の農業はどうかあるべきか、全体ビジョンを示した中で、農業者、農業団体が将来の計画を立てて一丸となって取り組む課題であろうと考えております。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○4番（長野 勉君） 最後に、汚泥の有効活用と処理についてお尋ねいたします。

下水汚泥につきましては、産業廃棄物として扱われ、処理方法も民間施設による焼却、埋め立て処分がされております。道内各地では、さまざまな形で有効活用に取り組みされており、下水道事業の経費削減の一助となり、まさに一石二鳥の取り組みであります。本市では、平成19年ごろから汚泥の堆肥化による有効活用の協議が畜産農家とされてきたと仄聞するところであります。予算審査の中でも若干の説明もございましたけれども、事業への取り組みが当初の予定よりおこなわれていることから、受け入れ農家の皆さんから指摘もございますので、3点にわたりお尋ねいたします。

1 点目には、下水汚泥の処理の現状について。

2 点目には、有効活用の方法について、他町の事例などもお知らせいただきたいと思っております。

3 点目には、今後の取り組み計画と効果についてお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 下水汚泥の有効活用の処理について、3点の質問がございましたので、順次お答え申し上げます。

初めに、1 点目の下水汚泥の処理の現状についてであります。家庭や事業所などから排出される汚水は、汚水管を経由して下水処理場に集められ、処理場内の施設で汚水を浄化し河川に放流しているところでございます。下水汚泥は、処理場内で汚水を浄化する過程において、微生物が汚水中の有機物を分解後、沈殿したものでありまして、処理場から発生する汚泥量は年間約1,100トンありますが、その処理につきましては、下水汚泥が産業廃棄物とな

りますことから、民間業者に委託し焼却埋め立て処分を行っており、1トン当たりの処理費用は、1万8,900円で年間約2,000万円の経費がかかっている現状でございます。

次に、2点目の有効活用についてであります。汚泥には、窒素、燐酸、カリなど多くの有機物を含んでいますことから、道内でも、近隣では岩見沢市、奈井江町、沼田町など下水汚泥を緑農地の肥料として有効活用を図っている自治体もあり、また視察しました帯広方面の清水町では、下水汚泥の熱による発酵を促進させるため、パーク剤を副資材として加え、牧草地の堆肥として有効活用されているところでございます。本市につきましても、市内農業者の方より汚泥を肥料として利用したいとの申し出があり、平成20年度に国の汚泥肥料登録を市が取得し、さらに肥料として汚泥を再利用する場合、利用者は都道府県知事の個別指定許可が必要となりますことから、再利用する農業者で組織する利用組合に道の個別指定許可を取得していただき、21年度より汚泥の一部を堆肥化し肥料としての有効活用を図ってきたところでございます。

次に、3点目の今後の取り組みと効果についてであります。市といたしましては、資源の有効利用と汚泥処理費の軽減を図るためには、下水処理場で発生する汚泥全量を肥料として利用できるよう、国の補助メニューを活用して堆肥化施設の設備建設を計画しており、本年度は、国、道に対し深川処理区と音江処理区の公共下水道の認可変更申請とあわせて、納内地区と多度志地区の農業集落排水処理場から出る下水汚泥も肥料として有効利用できるよう手続を進めているところでございます。今後につきましては、汚泥肥料利用組合と十分協議しながら、次年度以降調査設計を行い、その後、音江堆肥化施設の整備取り組みを予定しておりますが、この施設整備によりまして堆肥化施設の維持管理費用が必要となりますが、現在、廃棄物として処理している汚泥処理費用の削減と資源の有効活用につながるという効果があるものと考えております。

○議長（北本清美君） 以上で長野議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、東出議員

〔東出議員、質問席へ〕

○13番（東出治通君） 昨年の第4回定例会で筑紫哲也氏の最後の多事総論から、「論も愉し」という話をさせていただき、最近議論が浅くなっていますか、そんな話をさせていただきました。近年、テレビ各局、大新聞各紙など、マスコミが議論や政策ではなく政治家のエラーを繰り返し放送し、政治を冷笑するシニシズムが蔓延してきております。その現象は国政にとどまらず、地方政治にまで影響を与えようとしております。結果として、その延長線上に過激な言葉を発し、だれかをバッシングすることで熱狂をおおる画一的な報道が続き、そこに大衆迎合主義を生み出しております。このことは、政権支持率の乱高下を招き、昨年の政権交代にとっては、最大の立役者と思われるかもしれません。マスコミによる世論誘導の危険性を少なからず感じるものであります。国民が熱狂とバッシングに浮かれる構図は戦前の状況に似ている。そんなふうには評する方もおられます。ここに、厚生労働省の元局長、現内閣府政策統括官、村木厚子さんから私の手元にいただいた礼状がございます。彼女は、深川とも縁のある方でございます。前段は省略して後段の一部について、ご紹介をさせていただきたいと思っております。「議員案件であれば何でもやるという検察ストーリーがマスコミに流されたとき、多くの人がそれを信じたという現象を真摯に受けとめ、公務の信用性をどう高めるかも考え、これから働き続けていきたいと思っております。また、私の事件を担当した主任検事、さらには特捜部長や副部長の逮捕という事実も踏まえ、今回の検察の捜査のあり方に対する検証にどうかかわっていくかという問題も残されました。そういった意味では、事件がすべて終わったというわけではありませんが、ずっと待ち焦がれた普通に暮らし、普通に働くという生活を大切にしていきたいと思っております。早くテレビや新聞から自分の顔や名前を見なくて済むようになりたいというのが実感です。村木被告から村木さんに呼び名が変わったのはいいのですが、どうしてこうもマスコミは極端に振れるのでしょうか。」以上が礼状の一部でございます。私からの個人的な言及は避けておきますが、地方議会

においてもこれらのことに警鐘を鳴らす必要性を感じ、申し上げました。以下、通告に従い、質問に入ります。

さて、定例会議終了後、この19日に市長選の告示を迎えようとしております。4年前、選挙戦を戦った者として、当然、考え方や手法に差異はありますけれども、自身が目指されてきた国政参画から身を転じ、なれない地方行政の中で4年間市政の先頭に立ってこられた山下市長に敬意を表して質問に入ります。

質問の1番目、国際交流についてであります。ことしの8月、姉妹都市カナダ・アボツフォード市から公式訪問団として、ピアリー市長ご夫妻を初め6人のメンバーが深川市を訪問されました。ピアリー市長にとっては、初めての深川訪問であり、2年前の深川市からの公式訪問団がアボツフォード市を訪れたときは就任前で、山下市長とも今回が初対面であったのかと推測するところです。メンバーの顔ぶれを見ると、フラベル姉妹都市委員会会長ご夫妻、ランジ姉妹都市委員、デイビスアボツフォード市スタッフの6人で、今回の訪問では、姉妹都市の今後の交流のあり方を考慮に入れた構成となっており、訪問団が形成されたのではないかと思います。山下市長は、これまでの議会議論の中で、これまで築かれてきた両市の関係を踏まえ姉妹都市交流を続ける意思を明確に示されておられます。市長自身も2年前にアボツフォード市を訪れ、今回、公式訪問を受ける中でも一定の考えを持たれて、今後の交流のあり方についての協議がなされたものと思います。私も歓迎夕食会の席上でフラベル会長と今後の交流について、若干のお話をさせていただきました。フラベル氏からは明確な考え方は示されませんでした。両市間でよく協議をすることの必要性について語っておられました。

質問の1点目として、今回アボツフォード市の公式訪問団とどのような協議をされたのかについてお伺いいたします。また、公式訪問団が議会側を表敬訪問されたときに、ピアリー市長から、深川市はこれからどのようなことにまちづくりとしてチャレンジをされていくのか、そんな問いかけがございました。通訳を介さず、山下市長は流暢な英語で答えておられました。どのようなお話をされたのか、記憶に残っている内容で結構でございますから明らかにしていただきたいのであります。

最後に、ことし取り組まれた交流について伺います。私もこれまで市民レベルの交流のあり方や学校間、子供間での交流について、さまざまな提言を行ってまいりました。子供たちや学校間で絵画や習字などを相互に送って、文化や言葉の違いなどをそれぞれの子供たちが実感できるような取り組みをされてはいかかが。その中で作品に賞をつけるなど、お互いに感性の違いを感じ合えるような交流を考えてはどうかなどであります。あるいは、インターネットを利用しての交流ができないかなど幾つか申し上げてまいりました。ことしになって、新しい形で子供たちの間で交流が始まったと仄聞をいたしております。その交流の内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 国際交流についてお答えいたします。

初めに、アボツフォード市公式訪問団との今後の交流のあり方に対する協議経過についてでございますが、今回のアボツフォード市公式訪問団が来市された際に行いました、今後の交流のあり方などの協議については、訪問団滞在の2日目、8月19日に公式訪問団の相互交流の年数、青少年カナダ交流訪問団について、経済交流についての3点について協議を行ったところでございます。その内容でございますが、公式訪問団の相互交流の年数については、両市の相互訪問は重要としながらも交流には多額の費用がかかる面を考慮し、2年ごとに行っていた相互訪問を3年ごとにした上で、友好関係を強化するためには、市民レベルでの人的交流をより強化していくことが重要であるということが確認されたところでございます。次に、青少年カナダ交流訪問団については、若い世代の人たちが多くの文化に触れることは大切であり、有益な事業であることを確認いたしました。また、本市からは本年の訪問団派遣に当たり、ホームステイ費用について無料で対応をいただいたことから、引き続き無料で受け入れていただけるようお願いするのとあわせ、アボツフォード市からも同様の仕組みで深川市に来ていただくようお願いするところでございます。アボツフォード市からは、ホームステイ費用を無料とすることについて、この事業はブリティッシュコロンビア州の第34区教育委員会で受け入れを行っているため、事前に必ず

市長に連絡いただければ無料で対応を働きかけることができるという返事をいただいたところでございます。あわせて、アボツフォード市からの学生派遣についても実現できるよう努力するとの返事をいただいております。次に、経済交流についてであります。本市からは人的交流の延長に経済面での交流があるという基本姿勢のもと、両市の経済団体同士の交流を促進する機会を設けたいということをお伝えし、アボツフォード市側からは、農業を通じた交流も可能ではないか、さらに農業者や商工会議所の関係者とも話し合いをしていくことが重要であるという返事をいただいたところであります。以上が今後の交流のあり方などの協議内容であり、今後も息の長い交流を続けていくことが確認されたところでございます。また、訪問団の議会表敬訪問時でのピアリー市長との会話についての質問をいただきましたが、さまざまな事柄についての意見交換がございまして、ご報告を要するような内容ではないということでございます。

次に、2点目の今年度の新たな取り組みについてお答えいたします。現在市内の小学生がアボツフォード市にありますフレーザーバレー日本語学校の子供たちとペンパル、いわゆる文通をし、交流を図っております。この交流に至った経過でございますが、今回、公式訪問団が来市された際にフレーザーバレー日本語学校からの一語文集と手紙が届けられました。フレーザーバレー日本語学校は、2008年に深川市公式訪問団がアボツフォード市を訪れた際に視察をした学校でございまして、現在は3代目となる日本人の先生が、幼児から小学生までの子供たちに日本語を教えている学校でございます。今回、届けられました一語文集は、その学校の子供たちが作成したもので、また手紙にはペンパル募集という内容で、「深川の子供たちとメールのやりとりや文通ができたらいいな」というメッセージが書かれていたところでございます。このメッセージと一語文集については、教育委員会を通じ各学校に配布するとともに、市内の施設にも展示し周知を図ったところ、早速文通を希望される小学生から連絡がありまして、現在、文通を行っているというところでございます。なお、文通を行っている小学生については、今回、公式訪問団と直接会って交流を持たたということもあって、興味を持ったと聞いているところでございます。今後もこのような交流の輪が広がるよう取り組んでい

きたいと思っておりますし、アボツフォード市との友好のきずなを大切に、交流を図ってまいりたいと考えているところでございます

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） 若干の再質問をさせていただきたいと思えます。

2点目にお伺いをした、ピアリー市長がどんなまちづくりに挑戦されていくのかという部分のお尋ねについては、さまざまな事柄での意見交換があったので報告できる内容ではないという答弁をいただきました。双方、英語でお話をしながら、ピアリー市長さんには熱のこもった形で私はお話をされていたと思いますけれども、そういう話が我々に聞かせていただけないというのは非常に残念だと思います。

1点目のところですけれども、経済交流についての部分でお伺いします。今後、経済交流について、農業関係者あるいは商工会議所と協議というような内容の答弁もございましたけれども、これまでの公式訪問団の訪問の中でも常に、当初、1回目、2回目、3回目ぐらいまで商工関係者の代表者、あるいは農業関係の代表者、そういう形で公式訪問団を送り出してきている。加えて、3回目か4回目のときは、向こうでスポーツフェスティバルがあるということから、体育関係者を急遽集めて公式訪問団を結成された。これまでの場当たりの形での対応ではなく、せっかく両方でそういう方向に今後の交流の活路を見出すというような協議をなされたわけですから、今後の方向性としてもう少し踏み込んだ形で進めていくのか、その点についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問にお答えいたします。

今回の経済交流についてでございますけれども、特に今回のフラベル姉妹都市委員会会長は、アボツフォード市においても経済界の重要な役割を担っておられるということをお聞きしておりまして、深川商工会議所に対していろいろな文書もお持ちいただいたということもでございます。そういったことで、より経済交流を深めようという話が煮詰まってきたと認識をしております。そういった中で、私どもといたしましても、JAや商工会議所とこの経済交流の深め方について協議を重ねておりまして、可

能であれば平成23年度において、こちらから出向いでさまざまなお話ができるような場面も考えてみたいということで、今、協議を行っているところでございます。こういったことのやりとりの中で、なかなか一気に加速するということは難しいかもしれませんが、息の長いこういった訪問を重ねる中で、一定の成果に結びつくように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） 2番目の質問に入らせていただきたいと思います。市内新規高卒予定者の就職内定状況についてであります。

先般、厚生労働省から発表された来春の新規学卒者の就職内定率は57.6%であり、昨年同期と比較して4.9ポイントマイナスとなり、1996年の調査開始以来、最低の水準にとどまっているということであり、国内経済の低迷に加え、先行きの不透明感から高校、大学とも就職活動は厳しい状況にあり、超氷河期の再来とも言われております。この質問の通告後に発刊された先日の北空知新聞では、地元高校卒業予定者の就職内定状況について、「内定半分に満たず、厳しい高卒」と題してその状況が伝えられました。今回の一般質問の中でも、何人かの議員から地元の商店や企業などの疲弊した状況についての質問もございました。経済的理由から進学をあきらめ、就職を希望する生徒もふえている状況にあるとお聞きしております。まず、市内高等学校の来春卒業予定者の進路の状況と就職の内定状況について伺うものであります。

若者の都会志向は極めて根強いものがありますが、結果として子供が都会に出ていく、親も将来的には子供のもとへと転出していくことにつながっていくことも少なくありません。ふるさとに残って頑張りたいという貴重な若者や、一度都会に出てふるさとに帰って働きたいという若い世代も少なからずおられると思います。深川市の将来を思うとき、このような地元志向の若者の働く場をどのように確保していくかということは大きな課題であります。昨日、山下市長は2期目に向け、その一番最初に人口減少に歯どめをかけていきたいという答弁がなされました。行政として人口減少に歯どめをかける意味でも、若者が地元で安心して定着できるように施策を展開することが責務と考えます。地元における就職先確保対策を、行政としてどのような努力をされている

のか、2点目として伺いをいたします。

3点目、市の職員採用についてであります。このことについては、これまで何回もこの場で提言を含め申し上げてきております。若者の働く場の確保を地元企業や団体に求めるだけでなく、市役所みずからも範を示す必要があるのではないかと考えます。端的に伺います。現下の市内の就職環境についてどのように受けとめ、職員採用を考えておられるか。ことしの職員採用の状況についてもあわせて伺いをしておきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの質問、3点ございましたが、順次私からお答えを申し上げたいと存じます。

初めに、来春の市内高校卒業予定者の進路並びに就職内定状況についてでございますが、本市が毎年行っております市内高等学校の進路、就職状況調査の本年11月末現在の報告によりますと、平成23年3月の卒業予定者総数が269人でございますが、このうち大学進学希望者は90人、それから専修学校あるいは各種学校等への進学希望者が114人、就職希望者が64人、進路未定が1人と承知いたしております。就職希望者64人のうち市内への就職希望者は22人、それから当市近郊のハローワーク滝川管内での就職希望が17人、それから道内が24人、道外が1人となっております。この就職希望者64人のうち現在内定をもらっている人は26人、内定率は40.6%ということで、この数字は前年に比べまして1.4ポイント減少いたしております。去年も低かったが、さらに低いという状況になっているところでございます。それが1点目の状況でございます。

次に、地元での就職先確保に向けた取り組みについてですが、これは東出議員が前段、いろいろ人口減少の観点など、大事な課題だろうということで述べられました。そこで思い出したのでありますが、人口減少ということは確かに昨日の答弁の中でも抱負についてという部分で述べさせていただきました。私の頭に常にこのことはございまして、それで思い出したのですが、アボツフォードの市長とどこで話したのかはともかく、この深川市の課題は何かと問われたときに、人口減少を食い止めることだと答えた記憶がありましたので、少し余談でございますがこの場でつけ加えさせていただきたいと思っております。

そこで、高校卒業予定者の就職につきましては、ことしの春も大変厳しい状況でございました。ことしと同様に来春も厳しいことになるという予測ができましたことから、市といたしましては、ハローワークでの新規高卒者にかかわります求人の受け付け開始の6月20日の前に、空知総合振興局、空知教育局、それからハローワーク滝川と合同で深川商工会議所に赴きまして、深川市内の企業に対する新規学卒者の求人採用要請を行ったところでございます。それとともに本市広報などを通じまして、地元就職希望者を市内企業に採用していただくように関係者への要請にも努めてきたところでございます。加えまして、8月からハローワーク滝川に高卒就職ジョブサポーターという新しいタイプの職員が2人配置されておりまして、この配置されたジョブサポーターが深川市内の高等学校にも足を運んでおりまして、その学校の進路指導者と連携を図りながら、その高校への求人情報の提供でありますとか、卒業予定者への個別相談、あるいは求人開拓のための企業訪問などを行っているということでございます。これはハローワークの仕事のご紹介であります。それらと関連いたしまして、11月には空知総合振興局におきまして、管内の雇用対策推進の具体的な取り組みあるいは課題などにかかわる情報をそれぞれ関係者間で共有し、共通の認識を持ってこの仕事に当たるという観点から、新たにハローワークや地方自治体などの関係機関を加えた、さらにそれに学校、企業、保護者などを含めた就職応援連携会議という新たな枠組みを設立いたしておりますが、本市といたしましては、この連携会議との連携を深めた上で、就職促進に向けた今後の対応ということで、今、具体的に考えておりますのは、市内の企業に対しまして、現時点での高校卒業予定者の採用、内定状況の情報提供にあわせて、雇用拡大のお願いでありますとか、そういう雇用を拡大した場合に適用になると言われているさまざまな各種雇用奨励金の制度についての資料なども同封いたしまして、各市内の企業に文書をもって働きかけをしていきたいと考えているところでございます。いずれにしても、1人でも多くの方が市内で就職できるように努力をしてみたいと思っております。

3点目に、市の職員採用の考え方、また採用の状況についてのお尋ねでございました。市の職員採用の考え方につきましては、これまでも述べさせても

らっておりますが、やはり行政運営を安定的に継続して行っていくために適正な職員数を確保するという観点から、また話題となっております雇用情勢なども含めたその時々々の社会情勢や、さらに財政事情といったことなどを勘案いたしまして一定の方針を定めて、それに基づいてやっているというのが現状でございます。具体的にどの程度、どういう職員数を目指すのか、その数値目標につきましては、これも再三議会で答弁申し上げておりますが、全国の類似した規模の市の人口1万人当たりの普通会計職員数、これはデータがございまして、全国の類似規模の自治体の平均的な職員数を上回らないことを一つの目安として考えているところでございます。具体的にこの平成21年4月現在の全国の類似規模市の1万人当たりの職員数は96.38人となっております。これに対しまして、本市は103.63人という数字になっておりまして、これまでもかなり改善努力はいたしてきておりますが、いまだ少し努力が必要な状況ということでございます。したがって、前段申し上げました財政的側面などにもかんがみまして、現在のところは退職者の2分の1程度を新規に採用し、その範囲内に採用をとどめるという方針でやってきておりますが、今後とも組織としての持続性を確保するという観点から、例えば再任用職員の採用増などといった選択肢なども含めて、それらを見据えてより効果的、また効率的な職員採用政策を検討していくことが必要だと考えているところでございます。当面はそういうことでございますが、先も見通して今後とも検討はしてまいります。次に、最近の採用状況について報告を申し上げますが、私が市長に就任させていただいたのが平成19年度の少し前からですけれども、19年度は4人採用しました。平成20年度は、6人新規採用を行っており、続く21年度は厳しい財政状況から職員採用は見送ったところでございます。そして、平成22年度は4人採用いたしております。23年度につきましては、現在のところ事務職を6人、それから土木職を1人、計7人の採用に向けて作業を進めているところでございます。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） 山下市長みずから1点目の国際交流に関する補足の答弁をいただいたので、もう少し聞きたい中身がありますけれども、先に進ませてもらいたいと思います。

3点目、商工行政について、ご当地グルメグラン



ブリについてお伺いします。

初めに、この夏の商工労働観光課のスタッフの皆さんの頑張りに、私としては敬意を表したいと思えます。新たな取り組みが求められた深川夏まつりを筆頭に毎週末のように開催されるイベントの実施や行事への参加は、職務上当然と思われるかもしれませんが、私は評価に値すると受けとめております。そんな中で、7月10日、11日、美瑛町で開催された「新・ご当地グルメグランプリ北海道2010 in 美瑛」に参加をされております。深川のそばめしを初め、地元美瑛のカレーうどん、富良野のオムカレーなど、道内12市町村のご当地グルメが参加して実施されました。味はもちろん、見た目やパフォーマンスなど、来場者の投票によって順位が決められていくというものであります。このイベントはテレビでも紹介され、1人の小学生がコメントを求められて自分が気に入ったメニューを挙げた後、「深川のそばめしはインパクトがないね」と言って、隣にいた母親が慌てて子供の口をふさぐというような一幕が映像として映し出されました。私も少し残念と思いつつも、子供の正直な感想であったのだと思えます。じゃらんのヒロ中田氏のアドバイスも受けて参加したとお聞きをしました。相次ぐイベントをこなしながら、忙しい中での参加ではあったと思えますが、順位がつけられる以上、結果が求められるものであります。ご当地グルメグランプリの結果とその評価、今後の課題についてどのように考えているかお聞きしておきます。

次に、食によるまちおこしについて伺います。深川は言うまでもなく、農業を基幹とするまちであります。今もそばめしの話に触れましたが、食材の豊富さは食糧王国北海道の中でも有数であると考えます。米も食味で全国的に見ても、トップクラスになってまいりましたし、農作物の特産の数も群を抜いて多く、あるいはそれが逆に絞りにくいアキレス腱になっているのかもしれませんが、しかし、この特徴を生かしながら食をまちづくりの核に据えて、農業だけではなく6次産業化の中でさまざまな展開を進めることが必要だと考えます。市長が推奨するシードルやそばクレープ、米の日を制定したマイ・米・デーの取り組みなどももちろん結構なことだと思います。男女共同参画協議会の愛食祭、肉牛組合の牛肉の焼肉パーティー、ことし果樹協会青年部が道の駅で実施したリンゴフェアも大盛況であっ

たと聞いております。一方、農村女性グループ<sup>うずら</sup>の黒米パエリアなどがコンビニで実際に商品化され、期間限定で販売をされたことを考えると、下地は十分整っている。拓大で改良された「芽生さくらむささき」の色に注目すると、わずかな量を日本酒の醸造に加えるときれいな藤色の発色が見られると思えます。同じ手法でにがり酒やしょうちゅうなどの応用も可能だと思います。また、カナダ原産の果肉まで真っ赤になるリンゴの品種を山形県朝日町の世界のリンゴ館で見たことがございます。ここではジュースに利用されて、薄紅色がとても印象的に記憶として残っております。これらもシードルの色づけに最適ではないかと判断しますし、カナダ・アボツフォード市との姉妹都市交流を印象づける意味で、これらの品種を相手市に依頼をしてはどうか、幾つかの例示で申し上げました。今回の一般質問で、水上議員から地域資源の活用の質問、あるいは昨日の太田議員の米粉の消費拡大や米しょうちゅうの開発、これらの質問にも通じるところがあると考えます。また、イベントなども対市民という発想から、市外から人を呼び込むものへと発想をシフトしていく考えはいかがでしょうか。今ある下地にいろいろな発想を加え、農、商工、行政連携で、食をまちづくりの核とし、6次産業化や経済振興に取り組んではいかがかと考えます。積極的な姿勢での答弁を求めて質問いたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） ご当地グルメについてお答えいたします。

1点目のご当地グルメ選手権に参加した結果と評価、課題についてであります。ことし3月、ご当地グルメづくりに取り組む17の団体が、食による観光まちづくり推進協議会を設立しまして、同協議会が7月に美瑛町で「新・ご当地グルメグランプリ北海道」を初めて開催したところであります。イベント当日の悪天候などによりまして、開催2日間では主催者の予定を下回る1万2,000人の来場にとどまりましたが、深川そばめしを初め富良野オムカレーやオホーツク北見塩焼きそばなど12種類のご当地グルメが出品され、来場者の投票でグランプリには別海ジャンボホタテバーガーが選ばれたところであります。深川そばめし会では、このグランプリ出展に向け現在の定食スタイルの検討を行いまして、高年

齢者やヘルシー志向の女性にターゲットを当て、そばめしおにぎり2個と深川産野菜のサラダ、さらに深川産のジャガイモを使った牛肉入りのコロッケを1皿にまとめたものを出品したわけですが、残念ながら最下位という結果になったところであります。しかし、会場に来られた多くの人たちに深川そばめしを知っていただく絶好の機会となったものと考えておりますし、深川そばめし会の皆様の努力に敬意を表するものであります。そこで、ご当地グランプリに参加した評価、課題であります。このグランプリへの参加が一つのきっかけとなりまして、北海道や大手コンビニエンスストアとタイアップして、全道各地におきまして期日限定ではありますが、深川そばめし天井と深川そばめしおにぎりが販売されたことは、深川そばめしや深川市の知名度、認知度アップにつながったものと評価しているところであります。次に、今後に向けての課題であります。素材がそばということであり、これまでのそば料理と競合する部分もあります。消費者に浸透しづらいことや、ほかのメニューに比べ派手さがなくなどから、なかなか定着が難しく、販売当初に比べ提供する店が減少している現象にあります。また、ご当地グルメは素材など商品開発にこだわる一方、情報発信や広告宣伝など販売戦略が軽視しがちでありますことから、より皆さんに親しまれる工夫や販売戦略の強化などが重要な課題と考えているところであります。

次に、2点目の食によるまちおこしについてであります。富士宮焼きそばなど全国的なB級グルメブームや旅行雑誌の後押しなどもあって、新名物を目指した開発が各地で活発化しまして、道内でも2005年以降にご当地グルメが相次いで誕生し、食によるまちおこしが盛んになったと言われております。現在、地元特産品などを原材料に用いたご当地グルメが道内各市町村で続々と誕生しており、食によるまちづくりの起爆剤としてその期待が大きいわけですが、伝統的な郷土料理と違って主に観光資源として開発され、地元の人々が通常食べられないものもあり、消費者への浸透や人気の継続性が大きな課題であります。また、地元産で安心、安全というだけでなく、地元消費者や観光客にまずおいしいと支持されることが成功のかぎであると考えております。質問にありました米、ソバそのものはもちろん、米粉や黒米、そばを使った関連商品、リンゴのシード

ルや特に新たに開発され注目されている芽生さくらむらさきなどの特色ある地元農産品、食材を使用した商品化の可能性を見きわめながら、深川地域資源活用会議や女性農業者グループの<sup>うずら</sup>など、これまで成果を上げてきているさまざまな団体や地元事業者の方々、そして農業者と商工業者の横のつながりを図る中で、地域の特性を生かした特産品等の開発に向けた情報収集や施策等にチャレンジするとともに、新年度に向けまして、地元食材を活用した加工品や、メニューの研究開発と既製品の改良などに取り組む事業者の皆様に対して、支援する仕組みも検討しながら東出議員からご提言のありました食によるまちおこしを地域振興の中心に据えながら、地域活性化に向けて推進してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） 建設行政、ゲリラ豪雨対策について伺います。

異常気象という表現が使われ出して、さほど長い年月が経過したという感はありませんけれども、最近では毎年が異常気象に見舞われているというような状況にあります。ことしの夏の猛暑もさることながら、天候の急変も頻繁に発生しております。いわゆるゲリラ豪雨であったり、最近、竜巻注意報が頻繁に発令され、テレビにテロップが流されることがあります。7月、まあぶフェスタの日、雲行きが怪しくなる中、何とか雨も降らず安堵して帰宅しました。そこへ豪雨災害が発生したとの一報が入り、現地に向かいました。1時間足らず、恐らくわずか30分にも満たないほどの降雨だったようでございますけれども、極めて局地的な豪雨で、道道深川豊里線の吉住地区、道路の路肩の一部や畦畔の一部が崩壊している箇所が見られました。菊丘地区では、市道の土砂が農家住宅周辺に流れ込んでいる状況も確認させていただきました。その後、市の都市建設課あるいは農政課の各所管によって適切な対応をしていただきました。これまでの公共事業では何十年に一度というようなことを想定して開発がされてきた。近年では、ゲリラ豪雨や竜巻に象徴されるような気候の現象が頻繁に発生しており、ゲリラ豪雨のような短時間で雨によって災害の発生する場所は比較的勾配のある未舗装の道路であったり、側溝が不備な道路であったり、ある程度予測がつくという感じがいたします。また、こうした現象による小規模河川での走り水などによる被害も懸念されます。音江地区

で申し上げますと、オキリカップ支流川や須摩馬内川、音江川など砂防対策の急がれる小規模河川があり、これらにかかる橋など構造物にも老朽化などの危険と思われる箇所も散見されます。

質問の1点目、ゲリラ豪雨とその対策。

2点目、小規模河川の砂防対策。

3点目、橋梁など老朽化する構造物対策についてお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 初めに、質問の1点目のゲリラ豪雨とその対策についてお答え申し上げます。ことしの豪雨の状況であります。まあぶフェスタが開催されました7月4日には、深川の観測データでは10分雨量で4ミリ、時間雨量に換算しますと24ミリの雨が降ったという記録が残っておりますが、これはあくまでも深川地区のもので、音江町の吉住地区や菊丘地区では、さらに大量の雨が降ったものと推定しております。このように、近年の豪雨については、ごく一部の限られた地域で大量の雨が降るため、予測も困難で対応も大変難しいものとなっておりますが、極力迅速かつ適切な措置がとれるよう関係機関とも連携を図りながら対応に努めているところでございます。今後におきましても、さらに連携を強化しながら対応を図っていく所存でありますし、道路等の整備も含めた対応にも努めてまいりたいと考えております。

次に、質問の2点目、小規模河川の砂防対策についてお答え申し上げます。砂防事業は山地周辺の荒廃地域の保全や土石流などの土砂災害から、下流におります住民の生命と財産や公共施設を守るための事業でございます。平成11年度から14年度の4年間に北海道が実施した土砂災害危険箇所の基礎調査によりますと、深川市内では、土石流危険渓流、渓流といたしますのは、河川の上流で流れの速いところのことでございますが、その危険渓流が36カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が1カ所、地すべり危険箇所が5カ所で、合計42カ所が土砂災害の危険箇所となっております。市といたしましては、平成21年度にオキリカップ川、22年度に待合川の砂防事業が完了したことに伴い、北海道に対しまして23年度からオキリカップ支流川、須摩馬内川、音江川、更進神社の沢川の4カ所を新たに要望しているところでございます。今後の砂防対策につきましては、近年、渓流内

には流出土砂や多くの倒木や流木の堆積が見られることから、その対策として既設砂防えん堤の改良、流木捕捉工の設置など、砂防計画に基づく流域の安全確保が重要と考えますが、事業の早期実施に向けまして事業主体となります北海道と連携して取り進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の橋梁など、老朽化する構造物対策についてであります。深川市の今後の計画としましては、平成23年度までに市が管理する橋梁の点検を実施して橋梁の健全度を把握し、24年度にはそれに基づき、橋梁の長寿命化によるコスト縮減を図るため橋梁長寿命化修繕計画を策定し、25年度から財政状況を見きわめながら修繕計画にのっとり、事業に着手していきたいと考えておりました。また橋梁以外の道路構造物及び早急に修繕を実施しなければならない橋梁につきましては、その状況を見きわめ適切に対応してまいります。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） 大きな質問の5番目、教育行政の中で市内小学校で取り組まれているサケの放流についてお伺いいたします。

市内音江小学校と一已小学校では、10年ほど前からサケの放流に取り組んできております。11月末時期に受精卵を分けていただき、水槽で温度管理をしながらふ化をさせ、この稚魚を4月まで育て、音江小学校では200匹、一已小学校では300匹程度を放流してきております。単に稚魚を放流するというだけでなく、半年近く児童たちがサケのふ化、飼育という手塩にかけた命を放流するという教育的にも意義のある事業だと思っております。これまでサケが帰ってきたという情報は耳にしたことがありませんでした。ことしの秋、石狩川支流の入志別川で、体長75センチほどのオスと見られるサケの死骸が確認されたと報道がありました。音江でも、釣りをしていた地域の方が遡上するサケの目撃と河岸に数匹の死骸を確認し、ともに新聞報道がされました。このことについて教育委員会では確認したと伝えられておりますけれども、実際に携わってきた小学校の関係者あるいは児童が確認に出かけたということは報じられておりません。サケは放流後、3年から5年して帰るといわれており、ことし放流したサケが帰ってきているわけではありませんけれども、先輩たちが育て、放流したサケであったり、自分たちが放流したサケも何年かしたら戻ってくるかもしれ

ないと感ずることは、子供たちにとっても大きなロマンであり、命の大切さを学ぶ絶好の機会だと思います。せっかくサケが帰ってきたことが確認されているわけですから、学校関係者や児童たちが取り組んだ事業の集大成として確認に出かけるぐらいのことがあっていいと考えます。サケの放流、遡上の確認に至るそれぞれの小学校での取り組み状況、教育委員会の所見についてお伺いをいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 市内小学校でのサケの放流についてお答えを申し上げます。

音江小学校と一已小学校の両校では、平成12年度からサケの飼育、観察に取り組んでおり、毎年4月から5月にかけて児童が飼育したサケの稚魚を、支流の川へと放流するサケの放流式を学校行事として実施しております。ことしも一已小学校では4月26日に3年生65人が参加し入志別川に、音江小学校では5月6日に4年生と5年生の36人が参加しオキリカップ川に稚魚を放流いたしました。こうした取り組みを長年継続していますが、この秋、オキリカップ川にサケ8匹が遡上している。また、入志別川では、サケ1匹が遡上したと思われるとの情報を受けまして、教育委員会の職員も現地へ行きまして、オキリカップ川で泳ぐサケの姿を確認いたしました。サケの放流は、前年の12月ごろに北海道立水産孵化場から譲り受けたサケの受精卵を、小学校の水槽で児童が大切に育て観察し、稚魚となったサケを川に放流するといった一連の取り組みを通して生命の尊重や自然愛護の精神を養うことができるため、両校の大切な行事として学習時間に取り入れているものでございます。質問にありますように、サケが成長し、放流した川に帰ってくる姿を児童が直接目にして確認することは意義のあることと考えております。サケの遡上時期には予想がつかないという課題もありますことから、音江小学校ではことし確認後に学校だよりで紹介したり、6年生には動画による遡上の状況の提供をしております。また、一已小学校では、遡上について情報があつた旨、児童へ提供を行ったと伺っております。今後におきましても、遡上したとの情報がありましたら、小学校にお伝えをし、児童がサケを飼育し放流し、サケの遡上を願う子供たちの思いが生かされるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） それでは、最後の質問に入らせていただきます。

市立病院について伺います。看護師確保に時間を要し2カ月おくれとなりましたが、経営健全化計画に基づき10対1から7対1看護へのシフトが8月から試行され、9月1日から正規にスタートいたしました。まだ四半期を経過したところですが、病院の再建は市民最大の関心事であります。昨日、渡辺議員への答弁で、前年実績を上回るものの実行のおくれの影響から計画値を下回るといふ答弁でございました。まずまずのスタートが切れたとも受けとれる表現でありましたけれども、この3カ月間の改善状況について、その評価と今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、オーダリングシステムと電子カルテについて伺います。定例会初日、行財政改革調査特別委員会、長野委員長から報告があり、これらにに触れられており、一部質問に重複があるかもしれませんが、お許しを願ひたいと思ひます。現在のオーダリングシステムは、新病院の改築にあわせ、平成16年度に3億7,000万円を投入して導入されております。システム導入については、議会でも多くの議論があつたと記憶をいたしております。私も当時、オーダリングシステムにあわせて電子カルテを同時に導入してはどうかという質問をさせていただきました。答弁の概略は、電子カルテについてはソフトがまだ未知数のものが多い。医師の負担が大きい。次回のオーダリングシステム更新時に改めて検討したい。そんなことであつたと思ひます。来年度予定されるオーダリングシステムの更新には、およそ4億2,000万円の財源を要するとのことであります。近郊の自治体での電子カルテの状況は、砂川市立病院で導入、滝川市立病院でも来年度の導入が検討されていると特別委員会でお聞きをいたしました。既に電子カルテの導入は、時代の要請と考えなければいけない時期に来ていると思ひます。先を見ている先進的な医師は、負担がふえるということよりも導入を希望されておられるとすれば、医師の確保にもつながる可能性があります。ここで6点についてお伺いをいたします。

1点目、この種のシステムはそんなに長持ちするものとは思ひませぬけれども、更新には多額の財源を要します。導入後7年経過しての更新というこ

とありますが、7年が長いのか短いのか、オーダリングシステム導入時に何年ぐらいでの更新が必要と予測をされていたのかお聞かせいただきたいと思いをします。

2点目、次期更新予定のシステムの耐用年数を幾らぐらいに想定されているか。

3点目、来年度のシステム更新時に電子カルテシステムを導入すると、どれぐらいの財源の上乗せが必要となるか。

4点目、電子カルテの導入については、検討された経過があるか。

5点目、電子カルテ導入のメリットあるいはデメリットについて。

6点目、電子カルテ導入についての考え方。以上、お聞かせいただきたいと思いをします。

最後ですけれども、勤務医の皮膚科医師の減員について伺います。市立病院の皮膚科医師の減員について、補正予算の質疑で勤務体制について触れさせていただきました。ここでは別の観点で質問をさせていただきます。市立病院の診療科別の患者数などのデータを見させていただくと、外来で皮膚科に通院する毎月の患者数が多い。およそ延べ2,000人という形で推移をしております。依然として勤務医の減員が続き、医師確保に苦慮している状況が続いておりますけれども、今回の皮膚科医師の減員による病院経営に対する影響、最も懸念される患者さんへの影響について、2点お伺いして一般質問を終わります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 市立病院についての質問に順次お答えいたします。

初めに、7対1看護のスタートによる経営収支改善上の効果と評価についてであります。7対1入院基本料の算定は、各種加算等を除き患者1人に対して1日につき1万5,550円を算定するもので、従来の10対1入院基本料1万3,000円と比較し、患者1人当たり1日2,550円の増収となるものです。一方、算定基準を満たすためには、看護師の配置人数をふやす必要がありますので、増収額が看護師の増員等に要する経費を上回れば経営収支改善上の効果が出ることとなります。9月から11月の3カ月間の入院患者数の実績は延べ1万7,534人であり、入院収益は10対1入院基本料と比べて約4,470

万円の増収となる一方、看護師の増員等に要する3カ月間の経費は約1,710万円程度と見込まれますことから、差し引き収支改善効果額は、約2,760万円になるものと考えております。7対1入院基本料への移行による効果額は、患者数の動向により変動するものではありませんが、通年で実施した場合かなり大きな効果が期待できますので、市立病院の経営健全化に向けた取り組みの柱の一つであると評価しているところであります。また、今後の見通しとしましては、特別な事情が生じない限り引き続き7対1入院基本料を継続して算定できるものと考えておりますし、そのことに向け努力してまいりたいと存じます。

次に、オーダリングシステムの更新と電子カルテ導入の考えについてであります。1点目の導入後7年が経過しての更新が長いのか短いのか、また現システム導入時に何年ぐらいで更新が必要と想定していたかであります。一般的にシステムの更新めどは5年と言われておりますので、7年は長いほうになるかと考えております。また、現システム導入時には更新予定を7年としていたところでもあります。

次に、2点目の次期更新予定のオーダリングシステムの耐用年数であります。一応、現行システムと同様に7年と予測しておりますが、可能であればその後1年でも長く使用してまいりたいと考えております。

次に、3点目の今回のオーダリングシステムの更新時に電子カルテシステムを導入する場合の財源の上乗せ額ですが、詳細なシステム設計をしておりますのであくまで概算で申し上げますと、数千万円程度の上乗せになるものと予測されます。

次に、4点目の電子カルテ導入についての検討であります。現行のオーダリングシステム導入後も検討してきましたが、課題もありますことから現在は電子カルテを導入することでの具体的な検討はいたしておりません。

次に、5点目の電子カルテのメリット、デメリットであります。一般的に言われていますメリットとしましては、一つに診療情報の共有化があります。検査や投薬などのデータが各部署からアクセスすることでスムーズな業務が可能になることや、複数部門での薬の重複投与なども防ぐことが可能となること、また各部署に情報を直ちに転送することで医

師の指示を仰いでから措置までごく短時間で済むようになること、さらに手書きで起こりがちな転記ミスや重複記入などが起こりにくくなり、紙ベースでのカルテ保管スペースも不要となることなどが挙げられております。一方、デメリットとしましては、医師は診療とパソコン操作をあわせて行う必要がありますので、パソコン操作になれていない医師にとっては診療に集中できなくなったり、患者とのコミュニケーションが少なくなったりすることが懸念されております。また、高額な初期投資や保守管理経費が必要となること、システム更新と償却への対応、システムダウンの危険性、ウイルス等のセキュリティへの脅威などが挙げられています。

次に、6点目の電子カルテ導入の考えについてですが、現在オーダリングシステムの更新に向けて具体的な検討作業を進めているところではありますが、今回の更新にあわせて電子カルテを導入することは、入力に医師の負担がかなり増加することなどから見送ることとしておりますが、将来的には病院内にとどまらず、他の医療機関等との間で電子化された患者情報を共有化していくことも求められてくるものと思われまますので、今後の病院運営や今言われています電子カルテのデメリットの減少や解消状況なども見きわめの中で、今後適切な時期に電子カルテ導入に向けた具体的な検討もしなければならないものと考えております。

次に、皮膚科勤務医の減員と患者、経営上の影響についてであります。皮膚科の勤務医はこれまで常勤医師2人であったものが、医師の退職により10月からは常勤医師1人と週1日の外来出張医師による診療体制となったところでございます。このことによる影響としましては、皮膚科は外来が中心となりますことから、外来の患者数で申し上げますと、常勤医師2人体制のときと比べ現状十数%程度の減少にとどまっており、担当医師に頑張ってもらっている状況にあります。このため、患者さんの待ち時間への影響は懸念される場所ですが、出張医師による診療も行っており、今のところ目立った影響は見られないと聞いております。一方、経営面では、皮膚科外来の患者数の減少に伴い収益の減少などもあります。外来収益全体に占める皮膚科外来の割合は五ないし六%程度でありますので、現在取り組んでいます経営健全化計画を実施していく中で影響を解消するよう努力してまいりたいと考えていると

ころであります。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） 一般質問を終わりますと申し上げましたけれども、若干の再質問をさせていただきたいと思っております。

電子カルテの導入について再質問させていただきたいと思っておりますが、非常に答弁としてわかりづらかったと思うのですけれども、導入についてオーダリングシステム後、検討したけれども今は検討していないというような言い方だったと思うのですけれども、どういうメンバーで、どのような検討を何回ぐらいされたのかと思います。耐用年数についても7年、さらに長く使っていきたいということのお話でしたから、そういうことからすると、この次に電子カルテの導入について検討されるのがその時期なのかと。その時期にしても、導入されるかされないかは未定ですから、世の中の動きとして、医療技術だとかそういうことから考えると、7年、8年のスパンで物事を考えていくというのは、私は少し長過ぎるのではないかと思いますので、定期的にはやはりそういう時代時代の医療環境の状況に合わせて、そういったことも検討されていくことが大切なのではないかと思いますので、その点もう少し考えがあれば、答弁させていただきたいと思っております。3度目はありません。終わります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 電子カルテ導入について再質問をいただきましたので、答弁を申し上げます。答弁につきまして、不足がありましたことをまずはおわびいたしたいと思います。

まず、現行のオーダリングシステム導入後につきましては、それぞれ検討いたしておりまして、医師の減少、また医師にかかる入力負荷等から、当面電子カルテの導入は難しいということになったところでもありますけれども、今回のオーダリングシステムの更新に当たりましては、病院内で医師、看護師、技術系の職員等で組織します情報システム更新検討委員会を開催いたしまして、既に3回、会議をもちまして検討しているところであります。その検討の中で、やはり現在も医師数が減少している。また、業務量が多く、これ以上そういう電子カルテの入力作業をしていくということについては大変難しいということで、今回のオーダリングシステムと同時ス

タートでの電子カルテの導入については難しいという形で一定の取りまとめがされたところでございます。ただし、議員ご指摘のとおり、今回のオーダリングシステムの更新の耐用年数については7年を想定しておりまして、大変長い期間の中で、やはり電子カルテをめぐる環境も変化してくるものと考えているところでありますことから、費用、運用、両面等を考慮して、電子カルテ導入について容易となるような、オーダリングシステムの機種を選定ということもあわせて考えておりますので、今回のオーダリングシステムの更新以降、いろいろな状況の変化なども見きわめながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 以上で東出議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 0時12分 休憩）

（午後 1時14分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、北名議員。

〔北名議員、質問席へ〕

○16番（北名照美君） あしたは12月8日、69年前、日米開戦、太平洋戦争に突入した忌まわしい記念日であります。日本はその10年前に中国への侵略を開始し、終戦までの15年間にわたる戦争で、アジアの人々2,000万人の命を奪い国土を破壊し、さらに多くの人々を傷つけた、そういう残虐野蛮な戦争を行いました。人が鬼になる、人が人を殺す、それが戦争です。絶対にこうしたことを繰り返させてはなりません。日本共産党は、あの侵略戦争に命がけで反対しました。私はそのことを誇りに思うと同時に、今、共産党の活動をそうした立場を含めて行っていきたくております。私の大学の恩師は、治安維持法で獄につながれました。戦後、朝日訴訟あるいは人間裁判といった裁判闘争の原告となった天達忠雄先生は、牢屋の中で監視の目をくぐって歌を書き記しました。後年になって1冊の本にしたのがこれです。「幽囚の歌」というものであります。一般質問の準備をしていたところ、この本が目にとまりました。ページを繰ってみて、侵略戦争にこうした1人の学者がいたということで紹介させていた

いただきました。質問に入ります。

最初に、深川市官製談合事件についてであります。4年前、深川市を震撼させたこの事件、深川市の行政史上最悪の忌まわしい事件でありました。この事件を機に山下市長は深川市長となったのでありますが、あなたはこの判決、この事件を掘り下げる総括をすることを拒みました。あなたが請われて深川に来た一つの意味が、ここにあったのではないかと私は思っています。このことは行政の陰として残っています。今、私も原告となっている住民訴訟が山場に差しかかっています。3日後の12月10日、旭川地裁で13回目の口頭弁論があります。ここでは証人尋問が行われます。河野前市長ら6人が出廷する予定であります。原告代理人として、主任弁護士の今橋直さんに加えて、市川守弘弁護士も来ることになっております。山下市長、1期4年の任期を終えようとしている今、改めてこの事件について、また訴訟について、あなたの所見をお聞かせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの北名議員の質問にお答えを申し上げます。

まさに4年前の事件について、感想あるいは所見をという質問でございました。平成18年に本市が発注いたしました納内小学校校舎改築機械設備工事をめぐる談合事件におきまして、いわゆる官製談合が行われ、それに伴い関係者が立件起訴され、そしてその裁判の判決におきまして、本市において長年にわたり談合がなされてきたという厳しい指摘を受けたところでございます。やはりこのことは公平公正に行われるべき市政への市民の皆様の信頼を失墜させるという重大な結果を招くものであり、大変遺憾に存じているところでございます。そうしたことから、本市といたしましては、官製談合の徹底した再発防止という観点から、入札制度におきまして、ほぼ完全な一般競争入札制度を導入いたすなど大きな改革を行いました。あわせて、職員の法令遵守の徹底を図り、また職員の退職後の再就職に関する厳格な取り決めをも定めることといたしまして、その措置を今日に至るまで厳正な運用に努めてきているところでございます。また、住民訴訟について少し言及もございましたが、このこと自体は、今法廷で係争中の事件でございますので、本市としてそれについて具体的なコメントをこの場で申し上げるとい

ことはやはりなじまないものと思いますので、具体的なその点に関する見解、感想は控えさせていただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 次に、市立病院のことについて聞きます。

9月議会でもいろいろ提言も含めて質問をいたしました。率直に言って、多くのことは手つかず、手がついていないと遺憾に思いますが、今回はそのことについて余り言及をしません。しかしながら、信頼、親切な病院づくりは待たなしの重要課題であります。4点尋ねます。

1点目、患者さんの待ち時間についてであります。短いほうがいいということは言うまでもありませんが、そのことを今回は言いません。現状はどうなっているか、対応、またこの位置づけはどうかお尋ねいたします。

2点目、医師確保についてであります。これは昨日の渡辺議員のやりとりにもありましたので、1点だけ聞きます。今の段階では、私はいろいろ苦勞をしているというのはよくわかります。しかし、現実の結果は出ていないという辛さはあるわけですが、やはり市民にこの状況を、メッセージを送るといって、力を借りる。市民の中にあるいろいろなつてといますか、情報を得るようにするということが大事だと思しますので、その点についてお考えを聞きたい。

3点目、医師確保のために、私は奨学金制度をつくったらいいということを前回言いました。調べてみますと既に道内の市では釧路市と士別市も入れて12の自治体がこの制度を持って取り組んでいます。深川市も取り組むべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

4点目、医療機器の実態と充実の関係であります。初めに、現在ある機器で、あるけれどもなかなか使えない、あるいは使える人がいないという場合もあるかと思うのですが、そういう機器があるかどうか。次に、ぜひとも必要だが、今はないというもの。ぜひともという言葉を使わなくても、必要だがないものといっているのでしょうか。あるいは、その中でも高額のものあるいはそれほどでもないものというのがあれば、この際に聞きたい。次に、今後の購入計画についてお聞かせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 市立病院につきまして、答弁を申し上げます。

初めに、待ち時間の実態と患者の立場に立った対応についてであります。外来での待ち時間は医師1人当たりの患者数や診察に要する時間などで異なりますが、市立病院におきましては、全体的には医師数の減少に伴い患者数も減少している状況にあることなどから、従来と待ち時間に大きな変化はないものとは考えておりますが、曜日や診療科によってもばらつきがありますことから、一部、待ち時間が長くなりご迷惑をおかけしていることもあるものと認識いたしております。患者の立場に立った対応としましては、待ち時間そのものの解消や大幅な短縮は現状難しいものがありますことから、待っていただいている間の時間の使い方やアナウンスなどにより、感じ方も異なってくるものと思われまますので、混みぐあいの状況などを随時お知らせするように心がけているところであります。なお、読み物や情報モニターの設置などの検討も行っておりますが、それぞれに課題もあり具体的な取り組みまでには至っていないのが現状であります。待ち時間は、患者さんが医療機関を選ぶ際の選択肢の一つに挙げられておりますし、病院の評価にもつながるものでありますので、今後とも病院内におきまして、待ち時間について問題意識を持ちながら、患者サービス向上の観点からその対応について引き続き研究、検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、医師確保についての現状と対応についてであります。医師確保は市立病院の最重要課題でありますことから、昨日の渡辺議員の質問に答弁申し上げましたとおり、市長を含め鋭意積極的に取り組みをしているところでございます。このことにかかわりまして、市民の皆様から力を借りるべき、また情報提供をいただくべきということでございましたが、市立病院は現在まで道内3医育大学の協力をいただき、医師の派遣をいただくなどまだまだこれら大学と密接な関係にありますことから、一部の診療科を除き、全体の医師派遣に影響が及ぶことのないように注意も払いながら、医師確保に向けた取り組みを進めているところでございます。市民の皆様から幅広く情報の提供をいただけますことは大変有意義ではありますが、一方では、今ほど申し上げましたように大学とのかかわりもありますことから、ど



のような形で市民の皆さんから情報提供をいただくことがいいのか。また、それらの情報をもとにどのように取り組んでいくことがいいのかもあわせて検討してまいりたいと存じます。

次に、奨学金制度の創設についてであります。さきの第3回市議会定例会におきまして、議員から質問をいただきました以降、調査をいたしましたところ、道内でも複数の自治体で制度として創設しておりますことからその状況などをお聞きしましたところ、なかなか借り手がない、実際に自分の病院に勤務するまでには結びつかない、成果としてあらわれるまで最短でも10年近くが必要であることなど、多くの課題や問題点などを挙げられておりました。このように多くの課題や問題点などもありますことから、今後とも引き続き先進的な、特に成果として結びつくような取り組み状況などの情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、医療機器の実態と充実に向けての対応についてであります。質問の、現在市立病院にある医療機器の中で使えないもの、また使える人がいない機器等があるのかということでございましたけれども、現在使えない機器はありませんが、使う医師がないため、使用していない機器としましては、常勤医が不在となった整形外科の手術の際に用います止血装置ですとか、手術後に治療、リハビリに用いる持続的他動運動装置などがございます。次に、必要な機器についてであります。使用頻度が低い医療機器などは、業者から借り受けて対応できている実態もありますことから、現状一定程度必要な機器は整備されているものと認識してございます。次に、今後の医療機器整備の考え方ですが、日々進歩し続けている医療機器をその都度整備、また更新していくということは、現状経営健全化に取り組んでいる市立病院としましては難しい面がありますことから、病院内全体でその必要性や緊急度、使用頻度、費用対効果などを総合的に勘案し、優先順位を決めながら整備しているところであり、今後ともこの考え方で整備してまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 少し再質問します。

一つは待ち時間です。まず調査してください。長い人はどのくらい待っているのか、大体平均はどうか。それから患者の声を聞いてください。ここが大事なところ。その辺のことを一つ言ってお

く。

それから二つ目は、機器の話は大体わかった。ただ、これは機械ではないと思ったのだけれども、大腸がん検査のときの患者が見るモニターがないのです。これは第一病院にも吉田病院にもあるし、私の知っているところはあちこちにあるのです。何で市立病院にないのだということで、この間少しやりとりがあったのだけれども、わずかなお金だと思うのでこういうのはやはり用意してもらわないと困ると思うのですが、いかがですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 待ち時間に関しまして調査、また患者さんの声を聞くということの必要性でございますけれども、その調査につきましては、従前、旧病院のときに1度調査した経過はございますが、移転改築した後についてはそのような調査を行っていないのが実態でございます。なお、患者さんの声を聞くことに関しましては、患者さんからの声を聞くボックス等を設けまして、その中で患者さんのご意見等をいただいているところでございますが、今ほど質問もいただきましたので、今後どのような対応をしていくことがいいのか検討してまいりたいと考えております。

また、医療機器につきまして、内視鏡モニターの導入関係でございますけれども、この内視鏡検査の状況としましては、医師の医療行為ということでもございますので、医師の考え方またはそのやり方によりまして違いがあると考えておりますので、現在、内視鏡検査を担当している医師に使用の意向を聞いた上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 時間をにらみながらだから、聞きたいことも割愛する場合もあると思います。

3番目、商工振興であります。9月の議会で市職員にボーナスのときに商品券を購入してもらうという協力がいいのではないかと言ったのですが、もう目の前ですからその取り組みについての状況を聞きたい。

もう一点は、同じくボーナス時期を前に官公庁を回ってということ随分言いましたし、これは河野前市長のときからずっとやって続けておりますけれども、その辺でことしの取り組み、それからこれまで毎年同じことだけではなくて、少し前進というか

いろいろ工夫していると思いますので、そのこともぜひお尋ねいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 商工振興についての質問のうち、ボーナス時における市職員の商品券協力についてお答えいたします。

本件につきましては、さきの第3回市議会定例会におきまして、同趣旨の質問をいただいた際、群馬県桐生市における取り組みの事例を紹介いたしながら、経済団体として主体的な取り組みのもとでの対応が適当であるという考え方を示しまして、今後、本市における関係団体等の意向を伺う中で、どのような対応が可能なのか検討してまいりたいとお答えさせていただきました。その後、深川商工会議所と接点を持たせていただく中で、それらについての意向をお伺いしておりますけれども、現状、意思形成が十分に整っていないと伺っているところでございます。したがって、当面それらの状況を見守ることとしておりまして、今後、具体的な取り組みや協力の要請があった場合には、どのような対応が可能となるのか検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 後段のボーナス支給時の官公庁訪問による買い物の要請についてお答えいたします。

市民の皆さんに地元商店街、商店で買い物をしていただき、まちににぎわいと活力を取り戻せるよう毎年6月、12月の官公庁や民間企業等のボーナス支給日前後に深川商工会議所及び深川市商店街振興組合連合会と一緒に、国や道の出先機関、市内の学校及び民間事業所などを訪問し、地元でお買い物お願いキャンペーンを実施しているところであります。初めに、1点目のことしの取り組み内容についてであります。第1回目としまして、去る5月15日に深川保健所を皮切りに市内事業所を訪問し、チラシなどを配布しながら地元商店の利用をお願いしたところであります。2回目は、12月10日に6月と同様に官公庁及び民間事業所等を訪問する予定であります。また、翌11日は、深川地方卸売市場の土曜市会場におきまして、広く市民の皆さんに対しましても地元でお買い物をお願いする予定となっております。次に、工夫していることについてであります。この地元でお買い物お願いキャンペーンの実

施に当たりましては、各参加団体においても繁忙期ということで日程調整に大変苦慮しながらも、限られた時間の中でできるだけ効果が得られるよう、当初は官公庁に限られていました訪問先を民間企業、事業所にまで拡大して実施しており、また昨年からは先ほど申し上げましたとおり、暮れの土曜市会場におきましてもキャンペーンを実施してきているところであります。さらに、訪問先の方々は勤務中であつたり、あるいは買い物中であつたりと限られた場面での対応でありますので、1人でも多くの方に地元商店街に目を向けていただくことに重点を置きまして、チラシ等につきましてもできるだけ端的な表現でインパクトのあるものという考えで工夫をしております。市といたしましては、今後とも関係機関・団体と連携を図りながら、ボーナス時の官公庁訪問などいろいろな機会をとらえ、地元でのお買い物につきましても周知してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） この件につきましては、少しだけ述べます。一つは前段の話で、商工団体の方との煮詰めるような話が出ましたけれども、私は随分残念な思いがしております。商店の方たちと話をすると、期待しているという声も聞いていただけない、団体がそういう態度だというのは遺憾だというのが率直な感想であります。

それで、2点目の沢田部長の答弁に対し少し述べますが、一つは工夫されている、前進しているということで評価したいと思います。私は、長年、言い出したときから道職員など、官公庁と言ってきたのですが、今も言ったし、見せてもらえば民間にも行っているという点では努力している。ただ、そこで一つだけ提言ですが、行っている箇所が少ないです。これは人手もありますから、そうなのかと思います。そこで、行けない場合は文書にして多くの職場にお願いするというのも、やはり市や商工団体の姿勢を示すものでもあるし、またそういう中で見られるのではないかと思います。あなた方の祭りのときのあのエネルギーというのは祭りだから出せるということもあると思うし、先ほどの東出議員の質問にありましたけれども、私も「ご苦労だな、よくやった」と思っております。ぜひこの場合も勝るとも劣らないエネルギーを出してほしいという提言を含めて、再質問とします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 再質問にお答え申し上げます。

このキャンペーンにつきましては、広報ふかがわ12月号にも市民の皆さんに地元でお買い物をというように掲載させていただいておりますし、またホームページにも掲載しております。このような取り組みとあわせて、先ほど申し上げました官公庁、それから民間の企業等も訪問いたしまして、お願いをしているところであります。そこで文書でというようなことでございますけれども、これらの取り組みを見きわめながら、今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） もう少しインパクトが欲しかったけれども、私はその推移を見守っていきます。

次に、市臨時職員、非常勤職員についてであります。私は、初日の指定管理者のところでもこのことにかかわるようなワーキングプアということを発言しました。田中昌幸議員から官製ワーキングプアとか公契約条例について言われていました。私は自席でそのとおりという掛け声をかけましたが、これはサービスではありません。私の本当の気持ちであります。そこで、私は理事者、管理職、市役所労働組合の皆さんに心から訴えたい。人の足は何年踏んでも痛くないという言葉はあるが、そうであってはならない。他人の痛みのわかる、あるいはわかって努力する人間になってほしい。優しさ、温かみのある行政や行政マンになってほしい。臨時職員、非常勤職員の皆さんが、皆さん方のすぐ隣にいます。どんな待遇なのか、どんな思いでいるか、目をつぶって見て見ぬふりはしないでほしい。そのことをまず言って、何点か聞きます。

1点目、現状と対応。

2点目、共産党が北海道庁に対して、こういうようなことについて要望書を提出いたしました。経済部労働局雇用労政課から文書で回答が来しました。こう書いてあるのです。「働き方に見合った均衡ある処遇や非正規労働者から正規労働者への転換の促進に取り組んでまいる」という立場で自治体を指導することが道の姿勢だと、道職員のことではないです、自治体職員のことを言っています。この点について深川市はいかがかということを知りたい。

3点目、病院の関係であります。ことしの3月いっぱいまで臨時職員の方が終わりになって、採用試験を受けて非常勤職員になりました。このとき、いわゆる退職報償金がどのような形で支払われたのか聞きます。

それから次に、新しく病院の中に非正規ユニオン労組というのができて、団体交渉を重ねている。もう随分やられていると聞いております。要望事項で継続していることの内容と今後の対応について明らかにしてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 市の臨時的任用職員及び非常勤職員についてお答えいたします。

4点ございましたが、1点目の現状と対応ということでございます。まず人数から申し上げますと、市のほうでは、臨時的任用職員として12月1日現在80人、非常勤職員28人という実態でございます。さらに、市立病院のほうでは、非常勤職員51人であり、臨時的任用職員はおりません。そういった中で、かねてより地方公務員法の第22条第5項を根拠にいたしております臨時的任用職員の任用について、現状と法とが一致していない部分があるという受けとめを私どもはしております。これまでの議会でもお答えさせていただいておりますように、見直しの方向の考え方について、平成22年度中に方向性を示したいとお答えをしている経過がございます。その作業に入りまして、これまでの自治省の当時から長い経過があり、これはさまざまな検討もされておりましたけれども、なかなか打開策が示されないという難しい課題でもありますが、市としては、いつまでも放置することにはならないという考え方の中で、解決に向けて努めなければならないと考えております。なかなか職場ごとの個別の事由などもございまして、まだ煮詰めるまでには至っていないという状況でございますけれども、これに向けては努力したいということを申して、答弁とさせていただきますと思っております。

次に、2点目の共産党が道庁に対して要望書を提出したその回答、並びに4点目に市立病院に新たにできました労働組合の関係で質問をいただきました。これにつきましては、パート労働法という法律がございまして、正式名称は短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律という法律でございますけれど

も、このパートタイム労働法は平成20年4月に大きく見直しがされたということがございます。これについては、労働条件の文書交付でありますとか内容についての説明義務、大事なところは、今、議員の質問にもございましたように、働き、貢献に見合った公正な待遇の決定ルールの整備ということが大きく盛り込まれておりまして、均衡のとれた待遇の確保促進という内容の法改正が平成20年4月にされているということでございます。そういった意味では、事業者としてこの流れに沿った対応が求められていると考えておりますので、2点目にございました道の回答について、さらに労働組合の要求、今まで交渉を何度か重ねてきておりますけれども、この要求につきましても、この法律の流れに沿ったものと受けとめているところでございます。

それと、3点目にございました市立病院は、ことしの3月に長期も含めた退職がありまして、その内容について勤続報償金の支給についてというお尋ねでございました。これまでの議会論議を踏まえまして、10年以上勤務して退職する臨時的任用職員を対象として、病院の臨職から非常勤に切りかえて退職することになった方が10人ですが、5人の方が10年以上ということでしたので、勤続報償金を支給していると伺っているところでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 臨時職員、非常勤職員のことは、私は随分言ってきました。今ほどの答えの中では、なかなか煮詰めの問題があって、答えが出せない。出せないというか、あずっているという言い方をしましたが、私はいいです。変な答えを出すよりも、少しもんでから、いい答えを出してほしいということをおきます。

次に、建設業国保のことについてお尋ねします。正確には工事業国保というようです。きのう楠議員の質問と答弁がありました。その続きになる部分もあります。何人か私の知っている業者さんは、詐欺に遭ったみたいなものだと、寝耳に水だと、当然入っていて何の問題もないと思っていたのが、あなた方は加入資格がなかったのです、だから脱退しなさいということですよ。

そこで1点目は、なぜこういう事態になったのか、問題はどこにあったのか。それから、東京にこの国保の組合の本部があり、支部が札幌にあるのですが、そういうところは天下りの団体ではないかと、私は

少し感じているのです。その辺に何かこういう大事件になってきた裏があるのではないかと思うのですが、その辺を1点聞きたい。

2点目は、とにかく今は無保険者を出さないということが喫緊のテーマなのです。国保は市の事務ですから、国保について言うのですが、きのうの答弁でいろいろ納税相談も受けますということは、受けしてもらわなければならないけれども、言えることは、短期被保険者証や資格証明書を出さないという立場をはっきりしてもらいたいと私は思うのです。何かきのうの答弁の中で、私は聞こえなかったので、そういう立場でいらっしゃるのかどうか言及しなくても、とにかくそういう問題なのだと、私は本当に被害者だと思っているのです。悪質な滞納者とか、そういう水準ではないのだということをまずお尋ねしたい。

3点目、きのうの答弁の中でも空知総合振興局に対策室、本部を設けたと。そこから情報が出ていると言っていますが、その情報や何かが、深川市の場合15業者、62人に届いているのかどうか。それから、市として、傍観しているとは私は言いませんけれども、そここのところを見届けながら、あなた方はもう名前もわかっているわけですから、本当に困り果てているこの業者の人たちに親切な対応が必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 私からは、全国建設工事業国保組合について、前段の1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。

最初に、脱会通知はどうして出されたのか、どこに原因と問題点があるのかについてであります。これらについては詳細な資料を持ち合わせておりませんが、北海道からの情報提供によりますと、国保法に基づく行政指導に従って実施した資格確認の全国調査の結果、加入資格を有しないことが判明したことから、被保険者資格を喪失する事になるとして、工事業国保組合の本部から10月28日付で打ち切り通知が出されたとされており、それ以上の内容については把握できない状況にあります。

次に、無資格者の市国保加入後の保険税が納められない方への短期被保険者証や資格証明書を交付しないとの質問でございますが、無資格者が市国保に加入することで、保険税の差額負担分が生じますこ

とから、もし保険税が納められないような状況が生じる場合には、昨日の楠議員の答弁で申し上げましたとおり、税務課と連携をとりながらその方の家族構成や生活実態などを十分にお聞きする中で、まずは分納などの納税相談に努めながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 資格喪失となった事業所への通知についてお尋ねがありましたのでお答え申し上げます。

空知総合振興局では、先日、楠議員にもお答え申し上げましたとおり、工事業国保資格喪失者対策特別相談室を設けまして、いろいろな相談を行うこととしております。このことにつきまして、本日、このような相談室が設置されたことで市のホームページにも載せてございます。それから、個別の事業所に通知をということでございますけれども、これから空知総合振興局の特別相談窓口と協議しながら、協会けんぽに加入すべき事業所等につきまして、個別に文書で通知することなどにつきましても、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 限界ではないと思うのだけれども、何かもうパシッとしないのです。さっき優しきとか温かみと言ったでしょう。私は正直言って、組合の本部は知っていたのではないかと。深川市民新聞にきちんと書いてある。そこで、言いたいことは、通部長にしても、いわゆる納税相談だとか親切にと言うのだけれども、これは悪質ではないのです。そうしたら、私はぜひそれはそういうことにしないというぐらいのことを言えると思うのだけれども、言えないですか。それを聞きたい。それから、沢田部長についても一言言いたいけれどもいいです。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 再質問にお答えいたします。

まずは、生活実態を踏まえた納付相談を行うことがこの対応ではないかと思っております。その中で、これまでも相談者の実態を踏まえた上での対応に心がけており、機械的に短期被保険者証や資格証明書を交付するようなことはいたしておりませんので、これまでも議会論議の中で北名議員とはこのことについてやりとりがございますけれども、市の基本と

しては生活実態を踏まえた上で、しっかりそのことに対応できるように心がけてまいりたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） このことはこのぐらいでいいし、市民福祉部長の気持ちは私はわかるのだけれども、私はやはりもう一步踏み込んで、ガンと言えるような行政になってほしい。あなたが言っていることもわかるし、出さないと言っているようなものなのだけれども。では、次に入ります。

次は、ごみの収集と通告書に書いています。何を言うかということは説明欄というか、要旨に書いてあるけれども、お年寄りや障がい者の方が家庭ごみを玄関前に出しておけば収集するということです。幾つかの事例があるので紹介します。これは深川の例ではないです。ほかのまちのことを書いているものを読んだものです。ごみステーションが道路の向こう側で車の行き来があり、危なくていけない。それから、片手に杖、片手にごみ袋で冬はごみステーションまで行くのが大変だ。それから、市内にいる子供にごみ出しに来てもらっている。これは私が幾つかのほかのまちの様相で見たものを言ったのですが、深川でもこういう状況はあると思うのです。高齢者の方、あるいはひとり暮らしの方、障がい者の方、各地でこういう取り組みが進んで、ふれあい収集という表現を使っているところもあると思うのですが、前進しているという状況もあるので、深川でもぜひ積極的にこうしたことをやるべきではないかということであります。よろしく願います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） ごみの収集につきまして、お年寄り、障がい者などのごみ出しを門口まで行う、ふれあい収集という提言につきましてお答え申し上げます。

深川市内には、現在ごみステーションが821カ所ありますが、特にまち中では、各ご家庭からはそう遠くはない場所に町内会が判断をしておみボックス等を設置していただいております。深川市のごみ分別収集につきましては、このステーション方式により定期収集する方法を基本とする中で効率的なごみ回収を目指す深川市分別収集計画が作成されております。質問のごみ出しを門口まで行うふれあい収集についてのご提言でございますが、平成16年から家

庭ごみの計画収集を開始しておりますが、これまでの間、特に門口までの個別収集の市民要望は受けてはいないのが現状でございます。また、介護保険制度が始まって以降、在宅の要介護が必要な市民の中には、ヘルパーさんがそのお宅に定期的に介護のため出入りして、ごみ出しについてのお願いにも対応している実態であることも介護福祉の担当所管からも聞いております。ただ、高齢化社会が進む中で、家庭ごみをみずからステーションまで排出することが困難で、かつ他の方の協力を得ることができない市民の方など、事情につきまちはいろいろなケースがあると思われまして、また道内の自治体では実施している市もあるようですので、まずはふれあい収集の制度につきまして、今後、研究してまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） なかなか説得力があると思って聞きました。そんなに遠くないところにあるということも言いました。しかし、だれから見て遠くないというか、元気な人だと近いと思ったって、足の悪い人、杖をつく人から見たら遠い場合もあるし、いろいろあると思うのです。それで、介護のヘルパーさんというけれども、ではヘルパーさんが朝に来てくれるかといったら、来てくれないと私は思うのです。ただ、ボックスがあるから、前の日に出しておけばいいという言い方かもしれないけれども、これからだんだんと、今だってそういう人がたくさんいると私は思うのです。もう少し前向きな考えが出ないかというのが私の思いで、それに答えてほしいのが一つと、要望がないというけれども、要望はあるのです。何年前か忘れたけれども、当時の課長はいい人だった。私が言ったら、「わかった」と現場へ行って聞いてくれて、やってくれたのです。だから、もう一つ加えて聞くけれども、そういう人がいたら、様子をよく聞いて、やってください。その制度ができるならできるまでの間でもそうしませんか。いかがですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 再質問にお答え申し上げます。

先ほど、ごみステーションが遠いか遠くないかということをしていろいろおっしゃりましたけれども、ごみステーションまで排出できない方にとりましては

大変助かる制度であるということは理解しております。ただ、これはごみ処理する所管が取り扱うべきものなのか、福祉サイドで検討すべきものなのかも含めまして、今後、研究させていただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） もう終わろうと思ったけれども、これではおさまりがつかなくなりました。福祉サイドとしてどうですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 北名議員のご提言につきましては、今後、十分研究してまいりたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 柳田法務大臣ではないけれども、最後は今言ったような言葉で終わる場合があるのです。だけれども、これはやってもらいます。お願いします。

最後に、学校教育についてお尋ねいたします。電子黒板については、さきに水上議員が聞きましたので、私は1点だけ聞きます。どれだけ現場の教師あるいは学校から要望があったものなのか。また、その要望も具体的に何かで上がっていたのかどうか、まず尋ねます。

次に、これがメーンです。どこの教室にもある黒板についてであります。チョークで先生が板書、黒板に書くという風景は変わらぬ教育の姿であり、どの人もいろいろな思いがあるものであります。そこでこの黒板ですが、四六時中、四六時中といったら夜中もいふのだから、そうではないが、とにかく先生は書くわけです。ですから、当然劣化して、先生にとっては字が書きづらい、チョークが乗らなくなる。また、生徒や児童のほうから見れば、見づらくなる。こういう状況が当然生まれます。そうすると、この解決方法というのは、板の張りかえがベターであるし、ベストというのか、そうやっています。そこで、このことについて幾つか聞きます。

1、黒板の耐用年数。

2、市内の小中学校での板の張りかえの状況、その費用。1枚にかかる費用も含めて聞きたい。

3、張りかえをどのような手続でなされているか。

4、法律的にこの件についてはどのようになっているか。

5、法の基準にのっとして、これまで行ってきたかどうかお尋ねします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 学校教育についてお答えいたします。

初めに、電子黒板についてですが、今定例会において水上議員の一般質問に答弁してございますが、電子黒板は情報通信技術を活用した教育の情報化が進む学校教育の現場において教育効果を高めることができる一つの道具であると認識しているものでございます。そこで、学校との要望の関係でございませぬが、教育委員会ではこのような学校教育の情報化の現状と将来の動向を踏まえまして、さらに地域によって教育環境におくれや格差が出ることは避けるべきという立場から、また電子教科書の導入についても近い将来のこととして注視しなければならない現状にありますことから、学校との意思の疎通を図りながら導入したものでございます。

次に、黒板についてでございますが、若干順不同になるかもしれませんが、随時お答えいたします。まず、張りかえについてでございますが、学校からの点検要望や点検依頼の状況を確認した上で随時張りかえの対応をしているものでございます。黒板が見えづらく、授業に支障を来す黒板はないものと認識しているものでございます。

次に、検査等につきましても、法律関係でございませぬが、黒板の検査につきましては、学校衛生基準に基づきまして、毎学年、年1回定期的に黒板面の色彩について検査を行うこととなっておりますが、本市の現状といたしましては、教職員による日常的な目視での確認を行っているものでございます。黒板面につきましては、湾曲したものが市内のすべての学校において普通教室の黒板として使用されているものでございます。

次に、最近の整備状況といたしましては、平成19年度に一已小学校3教室、21年度に北新小学校3教室と深川中学校1教室、今年度に入りましてからは、北新小学校3教室と納内中学校3教室において張りかえによる整備を行ったものでございます。なお、張りかえに要する経費は、面積にもよりますけれども、約5万円と認識してございませぬし、黒板の耐用年数につきましては、特に黒板の張りかえ等で整備ができますことから、耐用年数はないものと認識し

てございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 正直言って全然答えになっていないのです。何が言いたいかという、法律で毎年点検をすることになっている。日常的に教師が目視で行っている。法律どおりではないでしょう。基準が書いてあるでしょう。黒板面の色彩については毎年やるのだけれども、明るさ、それから鮮やかさの検査は、黒板検査用色票を用いて行うとなっているのではないですか。これが文部科学省が決めた基準です。やっていないなら素直にやっていないと言ってもらわなければ困る。私はやっていないのだと思うのです。少し質問するけれども、この黒板検査用色票とはどんなものですか。それを聞きたい。それから、今言ったようなことで、これでいいということになるのですか。さっきあなたが言った、学校検査何とかの法律の関係で、これでオーケーなのですか。それから、この法律はいつできたのですか。黒板はこういう形で毎年やらなければいけないというのは、今は法律の名前が変わったから、変わったときからではなく、その前からずっとあったのだと思うけれども、これはいつからなのですか。教えてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 黒板の検査につきましては、先ほど言いましたように基準がございませぬ。学校保健安全法第6条にこれらが規定されておまして、毎学年1回、定期にということでございますが、これについては色彩でございませぬ。検査用の色票につきましては、色の濃さがそれぞれ何枚かございませぬし、それをどの濃さに合っているのかというその色彩を比較するものでございませぬ。それによって明度、色彩の検査が行われるものでございませぬ。それから、この検査につきましては先ほど言いましたように目視で行っておりますので、実際に基準に沿った検査を行っているかということならば、やっておりませぬ。

それから、安全法の関係でございませぬが、この法律がいつからかということについては、私は承知しておりませぬが、衛生法自体は昭和33年4月10日法律第56号、最終改正が平成20年6月18日法律第73号によって規定されているものでございませぬ。

（「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

一部答弁漏れがございました。この基準につきましては、年1回ということで規定されてございまして、原則するべきものと認識してございますが、現在はしておりませんので、今後におきまして、これらにどの程度の費用がかかるのか、どの程度の期間が必要になるのか、学校は11校ございますので、それらも検討して進めていきたいと考えてございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 今の答えて、やらなければいけないのだけれども、やっていなかったということがわかった。ただ、これは今、一原部長だけれども、教育長、教育部長だった人もそっちに座っているわけです。それから、教育委員会のスタッフもいるし、ずっと人もいたわけです。私は恐らくこれは昭和33年からこういう施行規則だったと思う。52年間このとおりやられてこなかった。そして何が言いたいかというと、幾つも言いたいことはあるけれども、深川の学級数は今64です。電子黒板と対比していいわけではないけれども、あれに500万円かけたわけでしょう。1枚板をかえるのにさっき5万円と言いました。全部のクラスをかえたって、まだお釣りが来る金額です。私はそのところをやはりきちんと見ていかなければいけないと思うのです。それで、なぜ私がこのことを今言うかということ、私が何か調べてということではないことは種明かしするけれども、去年、深川東高の放送局の生徒がグランプリを取りました。「ミクにおまかせ」というやつです。言っているのはあれの中身なのです。そうしたら、あなた方はだれも見ていないのかいと私は言いたい。教育委員会の人だれも見ていないのだからと。その中で、あの人たちが言っているわけです。全国何千の学校の中でグランプリというのは半端でないというか、すごいことです。私は、生きがい文化センターへ行って2回見たけれども、その前に見ているわけです。私の頭の中にずっと残っていたのです。そしてやはりこれはどこかで言わなければいけないと。だから、そういうことなのです。子供たちの目線というか、そういう努力を受けとめていないということも含めて、きょうは言いたいと思ったのです。そこで、再々質問になるけれども、そこで言いたいのは、よそのまちもやっていないかもしれないけれども、深川では「イロヒョウ」というのか「シキヒョウ」というのか、あんな言葉は初めて知ったから。そしてもう一つつけ加えれば、東高

の先生方もわからなかった。先生は書いているからわからないのです。だけれども、ある部分が子供の目から見たら見えなかった、見づらかったのです。これが子供の大事な点なのです。先生ではなくて。そういう立場で、そしてやはり私らの時代もいた。私らは五十何人いた。びっしりで。黒板の字が見えないときは、後ろの子は前に来て、教壇のところにノートを持ってきて字を書いていた。そんなのも思いつきけれども、黒板というのは、命といえば大きさになるかもしれないけれども、物すごく大事なところなのです。そこで、最後、締めくくりますが、ぜひ緊急に全部調べて、文字通りこの法律に基づいてやると。場合によっては予算化する。そのことを答えてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） 今、黒板に関するいろいろお話がございました。

質問の中で東高さんのビデオに触れられている部分がありましたが、全国優勝してから直ちに私どもの課でも見ておりますし、たまたまことしの5月に全道の教育長会議が深川でございまして、そこで教育長さん方に紹介するために見させていただいたという経過がございまして、私も見ております。お話にもありましたように、ビデオの中でもはっきり言っているとおり、東高さんも検査をやっていなかった。私どもでも張りかえはやっているのですが、検査については今までやってきていないということですから。また、検査については、市内の学校でもやっていませんし、私どもの認識している範囲ではほとんどの学校が毎年やっていない。これが違法にはならないのだと思いますが、脱法に近いかどうかというのを少し費用とのバランス、その他がありますので、考える必要があるのではないかと考えています。したがって、今、直ちにここで全数検査をすれば申し上げられませんが、そのところはさらに研究、調査をいたしまして、対応をさせていただきたいと思っております。先ほど一原部長が申し上げましたように、現在、児童生徒が、先生のチョークで書いた黒板を見るということに不便、不自由はないと承知していますので、それがいいような処置をとっていきたく思います。それから、電子黒板について、昨今のお話を紹介させていただきますと、今、各校に1台入れているわけですが、各校ともさらに電子黒



板をといて声がございますので、そこのところはあえて紹介をさせていただきます、お答えとさせていただきます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） まずは全部調査することにしてほしいということと、東高はあの関係で道教委が全部張りかえたということを書いて、私の質問を終わります。

○議長（北本清美君） 北名議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時20分 休憩）

（午後 2時33分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、松沢議員。

〔松沢議員、質問席へ〕

○8番（松沢一昭君） 平成22年第4回定例会のラストバッターとして一般質問いたします。

第1番目の質問は、昨日の山下市長の答弁により理解をいたしましたので割愛をいたしますが、このことについて少しか前段で触れたいと思います。

今まさに日本の食糧や農業農村、食糧主権など、食糧はもとより地域社会全体が崩壊にさらされようとしています。それは環太平洋戦略的経済連携協定、略称TPPというものが突然、民主党菅内閣によって持ち出され、これから具体的交渉に入ると表明したからであります。これまでも日米間のEPA、FTAといったことが、ここ数年、経済界からの要請を受けて持ち出されてきました。しかし、これらEPA、FTAに比べ、例外を全く認めないあらゆる分野にわたって関税を廃止するか、あってもごく低関税と言われるTPPは、農業分野はもちろん、地域の経済全体が崩壊すると言われております。この点に触れて、次の質問に入りたいと思います。

次に、戸別所得補償政策について一部重複がございますが、伺いたいと思います。この政策は民主党のマニフェストの目玉の一つとして、ことしはお米についてのみ試行されましたが、出発点からさまざま懸念されています。反当り1万5,000円の補償を行うという試算の根拠となる数字が、農家の労賃の80%となっている点で当初から指摘されて

おりました。さらには、ことしの米入札価格あるいは相対取引がどんどん値下がりしていった、この所得補償政策で賄い切れない心配がされています。我が党の紙智子参議院議員が行った委員会質疑で、国の責任で備蓄米買い上げによる暴落の歯どめ対策を求めたのに対して、鹿野農林水産大臣はかたくなにこれを拒否しました。一方で、市場価格が下がっていくのを放置しての所得補償では、農家の所得が確保されることになるのでしょうか。来年度は畑作に対しても主要作物に対する所得補償の数値も先日発表されたようであります。ソバや麦などについては、一定の金額が農家に入る仕組みになりそうですけれども、一方では畑作という性格から大面積による補償金を目的とした粗放な耕作に対する懸念の声もあります。共済加入という一定の条件はあるようだけれども、この辺は注目していく必要がありそうです。試行と言われた米に対する所得補償政策による農家収入の見通しとともに、畑作を含めた来年度のこの政策の見通しと、さらに深川市の農業に対する予測される今後の影響についてどのように見通しているのか見解をお答えください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 戸別所得補償政策についてお答えいたします。

初めに、米に対する所得補償交付金による農家収入の見通しについてですが、北畑議員の質問にもお答えしておりますが、本年度については、米戸別所得補償モデル事業により米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家等に対し、定額部分として一律10アール当たり1万5,000円が交付され、さらに当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額をもとに変動部分が追加で交付されることとなっており、深川市の定額部分については、総額約9億900万円が11月30日に各生産者に支払われている状況にあります。また、議員ご指摘のとおり、米価の値下がりが続けば変動部分の交付に対する国の予算が不足するとの声も聞かれますが、国としては対応できるとしてあり、また集荷円滑化対策基金を活用し、過剰米を主食用米以外に仕向ける緊急需給対策の実施に向けた検討がなされていることから、米価下落に一定程度の歯どめがかかるものと考えております。次に、来年度のこの政策の見通しと深川市の農業に対する予測される影響についてで

ありますが、国においては平成23年度より販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指して、農業者戸別所得補償制度が本格実施されることとなっております。次年度実施される戸別所得補償制度につきましては、米に対する助成として、需給調整に参加して米を生産する農業者に対して、恒常的なコスト割れ相当部分を交付する米の所得補償交付金、米価の下落分を交付する米価変動補てん交付金。水田活用の助成として、水田転作での麦、大豆、米粉用米、飼料用米などを生産する農業者に対して、主食用米並みの所得確保相当分を交付する水田活用の所得補償交付金。新たな畑作物に対する助成として、麦、大豆、てん菜、ソバなどを生産する農業者に対して、恒常的なコスト割れ相当分を交付する畑作物の所得補償交付金、また耕作放棄地などに麦、大豆、ソバなどを作付する場合や集落営農が法人化する場合などに対する加算支払いがありますが、これら以外に本年度のモデル対策で実施されている激変緩和調整枠が発展的に解消され、水田利活用自給率向上事業におけるその他作物と一本化し、地域特産物の振興、戦略作物の生産性向上に向けた取り組みなどに支援する産地資金が創設されることとなっております。米の所得補償交付金は、本年のモデル対策等をほぼ踏襲し、水田活用の所得補償交付金については、その他作物が産地資金に統合されるなど一部変更になった部分がありますが、これらもほぼ本年のモデル事業を踏襲しております。しかし、新たに始まる畑作物の所得補償交付金については、これまで実施されてきた水田畑作経営所得安定対策の生産条件不利補正対策の対象作物である麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショに加え、新たにソバ、菜種が対象作物となっており、それぞれの作付面積に10アール当たり2万円を交付する営農継続支払とそれら畑作物の数量、品質により単価が設定され支払われる数量払により助成されることとなります。なお、営農継続支払については、議員ご指摘の補償金を目的とした捨てづくりを行う者への交付を防ぐ措置として、交付対象者については共済加入者、または集団で麦、大豆等の生産に取り組む農業者とされており、これ以外の者に対しては、生産数量に応じた数量払のみとなっ

ております。また、交付金の交付は営農継続支払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、追加で支払われる仕組みとなっておりますが、結果的には営農継続支払と数量払のいずれか高い額が支払われることになり、最低でも10アール当たり2万円が交付されるものであります。深川市に対する影響についてであります。本年度の激変緩和調整枠等に相当する産地資金の動向が不明なため、一概に申し上げることはできませんが、平成23年度にあっては、転作を除く畑作物に対する制度の中で、従来まで対象となっていなかったソバが畑作物の所得補償交付金の対象作物となっており、本年度と同様の作付面積があった場合、営農継続支払のみでも約3億円程度支払われることとなり、また小麦、大豆についても現在の水田畑作経営所得安定対策の単価を上回っていることから、交付される交付金の総額は本年度の交付金を上回るものと思われ、深川市農業への大きな影響はないものと考えております。現在、国段階で面積を拡大した生産者に交付金を上乘せる規模加算を導入する方向で検討がなされているなど、事業の詳細は示されていない状況にありますが、いずれにしても本制度を有効に活用し、円滑に事業が推進できるよう関係機関・団体等と十分連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） この仕組みは来年度から本格的な実施ということなので、これからまた経過を見ながら、あるいは国に対して意見を出していくとかいろいろな形での議論をしていく問題と思っております。次に移ります。

3番目、平成22年産農産物の生産状況について、これも重複いたしますので、簡潔に答弁してください。主要な作物の収量、品質、価格、農家収入について、まだ生産途中のものもあるでしょうが、見込みでよろしいですから伺います。

また、一部の農家に発生したもち病の影響などによる被害農家の状況及び国保税などへの軽減措置についても、その必要性があったのかどうか含めて伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 3番目の質問は私からお答えいたしたいと思っております。今、議員も言われました

ように、けさほどの長野議員の質問にお答えしたとこと重複をいたしますので、なるべく簡潔にと思っております。

米については、長雨や高温などの影響で、10%強の収量減が見込まれますし、また低たんぱく米の割合も非常に低く去年を下回る見込みで、残念な状況になっています。それから、小麦や大豆につきましても、15%から20%程度の収量減になりました上に品質も3等の割合、規格外が多い状況になってしまいそうだとおっしゃいます。野菜や花卉につきましても、総じて10%から30%の収量減があり、また品質の低下も見込まれております。次に、その価格面でございますが、米につきましても、過剰作付による在庫の増加などを背景といたしまして、現在、価格が低落状況にあります。議員も言われましたが、農林水産省が発表した平成22年産米のお米の相対取引価格によりますと、10月の価格が前年比で、きさら397にしても、ななつぼしにしても2,000円以上下回っているという残念な状況でございます。畑作物の価格につきましても、ソバは比較的安定しておりますけれども、小麦は輸入枠の影響もありまして、下落しておりますし、また大豆については、繰り越し在庫などの影響によりまして、下落傾向であると承知をいたしております。野菜や花卉につきましても、若干品種によりまして、高値で取引されているものもあると聞いておられるところでございますが、総じて余りいい影響は生じていないということでございます。次に、農家収入についてでございますが、これも総額で先ほど申し上げましたが、試算いたしますと、農作物全体の販売額の面で平年に比して9億9,000万円ほどの収入減になるという見込みでございます。大変厳しい状況であると認識をいたしております。

次に、いもち病の影響についても質問がございましたが、本市におきましては、ことしの7月以降の日照不足、あるいは周期的な降雨によりまして、いもち病が発生いたしまして、広い範囲へ拡大するといったことが見られたところでございます。8月中旬時点でJAきたそらちが行った調査によりますと、その時点で深川市でのいもち病の発生は約70ヘクタールでございましたが、それ以降も恐らく拡大したと思われるので、最終的な被害面積は70ヘクタールよりも上回るかと思っておりますが、相当の被害が発生いたしたものと考えているところでございます。議

員の質問には詳しくは述べられませんでしたけれども、こうして出来が悪くなりましたがゆえに収入減となった場合、市税の減免をするといった措置につきましては、現在の市の条例では幾つかその例が決められておりますけれども、災害によって農作物の減収があり、その減収額が著しい場合この場合は一定程度減免があり得るという規定になっておりますが、その減免の対象となる災害は、冷害、凍霜害、干害などに限定的に規定をされておまして、今の規定ではいもち病によって仮にその減収が生じたとしても、その条例上はなかなか対象にはなりがたい状況でございます。ただ、いもち病も含めまして、一般的に収入が大幅に減ったような場合に関しましては、先ほどの北名議員の質問の中にもありましたように、納税相談に来ていただいて、相談する中でいろいろご相談に応じた対応をしてみたいと思っておりますし、今後もそういうことで、もし著しく収入が減じたがゆえに納税に苦勞されるという方はぜひ納税相談にお越しいただければ、しかるべく対応に努めてまいります。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） この問題では、実は前にいもち病がかなり発生したときに、個別の農家の事案で窓口で大分やりとりをした経験がございますから、正直言って、なかなかならないというのが実態でございます。これについてはここでやめます。

次に、4番目のエゾシカ被害対策について伺います。このほど北海道は、道内に生息するエゾシカの数52万頭から62万頭へ訂正いたしました。しかし、これも果たして正しい数値なのか、正確なことはだれにもわからないというのが実情であります。温暖化と少雪に加え、もともと生息数が多かった道東地方の耕作地がほとんど高さ3メートルくらいあるフェンスで囲われ、山間部のクマザサも食い尽くされ、本来越冬しないと言われてきた日本海側へ移動してきていると言われております。深川市内でも納内から多度志、鷹泊方面にかけての山沿いのエゾシカ被害は非常に深刻なものがおります。電牧さくによる囲い込みもかなり進んできていますが、ソバのように1戸で50ヘクタールも60ヘクタールも作付していると、その経費と管理が大変で、なかなか囲い切れなという実情があります。そしてふえ過ぎたエゾシカが越冬するところでは、ヤナギ、ニレノキ、シナノキなどの柔らかい木肌はかじられ、山肌のササが

なくなり、大雨が降ると表土が流され、北海道の自然の形態が壊されかけているというところまで来ているのであります。私も昨年、思い切って狩猟免許を取得しましたがけれども、現在のふえ続けるエゾシカの実態を見ていると、とてもとても個人の趣味や使命感などでは間に合わないところまで来ています。ただ、このことにみずから手を染めてみて、わかってきたことも多くあります。そのことを意見として行政に反映させていくことが当面の私の仕事の一つかとも思っています。

そこで、まず現在の駆除の方法について、改善の必要のある点を申し上げたいと思います。現在、深川市は出動要請があったら、あらかじめ登録されているハンターが行って、時間当たりの労賃を自主申告する方式をとっています。その登録も経験年数10年以上という制限をつけていますが、これも非常に変なことです。全国で発生した銃による事件、事故のデータを見ると、そのほとんどが10年以上銃を所持していたベテランハンターによって引き起こされているのです。また、10年、20年銃を所持していても、後始末が大変だからシカ猟をやらないという人もおります。しかし、害獣駆除員としての登録はしている。これでは実効が上がりません。ことし新ひだか町と土別市で行った1頭当たり幾らという方式にしないと実際の効果は上がりません。土別市と合併した旧朝日町も岩尾内ダムがあるところで、エゾシカの被害に悩まされていました。この秋に訪ねてみると、すっかりエゾシカの被害がなくなったと喜んでいました。ただし、捕獲数で1,000頭を超えたといえますから、市の予算も1,000万円を超えたそうです。ただし、道の補助が半分くらいあるはずで、この1年くらい成績が上がっていると、2年目以降は相当少なくなっていくだろうということが予測されます。他町村のものが混じるおそれも多少ありますが、害獣駆除期間に限って行えば、この害獣駆除期間は自分の行政区以外に行き行って撃つてはいけない期間なので、ほとんど他の町村のものは入らないと思います。こういう方式で実効の上がる制度にしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、残滓の処理についてであります。現在の指針では、利便性のよいところのものを回収して、産業廃棄物として処理をする。運び出せないものは穴を掘って埋めてもよいということになっています。しかし、市内でも何カ所かで土地の所有者から苦情

が出ているのも耳にします。銃の引き金を引いたときからすべて後の始末まで自分の責任でやらなくてはなりません。私はエゾシカの被害の多いところで、土地の持ち主が撃ってほしいと言っているところでもしか撃たないことにしていますので、残滓の処理についても協力をしてもらっていますが、やはりこれも行政としての協力が欲しいところでございます。先日の所管事務調査で資料を出してもらいましたが、空知管内でも4市1町が、全道では50を超える自治体が一般廃棄物での受け入れをしています。無料のところもありますし、1キロ当たり10円から15円というところもあります。最終処分場での受け入れについて対応の考えをお聞かせください。

次に、高齢化が著しいと言われている中で、若手ハンターの育成について伺います。私もハンター2年目の新人ですが、若手と言えるかどうかは周りの皆さんの判断にゆだねたいと思います。先日も一已地区で長年支部長を務めてくださった方が80歳の誕生日を区切りとして銃を手放しました。その少し前、市内で農家をしている方から、息子が狩猟免許を取りたいと言っているので、取り方を教えてほしいという電話をもらいました。昨年ひと夏がかりで狩猟免許に挑戦して、交通費から何から一切のものを入れると50万円近い経費がかかっています。これはもう趣味の段階を通り越して、道楽だと言われても仕方ありません。特に、何でこんなことに証紙が必要なのかと思うぐらい、書類を書くたびに手数料とか証紙代がかかる仕組みになっています。最後に猟友会費と、これは事故の保険料ですが、これをセットで納入して一連の手続が終わります。しかも、10年間は散弾銃しか持たせられない。市指定の害獣駆除員には指定してもらえない。これでは若い人になかなか狩猟免許をとる人が出てきません。しかも、ヨーロッパなどでは狩猟はスポーツとしての位置づけがしっかりしていますが、日本では危険人物扱いされかねないという風潮があります。銃の購入費は、もちろん自分の責任で買わなくてはなりませんが、さまざまな手数料や証紙代ぐらいは、農業団体とも連携をして支援をってもらう方法がとれないでしょうか。

もう一点は、国有林への立ち入りについてであります。現在は多くの林道が立ち入り禁止となっています。もちろん植栽や伐採をして作業中のところに行き行って猟をする気はありませんが、曜日を限って、

さらには書面を届け出しておいての立ち入り許可といった方法で国有林への出入りと狩猟を認めてほしいという声が今多く出てきています。全道的な問題として機会をとらえて関係機関へ意見を上げていてもらいたいと思います。以上の点について考えをお聞かせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） エゾシカ対策についての1点目と3点目について私からお答えいたします。

初めに、エゾシカ被害対策についての1点目、害獣駆除による1頭当たりの助成制度についてであります。本市においては、年々増加するエゾシカによる農作物被害を減少させるため、市の委嘱ハンターによる捕獲や電牧さく等の設置により、被害防止対策を推進してまいりましたが、依然被害は減少していない状況にあります。こうしたことから、市としては、より一層エゾシカの駆除を推進するため、昨年まで毎年4月1日から9月30日までの期間において、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整捕獲で深川市長が捕獲許可を北海道から受けてきておりましたが、本年度から加えてこの捕獲許可期間を10月1日から11月30日までの2カ月間延長し、駆除に取り組んでいるところであります。この銃器による取り組みについては、安全性の問題や万が一発生した事故に対する補償など猟友会北空知支部と協議を行う中で、時間当たりの出勤手当、賃金制度という形で円滑に取り進めてきているところであります。ハンターについても議員も触れられておりましたが、猟友会北空知支部から推薦のあった方を市の委嘱ハンターとしております。議員からご提言のありました1頭当たりの助成制度を取り組むことなどにつきましては、より一層の駆除推進のため、他市の状況を調査し、新年度から取り組むことについて検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の若手ハンターの育成などについてお答えいたします。現在、エゾシカ駆除のためのハンターについては、猟友会北空知支部の推薦ハンターを駆除員として委嘱し、捕獲に取り組んでいるところであります。市内のハンター27人のうち12人に委嘱しております。これらハンターの年齢構成は、40代1人、50代9人、60代10人、70代7人と高齢化が進み、またエゾシカによる農作物被害についても

一向に減少していない状況から、若手ハンター育成による一層の駆除が急務となっております。このため、昨年度より深川市鳥獣害防止対策協議会と連携し、生産者等に対し、狩猟免許取得についての周知を行っており、本年2月に狩猟免許取得試験を受験した49人の方が狩猟免許を取得、うち3人が銃の所持許可も取得したところであります。本年度についても、今後実施される狩猟免許取得試験について、昨年同様、深川市鳥獣害防止対策協議会と連携し、生産者等に対し周知を図ることとしておりますが、市においても広報を通じ、市民に広く周知することとしており、さらに銃の保持に伴う各種講習会の参加料など負担軽減のため、深川市鳥獣害防止対策協議会を通じて、深川農業ステップアップ推進事業を活用して支援を行うこととしております。

次に、国有林野内における入林の土日開放の全道的な取り組みについてであります。現状を深川市内の国有林を所管、管理している北海道森林管理局、空知森林管理署北空知支所に確認したところ、昨年までは、一部の地域を除き全道一円で、国有林への入林規制をかけていましたが、近年のエゾシカ等の有害鳥獣による農作物被害を受け、今年度から土日の開放に積極的に取り組んでいる状況とのことであります。国有林内での造林工事等で多くの業者が入山していることもあり、作業員の方々の安全確保のために林道入り口に立て看板を設置し、入林の規制をしているところもあることから、すべてを開放することは難しいとは存じますが、市としては、エゾシカの個体数調整の観点からも、より一層の入林の規制緩和について関係機関に要請してまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） エゾシカ被害対策についての2点目、残滓の一般廃棄物処分場での受け入れについてお答え申し上げます。

深川市の現在の最終処分場は、平成16年7月に使用を開始した施設で、一般廃棄物処理施設として北海道へ設置申請書を提出しておりますが、この施設において処分する一般廃棄物の種類は、不燃ごみ、中間処理残渣、焼却灰としていることから、動物残滓につきましては、埋め立て受け入れのできないごみとなっております。現在、行われております動物死体の処理につきましては、北空知衛生センター組合の取り扱い業務となりますが、30キログラムまで

の小動物は衛生センター組合で受け付け、赤平市にあります中空知衛生施設組合が運営している焼却処理施設に搬送し処理をしております。また、30キログラム以上の大型動物につきましては、赤平市の焼却炉の規模が小さく処理ができないため、衛生センター組合に連絡した後、雨竜町にあります民間処理施設に直接搬入していただき、焼却処理をする対応となっております。ただし、動物を解体した後の残滓につきましては、動物死体として受け入れをしてよいのかどうかという廃棄物に関する法律の解釈について、指導する北海道の見解では、動物の死体処理としては認めていないようであり、一般廃棄物の焼却処理としては受け入れることも難しいものと聞いております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 今の5点目の質問については幾つか再質問したいと思えます。

害獣駆除の出動については、来年度から1頭当たりの助成制度が検討課題として、これはかなりやる方向での答弁がされたということで評価したいと思います。一気に呵成に土別市のようなわけにはいかないかもしれないですが、やはり実効のある制度として仕組みをつくってってもらいたいと思えますし、ハンター保険というのは、独自に私たちも猟友会に入ったときにはセットで猟友会費と一緒に入っているわけですが、市も保険をかけてくれるというのは非常にいいことなのです。シカの1頭や2頭とれないでもいいから、絶対に事故は起こさないという前提でやっていますけれども、万が一の場合には相手方に対する十分な保障ができる体制を組むというのは、確かにこれはこれでいいことだと思っています。

再質問ですけれども、土日の入林が可能と言われていますが、今のところ私たちは大体民地の畑あるいは畑周辺で主に撃っているのですが、主要な林道の入り口には、狩猟者の皆さんへという赤い字で印刷した看板が立っています。どの林道が入れるようになっているのかと思いながら、今、多度志方面の林道は私は全部知っているつもりなのですが、開放の方向になっているというほど簡単なものではないです。これから道も含めて意気を上げていこうと言っていますから、これはこれでやってもらいたいと思えますけれども、市内の林道の入林の実態は所管で押さえていますか。それがわかっていたら聞かせ

てほしいと思うのです。

あと、残滓の受け入れなのですが、今の最終処分場の受け入れはそういうことで届け出ているということはわかりました。ただ、今はもうエゾシカは非常事態なのです。特に夏、畑へ出てきたら撃ってくれと言われた、出勤した人方が撃ったやつというのは、夏だと八エがたかりますし、その後の処分というのが結構大変なのです。それを受け入れしてもらえたからといって、果たして何人の方がそんなふうにもじめに対応して持っていくかどうか。この辺はわかりませんけれども、今の非常事態の中で、やはり市としてその辺の改善というのは当然やってほしいし、届け出というのはお互い人間が決めていくことです。種類をふやすとかそういうことをやってもらわないと、これは規定がこうですと言って読み上げてもらって、それで終わりにしてもらったのでは何も前進しないのです。最後は撃たなければいいのだからと、出てもほっとけという話になりかねないのです。趣味で撃っているのだからいいだろうというお互いのやりとりになったのでは成果は上がらないと思うので、この辺はやはり行政として、これから早急に検討して改善していただきたいということの一つですので、もう一度答えてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 国有地の土日の入林の関係でございますけれども、先ほどもお答えしましたように、私どもとしましては、北海道森林管理局中空知森林管理署の北空知支所に確認をしたところでございまして、その確認の中ではこのような、先ほど申し上げましたとおり開放の方向だということに回答していただいておりますし、それから北海道森林管理局のホームページの中でも北空知の支所の部分については、土曜日については一部に入林の禁止措置を設けている区域があると、日曜日については解除しているというような情報も出ております。ただし、私どもで確認はしてございませんので、状況について電話になるかどうかはわかりませんが、確認を申し上げまして、議員のご提言のある土日の開放に向けて関係機関に要請してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 再質問にお答え申

し上げます。

残滓の受け入れということでございますけれども、深川市の場合の動物死体の対応につきましては、先ほど申し上げましたとおり、動物の死体のままの状況であれば、今までどおり雨竜町の民間処理施設で受け入れが可能だと思っております。ただ、現在の一般廃棄物処分場にその項目をふやすということにつきましては、今後いろいろな審議会等に諮っていかねばなりませんし、今後、研究してまいりたいと思っております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 再々質問しますが、簡単に民間のところへ持ち込んでほしいと言っていますけれども、10キロで1,000円と私は聞いているのです。120キロあるシカを丸ごと持っていったら、受け入れてくれたにしても1万2,000円かかるわけです。それをハンターの個人努力でやれと言われても、私はそれはやらないと思います。あくまでも最後の責任は、残滓を放っておいたからといって苦情が来るなら撃たないという話になるのです。ですから、渋々答えなくてももう少し前向きに検討してもらわないと。例えば、ここに先日出してもらった資料がありますけれども、あちこちのまちで残滓の受け入れをしているわけです。金額も10キロ当たり126円とか100円とか、そういう価格で対応しているまちが、空知管内でも夕張市、芦別市、三笠市、歌志内市、雨竜町とあるわけですから、しっかりとその辺を受けとめて、この場だけの検討でなくて、本当に前向きに考えてもらわないと、深川のエゾシカ被害はそんなに簡単におさまらないと思います。もう一度答えてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 今回の質問につきましては、道の害獣駆除補助事業によるエゾシカ駆除にかかわっての問題だと思っておりますので、北海道で駆除したシカの解体後の残滓について、廃棄物の処理に至る最後まで関係する指針等を示していただくことが望ましいものと考えておりますが、再度、焼却処理する立場としては、中空知衛生施設組合を通して、北海道に法の解釈も含めて確認していきたいと思っております。ただ、一般廃棄物処分場については大変難しいと思っております。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 一般廃棄物処分場での受け入れ品目というのを今三つだか四つ言いました。焼却灰だとか、不燃物だとか。非常事態なのだからそこでの受け入れを検討してもらえないかと言っているのですが、だめなのですか。それが不可能だということなのですか。随分それも硬直した話です。人と人との契約で、ごみの処理場で何か受け入れる、受け入れないという話が、ここ3年間か5年間か10年間かわかりませんが、今エゾシカの被害がこれだけ出ている中で道がどうこうでなくて、深川市としての対応を検討してもらいたいと言っているのですが、どうですか。それも答えられないのですか。

○議長（北本清美君） 暫時休憩します。

（午後 3時18分 休憩）

（午後 3時52分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

○議長（北本清美君） ここでお諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本日の会議時間は延長することに決定しました。

○議長（北本清美君） ただいま、寺下副市長から先ほどの答弁を補足したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

寺下副市長。

○副市長（寺下良一君） 大変貴重な時間をいただきまして、本当に恐縮しております。先ほどの答弁について補足をさせていただきます。

駆除をしたエゾシカの処分の件でありますけれども、現在、埋め立て処分場における埋め立て処分ができる一般廃棄物の種類については、これは地域の方々とのお話の中でしっかりと決められている事項でありまして、大変難しい部分がございます。ただ一方では、エゾシカの害を考えますと、かなり緊急事態ともいえることかと思っております。そういうことを考えますと、深川市のみならず近隣の市町村にあっても同様の悩みといえますか、苦勞を抱えているの

ではないかと思えます。捕獲したシカの処分をどのようにしているかということについて、もう少し調べて情報を得る中で、処分の仕方、最も合理的で簡便であるというような方法を研究させてもらいまして、それに対する支援といえますか、深川市として何が応援できるかということを考えていきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 次に、5番目の子供の自殺対策について伺います。

隣まち滝川市で起こった痛ましい子供の自殺の記憶がまだ冷めやらない中で、先日同じようなことが起きてしまいました。こうした事件が起こったとき、学校側の記者会見で決まって校長、教頭の口から出てくる言葉に「いじめはなかった」という言葉があります。今の時代のいじめがインターネットとかブログを使った陰湿なものになり、わかりにくくなっているとも言われます。1986年に東京中野区で発生した自殺は、担任の教師も加わって「葬式ごっこ」というのをやって、特定の子供をいじめていたという信じられない自殺がありました。ここまでいかないまでも子供の心を傷つけかねないような言葉を担任の教師の口から言われることが、深川市内の学校でも時には起きているといったことが私たちの耳に入ってきております。このような痛ましい、決してあってはならない子供の自殺を防いでいくために、教育委員長の重い決意というものをぜひお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

上垣教育委員長。

○教育委員会委員長（上垣由紀子君） 子供の自殺対策についてお答え申し上げます。

ことし、いじめがあったと考えられる自殺が相次いで報道されました。本来、未来に向かって羽ばたくべき若い命、両親の愛から生まれた何ものにもかえがたい大切な命をみずから断つという悲惨な事態が報道されるたび、本当に胸が痛みました。昨日の北畑議員の質問に対する教育長答弁で申し上げましたとおり、本市には現在深刻ないじめはなく、そのことは10月から11月にかけて教育委員全員で市内11校すべての小中学校を訪問し、各学級の授業を参観させていただき、その後、校長先生、教頭先生と意見交換を行った中でも感じ取ることができました。よく言われるように、いじめはどこでも、いつ

でも起こり得るものです。そのことを私も含め5人の教育委員がしっかりと認識し、いじめはあってはならないという思いで教育委員会、学校、そして保護者と地域が一体となって子供たちの教育に当たることが必要だと思えます。命の大切さを子供たちに理解してもらい、本当の意味でのたくましく生きる力をはぐくんでいくようしっかりと取り組んでまいります。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 次に、6番目の院内感染について伺います。

私はこれまで決算審査の中でたびたび資料を出してもらって質問をしてまいりましたが、ことしになって、また新しい耐性菌が発生し、大きな社会問題となりました。特にこの耐性菌の発生した病院が情報の公開と対応に問題があったために、一層大きな問題となったと思っています。私が酪農をしていたころに悩まされたのはメチシリン耐性黄色ブドウ球菌ですが、特効薬の出現でかなり治癒するようになりました。しかし、新たに耐性を持つ菌が発生するということでもあります。まず、この1年間に市立病院で発生した院内感染で、抗生物質に対する耐性を持った院内感染の実態がどのようになっているか。また、病院内での感染防止の取り組み状況についてもお答えください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 院内感染対策についてお答えいたします。

深川市立病院での院内感染の実態とその対策についてであります。本年2月から3月にかけてノロウイルスによる院内感染がありましたが、これ以降の院内感染はございません。院内感染が発生した2月は、季節的にノロウイルスの感染が拡大しやすい時期であり、下痢、嘔吐、発熱、腹痛などノロウイルスの感染症状で受診される患者さんが増加する時期でもあります。そのような状況の中で、下痢をした患者さんの排せつ物の処理が不適切であった、あるいは手洗いの不足などの原因により院内に感染が広がったものと考えております。このため、病院内に設置しています感染管理委員会が中心となり、排せつ物の適切な処理や床、手すり等、院内の消毒、手、指の消毒や手洗いの徹底、感染または感染が疑われる職員の就業制限などの対策を迅速に行い、終



息を見たところであります。院内感染の防止対策としましては、感染防止対策会議、感染管理委員会を設置し、感染管理マニュアルの作成を初め、感染症の発症実態の把握、職員への情報の提供、周知、研修等を行うなど院内感染の発生及び拡大防止対策を実施しております。また、今回の院内感染を検証し、感染管理マニュアルの改定、チェックリストの作成、各部署におけるマニュアルの実施状況の点検などを行い、再発防止に努めているところでございます。また、国内で検出がされまして、東京都の医療施設で院内感染が確認されました多剤耐性アシネトバクターの関係につきましては、当病院におきましては発生の実態はございませんし、また北海道内においてもそのような発生の報告はなされていないところでございます。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 7番目は介護保険について、ここへ積み立てられている基金についてお尋ねします。

一つは介護保険準備基金について。これは何年か前の保険料改定のときから私は問題視してきました。高過ぎる保険料、それと所管の皆さんが言うところの病床群の減少による見込み違いが合わさった分と言えると思います。それが3億円を超えるところまで行って基金になっています。適正な基金の額はどのくらいかという私の質問、あるいは反省の言葉はということに対して、当時の課長は明確な答弁を回避してきたという経過がありますが、さまざまなやりとりの中でほぼ6,000万円くらいだろうということだろうと思っています。まず全道の市の中で保険料はどのくらいの位置にあるのか伺います。それで、この3億円の基金ですが、もともとは市民の払った保険料なわけですので、有効に活用していかなくてはいけないと思うのですが、その考えについてお聞かせください。

次に、介護従事者処遇改善基金について。これは国から来たヘルパーさんなど、介護に従事している方の処遇改善に役立てるための限定した基金だと私は認識していますが、これで一体どのくらいの改善が可能なのかと思うわけです。この基金の今後の活用についても伺いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 介護保険についてお答えいたします。

初めに、介護保険料の全道各市との比較でございますが、平成21年度から23年度までの第4次介護保険事業計画においては、全道35市のうち一番高い市は月額保険料で申し上げますと、三笠市の4,850円、一番低い市は根室市の2,600円であり、本市は3,775円で、高いほうから21番目であります。次に、介護保険準備基金の有効活用であります。介護保険準備基金は、介護保険財政の年度間の均衡と健全な運営に資するため設置しており、決算における剰余金が生じた場合に積み立てているものであります。その活用については、不測の事態に備え基金に残す額を除き、基本的には次期計画期間中において、具体的な率や額は示されていませんが、歳入として繰り入れすべきと国から指導がされており、本市においては、現在の介護保険料設定の際には平成21年3月の基金残高2億9,203万円のうち2億2,900万円を第4次計画期間中に取り崩すことにより、前期と比べまして大幅に保険料の引き下げを行ったところであります。

次に、処遇改善基金の具体的活用と市内介護関係職員の処遇改善であります。介護従事者の処遇改善を図るものとして、平成21年度の介護報酬はプラス3%の改定が行われておりますが、これにより第4期介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国から21年3月に介護従事者処遇改善臨時特例交付金として、本市に1,530万円が交付されましたので、介護従事者処遇改善臨時特例基金として管理し、第4次計画期間中に介護保険特別会計に繰り入れて保険料軽減の財源としているところであります。また、介護関係職員の処遇改善としては、介護報酬改定による処遇改善に加えて介護職員と他業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場として成長していくよう、介護事業者からの申請により介護職員処遇改善交付金が道の基金事業として、道から委託を受けている北海道国民健康保険団体連合会が毎月の介護報酬とあわせて交付するもので、介護サービスごとに交付率が定められております。市内各事業所においては、介護従事者の賃金の改善に対して交付されるものであることから、報酬改定とあわせて本交付金を活用して、介護職員の処遇改善に努めているとお聞きしているところでございます。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 1点、再質問します。

この3億円の基金ですけれども、言ってみれば行

政の皆さんがたびたび好んで使うその時々 of 被保険者の負担の均等性といいますが、その辺で考えるとやはり相当問題があるのです。今、高いほうから二十何番目といえますから、低いほうには属しているのでしょうかけれども、それでもやはりまだ保険料は少し高めだと、基金がじわっとふえてきていると思って今答弁を聞いていたのですが、保険料の改定はもう1年後になるかと思いますが、その辺、あなた方の見通しというのも結構大変な面はあると思いますけれども、この辺の均等性というのをやはりしっかり見通して、これからの保険料策定に当たってもらいたいと思いますし、考えを聞かせてほしいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 次期介護保険料の見通しについて再質問にお答えさせていただきます。

現在、国においては、平成12年度から介護保険制度の大幅な制度見直しを検討されているところでございます。市といたしましては、このような状況を確認いたしまして、本市におきます今後の介護給付費などの動向なども推計しながら、次期の計画は平成24年度以降の3カ年でございますけれども、現在の基金の活用なども踏まえて保険料の軽減などに活用していくことになるものと考えておりますので、その辺をしっかり見きわめてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 以上で松沢議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北本清美君） お諮りします。

常任委員会開催等のため、12月8日から10日及び13日の4日間休会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、その4日間を休会することに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 以上で本日の日程はすべて終了しましたので、本日はこれで散会します。

なお、12月14日は午前10時から開議します。

（午後 4時10分 散会）



平成22年第4回定例会

平成22年12月14日（火曜日）

深川市議会定例会会議録 (第4号)

平成22年12月14日(火曜日)

午前10時00分 開議

午前10時55分 閉会

○議事日程(第4号)

日程第 1 委員会報告第20号

議案第70号 深川市職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第71号 深川市住民基本台帳カード多目的利用条例の一部を改正する条例について

議案第72号 深川市債権管理条例について

議案第78号 妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託について

議案第79号 深川市児童館条例を廃止する条例について

日程第 2 委員会報告第21号

議案第73号 深川市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について

議案第74号 深川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第75号 北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約について

議案第76号 深川市簡易水道条例及び深川市簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例について

議案第77号 深川市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 委員会報告第22号

請願第2号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願

日程第 4 委員会報告第23号

陳情第2号 市議会の動画配信の陳情書

日程第 5 議案第80号 財産の譲渡について(深川市リサイクルプラザ)

日程第 6 意見案第16号 米需給適正化に対する意見書

日程第 7 閉会中の継続審査の申し出について

日程第 8 閉会中の所管事務調査の申し出について

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 初めに、総務文教常任委員長から議案5件、経済建設常任委員長から議案5件、社会民生常任委員長から請願1件、議会運営委員長から陳情1件の審査結果の報告がありました。

次に、川中議員外から意見案1件の提出がありました。

次に、第4回定例会4日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 委員会報告第20号議案第70号深川市職員給与条例の一部を改正する条例についてないし議案第72号深川市債権管理条例について、議案第78号妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託について及び議案第79号深川市児童館条例を廃止する条例についての5件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

渡辺総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(渡辺英雄君)[登壇] ただいま議題となりました議案第70号深川市職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第71号深川市住民基本台帳カード多目的利用条例の一部を改正する条例について、議案第72号深川市債権管理条例について、議案第78号妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託について及び議案第79号深川市児童館条例を廃止する条例についての5件について、総務文教常任委員会で審査しました概要と結果についてご報告申し上げます。

本件、議案5件は、今定例会において当委員会に付託され、12月8日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第70号深川市職員給与条例の一部を改正する条例について質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、今回の給料表の改正に伴い、給料月額削減の対象となる55歳を超える職員の人数、また中高

年齢層に限定した給料月額の引き下げ対象者の人数は、

答え、行政職(一)表の6、7級の55歳を超える職員は、本市の場合は23人です。また、給料月額が引き下げとなる対象職員は、252人で、その内訳は、市役所が167人、市立病院が85人です。

問い、この給料表の改正が適用された場合の影響額は、どのくらいになるのか。

答え、給料表の改定を受ける40歳以上の者に係る1人当たりの較差額は、一月で200円から700円減額となり、市役所と病院を合わせた一月の影響額は、9万4,000円程度の減額となります。

問い、本市の給与改正に係る考え方については、今まで独自削減があっても基本には人事院勧告を尊重する提案がされている。今回、実施時期をおくらせて行こうが、今後も尊重しないことが起きるかどうか、それについての見解を伺う。

答え、今後の人事院勧告自体の行く末が不透明な部分もございますが、本市においては従来から人事院勧告準拠で提案しておりますので、今回は特別なことと考えております。しかし、今回の給与改正は、地域給の導入や期末勤勉手当の支給月額の引き下げ、さらに市立病院健全化の給与の独自削減を行っている要素がある中で、基本的には国の人事院勧告0.19%の是正をクリアしており、そこを大前提とするものです。これが常態化することはないものであり、その時々的情勢による対応のため断言できないと考えます。

問い、人事院勧告で初めて年齢で区切った55歳以上の月額1.5%削減が勧告されている。その国の対応にどのような考え方を持っているのか。また、本市の改正はこの削減は行わないが、独自削減との考え方の見解を伺う。

答え、人事院の考え方は、公務員における給与ベースと民間ベースの実態に差があり、これを調整するものです。今回の給与改定は、最初に55歳を超えるものについて月額1.5%の削減を措置し、足りない部分を中高年齢層から引き下げる調整を図るものと受けとめています。本市の場合は、独自削減が平均5%、さらに6、7級の中高齢層は、傾斜配分による6%及び6.5%の高い率で削減している実態から、この部分は解消されているという認識です。したがって、今の時点では、独自削減の実施などによりその時々で判断すべきことと思っておりますが、独自削減がなければ国に準拠する前提に立ち、その方

向で考えていくべきと思っています。

問い、職員組合との交渉はどのような状況であったのか。

答え、この案件は、労使交渉に付す内容であり、人事院がマイナス改定でありましたが、本市の改正内容が緩和的な要素であったことから、組合との交渉は比較的スムーズに終わっています。交渉の回数は、団体交渉と事務折衝も含め4回程度行っています。

質疑終結後、採決に入り、議案第70号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号深川市住民基本台帳カード多目的利用条例の一部を改正する条例について質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、住基カードの多目的利用サービスの実績とその効果は。

答え、登録者の実績は、平成15年度が32人、多目的利用サービスを導入した16年度が115人、それ以降は17年度で145人、18年度は260人と年々増加をしており、現在まで1,480人となっています。したがって、多目的利用サービスが住基カードの普及にある程度の効果があったものと考えています。

問い、住基カードの導入当初はいろいろな多目的利用サービスを広げると聞いていたが、どのような方向を考えていたのか。

答え、全国では、昨年度からコンビニで住民票、印鑑証明書が受け取れる実証実験や、近隣町で住民票を受け取れる広域の交付サービス、自動交付機の設置による煩雑な窓口業務を処理するサービスなどが稼働しています。当初は、いろいろなサービスを想定しておりましたが、本市の規模に合う判断が必要と考え、他市の事例も参考にしながら本市として取り組むことも検討してまいりました。また、何が取り組めるのか検討を行う中で、費用対効果も十分に検討していたことから現在に至っており、今後その点につきまして、さらに国の情報通信施策を注視しながら研究を重ねて、多目的利用サービスの拡大を行っていきたいと考えています。

問い、温泉めぐりポイントサービスの廃止に伴う、住民への周知は。

答え、来年3月31日の廃止について、広報ふかがわ1月号や温泉施設内においてサービス廃止とポイント精算のPRに努めてまいります。

問い、図書館サービスはしばらく継続するようだが、今後の更新と維持管理の考えは。

答え、図書の貸し出しと履歴システムは、平成17年度から運用しており、間もなく更新の時期を迎え大きな更新費用が発生します。そのため、更新の時期は決まっておりますが、延命をして平成25年度までサービスを継続できるように考えています。

問い、図書館サービスの利用が残っているが、その利用状況はどうなっているのか。

答え、図書館サービスの利用申請数は、サービス開始から本年10月までの累計で698人、図書の貸し出し冊数は8,368冊です。年度ごとでは、平成17年度の利用申請者数57人、貸し出し冊数は381冊、過去3年間では、20年度が170人、1,950冊、21年度が115人、2,294冊、22年度10月まで46人、1,489冊です。

問い、システムの更新に伴う制度資金、国の支援はないのか。また、過疎債のソフト事業の活用はできないのか。

答え、システムの更新に要する財源は、交付税の中で電子自治体化のための経費が盛り込まれている程度で、このほかにはございません。また、過疎債のソフト事業は、通常の管理業務に要する経費には対応しないという国の考え方であり、活用できない状況です。

質疑終結後、採決に入り、議案第71号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号深川市債権管理条例について質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、本条例の制定によって市役所内部の情報の共有ができると理解するが、今後の滞納者対策についてどのような見通しなのか。

答え、現状は、市の職員同士で知り得た情報の共有に制限があり、例えば税務課の質問権により滞納者の預金調査あるいは職場に対する給与照会などの情報も、地方税法の守秘義務の関係、個人情報保護条例の規制のため情報共有ができないことになっています。今回の条例の第4条には、滞納者情報の相互利用をうたっており、同じ滞納者の情報を共有し、例として生活困窮で税が納められない税務課の情報を、住宅使用料が残っている住宅係に提供することにより、執行停止や債権の見切りができるものです。また、強制執行の際には、自分たちが調べきれない税務課の滞納者情報を利用して、事務処理ができることとなります。今後の見通しは、市の債権を重複している方が市全体の滞納者のうち約3割という現

状の中で、滞納者の情報をお互いに利用し合うことで事務の簡素化、滞納整理がスムーズにいくと考えております。

問い、全道各市の条例制定の状況は。また、モデル条例が総務省から通達で流れていると思うが、先進的な事例はあるのか。

答え、旭川市、室蘭市、名寄市、函館市、留萌市、芦別市の道内6市で制定し、さらに現在6市が検討中と伺っています。この債権管理条例は、地方自治体が独自に制定するもので、通達や条例のマニュアルは一切ありません。したがって、それぞれの自治体が実情にあった形で制定していると考えています。

問い、私債権である水道料、病院の診療報酬などの滞納状況はどうなっているのか。

答え、平成21年度決算の滞納額は、水道料金7,432万7,000円、病院の診療報酬が1,597万3,000円、市営住宅使用料が1,812万6,000円、市営住宅の駐車場使用料が32万5,000円、給食費540万5,000円を含めて、合計で1億1,415万6,000円です。

問い、本市の差押え、強制執行の件数、金額と実態は。

答え、平成21年度の差押え件数は196件、約1,305万円であり、内訳は国税還付金21件、道税還付金1件、給与43件、預金131件です。差押えの実態は、税務課では給与、預金、不動産、インターネットの公売動産があり、他の所管で強制執行した事例はありませんが、水道料では、給水停止により収納率を上げていると聞いております。

問い、滞納されている3割の重複している滞納者の方への対応と今後の条例の制定によってどのような対応になるのか。

答え、現状、重複した債権を持っている滞納者の方には、それぞれの所管が滞納者へ電話により連絡をとるなど収納業務を行っています。例えば、滞納処分ができる介護保険料の収納業務では、質問検査権があり、所管から税務課に照会がきて回答しており、また徴収には各所管が対応しているという状況です。今後は、条例の制定により同じ滞納者の方のところに、1日に市役所の3課から徴収に行くという状況が一つの情報を共有して徴収の順位をつけて取り扱いが検討できることから重複している滞納者のそれぞれの所管が協議しながら徴収方法を考えてまいります。

問い、この条例自体には、税務課に適用されると

いうものがない。税以外の対象と思うが、今後の所管の考えは。

答え、この条例は、市税を除く債権管理について定めておりますが、税務課が市税等収納対策委員会の事務局のため、条例の素案づくり、提案までの準備を進めています。制定後は、市の財政の歳入確保に大いにかかわることから、財政課へ所管がえを予定しています。

質疑終結後、討論に入り、北名委員から原案に反対の立場で、いろいろな検討もされ、必要な面もたくさんあり、それは認めるが、同時に今の経済情勢は不況、倒産、自殺者が3万人を超えるなどかつてない事態が生まれている。これから税や使用料の問題が出てくる中で危惧することは、条例になれば徴収する側の力になるという判断もあり、制定は時期尚早であり、現段階で検討を要するとの討論がありました。

その後、採決に入り、議案第72号は賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託について質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、本市の条例に適用するということが、妹背牛町側が深川市に合わせるのか。

答え、本市が妹背牛町の学校給食事務を受けることとなりますので、深川市の条例が適用されます。

問い、本市と妹背牛町の給食費に差があると聞いているが、その辺の協議内容は。

答え、深川市と妹背牛町では給食費の単価が違っています。本市の小学校が238円、中学校296円、妹背牛町の小学校が242円、中学校298円で、この件については、深川市の給食費相当額を納入していただくことで協議がまとまっています。

問い、妹背牛町でも地産地消に取り組んでおり、また妹背牛町が利用している地元商店の扱いについても協議していたと聞くが、その辺の状況は。

答え、妹背牛町においても地元産米は利用しており、本市が学校給食事務を受けることになれば週4回の米飯のうち1回は妹背牛町産米を利用し、本市の児童生徒にも食べていただくことを考えています。また、地元商店の利用については、市給食センターでは数多くの食材を使うため野菜など相当量の確保が必要で、野菜については、量の確保、あるいは腐食している場合、代替品を直ちに納入してもらわな

ければならないことから、深川の卸売市場を利用しています。このため、妹背牛町の個店を利用する場合、量の確保や代替品などの問題から、本市の行い方で対応することで確認されています。

問い、給食事務の受託に当たり、ふえる経費は。

答え、妹背牛町の小中学校への給食配送先が新たにふえますので、これに伴う配送委託費、あるいは消耗品費、光熱水費など、現時点では約480万円を見込んでおります。

問い、事務の受託によるスケールメリットは。また、負担割合はどうなるのか。

答え、効果額については、現時点での試算では平成22年度当初予算の一般財源対比で約800万円の経費節減が期待できますが、この額は予算確定により変動が生じるものです。また、負担割合については、現時点の試算では深川市の負担が87.45%、妹背牛町が12.55%となっています。

問い、妹背牛町の児童生徒、教員数の人数は。また、事務を受託することで給食センターの人的配置の増員と採用について、その考えを伺う。

答え、平成23年5月1日現在で、児童生徒、教職員合わせて242人を見込んでおります。また、学校給食事務を受託することにより、給食配送路線が妹背牛町小中学校用に1路線ふえます。このため、配送車に添乗するパート職員1人の増員を予定しており、このパート職員は、添乗業務以外のあいた時間においては調理の補助的作業にも従事してもらおう考え方を持っています。また、パート職員の採用は、深川市在住の方で公募による採用を予定しています。

問い、妹背牛町からの配送車は、無償貸し付けで本市が所有して運行となるが、今後、本市の配送車の更新や新たな食器を更新した場合の負担はどうなるのか。

答え、本市所有の配送車を更新する場合、あるいは新たな食器の購入をする場合などは、それぞれの負担割合に応じて負担することになります。

問い、過疎計画の最終年次に給食センターの建てかえが入っているが、その建設費は、同じような案分により妹背牛町側に負担してもらおうのか。

答え、大規模な建てかえを行う場合の負担割合については、今の時点で申し上げられません。建てかえの時点で、双方で協議をして決めることになると考えています。

問い、妹背牛町側で給食費の未払い、滞納が生じ

た場合どうなるのか。

答え、給食費は妹背牛町教育委員会から市学校給食センターへ直接納入していただきますが、仮に未納があった場合、その徴収事務は妹背牛町教育委員会で行っていただくこととなります。

質疑終結後、採決に入り、議案第78号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号深川市児童館条例を廃止する条例について質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、文光児童館の廃止は財政収支改善案にうたわれていたが、代替案までなかったと思う。今回、生きがい文化センターに子供の居場所ということで具体的になったが、そこまでに至った経緯とその協議の内容を伺う。

答え、昨年5月、総務文教常任委員会の所管事務調査では、文西コミセンの中で子供の居場所を担っていただくよう、ご説明しています。それ以降、当時の文西コミセンの建設促進期成会と協議し、さらに昨年11月から本年5月まで運営組織であるコミュニティ振興会と情報交換を行い、文西コミセンの活発な利用状況の説明を受けて、本年6月に教育委員会としてコミセンでの子供の居場所設置は困難と判断し、地元協議を終了しています。その後、子供の居場所の具体的な検討になり、国の事業で改修した生きがい文化センターの多目的スペースや空きスペースなど、全館対応を検討した結果、生きがい文化センター自体の機能も活用した事業の取り組みが可能と判断したものです。

問い、廃止した後、児童館の利活用の予定は。また、付属施設の遊具はどうなるのか。

答え、平成23年度廃止後、建物を解体するのではなく、倉庫などの利用の可能性も検討しており、入り口やガラス張りの部分にはバリケードなどを設置し、安全管理や防犯対策を施したいと考えております。また、付属施設の遊具は、今後も継続して地域の公園として管理したいと考えています。

問い、財政収支改善案として、文光児童館の廃止により効果額が約400万円と提示されていた。生きがい文化センターで新たに事業を展開し、運営することに伴う経費の削減額は。

答え、文光児童館の廃止は、平成20年度の予算ベースで400万円の削減効果が見込まれています。今回、生きがい文化センターで事業展開することによって、施設の管理に伴う清掃、除雪に係る経費、光



熱水費、燃料費、施設の修繕経費として平成20年度ベースで約130万円の削減になります。また、補助指導員を少年相談員が対応する見直しで約30万円の削減が見込まれますが、新たな施設の使用料もかかること、またその他教材費などの継続により、全体で120万円から150万円ぐらいの幅の削減と考えています。

問い、生きがい文化センターに代替施設として子供の居場所を移すことで、新たに設備投資が必要なのか。また、この施設の名称を子供の居場所と言っているのが、非常に違和感を持ち、紛らわしく聞こえる。開設に向け愛称をつける考えはないのか。

答え、基本的に現在の設備などを利用しますが、子供たちが靴を脱いで上がれるスペースをつくる経費が必要と考えています。名称について、子供たちが生き生きと集う場所として、事業の名称をストレートにつけるのではなく、愛称により事業展開したいと考えています。

問い、今回、子供の居場所ということで要綱を制定されるが、この要綱を変更する場合の процедуруを問う。

答え、新たな要綱は、子供の居場所を確保するため、教育委員会訓令で深川市放課後等子どもの居場所確保事業実施要綱を定める予定であり、教育委員会議を経て制定されるものであります。この改正についても教育委員会議を経なければできないものです。

質疑終結後、採決に入り、議案第79号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより採決に入ります。

初めに、議案第70号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第2 委員会報告第21号議案第73号深川市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例についてないし議案第77号深川市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についての5件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

北畑経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（北畑 透君）〔登壇〕 ただいま議題となりました議案第73号深川市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例についてないし議案第77号深川市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についての5件について、経済建設常任委員会で審査いたしました概要と結果についてご報告を申し上げます。

本議案5件は、本定例会において当委員会に付託

され、12月8日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第73号深川市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例についてないし議案第75号北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約について一括して審査を行いましたので、質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、共同利用に伴い、妹背牛町、沼田町、秩父別町、北竜町の4町からの不燃ごみ、資源ごみが搬入されますが、通行車両はどのくらい増加するのですか。

答え、4町の不燃ごみ、資源ごみの昨年度の総処理量は約1,400トンとなっており、北空知衛生センター組合及びリサイクルプラザに搬入される一般廃棄物の総量が約9,200トンであることから換算すると、搬入されるごみが15%増加するものです。現在、北空知衛生センター組合への搬入車両は、1時間当たり9.2台となっておりますが、共同利用に伴い2台ほど増加し、1時間当たり11台と推測しております。

問い、リサイクルプラザを4町で共同利用し、北空知衛生センター組合に設置を移管することにより、深川市の財政負担の軽減が図られるようですが、効果額はどのくらいを見込んでいるのですか。

答え、リサイクルプラザの建設総事業費は約5億円で、交付税分を除き、起債償還が終了する平成30年度までに毎年約1,650万円の公債費の負担がありますが、共同利用によりごみ量割で4町からも負担をいただくこととなり年間600万円、30年度までの8年間で4,800万円の負担軽減となります。このほか、同様にごみ量割から負担を求めている可燃ごみ、生ごみの処理施設の深川市の建設経費負担割合については現在約70%で、起債償還額は年間約6,160万円となっておりますが、4町のごみ量割が増加することから、深川市の割合は約5%軽減となり年間300万円、平成30年度までで2,400万円の負担軽減となり、リサイクルプラザの建設経費と合わせ、30年度までで約7,200万円の財政負担の軽減が図られるものと試算をしています。また、施設を移管することで、建設費以外の施設の維持管理経費についても搬入されるごみ量割となることから軽減が図られるもので、年間300万円から350万円程度の負担軽減となります。

問い、リサイクルプラザは深川市が単独で建設し、

平成16年から供用を開始し運営してきましたが、建設に要した費用等の負担について、今後、共同利用する4町と協議をしているのですか。

答え、一部事務組合のような共同事業に途中から自治体が参加する場合、共通してかかる経費は当初から参加した場合を想定しさかのぼって負担することで、最初から参加した自治体と調整する考え方が一般的であることから、4町に一定程度の負担をいただくことで協議が済みしております。この負担額は、建設に要した費用のうち深川市が負担した金額をベースに、経年による建物の評価が下がった分を考慮し、過去3年間の平均ごみ量割で計算をし、4町で案分すると妹背牛町が約600万円、沼田町が約510万円、秩父別町が約460万円、北竜町が約380万円で合計約1,950万円となるもので、4町からは平成23年度単年度で支払いをいただき、深川市は雑入で受け入れることで協議をしています。

問い、地域説明会での住民の受けとめはどのようなものだったのですか。

答え、北空知衛生センター組合のある地域には平成13年ごろ、当時の一般廃棄物処理施設の建設に当たり北空知衛生センター周辺環境整備協力会が組織されており、公害発生の防止や周辺環境の整備など25項目を盛り込んだ協定書を衛生センター組合と締結しております。この協定書の中で、必要と認める事項が生じた場合はその都度協議することとなっていることから、これに基づき本年7月と9月に住民説明会を開催しました。地域からは、ごみの搬入量がふえることへの課題をいただきましたが、ごみの減量化及びリサイクルの重要性に対し理解をいただいたところであります。

問い、北空知衛生センター組合に業務が移管されることにより、人員の配置が必要と思われますが、どのような体制になるのですか。

答え、北空知衛生センター組合の職員は、現在、深川市から2人、北竜町から1人が派遣されており、今回の移管により業務がふえることから、平成23年4月から秩父別町からも職員が派遣される予定と聞いております。

問い、一般廃棄物最終処分場の今後の利用計画は、どのようになっているのでしょうか。

答え、一般廃棄物最終処分場は、ごみ埋め立て容量約3万3,000立方メートルで平成16年7月から使用を開始しており、30年度までの15年間の使用計画

としておりますが、本年10月現在では20%程度の埋め立てとなっております。今後、埋め立てするごみの量が同じペースで推移すると、平成45年ごろまで利用できる残容量となっております。

質疑終結後、採決に入り、議案第73号ないし議案第75号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号深川市簡易水道条例及び深川市簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例について及び議案第77号深川市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、一括して審査を行いましたので質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、今回、統合する更進簡易水道を、将来的に上水道管と接続する可能性はあるのですか。

答え、平成17年に当該地区の水源に濁りが発生した際に、上水道との配水管接続を検討しましたが、多額の費用がかかることから、ろ過装置を単独で設置した経過があり、今のところ上水道との接続予定はありません。

問い、新たな設備投資や配水管等の改修予定はあるのですか。

答え、地域内の配水管は、道路工事などによる布設がえにより比較的新しい管が多く、新たな投資や改修等の予定はありません。

問い、地域説明会を開催しておりますが、住民周知はどのように行っているのですか。

答え、昨年12月に、該当する全世帯に案内し、説明会を開催しております。その際、出席者からは一定のご理解をいただき、出席できなかった世帯には、説明会の資料や結果を文書で配布し周知を図ってまいりました。本年8月には、上下水道経営審議会に諮問し、簡易水道事業と水道事業は統合すべきとの答申をいただいたことから、地域の皆さんには9月の検針時に周知文書を配布しました。この文書の配布後、現在まで住民の皆さんからは、統合や料金に関する問い合わせなどはありませんが、今後も、機会あるごとに住民周知に努めていきます。

質疑終結後、採決に入り、議案第76号及び議案第77号は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上で経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんのでこれより採決に入ります。

初めに、議案第73号ないし議案第75号の3件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第73号ないし議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号及び議案第77号の2件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第76号及び議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第3 委員会報告第22号請願第2号最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

田中社会民生常任委員長。

○社会民生常任委員長（田中裕章君）〔登壇〕 ただいま議題となりました請願第2号最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願について、社会民生常任委員会で審査しました概要と結果についてご報告申し上げます。

請願第2号は、本定例会において当委員会に付託され、12月8日に委員会を開催し、審査を行いました。

請願者は、全日本年金者組合深川支部支部長、北風一憲氏で、請願の趣旨は、政府が提起する新年金制度構想は、現在の無年金者や低年金者は制度のらち外に置くことや、所得の低い人に負担が重くなる消費税に財源を求めることなど多くの問題点を含んでいることから、財源を消費税によらず、現在の無年金、低年金者に適用する最低保障年金制度を直ちに制定することを求める意見書の採択を求めるものです。

委員に請願趣旨に対する意見を求めたところ、政府が提起する新年金制度構想は、給付内容や財源についてまだ明確にされておらず、今後の議論の推移を見守るべきである。しかし、最低保障年金は必要なことだと考えるので、趣旨採択。無年金者まで全額国庫負担で補償するという点については、新たな議論の発生が予想される。財源の問題も、消費税に頼らないと言い切れるのか非常に疑問を感じる。しかし、中身的には理想としたい部分もあるので、趣旨採択。最低保障年金制度よりも、年金制度そのものに対する国民の信頼を取り戻す作業を優先しなければならないと考える。財源についても、消費税あるいはそれに類する財源を求めない限り、現状の窮迫している国の財政は保っていけないと感じているので、不採択。超少子化、超高齢化社会を迎える中で、無年金者や低年金者の存在など、現行の年金制度における多くの課題や問題点を解決しないまま最低保障年金制度を論じることは時期尚早と思う。また、最低保障年金制度を無年金者にも適用すると、今後さらに無年金者が増加することが危惧されるので、不採択。というように、趣旨採択と不採択の二つの意見がありました。

その後、委員会は採決に入り、本件について、趣旨採択の賛否を諮ったところ賛否同数となりましたので、委員長の裁決により、請願第2号は趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

以上で社会民生常任委員会の報告を終わります。  
○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんのでこれより採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 日程第4 委員会報告第23号陳情第2号市議会の動画配信の陳情書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

北名議会運営委員長。

○議会運営委員長（北名照美君）〔登壇〕 たいだいま議題となりました陳情第2号市議会の動画配信の陳情書について、議会運営委員会で審査しました概要と結果についてご報告申し上げます。

本件は、平成22年第4回定例会で当委員会に付託され、12月9日に委員会を開催し、審査を行いました。

陳情者は、深川市北光町1丁目の和田秀隆さんで、陳情の要旨は、ふだんより市議会を傍聴しているが、議会が平日であり出向くことも難しいことが多々あり、そのような市民も多いと思う。深ナビサイト内や市のホームページの中で、議会の録画ビデオを使っている動画配信を求めます。

審査では、動画配信は、現在の機材で録画した映像を業者に委託して議会の配信をすることは可能であるが、かなりの経費が見込まれることや、一般市民のインターネットへの接続率はかなり低く、さらに高齢化率3分の1の本市は、若干の時間とさまざまな検討が必要でもある。

議論の中で、議会改革の一環として、当議会運営委員会でも本会議の動画配信は、時間をかけて何度も協議をしてきた。そして、ことしの4月26日、時期尚早という一定の方向性を見出し、全会一致で確認をしたところである。しかし、将来的に、我々も課題として重く受けとめ、機材の整備、技術的なこと、あるいは媒体を通じて受ける側の課題も一定程度整理がついた時点で、この取り組みが可能になっていくものと判断する。よって市民の皆さんに対し議会を公開する、知ってもらおう努力は今後も絶え間なく続けていかなければならないが、4月の当委員会での決定を大切に重く受けとめる中で、今回の陳情については、困難と言わざるを得ないということが確認されました。

審査終了後、採決に入り、陳情第2号は全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより採決に入ります。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって陳情第2号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

○議長(北本清美君) 日程第5 議案第80号財産の譲渡についてを議題とします。

本件は一時議事延期となっているものですが、既に提出者の説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第80号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(北本清美君) 日程第6 意見案第16号米需給適正化に対する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

北名議員。

○16番(北名照美君)〔登壇〕 ただいま議題となりました意見案第16号米需給適正化に対する意見書について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するもので、内容の説明は省略いたしますが、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(北本清美君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の

規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより意見案第16号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって意見案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(北本清美君) 日程第7 閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

本件は、総務文教常任委員長及び社会民生常任委員長から別紙ご配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長(北本清美君) 日程第8 閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

本件は、社会民生、経済建設の各常任委員長から別紙ご配付のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

---

○議長(北本清美君) これで本定例会に付議されました事件の審議はすべて終了しましたので、平成22年第4回深川市定例会を閉会します。

(午前10時55分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、

ここに署名する。

議 長 北 本 清 美

署 名 議 員 ( 4 番 ) 長 野 勉

署 名 議 員 ( 1 5 番 ) 田 中 裕 章